

令和 3 年

第 3 回 定例会 会議録

奄美市議会

第3回定例会 会議録目次

議事日程・付議事件	1
第3回定例会一般質問通告	5
9月3日（金）（第1日目）	
出席議員及び欠席議員	15
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	15
職務のため出席した事務局職員	16
会議録署名議員の指名	17
会期の決定	17
報告第6号（専決）上程	17
議案第52号～第64号（13件）上程	27
議案第65号～第67号（3件）上程	29
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	30
9月6日（月）（第2日目）	
出席議員及び欠席議員	33
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	33
職務のため出席した事務局職員	34
一般質問	
永田 清裕 君（無所属）	35
荒田 幸司 君（日本共産党）	44
奥 晃郎 君（無所属）	54
崎田 信正 君（日本共産党）	64
元野 景一 君（自由民主党）	74
9月7日（火）（第3日目）	
出席議員及び欠席議員	83
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	83
職務のため出席した事務局職員	84
一般質問	
竹山 耕平 君（自民党奄美）	85
西 公郎 君（自民党奄美）	96
関 誠之 君（立憲民主党）	105
伊東 隆吉 君（自由民主党）	115
橋口 耕太郎君（公明党）	126

9月8日（水）（第4日目）

出席議員及び欠席議員	139
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	139
職務のため出席した事務局職員	140
一般質問	
大迫 勝史 君（公明党）	141
正野 卓矢 君（チャレンジ奄美）	151
松山 さおり 君（自民党奄美）	161
川口 幸義 君（自由民主党）	172

9月10日（金）（第5日目）

出席議員及び欠席議員	183
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	183
職務のため出席した事務局職員	184
議案第52号～第64号（13件）上程	185
議案付託	194
請願・陳情付託	194

9月24日（金）（第6日目）

出席議員及び欠席議員	195
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	195
職務のため出席した事務局職員	195
議案第52号～64号（13件）上程	197
陳情第5号（1件）上程	203
議案第68号～第79号（12件）（決算関係）上程	205

10月11日（月）（第7日目）

出席議員及び欠席議員	209
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	209
職務のため出席した事務局職員	209
議案第68号（1件）上程	211
議案第69号～第79号（11件）上程	217
閉会中の継続審査について	220

別紙

各常任委員会審査報告書	221
-------------	-----

決算等審査特別委員会審査報告書	224
閉会中の継続審査の申出について	226

会期・議事日程 付 議 事 件

令和3年第3回奄美市議会定例会議事日程

○令和3年8月25日 奄美市議会第3回定例会を招集した。

○会 期 39日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
9月3日	金	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 (39日間) 3 報告第6号 (専決) 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議案第52号～64号 (13件) 上程 説明 5 議案第65号～67号 (3件) 上程 説明 質疑 討論 採決 6 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 ※ 全員協議会 (本会議終了後) 【議題】 令和2年度決算等審査特別委員会構成について
9月4日	土	休 会	
9月5日	日	休 会	
9月6日	月	本会議	1 一般質問 -永田議員, 荒田議員, 奥(晃)議員, 崎田議員, 元野議員 (質問順)
9月7日	火	本会議	1 一般質問 -竹山議員, 西議員, 関議員, 伊東議員, 橋口議員 (質問順)
9月8日	水	本会議	1 一般質問 -大迫議員, 正野議員, 松山議員, 川口議員 (質問順)
9月9日	木	休 会	
9月10日	金	本会議	1 議案第52号～64号 (13件) 上程 質疑 付託 ☆付託区分 { - 総務企画－議案第58号～60号, 64号 (4件) - 文教厚生－議案第53号～55号, 61号～63号 (6件) - 産業建設－議案第56号, 57号 (2件) - 全委員会－議案第52号 令和3年度一般会計補正予算 (第4号) は, 所管する各常任委員会に付託
			※ 請願・陳情付託報告 総務企画－陳情第5号 産業建設－ (継続分) 陳情第3号 ※ 全員協議会 (本会議終了後) 【議題】 令和2年度決算等審査特別委員会構成について
9月11日	土	休 会	
9月12日	日	休 会	
9月13日	月	休 会	※ 午前9時30分～常任委員会審査 (文教厚生)
9月14日	火	休 会	※ 午前9時30分～常任委員会審査 (産業建設)
9月15日	水	休 会	※ 午前9時30分～常任委員会審査 (総務企画)
9月16日	木	休 会	報告書整理・議案等調査
9月17日	金	休 会	報告書整理・議案等調査
9月18日	土	休 会	
9月19日	日	休 会	
9月20日	月	休 会	敬老の日・敬老祝賀会
9月21日	火	休 会	報告書整理・議案等調査
9月22日	水	休 会	報告書整理・議案等調査
9月23日	木	休 会	秋分の日
9月24日	金	本会議	1 議案第52号～64号 (13件) 上程 報告 質疑 討論 採決 2 陳情第5号 上程 報告 質疑 討論 採決 3 議案第68号～第79号 (12件) (決算関係) 上程 説明 質疑 付託 ☆付託区分 { - 一般会計決算等審査特別委員会 議案第68号 (1件) - 特別会計決算等審査特別委員会 議案第69号～議案第79号 (11件)

令和3年第3回奄美市議会定例会議事日程

○令和3年8月25日 奄美市議会第3回定例会を招集した。

○会 期 39日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
9月25日	土	休 会	
9月26日	日	休 会	中学校運動会
9月27日	月	休 会	※令和2年度決算等審査特別委員会（一般・特別）
9月28日	火	休 会	※令和2年度決算等審査特別委員会（一般・特別）
9月29日	水	休 会	※令和2年度決算等審査特別委員会（一般）
9月30日	木	休 会	※令和2年度決算等審査特別委員会（一般）
10月1日	金	休 会	報告書整理
10月2日	土	休 会	
10月3日	日	休 会	小学校運動会
10月4日	月	休 会	報告書整理
10月5日	火	休 会	報告書整理
10月6日	水	休 会	報告書整理
10月7日	木	休 会	報告書整理
10月8日	金	休 会	報告書整理
10月9日	土	休 会	
10月10日	日	休 会	
10月11日	月	本会議	1 議案第68号(1件) 上程 報告 質疑 討論 採決 2 議案第69号～第79号(11件) 上程 報告 質疑 討論 採決 3 閉会中の継続審査について

○ 付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		専決処分の報告について (専決第12号 市営住宅の使用料滞納に係る訴え提起前の和解申立てについて)			
		専決処分の報告について (専決第14号 和解について)			
(1)	報告第6号	専決処分の承認を求めることについて (専決第13号 令和3年度奄美市一般会計補正予算(第3号)について)	R3.9.3	承認	本会議
(2)	議案第52号	令和3年度奄美市一般会計補正予算(第4号)について	R3.9.24	原案可決	全委員会
(3)	議案第53号	令和3年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	R3.9.24	原案可決	文教厚生
(4)	議案第54号	令和3年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)について	R3.9.24	原案可決	文教厚生
(5)	議案第55号	令和3年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	R3.9.24	原案可決	文教厚生
(6)	議案第56号	令和3年度奄美市水道事業会計補正予算(第1号)について	R3.9.24	原案可決	産業建設
(7)	議案第57号	令和3年度奄美市下水道事業会計補正予算(第1号)について	R3.9.24	原案可決	産業建設
(8)	議案第58号	奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例の制定について	R3.9.24	原案可決	総務企画
(9)	議案第59号	奄美市過疎地域自立促進特別事業基金条例及び奄美市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	R3.9.24	原案可決	総務企画
(10)	議案第60号	奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	R3.9.24	原案可決	総務企画
(11)	議案第61号	奄美市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R3.9.24	原案可決	文教厚生
(12)	議案第62号	奄美市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	R3.9.24	原案可決	文教厚生
(13)	議案第63号	奄美市市民交流センター条例の制定について	R3.9.24	原案可決	文教厚生
(14)	議案第64号	奄美市過疎地域持続的発展計画の策定について	R3.9.24	原案可決	総務企画
(15)	議案第65号	人権擁護委員候補者の推薦について	R3.9.3	同意	本会議
(16)	議案第66号	人権擁護委員候補者の推薦について	R3.9.3	同意	本会議
(17)	議案第67号	人権擁護委員候補者の推薦について	R3.9.3	同意	本会議
(18)	議案第68号	令和2年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について	R3.10.11	認定	一般会計決算等審査特別委
(19)	議案第69号	令和2年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R3.10.11	認定	特別会計決算等審査特別委
(20)	議案第70号	令和2年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	R3.10.11	認定	特別会計決算等審査特別委
(21)	議案第71号	令和2年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	R3.10.11	認定	特別会計決算等審査特別委
(22)	議案第72号	令和2年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R3.10.11	認定	特別会計決算等審査特別委

○ 付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(23)	議案第73号	令和2年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	R3.10.11	認定	特別会計決算等審査特別委
(24)	議案第74号	令和2年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について	R3.10.11	認定	特別会計決算等審査特別委
(25)	議案第75号	令和2年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	R3.10.11	認定	特別会計決算等審査特別委
(26)	議案第76号	令和2年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	R3.10.11	認定	特別会計決算等審査特別委
(27)	議案第77号	令和2年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	R3.10.11	原案可決及び認定	特別会計決算等審査特別委
(28)	議案第78号	令和2年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について	R3.10.11	原案可決及び認定	特別会計決算等審査特別委
(29)	議案第79号	令和2年度大島農業共済事務組合農業共済事業決算認定について	R3.10.11	認定	特別会計決算等審査特別委
(30)	陳情第5号	奄美駐屯地への電子戦部隊配備に関する説明会開催を求める陳情	R3.9.24	不採択	総務企画

※前議会からの継続審査事件

(31)	陳情第3号	奄美市住用町市湾の沿岸に堆積している土砂の撤去に関する陳情書	R3.9.24	継続審査	産業建設
------	-------	--------------------------------	---------	------	------

第3回定例会一般質問通告

9月6日（月）

◎無所属 永田 清裕

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 奄美市政を担ってきた3期12年の総括について
- 2 市民交流センターの活用について
 - (1) 施設整備の目的と活用方法について
 - (2) 管理運営体制、ランニングコストについて
- 3 ふるさと納税について
 - (1) ふるさと納税の現状について
 - (2) 世界自然遺産登録を受けての新たな取組について
- 4 コロナ禍における奄美の観光について
 - (1) 奄美の観光の現状について
 - (2) オンラインを活用した観光の取り組みについて

◎日本共産党 荒田 幸司

- 1 安全保障に関して
 - (1) 6月24日～7月9日にかけて、過去最大とも言われる日米共同実動演習「オリエント・シールド21」が全国各地で行われました。
奄美駐屯地でも、弾道ミサイルを迎撃する地対空誘導弾パトリオットを展開する対空戦闘訓練が行われています。当局は、今回の共同実動演習をどのように捉えているのかお示してください。
- 2 新型コロナウイルス感染症について
 - (1) 新型コロナウイルス感染者の自宅療養者が、全国で9万人を超えたとの報道があります。奄美市においても感染拡大がすすむ中、医療供給体制のひっ迫が心配されます。奄美市における自宅療養者の状況と対応についてお示してください。
 - (2) 自宅療養者で治療が必要となった場合、すぐに対応できる状況にあるのかお示してください。
 - (3) 家庭内感染等で保護者が感染した場合に、子どもさんへの個別対応ができる体制にあるのか、お示してください。
- 3 デジタル改革関連法に関して
 - (1) 先の通常国会でデジタル改革関連法が成立し、9月には「デジタル庁」が設置される見通しが示されました。奄美市では、早々に「デジタル戦略課」を新設していますが、「デジタル改革関連法」についてどのような受け止めをされているのかお

示してください。

(2) クラウド化するにあたって、近隣市町村との連携などを視野に入れているのか、その方向性をお示してください。

(3) 全国では、外部の人材を招へいする自治体もあるように伺っていますが、奄美市の対応についてお示してください。

4 自然環境の保全に関連して

(1) 世界自然遺産登録が実現した今、登録された自然や緩衝地帯に指定された地域の自然保護は当然のことですが、気になるのは里山の保全です。奄美市としての対応についてお示してください。

(2) また、食料自給率を上げることも耕作放棄地の復活に大きな役割を果たすものと思うが、食料自給率を上げるということについて見解をお示してください。

5 教育行政に関して

(1) 小学校及び中学校の児童、生徒等の教育、文化及び芸術の各種大会、また、スポーツ競技大会参加に要する経費の補助を行う制度があり施行されています。この事で、一定の負担軽減につながっていることは事実だと思います。一方、九州大会や全国大会に参加するにあたって、費用捻出のためバザー等を行ったりする保護者の負担のたいへんさも耳にします。当局の見解をお伺い致します。

6 災害時の避難所に関して

(1) 避難所に指定されている体育館にトイレが設置されていない箇所があるとの声を聞いていますが、現状と今後の対応についてお示してください。

◎無所属 奥 晃郎

1 合併15年を踏まえての合併検証について

(1) 合併のメリット部分としてどのようなことが挙げられるか

(2) 合併のデメリットとして住民が不安視する現実を踏まえての対策は

① 笠利地域における東海岸沿線と西海岸沿線、特に奄美空港以北との格差対策

② 行政区域が広範囲になったことで地域の声が行政に届きにくいという声があるがその対策は

③ 人口減少に伴い伝統文化、芸能の伝承が難しいという声も聞かれる人口対策、伝統文化・芸能の継承保存対策は

(3) 平成の大合併で誕生した自治体に地方交付税を上乗せする特例措置について

(4) 地域協議会の役割及びその活動について

2 集落活性化に向けての取組について

(1) 自治基本条例の制定について

(2) 人口増加対策に向けての取組みについて

(3) ふるさと納税の推進について

- 3 防災対策について
 - (1) 市町村が出す避難情報の見直しについて
- 4 新型コロナ感染症経済支援対策について
 - (1) 奄美市が独自に補助金を支給した内容
 - (2) 今後想定される支援策について
 - (3) 感染者の発表について

◎日本共産党 崎田 信正

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 6月に成立した、土地利用規制法について
 - ①6月議会で見解をお伺いしたが、「今後、詳細な情報提供があると思います」と答弁されました。どのような情報が提供されたのかお伺いします。
 - ②防衛省が全国の米軍・自衛隊基地（奄美駐屯地も含まれる）の隣接する土地所有者の調査を行っているが、どんな調査を行ったのか
 - ③強行成立した後も各地の弁護士会が廃止を求めています、そのことについて
の見解は
- 2 世界自然遺産について
 - (1) 登録により、来島者の増加が予想されるが受入れ対策及び自然保護の対策は万全か
- 3 社会保障制度について
 - (1) 国民健康保険制度について
 - ①国保制度新型コロナウイルスによる国保税の減免の状況について
 - (2) 介護保険制度について
 - ①コロナ禍による介護施設の運営および介護サービスの提供に変化（影響）はどうか
 - ②制度の変更による利用者の負担増はどうなるのか
- 4 福祉制度について
 - (1) 難聴者の生活向上のために
 - ①補聴器購入費の助成制度の創設を

◎自由民主党 元野 景一

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 奄美市長として、これまで実施してきた各般の施策の中で、印象に残る施策はどのようなものがあるか。
 - (2) 奄美群島広域事務組合管理者として、奄美群島振興開発事業に尽力し実現させた施策で、印象に残る施策にはどのようなものがあるか。

- (3) 新たに誕生する新市長に、どのようなことを継承、期待したいか。
- 2 奄美日本復帰の歴史教育について
 - (1) 小学校・中学校における教育について
 - (2) 社会教育（生涯学習）について
 - (3) 将来構想について
- 3 避難所の開設・運営について
 - (1) 直近3か年の避難所設置数及び避難者数の推移について
 - (2) 避難所における新型コロナウイルス対策について

9月7日（火）

◎自民党奄美 竹山 耕平

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 朝山市長の3期12年にわたる任期もあとわずかとなり、いまだ残されている課題とは何か。（行財政・まちづくり・福祉等）
 - (2) 奄美のかじ取り役としても期待される奄美市長としての重責等，その思いをどのように認識され（どうあるべき姿として）取り組んでこられたのか、また、新市長への期待することは
 - (3) 空き家対策等への取り組み状況について
 - (4) 子育て福祉総合複合施設計画の現状について
 - (5) 住用・三太郎の里施設内，農林産物加工所施設の運営状況について
- 2 教育行政について
 - (1) 子供たちの感染率も高いことが今年のコロナの特徴ともいえる。感染対策についての教育委員会の見解と対策について。
 - (2) 保育所・幼稚園・学校側のコロナ対策の取り組みについて
 - ①学校内の取り組み（子どもたち・教員等への指導や衛生管理への取り組み）
 - ②12歳以上のワクチン接種も始まるが現状把握は
 - ③教員等のワクチン接種状況（対象者・接種率・その他）
 - (3) 保育園等が実施する屋外活動利用時の歩道等の安全対策について
 - ①安全点検等の実施状況は
 - ②施設と近い公園等を利用することも多いが，ハード面やソフト面含めた対策について
 - (4) クロウサギ留学の今年度の状況について

◎自民党奄美 西 公郎

- 1 自主財源 市税について
 - (1) e-TAX 利用での，国税局感謝状の経緯について

- (2) 法的措置件数の推移について
- (3) 市営住宅 納付率の推移について
- (4) 法的措置件数の推移について
- 2 市民生活について（台風6号による影響の検証）（台風接近時での危機管理）
 - (1) 定期船航路の欠航状況について
 - (2) 鹿児島～奄美 航空路線の欠航状況について
 - (3) スtockヤードの必要性についての見解は
 - (4) 本市台風時での停電の可能性が低い地区について
 - (5) スtockヤード建設費を奄振での予算措置についての見解は
 - (6) チャーター機での物資輸送についての見解は
 - (7) 奄振輸送コスト支援事業費の流用についての見解は
 - (8) 自衛隊との災害協定を締結しているかどうか
 - (9) 陸，海，空，自衛隊との災害連絡協議会設立について
- 3 地方議会議員の処遇改善について
 - (1) 地方議会議員年金廃止後 国の動向について
 - (2) 社会保険，厚生年金への加入についての見解は
 - (3) 本市 国民健康保険における影響について
 - (4) 慰労金についての見解は
 - ①本市，特別公務員での退職金支給業種について

◎立憲民主党 関 誠之

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 市長在任中やり残した重要政策課題は何で、次期市政にどう引き継いでいくのか。
 - (2) 次期奄振事業の現況と課題、今後の日程について
- 2 新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) 奄美市の取組みの現況と今後の課題について
 - ①発生状況と最近の感染の特徴について
 - ②ワクチンの年代別接種状況と感染防止対策について
 - ③感染状況の分析結果と今後の課題と対策について
 - ④保育所・学校での感染防止対策の具体的方策について
 - ⑤学校における新型コロナウイルス感染症防止対策について
 - (2) コロナ対策予算の執行状況について
- 3 世界自然遺産登録後の奄美群島のあり方について
 - (1) 世界自然遺産登録地の自然環境の保全と利用の両立をどう図り、どのような地域づくりを目指すのかを具体的にお答えください。

(2) 国立公園に指定された際「生態系管理型」と国内唯一の「環境文化型」が評価されています。世界自然遺産登録の「生物多様性」に「環境文化型」を加えた観光施策等の必要性についてお示しください。

(3) 島民（市民）に対し世界自然遺産の体験学習等の推進助成金を交付し登録の醸成を図るについて

4 その他の施策について

(1) 学校図書館に新聞配備の現況と必要性について

(2) 住用排水機場排水ポンプの定期点検について

◎自由民主党 伊東 隆吉

1 国道 58 号道路整備について

(1) 国道 58 号和瀬バイパス城地区道路整備について

①城集落より、道路整備早期供用開始について奄美市長及び奄美市議会宛の要望書が、本年 5 月 20 日付で受理されておる様だが、進捗状況を示して頂きたい。

2 まちづくりについて

(1) マリントウン事業について

①業務施設用地及び住宅用地の分譲の結果と現況を問う。

②現在工事着工施設の業種及び完成時期を問う。

3 自然環境について

(1) 希少野生動植物の持ち出しについて

①奄美沖縄世界自然遺産登録は自然環境を更に大切に保護に努めなければならないが、現在、希少種持ち出し阻止に関して奄美空港及び名瀬港湾でのチェック体制はどうなっているか問う。

4 新型コロナウイルス感染症について

(1) 新型コロナウイルス感染症現況について

①本市の感染者の推移を問う。

②本市における新型コロナワクチンの現在の接種率を年代別に問う。

③本市の医療体制の現状、逼迫度はどうなっているか問う。

④今回 8/20-9/12 の間奄美市は「まん延防止等重点措置」の区域外となり時短営業にばらつきが見えたが当局の見解は。

◎公明党 橋口 耕太郎

1 新型コロナ感染症の本市の状況・傾向について

(1) 連日、地元紙で感染者の情報が伝えられているが、直近の本市の感染状況・傾向はいかがか。

①年齢構成はどのようなになっているか。

- ②入院患者、宿泊施設での療養者、自宅待機者それぞれの人数はいかがか。
- ③観光客や島外からのいわゆる「入り込みの方」の感染状況はいかがか。
- ④健康状態の観察や経過で、何か特徴的なケースはないか。
- ⑤名瀬保健所との連携をどのように図っているか。

2 水害対策・防災対策について

- (1) これまでの水害対策は、国や自治体が主体的に取り組んできたが、昨今の豪雨による災害で国は「流域治水」という考え方へシフトしている。本市での「流域治水」への考え方はいかがか。
- (2) 災害時の情報伝達の有効な手段として防災ラジオがあるが、有償での配布・運用を検討できないか。

3 本島内で治療できない方への旅費助成について

- (1) 国指定の難病等で、本島内で治療ができず、本土の医療機関へ出向く際の旅費を助成できないか。

4 市職員の採用状況等について

- (1) 直近の市職員の採用状況で一般採用、キャリア採用、障がい者等の採用人数の推移はいかがか。
- (2) その中で、キャリア採用の最近の傾向（前職の職種、年齢、男女別等）はどのようなになっているか。
- (3) 職員のメンタルヘルスケアについて、平成 27 年 12 月議会で質問したが、その後強化した点、あるいは変更した点等はいかがか。

9月8日（水）

◎公明党 大迫 勝史

1 市長として最終議会に臨むにあたって

- (1) 3期12年間の任期で公約達成率80%と先の議会で述べられましたが未達成の20%はどういう課題等があるか伺う。
- (2) 次期市長に望む事はなにか。「愛郷心と情熱」以外にどういう理念を持った候補者を支援したいと思うか。

2 「新型コロナ」関連について

(1) ワクチン接種について

- ①現在の進行状況と完了見通しについて伺う。
- ②ワクチンの供給状況、在庫管理は適正か。
- ③厚労省のHPでは12歳～15歳が保護者同伴になっているが本市では高校生以下になっている理由を伺う。
- ④高校生以下の保護者同伴については同伴する保護者にも接種するシステムは考えられないか。

⑤訪問する職種就労者（医療関係以外）に接種完了証明カードの発行はできないか。

⑥2回目以降の接種計画があるか。また今後の課題について伺う。

3 市民の健康について

（1）带状疱疹ウイルス「予防ワクチン」について伺う。

①殆どの人の体内の神経節にウイルスは潜伏していて 50 歳代～80 歳までに 3 人に 1 人が带状疱疹を発症するといわれているが、関係当局の認識はどうか。

②皮膚症状が治ると痛みも消えるが神経の損傷により、「带状疱疹後神経痛」（PHN）という合併症が高い頻度で発症する。带状疱疹そのものは予防ワクチン接種で防げる。接種の際の費用の助成を検討して頂きたいがどうか。

4 子育て支援

（1）3 歳時健診時の視覚検査について伺う。

①現在の「3 歳時健診」の視覚検査の流れについて伺う。

②受診率が高いにも関わらず多くの弱視が見逃されてきた。近年、簡便な屈折・眼位スクリーニング機器の登場により課題が解消されつつある。この機器の導入について検討して頂きたい。

5 防災について

（1）気象アドバイザーの活用について

①気象アドバイザー活用に関しての現状認識を伺う。

②気象アドバイザーを採用する場合期間限定も可能である。地方気象台ではアドバイザーの紹介も行っているとの事だが、今後の人材確保についてどう考えるか伺う。

6 マイナンバーカードについて

（1）マイナンバーカードの最近の普及率の動向を示していただきたい。

（2）コンビニでの各種証明書発行の利用率を示してください。

（3）国の方針では健康保険証として利用できる予定が 10 月に延期になったが 10 月からの運用は本市でも問題ないか。

①保険証として使うには医療機関がオンライン資格確認のシステム導入が必要だと思うが導入済みの医療機関を当局は把握できているか伺う。

◎チャレンジ奄美 正野 卓矢

1 水際対策について

（1）運用の実態について

（2）石垣島が取り組んでいる「あんしん島旅プレミアムパスポート」奄美でも各業界と連携して導入できないか

2 世界自然遺産について

- (1) 保全と活用について
- (2) アドベンチャーツーリズムについて
- (3) ユニバーサルツーリズムについて
- 3 レンタカー感染防止対策支援事業について
 - (1) レンタカー感染防止対策支援事業について
- 4 出荷できなかった農作物（マンゴー）等について
 - (1) 台風時など船便が止まって出荷できなかった農作物について
- 5 s c h o oについて
 - (1) s c h o oについて

◎自民党奄美 松山 さおり

- 1 星空保護区について
 - (1) 世界自然遺産について
 - ①世界自然遺産を後世に残していく取り組みについて
 - ②観光客の入込数について
 - (2) 星空保護区について
 - ①奄美の観光での星空ウォッチングの効果は？
 - ②モデル地区を作ることとはできないか？
- 2 子どもの養育費について
 - (1) 児童手当現況届について
 - ①養育費の受け取りの有無について
 - ②養育費の立て替えはできないのか？
- 3 女性がん検診について
 - (1) 乳がん検診について
 - ①乳がん検診の対象年齢・受診間隔について伺う
 - ②受診者を増やすための取り組みについて
- 4 離島甲子園について
 - (1) 離島甲子園参加の意義について
 - ①離島甲子園に参加したことによる生徒の意識は？
 - ②愛郷心を育むための取り組みについて

◎自由民主党 川口 幸義

- 1 教育行政について
 - (1) 奄美市制定の「生徒指導ハンドブック」の活用状況について
 - (2) 通学路の安全について伺う
 - (3) 児童生徒の健全育成について

- ①学力向上について
- ②郷土愛について
- ③キャリア教育について
- (4) 学校の教職員の充足状況について
- (5) 新型コロナウイルスについて
 - ①学校における新型コロナウイルス対策についてどのように対応しているか。
 - ②新型コロナウイルスにかかったり濃厚接触者になったりしたことによる誹謗中傷やいじめなどの事案をおこさないために、奄美市教育委員会としてどのような取組を行っているか
 - ③今後奄美市内でも新型コロナウイルスが蔓延した場合学校の休校等についての判断基準を策定しているか、また休校が行われた場合、授業日数の確保等についてどのように対応する予定か
 - ④小中学校の修学旅行について

第 3 回 定 例 会

令和 3 年 9 月 3 日

(第 1 日 目)

9月3日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
8 番	橋 口 耕 太 郎 君	9 番	栄 ヤ ス エ 君
10 番	大 迫 勝 史 君	11 番	松 山 さ お り 君
12 番	林 山 克 巳 君	13 番	西 公 郎 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	奥 輝 人 君
16 番	川 口 幸 義 君	17 番	伊 東 隆 吉 君
18 番	元 野 景 一 君	20 番	竹 山 耕 平 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

19 番 与 勝 広 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	プロジェクト推進 課 長	當 田 栄 仁 君
市 民 部 長	石 神 康 郎 君	市 民 課 長	麻 井 庄 二 君
保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君	福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君
福 祉 政 策 課 長	寿 山 一 昭 君	健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君
商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君	商 工 政 策 課 長	畠 山 正 明 君
紬 観 光 課 長	川 畑 博 行 君	農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君
建 設 部 長	保 浦 正 博 君	上 下 水 道 部 長	里 嘉 郎 君
教 育 部 長	徳 永 恵 三 君	教 育 総 務 課 長	重 信 竜 昇 君
学 校 教 育 課 長	末 吉 正 承 君	生 涯 学 習 課 長	大 庭 勝 利 君

9月3日(1日目)

学校給食センター
所 長 井 上 裕 之 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 島 袋 修 君 議 会 事 務 局 次 長 兼
調 査 係 長 事 務 取 扱 池 田 忠 徳 君

主 幹 兼 議 事 係 長 押 川 治 君 議 事 係 主 査 堀 健 太 郎 君

副議長（奥 輝人君） おはようございます。はじめに、申し上げます。与議長が病氣療養中のため、当議会に欠席しております。よって、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長が議長を代理し、職務を行います。

ただいまの出席議員は19人であります。会議は成立いたしました。

これから令和3年第3回奄美市議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

副議長（奥 輝人君） 日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

市長から地方自治法第180条の規定による、専決第12号 市営住宅の使用料滞納に係る訴え提起前の和解申し立てについて及び専決第14号 和解についての専決処分の報告がありました。

その内容は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

次に、本年第2回定例会において採択しました請願で、会議規則第141条及び第142条の規定により市長において処理すべきものとして送付してありました請願第1号について、その処理状況について報告がありました。その内容は、お手元に配付のとおりであります。

また、同じく第2回定例会において可決されました教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2022年度政府予算に係る意見書について、他3件につきましては、内閣総理大臣はじめ、関係方面に提出いたしましたので、御了承願います。

次に、市長から地方自治法第243条の3 第2項の規定により、出資法人の経営状況を説明する書類の提出がありました。

その内容はお手元に配付いたしました資料のとおりであります。

○

副議長（奥 輝人君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に奥 晃郎君、松山さおり君、竹山耕平君の3名を指名いたします。

○

副議長（奥 輝人君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期をお手元に配付いたしました議事日程表のとおり、本日から10月11日までの39日間とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から10月11日までの39日間とすることに決定いたしました。

○

副議長（奥 輝人君） 日程第3、報告第6号 専決第13号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第3号）についての専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、ただいま上程されました報告第6号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第3号）の専決につきまして、御説明いたします。

新型コロナ緊急対策事業の第8弾として、8月6日に専決処分いたしました予算につきまして、歳出の主な内容を申し上げます。

まず、総務費の総務管理費におきまして、感染防止対策といたしまして、学校のトイレを洋式化するための経費を、経済対策といたしまして、商品券発行を支援するほーらしゃ券発行事業助成金や飲食店応援プレミアム商品券事業助成金を計上いたしております。また、生活支援といたしまして、島外で頑張る学生応援事業助成金や修学旅行、各種大会キャンセル等助成金を計上するほか、子どもたちや各地

域・各種団体への活動支援といたしまして、子どもたちの元気活動応援助成金や地域の元気・魅力づくり応援事業補助金などを計上しております。

次に、歳入の主な内容を申し上げます。

財産収入におきまして、学校給食費の半額減免措置により、4,300万円を減額計上いたしております。また、繰入金におきまして、今回の事業に要する財源といたしまして、財政調整基金繰入金2億4,960万円を計上いたしております。

以上が主な内容であります。今回の補正で2億660万円を追加することにより、令和3年度奄美市一般会計予算の総額は323億9,473万3,000円となります。

以上、報告第6号の提案理由を申し上げましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。

何とぞ御審議の上、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

副議長（奥 輝人君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。

なお、専決に対する質疑でありますので、所見等は述べないようお願いいたします。

通告がありましたので、関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は立憲民主党 関 誠之でございます。先ほど上程のありました、報告6号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第3号）について質疑をいたします。

まず、歳入についてであります。7ページ17款2項1目1節物品売払収入4,300万円の減額があるようでありますけれども、内訳、詳細を示すとともに、財政調整基金は2億4,960万円の繰り入れということではあります。基金の残高は幾らであるかお尋ねをいたします。

歳出についてであります。2款1項17目新型コロナウイルス感染症緊急対策事業5億1,356万9,000円について。

一つ目、8月6日、全協での説明は、令和3年度コロナ予算合計は5億6,223万3,000円となっておりました。今回の補正合計は5億1,356万9,000円ではあります。その差額4,866万4,000円の説明と4,866万4,000円の主な事業と執行状況についてお示しをいただきたいと思っております。

三つ目は、令和2年度繰越、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業6億1,200万円の主な事業であるワクチン接種推進事業2億2,539万9,000円。2つ目は、事業所支援給付金1億9,263万1,000円。3つ目は、感染防止対策宣言店等応援事業2,098万4,000円。主な事業ではあります。予算の執行状況と事業全体6億1,200万円の執行状況についてお答えをいただきたいと思っております。

四つ目は、7ページ学校給食費4,300万円減額がありますけれども、専決処分した理由について御説明をお願いいたします。

五つ目は、8ページから9ページの事業ではあります。先ほど説明もありましたけれども、概要と専決処分について若干質疑をさせていただきます。一つ目は、島の「元気」「慶び」「感謝」発信事業1,060万円、奄美大島5市町村連携花火負担金740万円の市町村協議の状況と各町村の負担金をお示しをいただきたいと思っております。二つ目は、地域の「元気」「魅力づくり」応援事業480万円、故郷をつなぐ特産品プレゼント事業350万円の進捗状況と専決処分の理由をお答えをいただきたいと思っております。三つ目は、修学旅行・各種大会キャンセル等助成事業300万円、島外で頑張る学生応援事業助成金2,850万円の事業概要と専決した理由をお答えをいただきたいと思っております。四つ目は、学生応援支援金10万円、子どもたちの元気活動応援事業900万円は9月以降の募集準備としての広報状況

と応募開始予定についてお答えをいただきたいと思います。また、事業の性質から専決でなくても良かったのではないかと、について見解があればお示してください。

六つ目は、ほーらしゃ券発行事業助成金、飲食店9,600万円、プレミアム商品券3,400万円の事業進捗状況についてお答えをいただきたいと思います。

最後になりますが、10節修繕費700万円が工事費ではなく、修繕費である理由とその着手状況をお知らせください。以上でございます。

副議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

学校給食センター所長（井上裕之君） おはようございます。それでは、関議員の御質問にお答えいたします。

まず、（１）17款2項1目1節物品売り払い収入4,300万円の減額の内訳詳細を御説明いたします。この収入源は、市内小学生・中学生の学校給食費2学期、3学期分の半額減免によるものでございます。名瀬・住用地区は対象者約3,200名で3,820万円の減額、笠利地区は対象者425名分で480万円の減額、合わせまして4,300万円の減額でございます。

次に、（４）学校給食費収入4,300万円の減額を専決処分した理由について御説明いたします。この事業を保護者に早めに周知することで子育て世帯の経済的負担を軽減し、応援するためのものがございます。以上でございます。

財政課長（永田公洋君） おはようございます。財政課に関する質問にお答えをいたします。まず、1の1の財政調整基金の残高見込みにつきましては、今回の補正予算後では28億1,987万2,000円となっております。

次に、（２）の御質問の4,866万4,000円につきましては、新型コロナ事業予算ではございますが、当初予算におきまして2款総務費から10款 教育費までのそれぞれの関係費目において計上したものでございます。主な事業といたしましては、高齢者を対象といたしましたお達者ご長寿応援事業や敬老祝い金、それから子どもたちの三密対策といたしました学校バス運行事業などとなっております。なお、執行状況につきましては2,327万1,000円。48パーセントの執行率となっております。

次に、（３）の令和2年度繰越予算6億1,200万円の執行状況につきましては、8月25日時点で執行額2億1,205万9,000円。執行率35パーセントとなっております。以上です。

副議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

健康増進課長（徳永明子君） 御質問1の3の①令和2年度繰越予算新型コロナ感染症緊急対策事業のうち、ワクチン接種推進事業についてお答えいたします。

ワクチン接種推進事業に係る繰越予算額は2,910万7,000円。そのうち支出額は1,513万2,277円で執行率は51.99パーセントでございます。主な支出としましては、施設入所者や入院患者、訪問診療対象者への接種に係る医療機関への委託料及び医療機関へのワクチン配送業務を製薬会社に委託しておりますが、その配送に係る委託料となっております。以上でございます。

商工政策課長（畠山正明君） おはようございます。商工政策課のほうからは通告書1の（３）②、③、（６）の3点について答弁をいたします。

まず、②事業所支援給付金1億9,263万1,000円の執行状況についてお答えいたします。

繰越予算額1億9,263万1,000円につきましては、令和3年度におきまして、新型コロナに

関する影響を受けられた事業所への支援事業の財源として1億4,672万7,000円を活用させていただいており、予算額に対する執行率は76.17パーセントとなっております。各支援事業の財源として活用させた主な事業について御説明させていただきます。

まず、本年5月に営業時間の短縮要請がなされた際の緊急経済対策第7弾の事業といたしまして、時短協力店舗緊急支援金として9,650万円、時短店舗関連事業者緊急支援金として2,800万円、タクシー事業者等支援金として855万円、レンタカー感染防止対策支援事業として445万円の総額1億3,750万円を活用させていただきました。また、緊急経済対策第8弾の事業では、ほーらしゃ券発行助成事業といたしまして900万円を活用しているところでございます。

次に、③感染防止対策宣言店舗応援事業2,098万4,000円の予算執行状況についてお答えいたします。

本事業につきましては、本年2月8日の新型コロナウイルス経済対策第5弾として5,000円分を3,000円で購入できる商品券を1万冊、総額5,000万円分を発行いたしまして、感染防止対策宣言店舗で商品券を使用できることとし、市民の消費喚起と感染防止対策の意識醸成を目的とした総額2,500万円の事業でございます。この商品券につきましては、4月5日からの販売利用開始でありましたが、令和2年度中に商品券のデザイン及び印刷に関する業務、事前申請受付及び抽選業務、広報周知などに必要な経費といたしまして401万6,000円を支出したため、繰越額が2,098万4,000円となっております。商品券の使用期限は6月30日までで、すでに事業は終了しており、事業執行総額は1,970万7,000円で予算額2,098万4,000円に対する予算執行率は93.9パーセントとなりました。

次に、(6)ほーらしゃ券発行事業助成金9,600万円、飲食店プレミアム商品券3,400万円の事業執行状況についてお答えいたします。

ほーらしゃ券発行助成事業につきましては、コロナ感染防止対策を実施している小売店や飲食店等、幅広い業種の店舗に利用できる商品券として1冊5,500円を4,000円、プレミアム率37.5パーセントで販売することとしており、発行冊数は10万冊としております。事業費といたしましては、令和2年度からの繰越予算7,600万円に専決処分させていただきました9,600万円を加えました1億7,200万円の事業となっており、事業の実施につきましては、奄美市プレミアム商品券発行事業実行委員会としております。

次に、飲食店応援プレミアム商品券発行助成事業につきましては、コロナ感染防止対策を実施している市内の飲食店のみで利用できる商品券といたしまして、1冊5,000円分を3,000円。プレミアム率66.7パーセントで販売することとしており、発行冊数のほうは1万5,000冊としております。事業費といたしましては、プレミアム商品券・ほーらしゃ券と合わせて専決処分させていただきました3,400万円の事業費となっておりまして、事業の実施は奄美大島商工会議所としております。それぞれの事業の実施状況でございますけれども、両商品券とも10月1日の利用開始を予定しており、8月6日の予算専決後、金融機関や商品券販売店等への事業の説明、商品券等印刷物の入札、両商品券事業の市民への周知や広報等に現在取り組んでいるところでございます。なお、事前申込期間は両商品券ともに8月16日から9月16日までの期間としておりまして、広報紙9月号に申込用紙を折り込み、全戸配付したほか、電子での申込については本市のホームページで案内しており、現在随時申込受付を行っているところでございます。以上でございます。

プロジェクト推進課長（當田栄仁君） おはようございます。プロジェクト推進課からは(5)①島の「元気」「慶び」「感謝」発信事業1,060万円についてお答えいたします。本事業の実施につきましては、5市町村で構成する奄美大島自然保護協議会の毎月実施する定例会において協議を進めており、同協議会の負担金としては230万円の予定でございます。以上です。

紬観光課長（川畑博行君） おはようございます。紬観光課に関する質問に関してお答えいたします。

質問通告書の1の(5)①の後段部分と②になります。最初に、補正予算書8ページ2款1項17目18節負担金補助及び交付金のうち、奄美大島5市町村連携花火負担金についてお答えいたします。

本事業はコロナ禍に苦慮する島民への慰労や世界自然遺産登録への祝賀、新型コロナ最前線で尽力される医療従事者などへの感謝の気持ちなどを島内共通の思いを込めて奄美大島の5市町村が連携し、花火の打ち上げを計画するものでございます。現在までの協議状況といたしましては、6月上旬までに5市町村における夏祭りの中止が決定しましたが、その中で花火につきましては、先ほど申し上げた意味を込め、時期を改めて実施することを確認しており、これまで数度にわたり、各担当者が実施に向けての方向性や対策等について協議を重ねてきたところであります。

次に、740万円の負担金の内訳につきましては、名瀬・住用・笠利の市内3か所における花火実施にあたっての負担金であり、先ほど答弁した協議の中で、各自治体は個別に予算の確保を行い、花火を実施すると決定したことによるものです。今後も島内の感染状況を注視しながら万全の態勢をもって花火が実施できるよう、5市町村及び関係機関が連携してしっかり準備を進めてまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

続きまして、事業に伴うものの地域の「元気」「魅力」づくり応援事業補助金についてお答えいたします。

本事業はコロナ禍の暗いニュースが続く中、奄美・沖縄世界自然遺産の実現を契機とした、アフターコロナの明るい未来に向けて地域において主体となる各種団体等の自主的かつ地域社会の貢献性のある地域活力増進に向けた取組や地域の魅力を今後につなげる取組に対し、その費用の一部を助成するものでございます。現在の進捗状況につきましては、当初8月下旬から事業の応募を行うことを想定し、作業を進めておりました。しかし、8月18日に奄美大島コロナ警戒レベルが5に上がったことを踏まえ、募集要領や応募書類など必要書類はすでに準備を整えておりますが、現在は実施に向けた適切な時期を見極めているところでございます。

次に、故郷をつなぐ特産品プレゼント事業については全国各地で日頃から奄美のPRなどに尽力されている奄美ふるさと100人応援団に対し、世界自然遺産登録記念品や島の薫りのする特産品を届け、ふるさととの絆を深めるとともに、特産品の販路拡大を図ることを目的としております。現在、記念品や特産品の選定を終え、9月下旬頃の発送を目指し、準備を進めております。また、世界自然遺産登録の地元の環境を共有していただくため、速やかに事業を進めることが望ましいとの判断から専決処分したものであります。御理解賜りたいと存じます。以上です。

学校教育課長（末吉正承君） おはようございます。(5)③の修学旅行・各種大会キャンセル等助成事業300万円の事業概要と専決とした理由をお答えいたします。

まずは、事業概要についてお答えいたします。本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行や部活動等の大会参加を中止、または、延期したことに伴う旅費のキャンセル料について助成を行うものです。コロナ禍における子育て世帯の生活支援や児童生徒の学校外活動の確実な実施を図ることを目的としており、宿泊費と交通費のキャンセル料を助成対象としております。

次に、専決とした理由でございます。予算を確保した上で、学校等へ早めに周知することで、学校や家庭の経済的な不安等を払拭し、安心して2学期を迎えることができるようにするためです。また、早めに周知することで2学期に延期された修学旅行等についても早い段階で見通しを持って計画を立て、その実施を図ることができるものと考えております。以上でございます。

教育総務課長（重信竜昇君） おはようございます。教育総務課所管分について答弁させていただきます。

まず、(5)③島外で頑張る学生応援事業助成金2,850万円の事業概要と専決した理由について

お答えいたします。本事業は新型コロナの影響により、世帯収入の減少やアルバイト収入の減少等により、学びの継続が困難となっている島外の学生に経済的な支援を昨年引き続き実施するものです。事業概要といたしましては、島外で頑張る学生一人に対して、支援金3万円を交付することといたしております。対象者を950人と想定いたしております。なお、申請期間を9月1日から令和4年2月28日と6か月間を予定いたしており、すでに事業を実施して申請を受け付けているところでございます。また、専決した理由といたしましては、本市を含め全国的にも新型コロナが急増し、昨年以上に学びの継続が困難となっている状況を踏まえ、早い時期での対応が必要との考えから予算の裏付けを持って事業実施に向けての準備、周知及び申請期間等を昨年以上に確保するためでございますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、(5)10節修繕費700万円が工事費でなく、修繕費であることについて答弁させていただきます。

学校トイレの洋式化につきましては、学校施設の長寿命化計画の中で年次的に工事計画を行っているところでございますが、全国的に新型コロナが急増している中、本市の新型コロナ緊急対策事業において洋式トイレ未設置校や児童生徒数に対して不足する学校、また、避難所指定された学校においても、予算の裏付けを持って対応できることになりましたことから、夏休み期間中の着手を目指しております。現状につきましてはすでに着手しており、設置完了が4基、施行中が8基、これはシャワー設備も含まれております。契約手続中が8基となっており、早期設置に向けて取り組んでいるところでございます。また、修繕料として計上した理由につきましては、今回和式便所から洋式便所への取替えが主でございますので、修繕料で計上したところでございます。以上でございます。

福祉政策課長（寿山一昭君） おはようございます。それでは、(5)④のうち、学生応援支援金についてお答えいたします。

本事業は市内に住所を有する児童養護施設を退所する学生を支援するために支給対象者1人につき10万円を支給するものでございます。昨年度から実施しておりますが、対象となる施設への広報につきましては、本事業の予算確定後に施設及び入所している学生への説明を行うとしております。児童養護施設は退所後の支援などが一切なくなることからできるだけ早く本事業の実施を決定することで対象となる子どもが安心して進路を決めることができるため、専決補正として計上したものでございます。以上です。

生涯学習課長（大庭勝利君） おはようございます。生涯学習課からは(5)④につきましてお答えいたします。

子どもたちの元気活動応援事業の募集準備としての広報状況と募集開始につきましては、事業の申請期間を令和3年9月13日から令和4年3月22日までとしており、奄美市のホームページにおきましては9月6日から、また、各学校や事業の対象となる団体等へはメールにて、奄美市だより及び新聞等でも掲載し、周知したいと考えております。以上でございます。

副議長（奥 輝人君） 答弁漏れはないようですので、それでは、再質をお願いしたいと思います。

14番（関 誠之君） ありがとうございました。若干再質問させていただきますが、まず、最初に歳入の関係で学校給食費の滞納状況ということでお示しをいただきたいと思います。これは、滞納のある児童生徒に対する半額減免はどのようになるのかなということでありますからそまでお答えいただきたいと思います。歳出について当初予算に、2款1項17目新型コロナ感染症対策事業として4,866万4,000円を予算措置ということでありましたが、それぞれの担当にわたるということが理由でこの目にやらなかったのかなと思いますけれども、他の事業についてはそういうような形でまとめたいた

だいておるということでできれば新型コロナの感染症の緊急対策事業が分かりやすい、全体が見やすいという意味ではそうしていただきたかったけれども、そういうふうにしなかった理由があればもう一度お願いをしたいと思います。

二つ目は、令和２年度の繰越新型コロナ緊急対策事業の６億１，２００万円。これの全体的な事業執行についてお答えいただきたいと。当局のほうからは質疑にふさわしくないではないかという話も聞こえておりますけれども、この繰越が次の新年度の予算のですね、財源にもなっておりますので、そういったものをしっかりと検証するためには、この６億１，２００万円のどうなっているかということの思いで質問しておるわけでありまして、是非その辺のところは理解をしていただきたいというふうに思います。

三つ目は、歳入の減額４，３００万円を地方自治法１７９条１項で専決する理由をもう少し詳しくお願いをしたいと思います。先ほどお聞きをいたしました、お願いをしたいと思います。

四つ目は、お手元にお配りをした（５）の１から４の事業でありますけれども、１の事業は時期がいつになるのか不明確なので専決するのもやむを得ないかなとは思いますが、計画がいつ明確になったかにもよると思いますので、是非そういったことを踏まえてですね、専決というのはやっていただきたいという要望でございます。②は世界自然遺産の登録された時期の判断とは思いますが、もう少し時期を見ても良いのではないかなと。③はこの時期でなくても良いのではないかなということで専決があるから早めにと。先ほどもすべての部署ができるだけ早い時期にするために専決をしたというようなことを言っておりましたけれども、改めて議論をいたしますが、専決処分というのは地方自治法第１７９条の第１項にちゃんと規定がありまして、その規定以外はできないようになっておりますので、少し議論をしたいと思います。④の二つの事業は１２月議会で議決してもほとんど支障のない事業に思われましたけれども、その辺についての見解があればお示しをいただきたいと思います。

五つ目の質問でありますけれども、このような事業は切れ目のないように事業継続し、市民の生活や商店街、飲食街を支援する大切な事業であることは理解しております。そういう意味からは大変だとは思いますが、やはり、臨時議会とか定例会に載せてですね、議会の場できちっと議論をした上で市民のほうにしっかりと実施をしていくというのが望ましいではないかというふうに思いますが、見解があればお聞かせいただきたいと思います。先ほどのトイレの問題でありますけれども、これは前々から先ほど話がありましたとおり、いわゆる寿命化を計画というのでやっておるとは思いますので、こういうのがあればですね、まとめて一括して、先ほど何箇所何箇所ということで、済みが４基、今やっているのが８基、これから契約が８基ということでありますが、これをまとめてですね、計画があるわけですからしっかりと一括して出すというようなことであれば、入札をかけて効率的なお金の使い方ができるのではないかなというふうな意味でですね、コロナ対策での専決の必要性はあまり感じないなというふうな気がいたしますが、申し上げたとおり計画性があれば工事費として予算措置して入札ができたというふうに思いますが、今までの件について、もし見解があればお聞かせをいただきたいというのと、最後、島外で頑張る学生応援事業助成金２，８５０万円の事業概要ですけれども、私も気付きませんでしたけれども、地元の新聞にですね、保護者がここにおける予備校生についても対象になるということでありましたが、この辺のところの前の事業で予備校生がどれぐらい利用されたのかということを含めて、分かればお示しをいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

副議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

給食センター所長（井上裕之君） それでは、関議員の質問にお答えいたします。学校給食費の滞納状況をお示しください、滞納のある児童生徒に対する半額減免はどうなっているかについてお答えいたします。

滞納状況については、令和２年度までについてお答えいたします。名瀬・住用地区が２１７人。３４

7万9,900円。笠利地区が9人で61万8,284円となっております。保護者に滞納のある児童生徒に対する半額減免は本事業が子育て世帯を応援する主旨であるため、全児童生徒に対して実施いたします。滞納については当然納めていただくように今後も催告を行ってまいります。

次に、歳入の減額補正4,300万円を専決処分する理由についてでございますが、先ほども申し上げたとおり、早めに保護者へ事業を実施する広報を行い、コロナ禍における子育て世帯を応援するものでありますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

財政課長（永田公洋君） それでは、財政課に関するものをお答えいたします。

まず、歳出の（2）でございます。4,866万4,000円の予算を2款1項17目の新型コロナ事業に計上しなかった理由につきましては、各事業におきまして事業内容から新規での計上ではなく、コロナ対策といたしまして密を避けるために実施回数を増やしたり、手続を郵送に切り替えたりするなど、これまで実施してきた事業内容の変更や拡充に伴いまして、コロナ対策といたしまして予算を増額することであったために、これまでどおりの各費目において計上したものでございます。それから、（3）の6億1,200万円の繰越予算の全体事業費でございますけれども、先ほど執行状況につきましては、執行額が2億1,205万9,000円、執行率としては35パーセントの執行率と申し上げましたが、コロナ対策につきましては、2年度の繰越予算と我々の今年度の現年予算の15か月予算としてなるべく切れ目なく事業を実施していきたいという思いで繰越もしておりますので、御理解賜りたいと存じます。以上です。

紬観光課長（川畑博行君） 紬観光課より先ほどの（5）①の後段部分の花火のことにしてお答えいたします。

計画がいつ頃明確になったのかということです。先ほどもお話させていただきましたが、この花火に関しては6月上旬までに開催された各種協議会でお示しし、決定したものでございます。その時点では、数か月程度の準備期間を要することに加え、5市町村が連携して9月の早い時期での実施も含めて検討してまいりましたので、早い段階での予算確保を要しておりましたことを御理解いただきたいと思います。

続きまして、（5）②でございます。もう少し時期を見ても良かったのではないかとございしますが、世界自然遺産の登録という大変喜ばしいニュースの一方、昨年に引き続き、奄美まつりの中止などコロナ禍の暗いニュースが続く中、各種団体が市民の皆様を元気づけるよう、様々なイベントを計画していると伺っております。そのような方々の自主的な取組を応援できるよう、少しでも早く、また、多くの実施期間を確保した上で本事業を実施することが多くの市民の皆様はこの恩恵が行き渡るものと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。以上です。

プロジェクト推進課長（當田栄仁君） プロジェクト推進課からは（5）の①島の「元気」「慶び」「感謝」発信事業について、こちらにつきましては当初予定されておりました、パブリックビューイングがコロナ禍により登録視聴会という形へと規模縮小されたことなどにより、世界自然遺産登録の喜びを地域全体で共有する機会が減り、情報発信面や地域への波及効果も弱まったため、本事業により、改めて機会創出を図りたいという考えから計画にいたっております。今後、新型コロナの感染状況等を注視しながら実施に向けて準備を進めていく予定でございます。以上です。

学校教育課長（末吉正承君） （5）の③の修学旅行・各種大会キャンセル等助成事業につきまして、この時期でなくても良いのではないかと、専決があるから早めにとというように見えるというような御質問にお答えいたします。

キャンセル料等の助成につきましては、施行日前に実施した修学旅行等にも適用してまいります。ま

た、1学期に実施予定であった修学旅行や各種大会のうち、すでにキャンセル料の支払いを要した小・中学校等が10校ほどございます。先ほども申し上げましたが、少しでも早めにキャンセル料を助成し、各学校には安心して今後の修学旅行や各種大会参加の実施に向けた計画を立てていただきたいとの考えから専決をお願いした次第でございます。御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

教育総務課長（重信竜昇君） それでは、教育総務課からは（５）の③について答弁させていただきます。

この時期でなくても良いのではないかとということですが、先ほども申し上げましたが、全国的にも新型コロナが急増し、昨年以上に学びの継続が困難となっている状況を踏まえ、少しでも早い時期に経済的な支援を行う考えから専決で対応をお願いした次第でございます。なお、予備校生の昨年度の状況でございますが、お一人でございました。今後は周知に向けてですね、早い時期に事業の計画を立てておりますので、周知に向けては万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

次に、（７）学校トイレの洋式化の改修について、計画性があれば工事費として予算措置し、入札ができたと思うということに対してお答えさせていただきます。全国的にも学校施設のトイレ洋式化が進められている中で、本市においても学校施設における長寿命化計画に基づき、事業を計画的に進めているところでございます。また、緊急性の高い要配慮児童生徒及び教職員が在籍する学校につきましては、洋式化を優先的に実施しているところでございます。今回の緊急対策事業における洋式化につきましては、児童生徒及び避難所を利用する市民の方々の感染予防の観点から必要性を考え、実施するものでございます。また、先ほども申し上げましたが、夏休み期間中の着手、早期完了を目指してと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

福祉政策課長（寿山一昭君） それでは、（５）④の学生応援資金について、12月議会で議決してもほとんど支障のない事業に思われるという件についてお答えですが、先ほどの繰り返しになりますが、児童養護施設は退所後の支援がなくなりますことからできるだけ早く事業の実施を決定することで対象となる子どもたちが安心して進路を決めることができるため、専決ということで計上いたしました。御理解ください。

生涯学習課長（大庭勝利君） 議員お尋ねの12月議会でも支障がない事業ではとの御質問でございますが、御承知のように新型コロナウイルスの急速な感染状況となっており、収束の見通せない状況等もあることから申請期間を長く設定し、感染対策を十分講じた上で、子どもたちの元気活動ができるよう配慮した期間を設定しております。また、12月議会後になりますと1月以降の実施となり、学校におきましては3学期からの活動となり、受験や学年末としての慌ただしい状況となるということから活動に限りも出てまいりますので、余裕を持った期間設定をしているところでございます。御理解いただきたいと存じます。以上でございます。

商工政策課長（畠山正明君） 商工政策課のほうからは（６）商品券事業につきまして専決処分とさせた理由について御説明いたします。

今回の商品券発行助成事業につきましては、消費行動を刺激し、中小小売店等の振興及び地域経済の活性化を図ることに併せまして、コロナ禍における各事業者の事業継続の支援を目的といたしました、緊急経済対策として計画をさせていただいたところでございます。商品券発行助成事業の実施にあたりましては、準備作業といたしまして、金融機関や利用店舗等への事業説明や商品券等の印刷や検品作業、商品券利用店舗の募集の案内や登録事務、また、市民への広報・周知などがあり、申込期間の確保等を含め、利用の開始までに最低限2か月程度期間を必要といたします。また、こうした各作業につきましては、必要経費もかかり、予算措置も伴うことから議員の皆様方には、全員協議会において概要を

御説明させていただき、専決予算とさせていただいた次第でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

副議長（奥 輝人君） 答弁漏れはありませんね。それでは、再々質疑ありませんか。

14番（関 誠之君） 最後になりますけれども、今までの質問というのはですね、専決処分の在り方について少し議論をしたいなという思いで事例を出させていただきましたが、今、基本的にはできるだけ早い時期にしたいからというようなことが多く出ておりましたけれども、議会側から見るとしっかりとそういった計画があるのであれば、いわゆる臨時議会を開くとかいうことができるわけです。平成18年度に自治法の改正がありまして、議会を招集する暇がない時は専決ですということでしたけれども、この自治法の179条1項が改正をされてですね、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められる時というふうになっております。コロナ関連予算については時期的な迅速性ということは理解しております。議案に対して反対ということでもありません。皆さんが真剣に考えてですね、住民のためにということを出てきた議案ですから、それを専決にするとどうということになるかということなんですけれども、このコロナ関連予算はほとんどが専決という形で提案をされております。専決処分とは、先ほど申し上げましたけれども、議会の権限に属する事項を市長が議会に代わって意思決定を行うというふうになっております。今回の専決は地方自治法179条第1項の規定の、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められる時と、早く事業をしたいということではないんですよね。ここに書いてあるとおり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められた時に専決ができるというふうになっております。これまでの専決処分として提案された、コロナ関連予算は議会を招集する時間的余裕があったと思われるのに、主観的に時間的余裕がないとして専決処分をしたものはないのかという視点で少し見させていただきましたけれども、議会としてもこのことを十分にチェックしてきたのか、当局においても専決処分そのものの内容について、更に、十分な検討が必要だというふうに私は思いますけれども、議会は当局の提案した議案を市民に代わって審議することが責務であり、専決では本会議や委員会での議論ができず、議会の権限を放棄することになりかねません。そういうことで私どもも反省をしながらこのことについて市長の見解があれば是非お聞かせをいただきたいと思います。

市長（朝山 毅君） 関議員に私なりの見解を申し上げます。関議員は専決について決して反対する立場ではない、ただし、179条の1項の見解については相違を申し上げておられます。私は第8弾までの専決をさせていただきました。その都度、議長に諮り、また、議運の皆様方に諮って、全員協議会をお願いしたいと、その際に専決の概要について申し上げさせていただきますということで、決して私は議会を軽視したことは毛頭ございませんし、一度もないつもりで自負をいたしております。そういう中において、先ほど議員がおっしゃるように、緊急性と、通常定例議会は約3か月のスパンがございます。その間にどうしても緊急性ということを当方として、私ども執行部として考えた場合、国の時短要請、宣言などなどを踏まえ、注視しながら、国や県の動向を注視しながら、いざこの奄美市においても市民生活、経済活動、大変厳しい状況にあります。一日でも早く支援体制が整えることができればという思いで、そして、また、巷間の噂も伺いながらやっているつもりでございます。今回の場合においても、まず、夏休み期間であると、その間に学校運営や学校行事に支障のないようにトイレを整え、また、新しい2学期が始まる中に給食費の問題、学校運営の問題、修学旅行の問題、運動会の問題等を考えた適切な時期であると。経済活動についても、奄美の盆、盆後少し遅れましたけれども、そういう中において消費活動が予定できるように、消費が喚起できるようなマインドが心が動くような時期をしっかりとタイムリーにやりたいという諸々の思い。そして、先ほど担当課長が申し上げましたが、まず、準備期間、周知・広報期間、そういうことをしっかり整えておかないと、まず、今回の場合定例議会に出した場

合、この事業執行は10月を越えてしまいます。今回の専決は8月6日でございました。そういうことに一月以上の時間のタイムラグがある、そういうことを踏まえて迅速に、しかも、弾力的にやるということが私の思いであります。その裏付けとなるのは、財政調整基金です。今度も2億5,000万円相当、とりあえず取り崩しました。国の交付金もいずれは精算いたしますが、まず、持てる金で早くやろうとそういうすべての事業の裏付けは財政調整基金であります。そういう諸々の時期的なこと、財政的なこと、それが整った今の時期だからまず有効性がある、タイムリーであるという思いでやったつもりです。決して議会の審議を避けたり、議会を軽視したりということは毛頭ないことだけは申し上げておきたいと思います。以上です。

副議長（奥 輝人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この専決処分は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、この専決処分は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これからこの専決処分について採決いたします。

お諮りいたします。

これを承認することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、報告第6号の専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

これから暫時休憩いたします。（午前10時33分）

○

副議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午前10時50分）

日程第4、議案第52号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第4号）についてから議案第64号 奄美市過疎地域持続的発展計画の策定についてまでの13件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま、上程されました議案第52号から議案第64号までの提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第52号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第4号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、まず、歳出の主な内容を申し上げます。

今回の補正におきまして、関係する費目に職員の人事異動及び時間外勤務手当の追加に伴う人件費を計上いたしております。

総務費の総務管理費におきましては、世界自然遺産推進費において、希少野生動物の交通事故防止や

注意喚起に要する経費 1, 400 万円や奄振交付金を活用した新型コロナウイルス感染症対策利子補給事業補助金 1, 151 万円を新たに計上いたしております。

民生費の社会福祉費におきましては、高齢者施設における防災・減災対策の支援といたしまして、地域介護・福祉空間整備推進交付金 1, 185 万 5, 000 円を新たに計上いたしております。

土木費の都市計画費におきましては、都市再生整備事業費において、やのわき公園の改修工事費 9, 100 万円を追加計上するほか、住宅費におきましては営繕工事といたしまして 1, 940 万円を追加計上いたしております。災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費におきましては、去る 5 月から 6 月の大雨により発生した、農林水産業施設の復旧に要する経費として 7, 800 万円を追加計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。

地方交付税につきましては、今年度の普通交付税算定額が確定したことに伴い、1 億 1, 443 万 6, 000 円を追加計上いたしております。

寄附金につきましては希少野生動物の交通事故防止対策事業の財源といたしまして、ふるさと納税型クラウドファンディング寄附金 300 万円を新たに計上いたしております。

繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業に要する財源といたしまして、財政調整基金繰入金 1, 811 万 3, 000 円を追加計上いたしております。

以上が主な内容であります。今回の補正で 3 億 3, 233 万 7, 000 円を追加することにより、令和 3 年度奄美市一般会計予算の総額は 327 億 2, 707 万円となります。

次に、第 2 表、債務負担行為補正につきましては、固定資産土地評価業務の限度額の変更を行うものでございます。また、第 3 表、地方債補正につきましては、事業の追加等に伴う限度額の変更を行うものでございます。

議案第 53 号 令和 3 年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、人事異動に伴い各費目の人件費を減額または増額計上いたしております。また、総務費におきまして税制改正等に伴うシステム改修負担金を追加計上いたしております。

歳入につきましては、人件費に係る一般会計繰入金を減額するとともに、県支出金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ 664 万 4, 000 円の減額となり、令和 3 年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は 50 億 6, 422 万 9, 000 円となります。

議案第 54 号 令和 3 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 2 号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、人事異動に伴い人件費を減額計上いたしております。また、住用診療所の備品購入費及び笠利診療所の修繕料等を増額計上いたしております。

歳入につきましては、人件費に係る一般会計繰入金を減額計上し、前年度の実績に伴う繰越金等を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ 19 万 5, 000 円の増額となり、令和 3 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は 3 億 1, 387 万 9, 000 円となります。

次に、議案第 55 号 令和 3 年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、人事異動に伴い、各費目の人件費を減額または増額計上いたしております。地域支援事業費におきましては、介護予防普及啓発事業としての費用を増額計上いたしております。また、前年度の介護保険給付費等の確定に伴い、基金積立金及び諸支出金を増額計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金におきまして、歳出の補正相当額を負担割合にて計上いたしております。また、前年度の実績に伴い、繰越金を増額計上いたして

おります。今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ１８２万８，０００円の減額となり、令和３年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は５１億４，６３０万３，０００円となります。

議案第５６号 令和３年度奄美市水道事業会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

収益的支出につきましては、人事異動に伴う人件費の補正のほか、減価償却費５４４万６，０００円を減額するなど、合わせて５５８万８，０００円を減額計上いたしております。また、資本的収入につきましては、新たに過疎対策事業債の対象となる、旧簡易水道施設の整備に係る企業債２億９２０万円を増額計上いたしております。そのほか、資本的支出につきましては、人事異動に伴う人件費１２３万９，０００円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する４億４４５万８，０００円は損益勘定留保資金等で補填いたします。

次に、議案第５７号 令和３年度奄美市下水道事業会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

収益的支出につきましては、人事異動に伴う人件費の補正により、５１万１，０００円を減額計上いたしております。また、資本的収入につきましては、新たに辺地対策事業債の対象となる下水道施設の整備に係る企業債１，２８０万円を増額計上いたしております。そのほか、資本的支出につきましては、人事異動に伴う人件費のほか、管路工事、耐震補強工事の増額など合わせて１，２８４万４，０００円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する６億３，７５６万８，０００円は損益勘定留保資金等で補填いたします。

議案第５８号 奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例の制定につきましては、世界自然遺産に登録されたことを記念し、その価値を広く国内外の人々に理解していただくとともに、適切な保全により、確実に将来の世代へ伝えていくため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第５９号 奄美市過疎地域自立促進特別事業基金条例及び奄美市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、関係条例において所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第６０号 奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、番号法の改正により、個人番号カードの再発行に係る費用を地方公共団体情報システム機構に支払うこととなるため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第６１号 奄美市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、単身赴任等により、生計維持者が別居している世帯に属する子どもについても助成の対象とするため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第６２号 奄美市公民館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、名瀬公民館の移転に伴い、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第６３号 奄美市市民交流センター条例の制定につきましては、市民交流センターの設置及び管理について必要な事項を定めるため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第６４号 奄美市過疎地域持続的発展計画の策定につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく、新たな計画の策定にあたり、同法第８条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上を持ちまして、議案第５２号から議案第６４号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上であります。

○

副議長（奥 輝人君） 日程第５、議案第６５号から議案第６７号までの人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました、議案第65号から議案第67号までの人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由を御説明いたします。

奄美市の人権擁護委員9名のうち3名が任期満了等により退任となりますことから、後任の人権擁護委員候補者として引き続き益満久美氏及び花井牧子氏を、また、新たに栄 和美氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

副議長（奥 輝人君） これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから、本案についてこれを一括して採決いたします。

議案第65号から議案第67号までの人権擁護委員候補者の推薦についての3件を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、第65号から議案第67号までの人権擁護委員候補者の推薦についての3件は同意することに決定いたしました。



副議長（奥 輝人君） 日程第6、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について1名の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき、選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える2名の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は同条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び告知は行いません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者

の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は19人であります。

投票用紙を配付させます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。点呼に応じて順次投票をお願いします。なお、元野議員につきましては、事務局職員が代理して投票箱へ投票用紙を投入いたします。

(点呼、投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に荒田幸司君、川口幸義君を指名します。

両君の立ち会いをお願いします。

(開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票19票、無効投票0票。

有効投票のうち、川越信男君9票、畑中香子君10票、以上のとおりです。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

9月6日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。(午前11時20分)

第 3 回 定 例 会

令和 3 年 9 月 6 日

(第 2 日 目)

9月6日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
8 番	橋 口 耕 太 郎 君	9 番	栄 ヤ ス エ 君
10 番	大 迫 勝 史 君	11 番	松 山 さ お り 君
12 番	林 山 克 巳 君	13 番	西 公 郎 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	奥 輝 人 君
16 番	川 口 幸 義 君	17 番	伊 東 隆 吉 君
18 番	元 野 景 一 君	20 番	竹 山 耕 平 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

19 番	与 勝 広 君
------	---------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	向 井 渉 君	企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	プロジェクト推進 課 長	當 田 栄 仁 君
地 域 総 務 課 長 (住 用)	渡 悦 則 君	地 域 総 務 課 長 (笠 利)	正 本 英 紀 君
市 民 部 長	石 神 康 郎 君	市 民 協 働 推 進 課 長	佐 野 早 苗 君
国 保 年 金 課 長	西 幸 一 郎 君	保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君
健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君	高 齢 者 福 祉 課 長	平 田 博 行 君
商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君	商 工 政 策 課 長	畠 山 正 明 君
紬 観 光 課 長	川 畑 博 行 君	デ ジ タ ル 戦 略 課 長	押 川 裕 也 君
産 業 振 興 課 長	長 井 和 揮 君	農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君

9月6日(2日目)

農林水産課長	用 稲 工 巳 君	上下水道部長	里 嘉 郎 君
教 育 部 長	徳 永 恵 三 君	生涯学習課長	大 庭 勝 利 君
文 化 財 課 長	伊 集 院 正 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	島 袋 修 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	池 田 忠 徳 君
主幹兼議事係長	押 川 治 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君

副議長（奥 輝人君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

副議長（奥 輝人君） 日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように、予めお願いをしておきます。

通告に従い、順次、質問を許可いたします。

最初に、永田清裕君の発言を許可いたします。

3番（永田清裕君） 市民の皆様、議場の皆様、そして、インターネットを御覧の皆様、おはようございます。無所属の永田清裕でございます。

一般質問に臨むに当たり、一言、私の所見を述べさせていただきます。未だに新型コロナウイルス感染症が全く衰えず、さらにベータ株の拡大など、全国各地、鹿児島県、そして、ここ奄美大島においても大変深刻な状況が続いております。新型コロナウイルスに感染なされた方々に心よりのお見舞いと1日も早い御快復をお祈り申し上げます。また、昼夜問わずに最前線で新型コロナウイルス感染症に対処なされている医療関係者をはじめ、関係機関の皆様方に心から敬意と感謝を申し上げたいと存じます。そして、何よりもワクチン接種が1日でも早く、すべての市民の皆様に届くことを心から願うばかりでございます。ワクチン接種に係る段取り、予約、そして、現場での対応など、医療スタッフ等の人員確保や毎日の作業手配に、職員の方々も大変御苦労されていることもお聞きしております。ご協力いただいております医療スタッフの皆様。毎日毎日段取りに御苦労されております市の担当職員の皆様に、心より御慰労申し上げますとともに、御礼を申し上げたいと存じます。

さて、6月議会にて、今季限りの勇退を表明されました朝山市長の任期も、本年11月30日、残り3か月ほどになりました。奄美市議会も今議会をもって最後の議会となりました。その一般質問のトップバッターを新参者の私が務めることとなりますが、大変光栄に思うと同時に、私自身の記憶にもしっかりと残る議会になるものと思うところでございます。

それでは、朝山市政の集大成の議会という思いを込めまして、一般質問させていただきます。通告に沿って、質問を行います。

最初に、1，市長の政治姿勢について。奄美市政を担ってきた3期12年の総括についてをお伺いします。大変恐縮であります。私なりに振り返ってみますと、就任1年後の平成22年には奄美豪雨災害、そして、令和の時代を迎え、今期の終盤には新型コロナウイルス感染症の拡大など、想定もできない災害に見舞われた最初と最後であると思うところでございます。そのような中においても、合併当初は財政的にも全く余裕のないスタートでありましたが、朝山市長の的確な判断と力強いリーダーシップの下、大規模な災害復旧を乗り越え、防災、減災にも積極的に取り組み、そして、現在でも新型コロナウイルス感染対策に迅速に手厚く取り組んでおられることは、おこがましくも私自身はもとより、多くの市民の皆様が評価しているところであります。また、市政以外でも大島高校の甲子園初出場、世界自然遺産登録の決定など、歴史に残る出来事も朝山市政時代に実現されたことは、強い運勢を感じるところでもあります。大型事業の完了、庁舎をはじめとした各種施設の完成、そして、子ども医療費の無償化など、ハード、ソフト両面にわたって多くの施策が実行されてまいりました。また、市民の皆様には見えにくい行政改革や財政の健全化の面でも、大きな成果を成し遂げてきたものと思っております。少

しばかり申し上げましたが、このようなことを踏まえまして、ここ3期の4年、そして、3期12年を振り返り、総括して、市長御自身として市政を担ってきた思いや成果、また、今後の奄美市政に寄せる思いなどをお伺いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

次の質問からは発言席にて行います。

副議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。議員御案内のとおり、今議会をもって勇退することになりました。この間、議員各位には大変お世話になりました。さっそく永田議員の御質問にお答えさせていただきます。ただ、3期12年の思いをということでもありますので、いささか長くなりますことを、どうか御理解いただきたいと存じます。

平成21年に執行されました奄美市長選挙において、市民の皆様の御理解と御支援をいただき、大変大きな付託を賜り、市長としての重責を担わせていただき、3期12年ということになりました。まだ、若干時間は残されておりますものの、皆様方に最後の議会であるということで御理解いただければと存じます。目下、最大の課題であります新型コロナ対策に、職員一丸となって取り組んでいるところであります。3期12年の総括をとの御質問でありますので、恐縮ながら、いささか長くなりますことを重ねて御理解お願い申し上げ、答弁させていただきます。

この12年間、私は一貫して市政の主人公は市民であるとの認識の下で市長職に取り組んでまいったところであります。市長就任当時から補助事業や有利起債の活用により、起債総額の抑制を図るとともに、緊急時であっても機動的な対応を図るための基金造成に取り組みながら、50年、100年と続いていく奄美市政の礎となる各種のハード事業を計画的に推進してまいったところであります。特に議員がお話にありました豪雨災害を契機として、社会基盤の強靱化を図ることはもとより、住用・笠利の各総合支所の整備、そして、本庁舎の整備と、行政基盤の基礎づくりに努めてまいりました。また、奄美空港ビルなどの大幅拡張や、市内全域での光ファイバー網の整備、あやまる岬観光公園の大規模リニューアルをはじめとする観光拠点施設の機能強化など、近年の交流人口増加を見据えた産業基盤の整備も推進してまいったところであります。加えて、市民の財産であり、また、市民共有のインフラの必要な平田浄水場の整備、下水道整備、農業集落排水事業など、市民生活にとって重要なインフラ整備にも取り組んでまいりました。さらに、市街地の整備につきましても、県との御理解もいただきながら、名瀬港本港区地区のマリントウンプロジェクトにおける埋立事業の竣工、国道58号おがみ山バイパスの整備の着手など、継続中の末広・港土地区画整理事業と合わせまして、将来に向けたまちづくりに対して、一定の方向性をお示しすることができたのではないかと思うところであります。多くのハード事業については、市民の皆様、後世の皆様とも共有する貴重な財産でありながらも、将来負担を可能な限り低減すべく、計画的な財政運営の下、進めてきたところでございます。また、このようなハード事業のみでなく、私自身、産業振興の主役である民間事業者の皆様、将来を担う子どもたちと子育て世帯への支援という人づくり、誰もが生き生きと暮らし続けることができる福祉分野などのソフト事業にも重点的に取り組んでまいったつもりでございます。世界自然遺産登録に向けた機運が高まりつつある中、その効果を奄美群島全体に行きわたすための、一般社団法人奄美群島観光物産協会、いわゆるぐーんと奄美や、奄美大島がさらに一体となって観光振興を図るためのあまみ大島観光物産連盟など、観光分野における人材の確保と受入態勢の強化を図ってまいりました。併せて、観光振興はもとより、ふるさと納税制度の充実を図るため、奄美100人応援団事業などを推進し、本市、ひいては奄美群島にとって重要な関係にある本土郷友会の皆様との交流、連携を深めてまいったところであります。さらに、奄美群島の地理的不利性を克服する産業として期待が寄せられていた情報産業につきましても、ICTブラザカサリの整備をはじめ、奄美大島情報通信産業協同組合に対する共同作業スペースとしての大島工業高校跡地の利用、新たな働き方として注目されておりますフリーランス支援施設としての拠点となる奄美

Work Style Labを整備してまいりました。また、私の任期中には、平成23年の干ばつやメイチュウ被害によるサトウキビの不作や、平成27年度のカンコンバエの発生、サトウキビ産業全体に影響を及ぼすことが懸念されたTPPの交渉など、本市産業の基礎となる第一産業にも大きな影響を及ぼす事態もあり、その都度、国や県にも御理解をいただきながら、群島の皆様とともに、農業経営の安定化に向けた取組にも傾注してまいったところでございます。なお、福祉分野におきましては、平成20年に施行されたばかりであった後期高齢者医療制度はもとより、令和元年度からスタートいたしました幼児教育、保育の無償化など、私の在任中となるこの12年間で振り返っても、様々な制度改正が行われてまいりました。常に複雑化する制度や法律等に基づく新たな事業導入に対応するとともに、障害者相談支援事業などの、障害者福祉への対応強化、不妊治療支援制度の創設、拡充、お達者長寿応援券などに、高齢者の生き甲斐支援など、本市独自の施策の展開も図ってきたところでございます。その他、子どもたちの教育環境充実で、子育て世代の支援の充実、強化といたしまして、地域にとって最も大切な位置付けであろう、小学校、中学校につきましては、計画的な改修に努め、毎年度、計画的な予算確保を図ってまいったところでございます。これら、計画的な改修に加えて、空調整備やGIGAスクール構想に基づく1人1台のタブレット端末整備につきましても、国の補正予算と合わせた財政出動を行い、子どもたちの学びの環境に格差が生じないように努めてきた次第でございます。これに加えて、子ども医療費助成事業の高校生までの段階的な拡充や、今年度から開始できました高校生遠距離通学助成事業などの子育て支援のほか、住用地区における遊具施設など、子育て環境の充実にも努めてまいりました。このように、市長就任当初から全国でも稀と言われる飛び地合併という環境の中で、3地域の均衡ある発展と一体感の醸成に努めてまいりました。合併から15年が経過し、職員の半数近くがこの奄美市となってから採用された若い職員たちであります。今後とも3地域の個性を生かした施策の展開が図られていくことを期待いたしております。今、概略申し上げました施策を展開しながら、財政状況についても、財政調整基金の積立を行うことができておりますが、各種財政指標を見ましても、未だ十分という状況にはありません。今後とも財政基盤を整えながら、市民が求めるサービスの提供に努めていただくことを、今後とも御期待申し上げる次第でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

3番（永田清裕君） 市長、ありがとうございました。答弁にもありましたとおり、各分野の多くの取組が実行されてまいりました。旧名瀬市時代から続く名瀬港マリンタウン事業などの大型プロジェクトも完了を迎えまして、3地域の新庁舎、学校施設、交流センター、市全域における光ファイバー網整備など、大型のハード整備も着実に実行されてきました。また、ソフト面においても、18歳までの全ての子どもの医療費無償化をはじめ、子育て、福祉、教育、そして、街の活性化など、多くのメニューが拡充され、実施されてきました。このように、ハード、ソフトの多くの事業が朝山市政の中で実行され、多くの予算も投入されてきたわけですが、一方で、貯金となる財政調整基金は合併時と比べると10倍以上も積み立てられるなど、投資と財政の安定をしっかりと見据えながら、市政運営に努められてきた、このことこそ、まさに朝山市政の大きな功績であろうと思うところであります。今回のこのことが、未曾有の新型コロナウイルス感染症の緊急事態に対しても、迅速に臨機応変に対応できていることで証明しているものと、重ねて思うところでございます。引き続き、市民の皆様へ安全・安心、そして、幸せのために市政運営に尽くしていただきたいと希望いたし、次の質問に移りたいと思います。

2、市民交流センターの活用について。（1）整備の目的、今後の活用について、お伺いします。本庁舎も、先日、9月1日にグランドオープンを迎えて、さらに利用しやすい快適な市役所になるよう期待が膨らんでいるところでございます。そして、市民交流センターが来月早々にオープンすると伺っております。私も毎日、その前を通り、工事の様子を見ながら完成を楽しみにしてまいりました。外観もでき上り、本庁舎と同様に、奄美の大島紬をイメージしたスクリーンの装いで立派な施設が町の真ん中にできて、地域の賑わいにつながることを大いに期待しているところでございます。そこでお伺いした

いことは、旧名瀬公民館の代替も兼ねた施設だと思いますけれども、施設整備そのものの目的と、旧公民館と比べ、整備内容で工夫したことや機能拡充した内容について、改めて御教示いただきたいと存じます。併せまして、せっかくこのような立派な施設が新たにできますので、市民の皆様にも大いに利用していただきたいと、そのように思うところであります。市内には、大規模になりますけれども、同様の振興会館が存在しますが、市民交流センターに対して、日頃からどういう利用を期待しているのか。中でもホールはどのような活用を期待しているのか、お伺いいたします。

教育部長（徳永恵三君） おはようございます。それでは、議員の御質問にお答えいたします。奄美市市民交流センター建設に当たっては、平成29年より基本構想策定に着手し、学び、教え、伝え、広げるのテーマを掲げ、地域住民の交流を促進するとともに、伝統文化や都市交流、地域コミュニティ活動の交流拠点施設として、令和3年9月中の完成を予定しております。議員も御承知のとおり、市民交流センターは柳町の旧奄美市水道課の敷地約3,100平方メートルに、現在、建設しているところでございます。建物は鉄筋コンクリート造、地上3階建てで、延べ床面積は3,062.95平方メートルになります。現在の予定では、10月2日に落成式を行い、市民の皆様への利用開始を進めているところでございます。施設の概要を御説明いたしますと、建物の1階には図書学習コーナーや市民の憩いの場として利用可能なフリースペースを設けています。また、354人の収容可能なイベントホールもございます。2階には小さなお子様連れの御家族も気兼ねなくホール内のイベントを観覧できる親子室や、廊下部分は絵画や写真など、芸術作品を展示できる造りとなっており、ギャラリーとして活用できます。3階には、20人から100人規模の会議に対応できる大・中・小の多目的室があり、クラフト教室などが実施できる工芸室もございます。敷地内にある駐車場は47台の駐車が可能となっております。市民交流センターは旧名瀬公民館の代替施設として、市民の多様な交流の場、そして、社会教育活動の場として、市民の皆様へ広く御利用いただくことを目的とし、整備を進めてまいりました。ホールや多目的室などには、音響や照明、映写設備など、最新の設備を設置しており、利用者の利便性も向上されると考えております。当該施設は生涯学習講座など、教育活動での活用はもちろんではございますが、図書学習コーナーやフリースペースなどは市民の皆様にも日常的な利用が図られるものと考えております。また、議員お尋ねのホール利用への期待につきましては、中心市街地という立地の優位性も生かし、音楽イベントや伝統、文化、芸能などによるイベントホールの活用など、市民相互の交流はもとより、島外の方との交流活動など、新しい人の流れの拠点となることを、当該施設に期待しているところでございます。以上です。

3番（永田清裕君） 詳しい御説明、ありがとうございます。先ほど申し上げたとおり、やっぱり地域の賑わいにつながる仕掛けが必要だと。また、市民の視線に立ったイベントの企画、運営が必要ではないかと、そのように思うところであります。今の340名ほどのホールの活用ですけれども、是非、年に数回は市民型、市民が参加する、日頃の活動を発表する場とか、そのように使うような意見も入っておりますので、その付近を、是非、活用していただきたいと、そのように思います。また、施設内に、今、お聞きした中には、保育施設っていうのが完備されているというふうに理解しましたけれども、それでよろしいでしょうか。

教育部長（徳永恵三君） はい、その保育施設なんですけど、ホールの、今、振興会館にもあります、部屋みたいなやつが、こう、上のほうに、こう保育が一緒にできて、なおかつホールのイベントが見れるってというような、そういう部屋なんですけれども、その、それを完備しております。以上です。

3番（永田清裕君） はい、ありがとうございます。やはり、親子連れで、子どもさんを連れて、やはりそこで多くの人が賑わうと、そういうことについては、やはり設備を強化していただきたいと、そのよ

うに思います。

次の質問にまいります。（２）管理運営体制、ランニングコストについてお伺いします。新たな施設を造ることは喜ばしいことではありますが、やはり肝心なのは完成後の施設の適切な維持管理と運営体制、それから、ずっと続いていくランニングコストの組立と抑制だと思います。以前からよく思うことの一つに、立派な施設を造ったことはいいが、完成後の利用実績や維持管理のための費用が負担になってくる。このことが多くの施設での課題でもあろうかと思います。そのことを踏まえまして、今後の市民交流センターの管理運営体制はどうお考えになるのか。ランニングコストをどう捉えているのかについて、お伺いいたします。

教育部長（徳永恵三君） はい、それでは議員の御質問にお答えいたします。まず、市民交流センターの管理運営体制につきましては、施設運営に係るランニングコストを正確に把握するため、現在のところ、奄美市の直営方式を計画しており、施設内の案内を行う窓口対応業務やイベントホールなどの有料施設の貸館受付業務、図書の貸出業務等、一部の業務につきましては、業務委託を予定しております。また、指定管理者制度につきましても、民間視点での住民サービスの向上や自主事業の実施などによる施設の様々な活用が図られると期待できますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、ランニングコストの現時点での試算額につきましては、業務委託料や施設整備の維持、保守点検料、水道光熱費等を含めまして試算を行っております。市民交流センターは旧名瀬公民館と同様、多目的室やイベントホールなど有料施設の貸館料が主な収入源でございます。空調やエレベーターなど、施設の利便性を高めるために、旧名瀬公民館と比較すると拡充された設備や、新たな設置された整備もございますので、施設の維持管理の経費は増えることも予想されますが、今後、ランニングコストの正確な把握を行い、軽減できる経費などを精査してまいりたいと考えております。いずれにしましても、利用される皆様に親しまれ、利用率、利用頻度が向上していくよう、管理運営に万全を期してまいりたいと存じます。以上です。

３番（永田清裕君） ありがとうございます。そこで、再度、お聞きしたいと思いますが、ランニングコストを現時点で具体的に計算することは大変難しいことだと思いますけれども、試算はされているということですので、このような施設で年間の維持管理経費をどの程度見込んでいるのか。当然、これから予算を計上するわけですから、見込みで把握されているのかとは思いますが、現時点で試算している想定ランニングコストをお示しいただきたい。それから、施設が大きくなり新たな整備とかが増えると、当然、維持管理経費が増えることになっていきますけれども、経費削減に向けて工夫されていることはないのか。また、指定管理を受けている民間業者の取組などを参考に、経費削減や利用の増加につながる取組はないのか、お伺いいたします。

教育部長（徳永恵三君） それでは、議員にお答えします。現時点で市として試算している市民交流センターのランニングコストは、先ほど述べました業務委託や施設の維持補修、点検料、水道光熱費等を含めまして、年間３、２００万円程度を見込んでおります。今後の、指定管理等も含めて検討していく中で、現状の精査ですね、維持管理の精査なんですけれども、できるだけ軽減が図られるように、今後、また、取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

３番（永田清裕君） ありがとうございます。是非、ランニングコストの面も逐次、精査してですね、よろしくお願いいたします。いずれにしましても、市民交流センターの施設名のとおり、多くの市民の皆様に利活用していただくことを念頭に、新オープンに向けて、整備や企画を計画していただきたいと、そのように思います。

次に移ります。ふるさと納税について。（１）ふるさと納税の現状について、お伺いいたします。本

市におけるふるさと納税は、予算、決算額を見ましても年々伸びてきているようであります。併せて、返礼品の品数も年々拡充されていると思います。そこで、ここ数年の本市におけるふるさと納税の動向について、伺いたいします。

総務部長（三原裕樹君） おはようございます。それでは、まず直近3年間の実績について、お答えをいたします。平成30年度が7,093件、納税額といたしまして2億8,758万5,000円。令和元年度が1万3,856件、2億5,205万円。令和2年度が1万4,058件、2億7,866万9,000円のふるさと納税をいただいております。また、今年度につきましては、8月末現在でございますけれども、4,470件、8,040万2,000円となっております。これは対前年比、件数で申し上げますと1.2倍、金額では1.3倍の増となっております。返礼品のカテゴリーといたしましては、タンカン、マンゴー等の農産物のほか、島豚や鶏飯等の加工品、クルマエビやもずく等の海産物、それから、大島紬や黒糖焼酎等の特産品などとともに、奄美市内のホテルパックの旅行商品や観光体験ツアー等、多岐にわたっており、近年では新型コロナの影響等で奄美に帰省できない方のため、墓参り代行サービス、そういったものも新たな返礼品として追加をしております。そのような中、新型コロナの影響につきましては、観光体験ツアー等の旅行商品関係返礼品がコロナ禍以前の令和元年度が392件、2,545万6,000円だったものが、令和2年度につきましては、155件、1,819万6,000円と減少をしております。一方、コロナ禍での巣ごもりによる需要増加等の影響もございまして、黒糖焼酎等の酒類関係の返礼品が、令和元年度1,255件、3,235万円だったものが、令和2年度は1,916件、5,269万3,000円と増加をしております。全国的な動向といたしましても、地場産品への支援目的や巣ごもり需要の増加により、ふるさと納税の活用が活発化しておりますことから、本市におきましても、引き続き奄美らしい特産品の開発とともに、効果的な情報発信にも努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

3番（永田清裕君） ありがとうございます。先日、報道のほうでも、ふるさと納税の企業版、2020年度の寄附金額が前年比3.3倍になったと、総務省のほうからも発表されておりましたが、やはりそういった気流に乗って、奄美でも、是非、ふるさと納税の増額に向けて、努めていただきたいと、そのように思います。

そういった中で、（2）に移るわけですが、世界自然遺産登録を受けての新たな取組について伺います。世界自然遺産登録が決定し、今後、さらに奄美が注目されていくことは間違いありません。最近は特に、毎日どこかのテレビ局で奄美が放映されるなど、各方面において奄美が取り上げる機会も相当に増えてきております。まさに奄美にとってPRをする絶好の時期を迎えております。奄美に関心を持ち、奄美を応援したいという方々も、当然、増えてくるものと期待しております。そこで、多くの方々に奄美を応援していただくチャンスの一つが、ふるさと納税への取組だと思っております。本議会にもふるさと納税の企業版やふるさと納税型クラウドファンディング寄附金が新たに計上されておりますが、本市のふるさと納税において、世界自然遺産の登録決定のチャンスを捉えて、どう取り組んでいるのか。世界自然遺産登録記念などに特化した取組を進めているのか。現在の状況と今後の展開も含めて御教示いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。世界自然遺産登録を受けての、本市の新たなふるさと納税の取組といたしましては、まず、世界自然遺産のさらなる機運醸成のため、地元事業者に御協力いただき、登録記念のラベルを使った黒糖焼酎やルリカケスをイメージした紬の小物など、世界自然遺産に関連した商品をふるさと納税の返礼品として、現在、15品登録をしております。また、これらの返礼品につきましては、奄美大島自然保護協議会で作成をいたしました自然遺産記念ロゴのシールを添付、または、同梱してお送りをしております。加えまして、今回の自然遺産登録を契機とした奄美ファンの拡

大や、自然環境保全に関心の高い方からの新たな受け皿として、先ほど議員からもございましたけれども、ふるさと納税の仕組みを活用したクラウドファンディングを実施をしております。今回は、世界自然遺産の島として、奄美大島全体で連携をした自然保護の取組ができないか、協議を重ね、ポータルサイト内に特集ページを設け、奄美大島5市町村をはじめ、徳之島の天城町及び沖縄県の竹富町を含めた7自治体で広域連携ガバメントクラウドファンディングを実施をすることとなりました。7自治体とも、世界自然遺産の価値の保護という目的は同じではございますが、各自治体の課題をそれぞれプロジェクト化をし、寄附を募っております、ガバメントクラウドファンディングの返礼品は、先ほど申し上げました世界自然登録記念の返礼品を採用をしております。その中で、本市のプロジェクトの内容につきましては、昨今、ロードキルが喫緊の課題であることから、子どもたちと協力をしたロードキル対策の啓発物作成を行っております。このほか、企業版ふるさと納税を活用した世界自然遺産に関する取組といたしまして、市道三太郎線周辺での夜間動物観察の利用ルール、この試行を10月末に控えまして、体制強化を図る事業を予定をしておりますことから、本事業の寄附についても、今後、募集をしてみたいと考えております。また、現在、新型コロナの影響を受けまして、旅行商品などの企画が大変厳しい状況が続いておりますものの、新型コロナの収束後を見据えた返礼品の一環として、世界自然遺産記念のツアー商品、この商品を造成し、返礼品として、現在、取り扱っているところでございます。いずれにいたしましても、世界自然遺産登録を一つのチャンスとして、近隣自治体とも連携を図りながら、世界自然遺産のさらなる機運醸成に加えまして、返礼品を通じたふるさと納税の充実、地場産業の活性化、奄美の魅力の発信に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

3番（永田清裕君） ありがとうございます。ふるさと納税、今、部長もおっしゃったように、地域の産業振興といった事業で活用されますし、また、全国においては少子化対策などにも活用されている例があると思います。あと、併せましてですね、あと、返礼品が非常に気に入った方々は、その場所を、また、訪ねていきたいと、そういう気持ちにつながって、また、そこから新たな交流人口の増加につながるのではないかと、そう期待できるものですから、是非、この世界自然遺産登録というのを機に、絶好のチャンスと捉えてですね、広がりを目指したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、4、コロナ禍における奄美の観光について。（1）コロナ禍における奄美観光の現状についてをお伺いいたします。全国的に新型コロナ感染症の猛威が収まらず、人の移動も制限されている中で、この夏休みシーズンには多くの観光客が奄美を訪れていたように思います。レンタカーも予約が取れない時期もあったと伺っております。レンタカーに関して少し申し上げますと、5月末にコロナ対策として専決予算し、早期に実行された感染防止対策について、業者の皆様から、利用者の増加と合わせて活用でき、大変助かったと喜びの声も聞いているところであり、事業の効果に大きく反映されたものと、市の取組を評価したいと思っております。そういう中、観光客が増加することは、島外からの多くの人が動くことであり、地元への経済効果が期待できるとともに、一方では、新型コロナウイルス感染へのリスクも高まることが懸念されるところであります。現在、奄美はレベル5の最大級の警戒レベルが続く中でありまして、市町村長の共同メッセージで呼びかけもされておりますけれども、来島される方を止めるわけにもいかず、複雑な心境である中、奄美の観光業界のあり方も非常に難しい状況であると思います。このような状況を、島内外へのメッセージも含め、行政としてどう受け止めているのか、どうあるべきと考えるのか、御教示いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） おはようございます。まず最初に、奄美大島の観光の現状につきまして、御答弁させていただきます。確かに、議員がおっしゃいましたように、昨年度の時期と比べると伸びている月もあったかと思いますが、コロナ禍前の令和元年と比較した現状を述べさせていただきます。航空会社が公表している旅客実績値をコロナ禍前の令和元年と比較いたしますと、1・2月は緊急事態宣言直後ということで、概ね4・5割の減。3・4月は異動時期等もあり、2～3割の

減。5・6月は全国的な感染拡大時期もあり、4～5割の減。7月は概ね2.5割の減となっている状況でございます。8月につきましては、全国的な感染拡大が鹿児島県内にも及び、県独自の緊急事態宣言やまん延防止措置の適用、また、奄美大島においても警戒レベルを5に引き上げたことなどもあり、感染拡大によって夏休み期間中の旅行やお盆帰省の自粛が生じていることなども伺っております。この間、島内における感染拡大状況を踏まえまして、島内外に向けて5市町村による共同メッセージを発信するとともに、本市におきましては、感染拡大防止に取り組んでおります。まず、8月6日に緊急的な取組といたしまして、旅行者個人に手渡しできる感染対策の啓発カードを、ホテル、レンタカー会社約30社に対して2万枚を配布いたしております。また、8月18日からは、来島者だけでなく、住民の皆様にも改めて感染防止対策の大切さを周知するために、さらに飲食店や小売店、理髪店等に対象を広げまして、市内約1,500事業所に対して、啓発用チラシ、ポスターを5,000枚を全庁的な職員連携の下で配布をいたしております。本市といたしましては、引き続き、コロナ禍においても安心・安全な環境づくりに向けて、感染防止対策の徹底に取り組むとともに、コロナ禍後に来訪を心待ちにしている皆様にも、奄美を満喫していただけるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

3番（永田清裕君） はい、ありがとうございました。確かに行政の立場として、やっぱりストレートに来島しないでくださいとは、当然、言えることではありませんので、来島される方々には、しっかり感染防止対策のお願いを呼び掛けることしかできないと思います。そのことを、奄美市が中心となり、島内の他町村と一緒に、市町村長自らがメッセージを発信したり、ホテルやレンタカーや飲食店などにチラシを呼び掛けたりと、特に奄美市は積極的に取り組んでいると、そのように思います。周知のとおり、コロナ感染拡大防止と経済の活性化の両立という難しい局面が続いております。世界自然遺産登録を機に、様々な展開が期待できる矢先の警戒レベル5の状況だと感じております。こういうときこそ、さらに新型コロナウイルス感染症の状況をしっかりと共有して、奄美大島の5市町村が連携し、協力して、難しい局面の打開策に取り組んでいってほしいと願うところであります。ありがとうございました。

次に、（2）オンラインを活用した観光の取組について伺います。一方で、実際に奄美への旅行をキャンセルしたり、お盆の帰省を自粛したりする方もいたと思うところであります。このような中で、世界自然遺産登録となったこの機会を捉えて、奄美を広く発信していこうということで、様々な情報媒体のオンラインを活用して、奄美の魅力や、実際に奄美を訪れなくても体験できる模擬体験旅行などの取組が発信されているようであります。オンラインによる観光の発信は、コロナ禍の今でもできることであり、また、コロナ収束後を見据えた観光客の増加につながる宣伝効果の高い取組でもあらうかと思いますが、民間業者では費用面だとか、規模的にも、継続的にも限りがあるかと思いますが、そこで、奄美市として、コロナ収束後も捉えて、このような民間の取組を後押しできる仕組みはないのか。また、民間と行政が連携し、観光や情報分野の方々が一緒になって、それぞれの専門知識や強みを生かして、規模的にも、内容的にも、奄美を大きく宣伝していく事業の組み立てはできないのか、伺います。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 議員御案内のとおり、オンラインツアーにつきましては、コロナ禍において旅行先を直接訪れることなく、家などにいながらインターネットを利用し、好きな時間に旅行や体験プログラム等の疑似体験ができるものであり、気軽に旅行に出かけにくい環境におきましては、現地と旅行者をつなぐ有効な手段の一つであると考えられております。これまでに、各旅行代理店や航空会社などが奄美大島を題材としたオンラインツアーを実施し、現地スタッフが観光地などを案内、紹介した事例も伺っております。オンラインツアーをはじめ、各事業所の創意工夫によるコロナ禍における新たな観光取組の導入は、アフターコロナを見据えた観光業の事業継続に向けて、大変有意義な取組で

あると考えております。そのようなことから、官民連携支援の取組の一環といたしまして、本市においては、観光庁が今年度実施しておりました、地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証事業などの、大変有利な募集提案の活用に向けて、事業周知を図り、市内事業者の提案について助言を行うなどの連携を行い、採択に至ったケースもあったところでございます。

次に、御提案の民間と行政、また、観光や情報など、様々な分野による専門知識等を生かして、奄美を大きく宣伝する事業の組み立てができないかということにつきましては、これまでも官民が連携、協力した事例といたしまして、DMO組織を構築し、あまみつけ。などにより奄美大島を広く宣伝してきたことなどもございます。このような取組も、また、参考にしながら、まずは関係事業者等と協議してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。未だ落ち着きを見せないコロナ禍の中、幅広い産業への波及が見込まれる観光の取組に対して、官民が連携、協力して取り組むことで、アフターコロナを見据えた奄美観光の受入態勢の構築に向けても、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

3 番（永田清裕君） 御承知のとおり、先ほども申し上げましたけれども、現在はコロナ収束後の観光客を含む交流人口の増加につながる取組が重要であると、そのように考えます。そして、さらにオンラインによる奄美観光の発信が、どう地元に反映されているのか、これからの検証だと思っておりますけれども、しっかりと検証し、次の展開につなげていただきたい。幅広い宣伝として、コロナ収束後の観光増加につなげるためにも、やはり大切なことは、官民一体となって取り組むことが肝要だと、そのように感じます。当局の皆様方には、積極的に民間と協議し、独自の観光スタイルを確立し、観光の振興に努めていただきたいと、そのように希望して終わりたいと思います。

続けていきます。冒頭から、朝山市長の奄美市政に関する成果についてお伺いさせていただきました。また、今般の奄美市での話題、市民交流センターや世界自然遺産登録に関したことなどを質問させていただきました。まさに世界自然遺産登録の決定は、奄美にとってまたとない絶好のチャンスでありますので、ふるさと納税での取組をはじめ、あらゆる面において、さらにもっと積極的に発信していただくようお願い申し上げます。

それでは、結びといたしまして、大変恐縮ではございますが、私自身、朝山市長への最後の一般質問でございますので、一言御慰労と御礼を申し上げたいと存じます。朝山市長におかれましては、私が申すまでもなく、平成6年12月から旧笠利町長を3期、合併後の平成21年12月より奄美市長を3期、24年ほどの長い期間、自治体の長を務めてこられ、本年11月30日をもって勇退を迎えることになります。これまでの多大なる御功績に対しましては、答弁でもお示しいただいたとおり、多くの市民の皆様をはじめ、国や県の関係者も一同に高く評価されております。中でも、奄美市長の立場はもとより、奄美群島広域事務組合の管理者として、奄美群島12市町村の先頭に立って、奄振法の延長や奄振交付金の取組にも御尽力され、そのことによって、みんなが待ち望んでいた奄美へのLCCの就航が実現したことなど、奄美群島をまとめるリーダーとして、大きな力を発揮していただいたと、改めて思うところでございます。私自身といたしましても、以前から政治家として大変頼りにする先輩の1人であり、また、市議会に参加して2年足らずではありますが、より身近で接するようになり、朝山市長の誠実さと力強いリーダーシップ、そして、何よりも人に愛される人望と率先垂範の姿勢と、何事にもぶれない政治信念を改めて実感しているところでございます。多くの皆様に惜しまれながらの勇退であります。朝山市長が築いてこられた奄美市政の安定の土台を、私も議員の一員として、行政当局の皆様としっかりと向き合って、ワンチームとして、奄美市のさらなる発展につないでいけるよう、努めてまいりたいと存じます。朝山市長の長年の御功績に心から敬意を表し、深く感謝申し上げます。誠にありがとうございました。一般質問を終わります。

副議長（奥 輝人君） 以上で、永田清裕君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。１０時４５分、再開いたします。（午前１０時２０分）

○

副議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 荒田幸司君の発言を許可いたします。

５番（荒田幸司君） 議場の皆さん、市民の皆さん、こんにちは。日本共産党の荒田幸司でございます。ただいまより、一般質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、マスコミ等で新型コロナウイルスの感染拡大により、日本社会の脆弱さが浮き彫りになったとの報道を目にすることがあります。皆様はこの報道をどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。私は、まさしくそのとおりだと感じております。その中でも、医療供給体制にそのことが顕著に表れているのではないかと思います。改めて統計数値を見てみますと、日本の感染症病床数は１９９８年当時、９、０６０床あったものが、２０１９年には１、８７１床と、約５分の１になっています。また、２０１７年の医師数は人口１、０００人当たり２．４３人。ＯＥＣＤ加盟国のうち、データのある２９か国中２６位となっています。保健所の数は、１９９７年８４７か所から２０２０年には全国で４６９か所となり、激減している状況にあります。これらの状況は全て政治がつくり出したものです。先日、菅義偉首相が退陣表明をいたしました。今後、衆議院選挙も控えています。今こそ国民の声が生きる政治に切り替えるときではないでしょうか。憲法２５条、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を要するなどに、国は全ての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。まさしくこのことが実現できる、政治の実現を切に願うものです。

それでは、質問に入ります。

１、安全保障について。２０１９年３月２６日に陸上自衛隊奄美駐屯地が開設をされて、２年と半年が過ぎようとしています。この間、奄美において米陸軍との共同演習が２回開催されるなど、演習が常態化していくのではないかと感じております。６月１８日から７月１１日にかけて、北海道から奄美まで八つの地域で行われた、今年のアリオンシールド２１は、陸自と米軍との実働演習としては過去最大規模と言われ、米陸軍約１、６００人、陸自約１、４００人の全体として約３、０００人が参加しました。そのように新聞報道されています。奄美駐屯地でも、米陸軍の地対空誘導弾パトリオット部隊と陸自の中距離地対空誘導弾、中ＳＡＭ部隊が共同対空戦闘訓練実施、沖縄本島以外の南西諸島地域でパトリオット部隊が展開されるのは、奄美大島が初めてと地元紙は報道しています。今回の演習の背景には、台湾海峡の平和と安定を強調した３月１６日の日米外務防衛担当大臣２＋２があるのではないのでしょうか。また、４月１６日の菅首相とバイデン大統領の共同声明は、インド・太平洋地域の安全保障のための強化を明確にしており、台湾有事を口実に安保法制、いわゆる戦争法を動かすもので、米中対立が激化する中で、日本や同盟国、友好国を最大限、軍事化に利用する狙いがあるのではないかと考えられます。そのことが非常に心配されます。そこで、お伺いいたします。当局は今回の実働演習をどのように捉えているのか、お示してください。

次の質問より発言席で行います。

副議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、さっそく荒田議員にお答えさせていただきます。今般の陸上自衛隊の米陸軍との実働訓練、いわゆるアリオンシールドにつきましては、毎年、全国各地で実施され、本市での訓練は６月３０日から７月２日の３日間、奄美駐屯地内において対空戦闘に関する連携要領を、実弾の発射なく、シミュレーター等で訓練をしているようでございます。本訓練の意義につきましては、防衛省からの広報にありますとおり、陸上自衛隊と米陸軍の技術的技量の向上を図り、併せて相互の、日

米の相互の理解を促進し、有事における共同対処行動を円滑に行うために不可欠なものであるとともに、日米安全保障体制の信頼性の維持向上に資するものであります。今回の訓練に際し、本市といたしましては、九州防衛局長及び中部方面総監宛に、訓練における安全確保、コロナ対策の徹底に関する要請書を送付したほか、関連する情報についてはホームページでも公表したところでございます。共同実働訓練につきましては、昨今の国際情勢に伴い、国家の安全保障、島嶼防衛上、重要な意義をもつものであると、私、認識いたしております。以上であります。

5 番（荒田幸司君） 御答弁、ありがとうございます。私がこの質問を取り上げたのはですね、やはり 2015 年 9 月の 19 日に安保法制、いわゆる私たちは戦争法と呼んでおりますけれども、これがやっぱり成立したことで、よりやはり日本の軍事態勢っていうかな、そういったところが非常に強まっています、御存知のように、防衛費もかなり、毎年毎年引き上がっている状況なんですね。やはりこれは中国、北朝鮮を脅威とした、一定のやはり、その国を守ろうという一つの方策の下だとは思いますが、実質的にはやはり戦争できるというか、する、そういった国づくりに、どうしてもやっぱりつながるんじゃないかなという懸念を持っているからの質問です。その辺では、どのように捉えていらっしゃるのでしょうか。もしよろしかったらお願いします。

市長（朝山 毅君） 以前から私は何度も申し上げているつもりですが、島嶼防衛であり、やはり隣国が同じルールや同じ価値観の下、同盟であり友好国であるとすれば、このような事態は、私は生じなかったであろうと、私なりに思います。しかしながら、事を異にする隣国があり、また、その情勢が混沌としている状況下においては、やはり専守防衛という意味からも、国を守り、国民を守るというための措置というものは、私が当然、国家の責務としてあるべきものだと思っております。そういう意味において、あり得ないことであろうが、有事に備えて、国家、国民、領土、領海、領空を守るための自衛の措置、島嶼防衛というものは、当然国が負うべき、私は責務であろうと思います。そういう意味において、南西諸島、とりわけ奄美群島地域においても、沖縄含め、やはりそういうふうな備えをし、その備えに伴う訓練というものは、私は当然の国としての措置であると思っておりますので、今回の措置についても、私は有効なる、また、訓練であるというふうに、私自身、思っているところです。以上です。

5 番（荒田幸司君） 市長とですね、どうしてもそここのところの意見は分かれるところなんですけれども、ただやはり何を起点に考えるかということでは、やはり憲法 9 条をしっかりと守って生かしていくということを考えなきゃならないと思うんですよね。それで、そういった意味では、今の中国のやっぱりやり方っていうかな、それは決してやはり許せるものでないって私も考えています。ただ、それをやはり、ある意味で抑え込むと言いますかね、そのために、やはり武力をもってという抑止力、それをやっぱり用いるということでは、やはり日本が踏み出したらいかん領域じゃないかなと、私は考えていました、是非、そこは国民全体でやっぱりですね、考えていく問題だし、また、この地域、南西諸島、奄美を含めてですね、そういったところで、しっかりとやっぱり考えていかなくっちゃならない問題じゃないかなというふうに考えています。

最後に少し私の私見を述べさせていただいて、この質問を終わりたいと思いますが、この約 9 年間、安倍・菅政権が進めてきたことはどのように考えても、やはり戦争できる国づくりではないかという考え、というふうに私は考えています。それは、安保法制をはじめ、特定秘密保護、それから、共謀罪などの法整備、そして、憲法 9 条を変えようという動き。そして、中国や北朝鮮の脅威を理由とした馬毛島から沖縄の八重山諸島までの軍事基地化に表れているのじゃないかと考えています。2 か月ほど前に、三上智恵監督のドキュメンタリー映画、沖縄スパイ戦史を鑑賞する機会がありました。その内容は、少年兵による護郷隊が沖縄戦終結後も沖縄本島の北部でゲリラ戦を継続していたこと。また、地上戦のなかった八重山列島で住民が山間部への疎開を命じられ、3,000 人以上がマラリアに罹患し死

亡したこと。これらを指揮したのは、陸軍中野学校出身の青年将校であったことなどを資料や証言を基に明らかにしています。そこには、残念ながら軍隊が地域住民の命を守ったという事実はありません。2001年の9.11同時多発テロに対する軍事報復に始まった20年間に及ぶ米軍のアフガニスタン駐留が8月30日に終わると米軍は発表しています。過去20年間で、米軍は約2,500人が戦死、アフガン人の死亡者や約24万人と言われています。結果を見ていただいたらお分かりのように、武力で平和はつくれないことが明らかになったのではないのでしょうか。市民の命と暮らしを守る立場から、奄美のこれ以上の軍事化にストップをかけるために、声を、是非、上げていただくことをお願いし、この質問を終わります。ありがとうございました。

次の質問に入ります。質問2、新型コロナウイルス感染症について。まず、質問に入る前に、字句の訂正をお願いいたします。質問通告書の中に自宅療養者という表現が3か所使われていますけれども、鹿児島県は自宅待機者という表現を使っていますので、そのように訂正をお願いいたします。

それでは、質問に入ります。昨年の1月15日、国内で初めて新型コロナウイルス感染が確認されて、1年と7か月が経過をしましたが、収束の兆しは見えません。全国の感染者数は9月5日現在、朝日新聞報道によれば、157万613人、亡くなられた方が1万6,352人となっています。中でも自宅療養者が8月25日現在、厚労省の発表で11万人を超え、12万人に迫る勢いとなっています。自宅療養中に亡くなった方の人数については、8月10日、立憲民主党が新型コロナ対策本部の厚生労働部会の合同会議で政府側に尋ねていますが、掌握していないとの回答でした。一方、東京新聞は首都圏1都3県で自宅療養中の死亡者が8月だけで少なくとも31人で、増加傾向にあると報道しています。また、鹿児島県では8月29日、県が議会に報告した数字を見ると、自宅待機者数が876人となっており、26日の県の発表は1,356人であったことから考えると減少傾向に見えます。また、奄美医療圏の自宅待機者数についても、104人と発表されています。奄美市における感染者数は、御存知のように、8月末までの累計で273人。月別に見ると、先月8月が最も多く、141人となっており、そのような状況を考えると、奄美市においても、医療供給体制が逼迫しているのではないかと心配をされます。

そこで、質問いたします。奄美市における自宅待機者の状況と対応についてお示してください。よろしくをお願いします。

保健福祉部長（山下能久君） 自宅待機者について、お答えいたします。県は感染者の情報につきまして、毎日公表しております。この公表には県全体の医療機関への入院、宿泊療養施設への入所及び自宅待機者数がございます。9月3日現在、352人となっております。この人数につきましては、日々、入院、入所、退院、退所があるため、変動しております。この県の新型コロナ感染者の発表の中では、先ほどの情報に加えまして、お1人ごとの情報として、居住地、年代、性別、症状、濃厚接触者の数に合わせて、入院、入所、自宅待機中として記載されております。御質問の本市における自宅待機者の状況につきましては、発表された時点での自宅待機については把握できますが、その後、その方がいつ入院、入所されたか。または、まだ自宅待機中なのかについては公表されないため、把握できておりません。本県におきましては、感染された方について、入院、または、宿泊療養所への入所としており、自宅療養はしないという方針でございますので、入院や入所の調整ができるまでの間、自宅での待機となりますが、本市においても調整ができるまでの数日につきましては、自宅で待機されている方がいると伺っております。以上でございます。

5番（荒田幸司君） ありがとうございます。それでですね、その待機者の病状の掌握とかですね、あと、精神的なケア、あと、食事、そういったことについては、実質的には名瀬保健所のほうで行って対応しているということの理解でよろしいのでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） 奄美市における病床数につきましては、これにつきましては、公表されておきませんので、うちのほうで把握できていないところでございます。また、稼働状況につきましても、医療体制の逼迫度合いについては、保健所を通じて、ある程度のその逼迫度合いってというのはお伺いして、いろんな対策に努めているところでございます。いずれにしましても、保健所とこれからも連携を密にして進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

5 番（荒田幸司君） はい、了解いたしました。引き続き、よろしくお願いいたします。

それから、3 番目の質問になりますけれども、家庭内感染等ですね、保護者が感染した場合に、子どもさんへの個別の対応の体制があるのかどうか、お示しいただきたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。家庭内において、保護者が感染した場合の対応につきましては、先ほども申しましたとおり、入院、入所は県が調整を行っており、その調整を行う際の判断の一つとして、家族状況も含めまして、医療機関や宿泊療養所、また、自宅待機の判断を行っております。例えば、子どもの年齢によっても、乳幼児なのか、ある程度、大きなお子さんなのか、また、祖父母などで生活支援がお願いできる方がいるかなどを踏まえて、受け入れる医療体制などの状況を勘案し、子どもたちだけが家に取り残されることはないように調整を行っていると同っております。以上でございます。

5 番（荒田幸司君） はい、承知いたしました。理解できました。コロナ対策、今日は自宅待機者について質問させていただきましたけれども、やはりまだ先は非常に長い、ある意味では戦いになっていくというふうに思います。恐らく、行政の皆さんも非常に大変な思いをしながら対応していただいていると思いますが、引き続きの対応ですね、お願いいたしまして、この質問を終わります。どうもありがとうございました。

それじゃ、次の質問に移ります。次はデジタル改革関連法に関してです。先の通常国会でデジタル改革関連法が成立をし、菅義偉首相肝いりのデジタル庁が9月1日に発足をいたしました。4月の6日の衆議院通過直後、東京新聞は看板政策、審議深まらず。デジタル改革関連法、短い審議時間に法律化拙速と批判の見出しで、菅政権の看板政策にもかかわらず、十分な審議時間がとられていないと指摘。ちなみに、東京新聞の集計では審議時間は約29時間で、9時間弱、2013年の特定秘密保護法は約46時間、2015年の安全保障関連法は約117時間となっています。また、5月11日の参議院内閣委員会で可決された、12日に成立する見通しとなったときは、朝日新聞は熟議なきデジタル化、63本の法案。参議院審議25時間の見出しで、野党が指摘する個人情報保護のあり方など、デジタル化の影については議論が煮詰まらず、課題は残ったままだと報じています。デジタル庁の創設についての国民の反応は、4月10日、11日にかけて、朝日新聞が行った世論調査によると、創設に期待するは44パーセント、期待しないは45パーセントとなっています。年代別に見ると、若い世代の方が期待するが多く、18歳から29歳は54パーセント、70歳以上は25パーセントとなっています。加えて、5月12日、NHKのニュースWebでは、地方自治体から懸念の声として、東京の小金井市議会が2020年12月、自治体の判断に寄らず、一律に個人データを利活用することに反対し、実行しないことを求めるとする意見書を可決したこと。また、東京国立市やあきる野市、清瀬市、それに札幌市の市議会も慎重な検討を求める意見書を可決してことを報じています。そのほか、日弁連、日本弁護士連合会が今年の3月に慎重な国会審議を求める会長声明を出したことも報じています。以上、以上のような状況を踏まえて、質問いたします。奄美市では早々にデジタル戦略課を新設していますが、デジタル改革関連法について、どのような受け止めをされているのか、お示してください。よろしくお願いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、御質問のデジタル改革関連法についてお答えさせていただきます。新型コロナウイルス対応におきまして、デジタル化の遅れが顕在化したことをはじめ、少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためのデータ活用推進と併せまして、データの悪用、乱用からの被害防止など、デジタル化への対応の重要性が高まっております。これらのことを受け、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化による我が国のデジタル社会を形成し、国民経済の持続的かつ健全な発展と、国民の幸せな生活実現のため、国において、デジタル改革のための法整備が行われたものと認識いたしております。今回の改革関連法のうち、デジタル社会形成整備法において、議員御指摘の個人情報保護のついては、これまで3本に分かれていた個人情報保護法を1本の法律に統合するとともに、各地方公共団体の条例で定めていた個人情報保護制度についても、全国的な共通ルールとして法律に規定をされました。これにより、個人情報保護の業務を国の個人情報保護委員会に一元化し、地方公共団体含めた個人情報取扱事業者等の個人情報保護が一層強化されたものと思っております。併せまして、マイナンバーカードの利便性の向上、普及促進及びオンライン手続きの推進、押印等を求める手続きの見直し等による国民の手続き負担軽減等のための関係法律改正も行われております。このことにより、本人同意の下、マイナンバーカードに紐づく基本4情報を電子証明書として署名検証者へ提供することにより、行政手続きの負担が軽減されるよう改正が行われております。このようなことから、市民がデジタル化の恩恵を受けるためには、デジタル活用支援による誰一人取り残さないデジタル社会の実現と、行政のデジタル化に当たっての利用者目線に立った使いやすいシステムの構築、整備による、人に優しいデジタル化の実現が必要であり、今回のデジタル改革関連法は、これらを進める上で大変重要なものであると考えております。以上でございます。

5番（荒田幸司君） はい、御答弁ありがとうございます。私がですね。この質問を取り上げたのは、先ほども申し上げましたように、やはり専門家の方もこの個人情報の取り扱い、そこに非常に懸念と言いますかね、そこところが煮詰まらないというかな、そういった状況があって、そこはやはり少し私も気にかかるころだなということで取り上げをさせていただきました。デジタル化そのものについてはですね、やはり市民の福祉の向上、そういったものをしっかりやっていただけるのであれば、どんどん進めるべきということの、決して反対するものではありません。そういった意味ではですね、しっかりとやはり議論をして、国民を、市民、国民本位のやはりデジタル化って言いますかね、そういった方向に向けてほしいなという思いからの質問です。そういった意味では、個人情報についてはですね、部長がおっしゃったように国に一元化されるというのですが、そこところは、今、奄美市も条例がありますけれども、そことの齟齬って言いますかね、整合性の問題では何か感じているところはありませんか。また、先ほど部長からの説明、ありましたが、誰1人取り残さない、人に優しいデジタル化ということを、デジタル庁は掲げていますけれども、その実現について、少し何か考えていることがあったら、お示しいただきたいと思います。よろしくお願いします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 先ほどの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、各地方公共団体の条例で定めていた個人情報保護制度についても、全国的な共通ルールとして規定されたことで、制度的にも、これまでと同様な運用が可能であり、個人情報保護の業務が国の個人情報保護委員会に一元化されることで、地方公共団体に関わらず、民間事業者、大学、医療関係等の個人情報保護も同じ機関で取り扱われることになり、各機関が抱える課題や新たな懸案事項などに関する情報共有も図られ、個人情報保護が一層強化されるものになると認識をいたしているところでございます。また、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化のほうでございますけれども、市民がデジタル化の恩恵を受けるためには、デジタル活用支援による誰一人取り残さないデジタル社会の実現、行政のデジタル化に当たっての、利用者目線に立ったシステム構築、こういうことの実現で人に優しいデジタル化を目指しているようでございます。本市におきまして、目指して取り組んでおりますが、もう既に本市におきまして

は、例えばワクチン接種のネット申し込み、あるいは商品券のネット申し込み、あるいは、市税等のコンビニ納付などのように、既にそれらの取組を進めているところであり、今後も誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の実現に向けて、取り組んでまいり所存でございますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

5 番（荒田幸司君） 御説明ありがとうございます。個人情報についてのですね、捉え方って言いますかね、それは、説明していただいた内容は理解できますが、もう少しやっぱり何かの形で深めなきゃならないかなというふうには考えています。それから、現在のやはりデジタル化をやることによって、やはりそこに、先ほど言った誰一人取り残さない、やはりそこに付いて行けない方がどうしても出てくると思うんですね。要するに、アナログの方がですね。そういう方々にも、是非、視線を送ってですね、視点を置いて、今後、行政運営をしていただくことをお願いいたします。よろしくお願いします。

それでは、2番目の質問なんですが、クラウド化ということで、行政で管理しているデータなどをインターネットを通して、やっぱり外部事業者へサービスを維持するということになると思うんですけども、そのことについては、全国的には近隣市町村で連携しながら、いろいろ対応しているというところもありますけれども、奄美市においてはこういった方向性でしょうか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 御質問にお答えさせていただきます。まず最初に、クラウドについてでございますが、クラウドとはクラウドコンピューティングの略語になり、一般的にはセキュリティの担保された外部のデータセンターなどに接続し、様々なデータやシステムを利用する仕組みを示すものと理解をいたしております。国が令和2年12月に策定いたしました自治体DX推進計画では、地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化、共通化を、今後、5年で確実に実現していくための取組を全力で推進するとされております。本市におきましては、災害対策面の強化や情報セキュリティ確保の観点から、住民基本台帳や市税等を管理する基幹業務システムにつきましては、平成30年度に自庁設置型からクラウドへの移行を既に完了したところでございます。以上でございます。

5 番（荒田幸司君） ありがとうございます。それじゃ、続けて、次の質問です。全国では外部の人材を招聘する自治体もあるように伺っていますが、奄美市の対応としてはいかがでしょう。これを、私、質問するのは、やはり外部の人材、民間の方の活用だと思うんですけども、それをすることによって、やはり公的なところの業務が、その方がトップに立って、いろいろと支障が出ないのかなという心配も、全国ではされていまして、そのことを懸念したからの質問になります。よろしくお願いします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 議員御質問の外部人材の活用につきましては、国においては政府CIO補佐官として民間企業出身者などの外部人材を登用し、政府組織の一員として、政府全体の電子行政の高度化、効率化等に大きく貢献しております。また、一部の地方公共団体におきましては、国同様にCIO補佐官を外部から招聘し、行政のデジタル化推進を行っている事例もございます。県におきましても、デジタル推進課を設置し、デジタル改革関連法に対応する体制整備を図るとともに、県版のデジタル戦略を策定すべく、外部有識者のアドバイスを受け、準備が進められると伺っております。本市におきましては、外部人材の招聘は行っていないところでございますが、今後、今年4月にデジタル戦略課を設置し、デジタル改革関連法に対応する組織整備が行われており、国が開催する説明会や県が主催する外部専門家を招聘したセミナー、勉強会へ参加することなどにより、職員の資質向上に努めているところでございます。いずれにいたしましても、外部人材の活用に関しましては、今後、デジタル改革関連法に対応した取組を進める中で、国・県の動きや他市町村の事例も参考にしながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

5 番（荒田幸司君） ありがとうございます。デジタル化については、いよいよこれから本格的に始まる業務です。より、やはり住民の側に立って、住民にやはり、福祉向上につながるような、デジタル化のですね、奄美市に実現できるように、御尽力いただきたいということをお願いして、この質問を終わります。ありがとうございます。

次の質問に入ります。次は4番目、自然環境の保全に関して。世界自然遺産登録が実現した今、登録された自然や緩衝地帯に指定された地域の自然保護は当然のことですが、気になるのは里山の保全です。環境省自然保護局の説明によると、里地里山とは、原生的な自然と都市との中間に位置し、それを取り巻く二次林、それらと混在する農地、溜池、草原などと構成されると、地域となっています。その中でも、私が気になるのは農地です。ある統計資料によりますと、平成28年奄美大島の耕作放棄地は1,923ヘクタール、全体の47パーセントという数字を目にしました。世界自然遺産に登録されたこともあり、奄美大島全体の景観という観点からも、耕作放棄地の対応は大変重要だと考えています。奄美市として何か考えている、予定していることがありましたら、是非、お示しください。よろしくお願いします。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは、聞き取りの段階で里山林の保全についてということでお聞きしているんで、まず、そちらのほうから回答をしたいと思います。奄美市における里山林の保全について。奄美市の約70パーセントを占める民有林2万1,756ヘクタールにおいて、里山等の多面的機能を維持、増進させるため整備を行うことは重要であると認識しております。里山などにおける主な事業といたしまして、国や県の事業を活用し、奄美市の所有する市有林において、例年、10ヘクタール程度の森林整備、間伐などや道路沿線及び集落後背地などの松枯損木の伐倒を行っております。令和3年度からは未整備のまま高齢級化する民有林を対象に、公益的機能の向上を図るため、道路沿いの傾斜地の間伐を予定しております。里山等の整備に関しましては、原則、山林所有者が行わなければならない、事業を導入する場合も山林所有者との合意が必要になります。里山等の多面的機能である水源の涵養や山地災害の防止、生物多様性の保全などを維持、増進するために、関係機関と連携を図りながら、里山等の保全に取り組んでいるところでございますので、御理解をお願いいたします。以上です。

5 番（荒田幸司君） はい、ありがとうございます。次の、今、私が耕作放棄地のことを取り上げましたけれども、それは次のまた、質問ともちよっとつながりますので、もしよろしかったら、そのあとに答えていただくということによろしいですか、はい。

農林水産省は2020年度の食料自給率、カロリーベースが37パーセントになったと発表しています。これは、1965年の統計開始以来で最も低い数字となっています。一方で、政府は2030年の食料自給率を45パーセントとする目標を掲げています。先に質問しました耕作放棄地の対応は、奄美の食料自給率を上げることにもつながると思いますが、奄美の食料率がお分かりでしたらそのことも示していただいて、今後の対応って言いますかね、そういったことを、是非、御説明いただくとありがたいです。よろしくお願いいたします。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは、食料自給率の現状についてお答えいたします。令和2年度における鹿児島県のカロリーベース食料自給率は78パーセントであり、全国6位に位置付けられております。また、奄美群島及び奄美市の食料自給率に関しましては、県に問い合わせましたところ、数値化されていないとのことでありました。議員御質問の耕作放棄地の現状につきましては、平成21年度から平成29年度にかけまして、国の事業により耕作放棄地解消事業を14ヘクタール実施しているところでございます。今後の対策といたしましては、土地所有者の理解をいただきながら、土地改良事業及び遊休農地対策などの担い手への農地の斡旋やサポートを継続していくとともに、国・県の事業を通じ

て、新規農家に対する支援を引き続き行い、耕作放棄地の解消や食料自給率の向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

5 番（荒田幸司君） ありがとうございます。奄美の食料自給率、これを、私、質問したのはね、もう随分前だと思うんですけども、一度これ、奄美の群島だったと思うんですけども、自給率を目にしたことがあったんですね。それで、結構やっぱり低いなと。国と同じような数値だったんじゃないかなという記憶があったんで、そのことをちょっとベースに質問させていただきましたけれども。ただ、県の食料自給率は私も調べて、すごい高いということは認識をしていました。ただ、奄美の場合は、やはり低いんだろう、いうことを認識に立ってこの質問をしましたけれども、なかなかそれが明らかにならないってのが、よく私は解せないところがありますけれどもね。どこをベースに県は計算をしているのかなというところでは、少し不明なところがあるかと思いますが、ただ、現実的にはやっぱり分からないということ。それとあと、やはりこういった土地の対応をしていくということでは、所有者がやっぱりこうしっかり分からないと、なかなか難しいというところの説明もありましたけれども、そこはよく理解できるところで。ただ、やはり今後ですね、何らかのやっぱり対応は必要だというふうに思いますので、是非、その辺のところはですね、いろいろと模索をしていただいて、実現できるように進めていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

それじゃ、次の質問に移ります。教育行政に関してです。小学校及び中学校で行われている部活は学校教育の一環であり、共通の種目や分野に興味、関心を持った児童・生徒たちが学級や学年を超えて集まり、自主的、自発的に行う活動で、学校教育において極めて有意義な役割を担っていると感じております。それだけに参加を希望する全ての児童・生徒に参加が保障されなければならないと考えます。そのことを踏まえて、各種大会に参加する保護者の負担について質問いたします。奄美市では小学校及び中学校の児童・生徒等の教育、文化及び芸術の各種大会、また、スポーツ競技大会参加に要する経費の補助を行う制度があり、施行されています。このことで、一定の負担軽減につながっていることは事実だと思います。一方、九州大会や全国大会に参加するに当たって、費用捻出のためにバザー等を行ったりする保護者の負担も、大変さを耳にしております。そこで、当局はこのような状況をどのように捉えていらっしゃるのか、見解をお伺いいたします。

教育部長（徳永恵三君） それでは、議員にお答えいたします。奄美市における小学校及び中学校の児童・生徒等のスポーツや文化、芸術における九州、全国大会出場補助につきましては、九州、全国大会における各種大会に参加する個人、団体への旅費の一部を補助しているところでございます。補助額につきましては、九州大会、1人当たり最大2万円。全国大会は1人当たり最大4万円となっております。なお、スポーツ、文化、芸術、両部門とも全国一位となった場合につきましては、旅費の全額を補助することとなっております。大会出場に伴う自己負担額につきましては、九州、全国大会、それぞれ開催地にもよりますが、おおよそ53パーセントが自己負担額となっております。

次に、家庭の事情等で大会に出場できない児童・生徒につきましては、これまでそのような実情は伺ってはおりません。

次に、これまで九州、全国大会の実績でございますが、平成30年度から令和2年度までの実績といたしまして、スポーツ大会出場補助金では、九州大会に延べ27団体161人、総額268万5,530円。全国大会に延べ24団体74人、総額271万6,435円を大会出場補助金としております。文化、芸術大会への実績としましては、九州大会に2団体46人、総額82万6,066円。全国大会に延べ13団体64人、総額223万769円を大会出場補助金としております。以上です。

5 番（荒田幸司君） はい、御答弁、ありがとうございます。確認なんですけれども、その費用の保護者の負担は53パーセントということでしたけれども、金額的なところはお示しできないですか。それ

から、あと経済的な理由で大会に出場できなかったという事例は聞いていないということでもありますけれども、それはそういった認識でよろしいですね。

教育部長（徳永恵三君） 先ほどお伝えしました、九州、全国大会、それぞれ開催地によって、平均53パーセントとなりますが、少ないので40パーセントから、多いので60パーセント辺りのばらつきはございます。あと、先ほど親のかかわりについて、物販やバザー等について、ことについては承知しております。また、それについて、全国大会、九州大会に出られないという児童・生徒の御意見は聞いておらんのですけれども、その物販やバザーに関しては、児童・生徒が大会に参加するために親がしてくれたこと、また、周りの方が支援してくれたことについては、子どもが感謝して、今後に生かして成長していくものにつながるのではないかと考えております。以上です。

5 番（荒田幸司君） 了解いたしました。ただ、私もですね、この質問をしたのは、やはりこの大変さを少し耳にしたものですから、やはり補助制度はそれぞれあるんですけれども、もう少しやはり何らかの措置ができないかなということで質問させていただきました。是非、現場、また、学校の声を聞いていただいて、また、その、やはり改善する必要性がありましたら、対応をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。以上で、この質問を終わります。

最後、6 番目、災害時の避難所に関して。この3月には8年振りに総合防災ハザードマップが更新され、全戸配布されるなど、市民の安心・安全に対する取組が前進したものと認識をしております。同時にコロナ禍における避難生活という新たな要素も加わり、これまでになく対応の難しさもあるかと思えます。当局の御努力に敬意を表するとともに、同時に引き続きの取組をお願いするところです。さて、奄美市は避難所として名瀬地区が51か所、住用地区21か所、笠利地区が40か所を指定しているものと認識しております。そこで、質問いたしますが、この避難所を指定するに当たって基準や立地条件、また、収容人数、施設の安全性や快適性などについていろいろな要素があると思いますけれども、その基準について、改めてお示しください。よろしくお願いします。

総務部長（三原裕樹君） 指定避難所の基準につきましては、それぞれの地区の集会施設、公共施設、そういったものを基準に設置をしております。有事の際に避難可能な距離であったり、その集落の戸数であったり人口であったり、そういったのを踏まえまして、指定避難所の数といったものも検討しているところです。また、なお、住民の方からやっぱり避難所について、もう少し近くにとか、そういったものがございましたら、そういったものを踏まえまして、適宜、見直しを行っている最中でございますので、基準としてはそういったものを基準に設置をしているところでございます。

5 番（荒田幸司君） はい、ありがとうございます。私がですね、この質問をしたのは、避難所に指定されている体育館などの施設にトイレが設置されていないという箇所がある。台風や豪雨などによる災害避難時には風雨の中をトイレに行かなくてはならないことから、避難を渋る方もいると聞いております。そのことはやっぱり安全性の面からも問題があると思います。現状と今後の対応について、お示しいただきたいと思います。よろしくお願いします。

総務部長（三原裕樹君） 先ほど議員からもございましたけれども、本市の指定避難所114か所中、指定をしている体育館につきましては、県・市施設含め24か所ございます。その中で、トイレが施設内に設置されていない体育館につきましては、名瀬地区が10か所、住用地区が2か所、笠利地区が7か所、合計19か所ございます。災害時における避難所開設につきましては、状況に応じ、避難所を選定をして開設をしております。台風などの風雨の強い場合、施設外のトイレに行くのは困難というような状況がされる場合には、校舎内の教室、それから、施設内にトイレがある避難所を優先をして開設を

して対応しているというところが状況でございます。また、本市が指定をしております避難所につきましては、その多くが地域の拠点施設であり、普段から人が集まる場所である学校や集会場、公民館など、既設の公共施設をしておりますことから、平常時の利用、これが想定をされた施設となっているのが現状でございます。今後の対応につきましては、避難所開設時の検証などを行いながら、避難所環境の向上に努めていきたいというふうに考えておりますけれども、現に改修計画のある施設につきましては、避難所機能を向上しながら、関係機関と連携を図っているというような状況でございます。以上でございます。

5 番（荒田幸司君） ありがとうございます。この質問のですね、出発点は、住用のほうで市集落の方からですね、やはりそういった状況があつて困っているということで、去年の10月の嘱託委員会で一応発言はしたけれども、みたいな話がありました。是非、いろんな形で対応はしていただいているということは理解できましたけれども、今後、そういったことを是非視野に入れて、改善できるところは積極的に改善いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。以上で、この質問を終わります。

副議長（奥 輝人君） 以上で、日本共産。

5 番（荒田幸司君） ちょっと待ってください。最後はあります。

副議長（奥 輝人君） 失礼しました。

5 番（荒田幸司君） 失礼しました。最後になりますが、朝山市長、12年間、本当にお疲れ様でした、御苦勞様でした。私は議員になってからの2年間のお付き合いでしたが5月にコロナに対する要望書を提出後、崎田議員と一緒に市長室でお茶を御馳走になりました。いろいろと御配慮いただきありがとうございました。また、市長は人の名前を覚えるの得意でびっくりしたという話を知り合いの何人からも伺っており、すごいことだと感じています。12年間の市長の実績については、多くの同僚議員がこれまでも語っておられますし、また、これからもお話されると思いますので差し控えますが、6月議会で勇退表明をなさった折に、印象に残ったことを一つだけ申し上げます。市長は勇退表明をする中で、市民が主人公の市政を実現というふうな表現をなさいました。そのことに私は大変感銘を受けました。任期となる11月30日まで約3か月弱ではありますが、どうぞ最後までよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わります。

副議長（奥 輝人君） 以上で、日本共産党 荒田幸司君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分、再開いたします。（午前11時45分）

○

副議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

奥 晃郎君の発言を許可いたします。

4 番（奥 晃郎君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。私は党籍自民党、奄美市議会会派は無所属の奥 晃郎でございます。令和3年度第3回定例会に当たり、一般質問の機会をいただきましたので、一般質問を行います。

質問を行う前に時間をいただき、私見を申し上げさせていただきます。今季限りで勇退をされる選択

をされました朝山市長におかれましては、合併前の笠利町長3期、奄美市長3期、通算6期という長きにわたり笠利町民及び奄美市民の福祉の向上と地域振興に御尽力されましたことに、感謝と敬意の気持ちを捧げさせていただきます。私個人といたしましては、もう1期、奄美市長として頑張っていたきたいという思いを持っておりましたが、熟慮された結果として朝山市長が出されたことでありますので、その決断を尊重したいと思っております。11月14日に決まるであろう後任の新しい市長に、首長としてのノウハウをしっかりと引き継いでいただきたいというふうに思います。

群島民及び本土在住等、奄美出身者の長年の夢でありました、奄美大島・徳之島・沖縄北部及び西表島を国連教育科学文化機関ユネスコが7月27日に世界自然遺産登録を決めたというニュースは、コロナ禍で従来の生活サイクルが制限される中、群島民及び本土在住奄美出身者に明るいニュースを届けることができました。旅行者も増え、レンタカーも多く見受けられるようになりました。このブームが2・3年で下火になることがないように、しっかりとした政策を検討していただきたいというふうに思います。世界を駆け巡るコロナ禍の中、1年延長された東京オリンピック、昨日閉会したパラリンピック、多くの会場で無観客という条件下、賛否両論ある中での開催となりましたが、日本人選手の活躍が連日報道されるごとに、国民に勇気と元気を与えたものと思います。また、コロナ感染症につきましては、奄美大島各市町村において、連日、感染者の発表がなされており、地域の各行事等も相次いで中止されておりますが、これも感染拡大防止の1手段であります。このようなことを十分に理解し、個人個人が感染しない、感染させないよう気を付けましょう。医学の発達した時代、必ず収束いたします。これで所見は終わりの予定でしたが、一項目、追加をいたしまして、日米共同訓練についてです。陸海空自衛隊はいつ起こるであろう不測事態に対応できるため、訓練を実施し、練度向上に努めております。さらなる訓練を期待しております。

私見はこれくらいにして、通告してあります項目について、順次質問させていただきます。

まず、1番目の(1)1問目は、2006年、平成18年3月20日に旧名瀬市、住用村及び笠利町が合併して15年が経過しました。郡都奄美市として歴史、文化、産業等が異なる3自治体の一本化、均衡ある奄美市誕生から発展を目指して行政運営に取り組んでこられたことと思いますが、合併前に不安視されていたことが、現実の問題として浮き彫りになっていることも確かであります。特に笠利町は、龍郷町を挟んで、全国的にも稀な飛び地での合併でありました。笠利町内の集落区長、住民からも、地元新聞の取材に、合併後の現状についての記事が掲載されております。一例を挙げますと、合併をすることで中心部は発展していくが、笠利町など周辺部はさびれていくのではないかと。また、笠利町内でも東海岸沿線と西海岸沿線との間でも差が生じている。人口減少に伴い、伝統芸能の伝承にも影を落としている現状、合併して範囲が広がったことで、行政と地域間の距離が遠くなったこと等で、地域の実情が行政の施策に反映されにくくなっているのではないかと不安視することが聞かれます。このようなことを踏まえて、①15年が経過した中において、合併メリットとして。②、また、合併デメリットとして、地域住民が不安視していること。③として、人口減少に伴い、伝統、文化、芸能の伝承が難しいという声が聞かれる、人口対策。伝統、文化、芸能の継承、保存対策。それぞれについて、通告してある1の(1)、(2)、2の①、②、③、各項目についてお答えをいただきたいと思います。

次の質問からは発言席にて行います。

副議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、奥議員にお答えさせていただきます。15年前の合併のお話をいただきました。私はあの合併直前の議会で、時迫り、大事の前に身構えて、心竦むも明かり求めてと、希望を求めてと申し上げました。以来、15年間、この合併についての、誰よりも業を背負っているつもりであります。そこには、メリットもあれば、デメリットもあることも、私自身、理解をし、謙虚に受け止めているところでもあります。そこで、メリットを少し申し述べさせていただき、後段の部分について

は答弁を委ねたいと存じますので、御理解をいただきたいと思います。

御質問の合併のメリットとして実施してきたものとして、合併自治体の新たな財源となる合併特例債の活用でありました。また、旧名瀬市では対象となっていなかった過疎債につきましても、合併したことにより活用が可能となりました。これらの財源を活用いたしまして、3地域における防災機能を有する庁舎整備や防災行政無線のデジタル化のほか、各小・中学校の校舎、体育館の改修など、重点的に進めてまいったところであります。また、財源に加えて、奄美市としてのスケールメリットを生かした施策も展開してまいりました。一例を申し上げますと、3地域の特性を生かした観光施設整備におきまして、まず、名瀬地区におきましては、大浜海浜公園を中心とした奄美の魅力満喫エリア総合整備事業や住用地区の内海公園を中心とした森と水のまち住用観光プロジェクト、笠利地区のあやまる岬観光公園を中心とした歴史回廊のまち笠利観光プロジェクトでは、中・長期的な計画に基づき、毎年度の財源を確保しながら、事業を推進できたことにより、世界自然遺産登録となり、増加が予想される交流人口の受入の一助となっていると考えているところでございます。なお、今後につきましても、引き続き、市としての一体感の醸成と3地域の均衡ある発展に取り組み、3地区それぞれの特性を生かした地域振興を図ってまいります。また、今後の後任の皆さんに図っていただくように努めていただきたいと願うところでございます。以上でございます。

笠利総合支所事務所長（濱田洋一郎君） それでは、笠利地域における東海岸沿線と西海岸沿線、特に奄美空港以北との格差対策ということについてお答えいたします。議員御案内のとおり、東海岸沿線には奄美パークや奄美空港などの様々な施設が整備され、観光業が振興されております。また、御指摘の奄美空港以北、西海岸沿線との格差ということについても、認識しているところでございます。本市といたしましては、笠利地区全体での周遊型観光を推進し、各集落の特色を生かした観光振興を図ってまいりました。例えば、佐仁集落の八月踊りや島唄、奄美大島最北端の風景を生かした奄美シマ博覧会の参加。それから、打田原集落の美しい砂浜や塩焚き（マシユタキ）小屋に合わせた休憩施設の整備等を行ってまいりました。直近では、北部の観光拠点といたしまして、あやまる岬観光公園内で観光案内所、展望デッキ、複合遊具を整備してまいりました。今後も東海岸沿線の観光拠点から西海岸沿線への交流拡大を図るために、あやまる岬エリアでの観光拠点整備を進めるとともに、新たな北部での観光拠点として、佐仁地区に休憩施設の整備を計画しております。また、笠利地区着地型観光推進事業や集落（シマ）歩きガイドブックなどのソフト事業を推進してまいります。さらに、社会基盤整備につきましても、他地域に先んじて、用・打田原集落へ体験交流館の整備や屋仁・大笠利集落への住宅整備などを実施して、集落の活性化を図ってきたところでございます。また、農業集落排水事業による下水道整備。西海岸沿線と東海岸沿線を結ぶ道路の改良などが行われておりまして、これからもこのような施策を基に笠利地区の均等な発展を目指していきたいと考えているところでございますので、ご理解ください。以上です。

総務部長（三原裕樹君） 次に、二つ目の合併のデメリットとして行政区域が広範囲になったことで、地域の声が行政に届きにくいということについてお答えをいたします。本市におきましては、市の施策全般に対し、きめ細やかに市民の意見を反映していくことができるように、3地域に地域自治区を設置するとともに、総合支所方式により従来と変わらない市民サービスの提供に努めております。また、住用・笠利地区におきましては、集落と行政間の情報伝達および調整機能といたしまして、嘱託員会と駐在員会、これを合併後も引き継ぐこととともに、各地域に居住をしている集落の代表者、福祉、教育、商工業など様々な分野の代表者で構成される地域協議会を設置しております。このような会議を定期的で開催することで、各種計画や事務事業について、地域住民の多様な意見をいただきながら、その意見を行政に反映させるよう、取り組んでいるところでございます。

次に、三つ目の人口減少対策についてお答えいたします。本市における対策といたしましては、特に

二つの取組を推進しているところでございます。まず一つ目は、安心して子育てができるように、子育て世代を支援する取組。二つ目に、奄美市への移住定住に対する取組。この二つがでございます。子育て世帯を支援する取組といたしましては、今年度から対象を18歳まで拡充いたしました子ども医療費助成事業や高校生の通学に要する家計負担の軽減を図るため、通学バス代の支援を行う高校生遠距離通学支援制度。また、不妊治療に係る交通費等を助成する不妊治療費等助成事業などを実施することで、支援体制の構築を図っております。次に、移住定住に対する取組につきましては、定住促進住宅の整備。空き家バンク制度の運用。住宅購入費やリフォーム費用への助成事業を実施しております。人口減少対策といたしましては、住まい、仕事、子育て環境などの多方面からの取組が必要であると考えておりますので、引き続き、各種事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

教育部長（徳永恵三君） それでは、最後に議員御質問の伝統文化、芸能の継承、保存対策につきまして、お答えいたします。昨今の少子高齢化や過疎化、家族形態や社会情勢の変化等により、私たち地域においても伝統文化や芸能並びに島口や島唄に触れる機会が減少しつつあります。先日、世界自然遺産登録も決定し、これから一層注目が集まる奄美大島において、島の宝である伝統、文化、芸能の継承については、重要な課題であると認識しております。そのような中、教育委員会では子どもたちの情操教育の一環として、島口、島唄、八月踊り等の伝承活動に取り組んでおります。市内の小・中学校において、島口の話し手や島唄、八月踊り等の伝統行事に精通した集落の方々を講師として招聘し、授業を通して伝承活動を実施しているところです。また、郷土の先人に学ぶ島口教訓カレンダーや島口ハンドブックを製作して、ホームルーム等で島口の教訓を学ぶなど、取組を行っております。郷土の先人に学ぶ教訓カレンダーにつきましては、平成29年度から音声CD作成事業も行っており、昨年度は赤木名中学校区内の5集落の音声CDを作成し、当該地区の小・中学校に配付しており、今年度も引き続き、音声CDの作成を予定しております。そのほか、伝統文化保存事業の一環として、平成23年度から市内における伝統行事、芸能の映像撮影を行い、記録としての保存に努めており、今年度は芦花部集落や笠利町外金久集落、喜瀬集落において、映像撮影を予定しております。今後も学校や関係機関、各集落等と連携を図りながら、伝統文化、芸能の保存と継承、承継に努めてまいりたいと考えております。以上です。

4番（奥 晃郎君） よく理解できました。いろいろ行政のほうでも力を入れて。いろいろ行政のほうでも力を入れてもらっていることがよく分かりました。私がこの質問を取り上げたのはですね、3月20日、合併をして15年が経過するその日ですね、その日に、地元新聞に均衡ある発展が課題ということで、飛び地、笠利町からの報告というのが掲載をされました。その中で、区長が、私が、今、質問したようなことを言っておられましたので、このことについて、そういうことを考えていらっしゃる方もいるんだなということで、再度、この奄美市としての笠利地区に対する力の入れよう、この辺を確認をするための質問でした。それについては、（１）、（２）について、終わりました、（３）平成の大合併で誕生した自治体に地方交付税を上乗せする特別措置制度についてです。奄美市は平成18年3月20日に合併してから15年が経過しました。合併後の地方交付税の特例では、旧市町村が受け取っていた地方交付税の合計額を合併後も10年間補償し、その後、5年間は激変緩和する措置が講じられる仕組みとなっていました。合併15年を経過した当奄美市においては、従来の制度であれば本年度で特例措置が切れることとなりますが、特例措置は打ち切りとなったのか。また、特例措置が打ち切りになったのであれば、見直しがなされた前年度と比較し、本年度、どれぐらいの地方交付税があったのか、お尋ねをします。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。議員御案内のとおり、本市における地方交付税のうち、普

通交付税につきましては、合併後の平成18年度から令和2年度まで15年間において、合併算定替の特例措置の適用を受けております。その中で、平成27年度までの10年間につきましては、旧3市町が合併しなかったと仮定した場合の算定額が適用されまして、その後、2年度までの5年間については、合併算定替の額と一本算定額、これは合併後、奄美市としての一本算定額の差額を段階的に縮減をするという措置が適用されております。今年度、令和3年度からはいずれの特例措置も終了いたしまして、一本算定による計上となっております。そのような中ではございますけれども、本年8月上旬に示されました今年度の普通交付税につきましては、115億3,334万1,000円の決定額でございまして、前年度よりも2億5,415万2,000円の増額となっております。本市におきましては、今年度より一本算定となったものの、公債費の伸び、これ、基準財政需要額のほうに公債費という項目がございます。これの伸びに加えて、国による今年度の地方財政対策といたしまして、新型コロナウイルスの影響により地方税等の大幅な減収が見込まれる。そのような中、地方の財源を確保するため、前年度よりも多くの、国において地方交付税等の財源が確保されております。結果的に、本市の普通交付税につきましても、そのようなことから増額になったものと考えております。御案内のとおり、普通交付税につきましては、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る、この場合に交付されるものでございまして、来年度、令和4年度以降は当然ながら一本算定による計上ではございますが、地方の社会情勢、それから、時代に沿った行政サービス、そのような課題の対応。そして、今後、収束が見いだせない新型コロナウイルスの影響など、地方財政対策は地方を取り巻く状況を勘案し、国において組み立てられることとなりますことから、今後も国の動向を注視しながら、適切な財政運営に努めてまいりたいというふうを考えております。以上でございます。

4番（奥 晃郎君） 承知いたしました。心配だったのは、私自身、2020年度国勢調査においても、人口も減ったと。地方交付税も当然減るだろうという認識での質問でした。

それでは、次の質問に入ります。次に、地域協議会の役割及び活動についてです。地域協議会は合併に合わせて、笠利地区及び住用地区に設置されておりますが、地域協議会は市町村長、その他の市町村の機関により諮問されたもの、または、必要と認めるものについて審議し、意見を述べることができると定められています。地方自治法第20条の7の1項に定められております。去る8月12日に、笠利地区の地域協議会が開催されました。委員の方から、いろいろな意見が出されておりましたが、地域協議会で議論された事項が奄美市の行政運営にどのような形で反映されているのか。また、地域協議会は年間で何回開催されているのかをお尋ねします。

笠利総合支所事務所長（濱田洋一郎君） それでは、笠利、住用の両協議会についてお答えいたします。議員御案内のとおり、地域協議会につきましては、合併に併せて、平成18年に笠利地区と住用地区に設置されております。地域協議会の最も大きな役割は、地域住民の意見を集約し行政に反映させることであると考えているところです。また、市から諮問された計画等に意見を述べることもなっております。委員の構成を申し上げますと、駐在員、嘱託員の代表、農林水産業団体、商工業団体の代表、社会福祉関係者、社会教育、学校教育からの代表、青年・女性・高齢者団体からの代表、そして、識見を有する者等で構成され、笠利・住用それぞれ13名の方に委嘱させていただいております。地域協議会は平成19年度から開催され、今年度で15年目を迎えますが、年平均で2回、開催されております。内容につきましては、当初予算や決算を基に、笠利・住用両地域に係る事務事業の説明、それから、市町村建設計画や基本構想及び各種振興計画の協議を行い、各委員の御意見をいただきながら、各施策に反映させているところでございます。本年8月に開催されました両地域協議会におきましても、過疎地域持続的発展計画案や各種事務事業について説明をさせていただき、質疑や活発な意見が出されたところでございます。今後とも、地域協議会を通して、地域住民の多様な意見を集約し、行政運営にしっかりと反映をさせていきたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。以上

です。

4 番（奥 晃郎君） はい、よく理解できました。ただ、私は駐在員会、それから、集落の常会等に参加しているわけですが、この地域協議会でこういう議題が上がったとかいうのが、その下りてきていないような気がしたんで、そこいら辺、各市民の皆さんにしっかり、こういうことがあってこうだったというのを、分かりやすく、小さい常会辺りで徹底していただきたいなということでもあります。よろしくお願いします。

笠利総合支所事務所長（濱田洋一郎君） 御意見、ありがとうございます。笠利では駐在員会の代表の方、住用では嘱託員の代表の方が地域協議会の委員に委嘱されておりますので、その方が各集落に行つて説明するっていうのは大変でしょうから、地域協議会が行われました次の定例の駐在員会、嘱託員会等で、我々のほうからですね、しっかりこういうふうに、地域協議会でこういった議論がありましたということ、各駐在員、嘱託員の方にお伝えして、その上で、その方々が、また地域に帰られて、常会等で下ろしていただけるようにしたいと、してまいりたいと思います。以上です。

4 番（奥 晃郎君） はい、分かりました。よろしくお願いします。

次、2 番目に移ります。集落の活性化に向けての取組についてでございます。私の選挙公約は豊かな島の基礎づくりであります。私は地方自治の原点は住民自治であり、その役割を担う主役は地域に住む住民、集落であると理解しております。住民自治を説いて頑張つてこられた山崎廣太郎前福岡市長が、去る3月27日に79歳で亡くなりましたが、在職中は住民自治を説き、先進的な取組をなされたことで有名であります。当時の福岡市には町世話人制度があり、市の業務を委嘱していましたが、特定の個人に権限や情報が集中することから批判が絶えなかったようであります。山崎市長は、小学校区ごとに自治協議会を組織し、町内会や各種団体で構成し、予算を配分する制度を創設し、自律的なコミュニティ形成に向けて、市を挙げて取り組んでおられました。その制度の骨幹をなすのが自治基本条例であります。行政と住民の役割などを定めた同様の条例は、全国の自治体において制定されつつあります。自治体の憲法とも呼ばれております。自民党内でも二階幹事長、安倍前総理など120人が参加して、自治会、町内会等を支援する議員連盟が設立されているようであります。住民が主体となって地域づくりを担う観点からも、先例地の例を参考にして、住民自治の観点からも、自治基本条例の制定が必要と思いますが、いかがでしょうか、お尋ねします。

市民部長（石神康郎君） それでは、自治基本条例の制定について、お答えいたします。御案内の福岡市の自治協議会制度は概ね小学校区を単位といたしまして、防犯、防災、子ども、環境、福祉など、様々な事例について話し合いながら、校区を運営する自治組織であり自治会、学校、PTA、子ども会、老人クラブなど、各種団体で構成される組織でございます。自治会、町内会が住民から集めた会費からの拠出金や市からの補助金等で必要な経費を賄い、自主的に様々な事業を展開していると伺っております。新たなコミュニティ形成に向けた先進的な取組でございますので、今後の自治会運営等の参考にさせていただきたいと存じます。

次に、自治基本条例は地域課題への対応やまちづくりを誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくのかを明文化したもので、自治体の基本ルールを定めたものでございます。条例の内容といたしましては、まちづくりの方向性、将来像、首長、議会、行政、市民の責務、住民参加、住民投票の手続きなどを規定した自治を推進する制度であると認識をしております。また、条例を自治体の憲法として最高規範としている自治体も多く見受けられますが、基本的に法律の範囲内でつくられる条例において、上位に位置付けられる条例の制定を問題とする声があることも聞き及んでいるところでございます。本市におきましても、令和2年度に更新いたしました市町村建設計画において、市民がまちづく

りの主体という理念の下、市民が行政とともに考え、行動し、主体的に社会参加できると示しており、既に制定してございます議会基本条例と併せ、自治基本条例で示すべき方向性は必要最低限充足されていることから、条例制定の必要性は低いものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

4 番（奥 晃郎君） 今、言われました内容で、自治条例に代わるものが制定されているということで理解をしたいというふうに思います。

次、人口増加に向けての取組についてです。合併時に約5万人いた奄美市の人口は減少傾向にあります。2020年、国勢調査人口も、前回国勢調査と比較して1,740人減少して4万1,416人となっております。特に周辺地区の集落の人口減少が顕著で、集落によっては、先人から脈々と引き継がれてきた伝統文化、芸能の継承が厳しいという集落も、現実問題として見受けられます。日本の人口が減少傾向にある中で、現実問題として人口対策は難しいテーマであります。避けて通れない問題でもあります。世界自然登録もなりました。全国に奄美の魅力を発信するいい機会であると思いますが、その取組について伺います。また、名瀬・住用・笠利からそれぞれ1地区を選定するチラシを配布し、本気で人口を増やしたい集落を募集しますという取組もしているようですが、その現状はどうなっているのか、お尋ねをします。ダブったところは、特に回答の必要はありませんが、特にですね、人口を増やしたい集落を募集しますということで募集していると思いますが、その現状はどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。本気で人口を増やしたい集落応援事業につきましては、市内の各集落において人口問題が喫緊の課題となっている、そのような中、人口減少対策に積極的に取り組む集落を応援することで、その活動をモデル事例として、地域全体の活性化を図るということを目的とした事業でございます。具体的には、集落の皆さんが主体的に考えて取り組む人口減少対策に、必要な活動について、市の職員が一緒になって考え、そして、実行までの支援をするというものでございます。また、実施する活動に費用が必要な場合は、国・県・市の補助事業を導入に向けて支援をするものでございます。実績でございますけれども、平成28年度に募集を行いまして、笠利地区において宇宿集落から応募がございました。内容につきましては、平成29年度に集落内の人口増による地域活性化と空き家の廃屋化防止。そのために、宇宿集落が奄美市紡ぐきよらの郷づくり事業、この事業を活用いたしまして、宇宿集落空き家リフォーム地域活性化事業を実施をし、その改修後にはUターンの若い御夫婦が入居するなど、事業効果も図られたところでございます。また、この事業の実施に当たりましては、市の人材育成等研修助成事業を活用いたしまして、喜界町の花良治集落で先例事例がございましたので、その施設の視察への補助を行うなど、ソフト面においても支援を行ったところでございます。なお、宇宿集落につきましては、本事業を契機といたしまして、今年においても新たに民間の空き家改修を予定をしております。集落主体での人口減少対策に、引き続き取り組んでいるというふうに伺っております。このように本市といたしましても、各地域の取組や、世界自然遺産登録となった奄美大島の魅力を発信しながら、人口減少対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

4 番（奥 晃郎君） 承知しました。もう先ほど申し上げましたように、人口対策というのは、もう全国的な問題でありますので、なかなか奄美市だけ人口が増えたよというようなことは難しいと思いますけれども、現に隣の龍郷町は増えているわけですね。なぜ増えているのか、その辺もしっかり検討、検討と言いますか、状況を確認していただいて、参考になるようなところがあれば参考にさせていただいて、奄美市の人口を1人でも増やせるような施策を望みます。

次の質問に移ります。2の3です。ふるさと納税の推進について。前回の一般質問でもふるさと納税

について質問しましたが、再度、質問をします。同僚議員からの質問もありましたけれども、去る8月1日付の新聞で2020年度の鹿児島県と県内43市町村のふるさと納税が掲載されております。それを見ますと、県内の市町村別では、志布志市が2年振りに首位となり、前年度よりも10億8,000万円余り増やし51億1,310万円でトップ、全国で11位です。次いで、大崎町が21億9,000万円増の49億8,101万円で全国12位。前年度県内トップの南さつま市が43億97万円で全国18位となっております。奄美大島12市町村では徳之島町が5億2,587万2,000円でトップ。奄美市は先ほど、2億7,886万7,000円で、奄美12市町村では徳之島町に次いで2位となっておりますが、県内のトップ3とは大きく差があります。世界自然登録もなりました。返礼品の開拓をし、全国に向けて発信をして、ふるさと納税の増額に取り組み、町内会を支援する財源確保の一環として、ふるさと納税の活用はできないのか。増額に向けての取組について、再度、お尋ねをします。

総務部長（三原裕樹君） まず、議員のほうから、県内の、今、ふるさと納税の額の御紹介、ございました。大体、大隅地区がトップを占めておりまして、その大きな要因は牛肉などの畜産というのが返礼品の大きな要因となっている状況のようでございます。そのような中で、本市のふるさと納税の取組につきましては、先の永田議員にも答弁をさせていただきましたが、今般の世界自然遺産登録により、全国に広く奄美が周知されることとなったことから、世界自然遺産登録を受け、新たな返礼品の登録や開発を事業者に御案内をさせていただいているところでもございます。また、ふるさと納税ポータルサイト内において特集記事なども作成するなど、時機を捉えた情報発信にも努めているところでございます。さらには、ガバメントクラウドファンディングや企業版ふるさと納税も活用することで、様々な寄附者からの受け皿づくりにも取り組んでおります。議員御提案の集落、町内会を支援する財源としてのふるさと納税の活用についてでございますが、今年度、ふるさと納税等活用事業といたしまして、安全・安心地域コミュニティ応援事業というものを展開しており、自治会づくり支援や放送設備設置、街灯設置等の支援を行うこととしております。これらのふるさと納税活用事業につきましては、事業で導入した物品等にふるさと納税活用事業シールを添付をし、市民の皆様へ広く周知を図っているところでございます。また、観光情報誌への広告掲載や空港案内所内でのふるさと納税パンフレットの設置、それから、到着ロビーでの動画配信などに加え、ふるさと100人応援団や全国郷友会会員へも機会を通じて広報を行っているところでございますが、今般の世界自然遺産登録を契機といたしまして、今後もあらゆる機会を通じて広報を行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

4番（奥 晃郎君） いろんな対策を講じているのは、よく分かりました。ただ、やっぱりあまり増えていないっていうことは、それなりに効果が上がってないということだと思います。私、個人の意見ですけども、奄美市民の一人一人が、このふるさと納税ということをしっかり認識をしていただいて、自分の兄弟、家族がやっぱり奄美市内以外の自治体にいるわけですから、それぞれのその奄美市にいる人が、その人たちに広報して、ふるさと納税を増やすということについても、ちょっとやってみる必要があるんじゃないかなというふうに思います。よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に移ります。防災対策についてです。市町村が出す避難情報の見直しについて。台風シーズンに入り、防災対策に気が抜けない状況にあります。オリンピックの最中にも台風9号、10号、11号が続けて発生。気を揉んだところでありますが、幸いにして奄美を避けていき、安堵したところでもあります。集中豪雨、台風等により、例年、どこかの地域で被害を被る大きな災害が発生しております。梅雨や台風などがもたらす出水期から避難の判断に関わる情報が大幅に変更になったようでもあります。注意報、警報などで大雨への注意警戒を呼び掛け、線状降水帯について発生したとの情報発表を6月中旬から気象庁が発表しているようでもあります。災害時に市町村が出す避難情報が分かりにくいということで見直しがなされ、勧告が廃止となりました。避難指示に一本化されたようでもあります。どのように一本化されたのか。その見直しについては集落、自治会には周知されているのか、簡潔

に説明をお願いします。

総務部長（三原裕樹君） 議員御質問の避難情報につきましては、本年5月20日に災害対策基本法が改正をされまして、住民が災害時にとるべく避難行動が直感的に分かりやすくなるよう、避難情報の見直しが図られたところでございます。主な改正内容につきましては、まず、災害の発生の恐れがある状況で、危険な場所にいる高齢者等が避難をはじめなければならない状況。これを、今まで避難準備、高齢者等避難開始としておりましたが、今回、高齢者避難というふうに改正がなされております。また、災害の恐れが高い状況で、これまで避難勧告、避難指示としていたものを、先ほど議員からございましたが、勧告と指示の差別化をなくし、危険な場所にいる全員避難の状況を示す避難指示に一本化されました。このことによりまして、これまでの避難勧告が廃止をされたところでございます。加えて、災害発生を確認したときの発令も、災害発生情報から緊急安全確保へと、より危険な状況を示す発令へと改正がなされております。本市におきましても、本年5月から新しい避難情報の運用を開始をしております。出前講座や広報紙等で周知に努めているところでございます。近年、全国各地で自然災害が多発する中、今後、関連する法令のさらなる改正も想定をされます。情報収集はもとより、災害時の市民の皆様への的確な避難情報の発信、これが大変重要と考えておりますので、今後とも引き続き関係機関と連携して取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

4番（奥 晃郎君） 承知いたしました。定期的な情報の発信、よろしくをお願いします。

それでは、最後の大きい4項に移ります。新型コロナ感染症の経済支援対策についてでありますけれども、国民1人に対し10万円の給付等含め、国・県・市の各支援対策がなされ、それぞれの対象者にはそれなりの支援がなされ、急場をしのいだ個人、企業等もあるかと思えます。そこで、再度の確認になりますが、奄美市が独自に補助金を支給した内容についてお尋ねをします。該当業種、それから、件数、金額について、簡潔をお願いします。

総務部長（三原裕樹君） 本市における新型コロナ対策につきましては、議員の皆様にも御理解をいただきながら、昨年5月のコロナ対策第1弾から、先般の第8弾までの専決予算及び各定例会に上程をさせていただきました。その補正予算を合わせまして、約69億円の関連予算を計上させていただきました。感染拡大防止対策、それから、経済対策、その両面から即応的、機動的な事業を実施をしているところでございます。その中で、御質問の商品券を除いた経済対策並びに事業所支援として実施した市独自の事業、主な事業についてお答えをさせていただきます。まず、売上が減少した事業所で国並びに県の支援金の対象とならない事業所の支援を目的に実施をしました事業所支援給付金につきましては、225件で給付額が6,664万9,000円となっております。次に、県の営業時間の短縮要請に伴い実施をいたしました、営業時短要請協力店舗緊急支援事業、この事業につきましては、384件、支援額が4,640万円となっております。次に、県の時短要請に協力した飲食店と直接取引がある事業所で、売上が減少した事業者を支援する営業時短要請関連事業者緊急支援事業、この事業につきましては、18件で支援額が280万円となっております。このほか、県の時短要請による影響の大きいタクシーや運転代行業者を支援するタクシー事業者等支援事業。それから、世界自然遺産登録を見据えた、安全・安心な環境づくりを支援する目的で、レンタカー感染防止対策事業などを実施しております。また、観光業の事業継続を後押しするため実施をした、市民、島民向け宿泊体験プログラム助成事業におきましては、53事業者の宿泊体験プログラムに対し、約4,000人が利用し、約4,100万円の実績となっております。本事業につきましては、多くの利用により市内経済の活性化につながったことで、5市町村が連携した取組に発展するなど、効果的な事業であったというふうに認識しております。また、経済対策と同時に感染防止対策、それから、雇用対策、生活支援などにつきましても、市民並びに事業所の皆様に寄り添った事業も引き続き実施をしているところでございます。以上でございます。

す。

4 番（奥 晃郎君） いろいろ説明していただきました。内容についても確認しますが、2 件ほど。まず、漁業関係についてですが、龍郷町においては漁業者、漁師ですね、漁師に支援があったと、補助金の交付があったということを聞いています。あと、奄美市においては全くないということで、漁師の方から、何が違うのかを聞いて、質問してもらえないかという話でもあったので、私も同意見ですので、質問をさせていただきます。もう 1 件につきましては、先ほど飲食店との取引のある業者ということで、回答いただきましたけれども、例えば取引はないんだけれども、その、これ、実の話、惣菜屋さん、弁当屋さん、オードブル等を作っている方の話を参考にしますと、もちろん取引はないよと。しかし、飲食店がその弁当を店頭に出して売っているために、私たちの弁当が売れないと。これは、コロナ感染症の広まりによって売上が減少していると。対象にならないのかということだったので、お尋ねをします。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは、漁業者への支援について、お答えさせていただきます。現在、市独自の漁業者へのコロナ助成事業は、現在、ございません。但し、漁業者への継続した支援ができないか、検討中であります。また、今回の 9 月補正におきまして、県の助成事業を利用しましたポストコロナ農業生産体制改新プログラム事業補助金として 3 1 4 万 5, 0 0 0 円を計上しております。これ、事業内容といたしましては、兼ねてより要望のありました奄美漁協の笠利本所で利用する流通機材への購入補助を行い、漁業者の負担軽減を図るものであります。よって、現在、独自の漁業支援については、現在、検討中ということでお願いします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 今、議員お尋ねの惣菜店のことについてでございますが、確かに営業時短の要請に伴った関連事業者の緊急支援事業、こちらにおきましては、飲食店と取引がある場合には対象となりますけれども、その取引がない場合には対象外となることを御了解いただきたいと思います。また、併せまして、惣菜店等がこれまで事業対象となった事業につきまして御紹介させていただきますと、昨年には事業所支援給付金がありました。これは、中小企業者等が、本市独自でいきますと 2 0 パーセントから 5 0 パーセント未満、そういった営業の、売上の減少があった際には、そういった支援事業ございましたので、併せて御紹介だけさせていただきたいと思います。御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

4 番（奥 晃郎君） コロナの件に関しまして、今後、想定される支援策についても聞いてみようと思ったんですが、ちょっと時間の関係上、今、聞いた内容で、もう私のほうから、これほど長く、このコロナ感染症が続いていることでありますので、1 回支援した内容についても、また、再度考える必要があるんじゃないかというふうに思います。

次、最後になりますけれども、感染者の発表です。感染者の発表。現在の発表は、大島地区であれば各市町村単位で何名という発表の仕方ですが、奄美市においては、せめて住用、あるいは名瀬、笠利地区、こういう単位の発表はできないのかどうかをお尋ねをします。残り 3 0 秒です。よろしくお願いします。

保健福祉部長（山下能久君） それでは、お答えいたします。本市の感染者情報につきましては、県の発表後、速やかにホームページにて公表を行っております。この県の公表する情報につきましては、国の公表基準に基づき、感染症の発生状況等に関する情報を公表しております。議員御案内のとおり、本市は 3 地区に分かれており、それぞれの地区での感染状況が分かれば感染対策に気を付けて行動するのではないかとのことですが、市においては詳細な情報が把握できないため、公表ができないことを御理解

ください。

副議長（奥 輝人君） 以上で、奥 晃郎君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。2時45分、再開いたします。（午後2時30分）

○

副議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

6番（崎田信正君） こんにちは。日本共産党の崎田信正です。まず最初に、第2回定例会の一般質問の場で、同僚議員の発言で、ワクチン接種に必要な経費を計上した2020年度補正予算に、日本共産党は第2次補正予算、第3次補正予算の両方に反対。立憲民主党は第3次補正予算に反対しています。ワクチンが接種できなくてもよかったのでしょうか。甚だ疑問を感じます。今、国難とも言うべきときに、各党会派を超えて誠実に協力すべきであったのではありませんかと投げかけたいと思いますとの発言がありました。この模様は、録画配信されており、投げかけられた以上、貴重な一般質問の時間でありますけれども、この場で日本共産党の立場を明らかにしておくことが必要だと思いますので、よろしくお願いをいたします。皆さん、御存知のように、私は日本共産党の議員として反対する場合は討論でその理由を述べることにしています。当然、国政でも同じであり、2次補正で紙 智子参議院議員が、3次補正では山添 拓参議院議員が討論に立っております。全文紹介するとかなりの時間となりますので、要旨を紹介したいと思います。まず、2次補正ですが、このように述べております。2次補正に盛り込まれた雇用調整助成金の上限引き上げや家賃支援給付金、学生支援給付金の創設などは不十分さや問題点はあるが、賛成できます。反対するのは予算の3分の1を占める10兆円もの予備費が計上されているという1点からである。憲法83条は国の財政を処理する権限は国会の議決に基づいてこれを行使しなければならないと定めています。国の財政活動は政府に白紙委任してはならないというのが、憲法が定める財政民主主義の大原則です。政府は野党の指摘を受け、10兆円のうち5兆円のおおまかな内訳を示しましたが、予備費には変わりありません。残る5兆円は具体的な使途を決めず、政府に白紙委任することを求めています。財政民主主義の大原則に反し、国会の監視機能の否定につながるような前例をつくれれば、将来に重大な禍根を残します。新型コロナウイルス感染症に必要な対策、課題は山積し、自粛と一体の補償の立場で大打撃を受けている暮らしと営業を支えるのも急務です。総理は相変わらず、検査は医師が必要と判断した方や濃厚接触者、医療従事者や入院患者と感染が疑われる方だと答え、医療や介護、福祉従事者を全て検査するとは言わず、PCR検査体制整備予備費予算は366円だけで少なすぎます。コロナ対応医療機関ほど、経営が大変で、1.2兆円の財政支援を速やかに届けるべきです。それ以外の医療機関には融資の拡大や診療報酬の一部概算払い、概算前払いだけで、減収への補償を行うべきです。雇用調整助成金の相談数は46万件を超えるのに、支給決定はわずか8万1,285件。実際に支給されたのは推計で133万人だけ。我が党はまず給付し、審査は事後チェックに切り替えるべきだと提案しており、スピード感ある決断を求めます。持続化給付金をオンライン申請しても届かないと悲鳴が上がっています。サービスデザイン推進協議会への丸投げと電通への再委託問題やG o T oキャンペーン事業の事務委託費など、なぜこのような仕組みにしたのか明らかにすべきです。農林漁業対策が急がれます。学校給食などの減少で国内消費などが落ち込み、輸出が止まり、生産過剰で価格が下落しているのに、TPPなどで関税を下げた牛肉の輸入が増えています。安倍政権が進めた効率化、規模拡大や輸出、インバウンド頼みの脆さが明らかになりました。再生産できる支援が必要です。子どもたちの学び、心身のケア、感染防止のため、20人などの少人数学級を実現するために、教員を10万人増やす。スタッフを思い切って増やすべきです。新型コロナウイルス感染症はグローバル化に乗って世界に広がり、命と経済の格差など、社会のひずみをあぶり出しました。経済優先で

なく、命、安全第一の社会をつくるため、力を尽くす決意ですというのが紙 智子議員の反対討論の要旨です。ちなみに、第2次補正は31兆9,144億円の補正予算であります。そのうち、ワクチン治療薬開発費は2,055億円で1パーセントに満たない。僅か0.4パーセントだということを申し添えておきます。あと、続いて3次補正についてですが、これには国民民主党も反対をしております。参議院の予算委員会の山添 拓議員の討論の要旨を、短く紹介をいたします。新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大を抑制し、暮らしと経済を守るために、政治があらゆる力を注ぐべきだと強調し、補正予算案は緊急事態宣言前の編成で、19兆円のうち、コロナ対策は4.4兆円に過ぎず、現下の局面に対応できないと指摘をしております。感染防止に逆行するGoto事業の延長や災害復旧以外の事業を盛り込んだ国土強靱化など、不要不急の経費が大半を占め、2,816億円の兵器購入の前払いは補正予算を悪用した軍拡であり、緊急性は全くないと述べております。医療の強化、検査の徹底、十分な補償など、不安を抱え、苦境にあえぐ国民の願いに応えるものへと抜本的に組み替え、政治の責任を果たすべきだと求めたものであります。以上が日本共産党の立場ということで、少しでも御理解をいただければ幸いです。

それでは、通告に従って、順次、質問を行います。ちょっと原稿取って来る。

まず、土地利用規制法についてですが、これはもう、6月議会で見解を伺いをしましたけれども、このときはもう成立した直後だったということから、今後、詳細な情報提供があると思いますというのが答弁でした。陸上自衛隊の駐屯地が存在する当市において、どのような情報が提供されたのか、まず、お伺いをいたします。

副議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、崎田議員にお答えいたします。まず、この法律については、議員がよく御存知でらっしゃると思いますが、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律という法律でございます。これについては、原発施設や自衛隊の基地など、日本の安全保障上、重要な地域での土地利用を規制する法律であり、議員が先ほどお話のありましたとおり、今年6月に国会で成立いたしております。概要について、よく御存知でらっしゃると思いますが、重要施設の周囲1キロメートル、国境離島を注視区域に指定し、所有者の調査や施設機能を妨害する行為への中止勧告、命令を可能にすること。また、自衛隊基地や海上保安庁の施設などから1キロメートルの周辺地を注視地域に指定すること。その中で、司令部機能を持つ自衛隊基地周辺などは特別注視区域として、一定面積以上の売買に利用目的の事前届を義務付けること。命令に従わない場合は、事前届け出を怠ったりした場合は、懲役や罰金を科すことなどが概要であります。そういう中で、情報提供についてはという御質問でございますが、これまで国会報道以上の情報提供はございません。報道等によりますと、政府は安全保障上、重要と判断した土地に関し、外国資本の取引を規制する指定区域の検討を始めているようであります。指定区域の具体的な判断基準を盛り込んだ基本方針を閣議決定したのち、2022年度に運用を始めるというふうな報道等がございます。それ以上の情報は知り得ないところでございますので、御理解いただきたいと存じます。

6番（崎田信正君） ありがとうございます。特に情報提供があったということではないということですが、6月16日の朝日新聞に防衛省が8年かけて全国の米軍、自衛隊基地、奄美駐屯地も含まれると思うんですが、隣接する土地所有者の調査を行っている、という報道がありました。どのような調査だったのか、お伺いをいたします。

総務部長（三原裕樹君） 防衛省が行っている調査についてでございますが、この調査につきましては、国家安全保障戦略によりまして、防衛省が全国の防衛施設に隣接をする土地所有の情報について、計画

的に把握をしている調査のことと存じます。防衛省によりますと、同調査につきましては、約650の自衛隊施設及び米軍施設について、平成29年度までに1巡目の調査を終え、防衛施設周辺の継続的な状況把握の観点から引き続き調査を行い、令和2年度までに2巡目の調査を終えているというようでございます。調査の結果につきましては、これも報道等による情報ではございますが、約6万筆のうち、住所が外国に所在し、氏名から外国人と類推される方の土地が7筆ある旨、報道をされているところでございます。なお、少しちょっと具体的な答弁をさせていただきましたけれども、このことにつきましては、防衛省から直接情報提供を受けているわけではございませんで、国会等での答弁、それから、防衛省の会見などを基に答弁させていただいていることを、まず、御理解いただきたい、いうふうに思います。以上でございます。

6番（崎田信正君） 具体的な内容はなかなか分からない状況ですけれども、これ、強硬成立をしたあとですね、各地の弁護士会が廃止を求めていますね。その主な理由が、この法律によって国民を調査し、監視することが心配されることにあると思います。重大な人権侵害をもたらすのではないかというのですが、誰を対象にしているのか。調査の内容についても、政府の判断に任せられている状況であり、行政機関は報告を求められるということで、自治体も住民の情報提供を行うことになれば、密告を求められることになるのではないかという危惧があつて、弁護士会などが反対していると思います。6月21日の地元紙、南海日日新聞でも、私権制限につながると危ぶむ声も多い。条文の規定自体はほとんどが抽象的。米軍基地が集中し、自衛隊施設が増えつつあり、離島も多い沖縄県では特に住民への監視がかなりの地域で起きるといった反発が広がる。国会審議では、監視対象が外国資本から自国民にすり替わっているとの見方も示されたと報道されております。このことについて、見解があれば、是非。

総務部長（三原裕樹君） 議員御紹介のとおり、様々な御意見があることは承知をしてるところでございます。本市に限らず、自衛隊施設を抱える自治体が全国にございますので、今後、情報収集を図ってまいりますけれども、このような懸念については、国において説明責任を果たしていくものだというふうに考えております。以上でございます。

6番（崎田信正君） これは、先ほど監視対象が外国資本から自国民に代わっているという指摘があるというふうな、これ、根拠がないことじゃないんですね。ちゃんとその理由があります。これは朝日新聞の報道で、先ほど、具体的な数字は出ませんでしたけど、対象地は約6万筆程度ですね。所有者は7万8,920人と示されております。調査結果は、さっき言われたように外国人所有と思われるのが7筆ですね。これ、6万筆のうち7筆ですから、割合にすれば0.008パーセントなんです。つまり、この時期にこういう法律を必要なのか。緊急性も必要性もないというのが、この数字から分かるんじゃないか。なぜかと言ったときに、一番心配されている、調査の対象が国民に、自国民に移っているということなんですよ。それを裏付けるもう一つの理由というのは、例のイラク戦争に自衛隊を派遣するといったときにですね、これ、自衛隊情報保全隊というところ、あるんですが、ここが活動として自衛隊をイラクに派兵したときに、それに反対する市民を監視をしていたということが明らかになって、裁判沙汰になりました。裁判で断罪されたわけですよ。こういう事例があるもんだから、7万、6万筆のうちにわずかに7筆という外国資本の問題を取り上げてね、今、こういう国民の監視状態を続けていると、いうところに問題が隠されているんじゃないかなという懸念が強いということで、弁護士会が反対をしているんだと思いますよ。人権侵害につながっていくということです。それで、市長からも答弁ありましたけれども、この土地規制利用法、長い、市長から紹介されましたけれども、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律ということで市長が述べられました。重要施設は自衛隊とか海上保安庁とかありますけれども、そのほかにもですね、この法律の中には、海上保安庁とありますけれども、奄美市にあるのは入舟に奄美海上保安部があります。

当然、ここも対象になっているのかと思いますけれども、どうかお聞きをいたします。さらに、国民生活に関連を有する施設というのも、法律の中にありますよね。その機能を阻害する行為が行われた場合に、国民の生命、身体、または、財産に重大な被害を生じる恐れがあると認められるもので、政令で定めるものとあります。これは、具体的に何になるのか。生活関連施設ということになれば、いわゆるライフライン環境は全て当てはまるのではないかなと思います。ちなみに、ネットで生活関連施設というのは調べてみますとね、公園やら公衆トイレやら道路やら、もう全て入っているわけですよね。その区分けが示されておりませんから、こんなことがそのまま適応されると、もう奄美市内、日本全国、自衛隊の関連施設だけじゃなくて、全部が対象になってくるんじゃないかなということになるわけですよ。これを、なぜ心配するかと言えね、拡大解釈がどんどん行われてきたのが、この間の歴史です。つまり、集团的自衛権行使の容認もね、歴代の自民党が、ずっと政府が、これは憲法違反だと言って手を付けてこなかったことが、憲法違反でないっていうことに、今の政権ではされているわけでしょう。このようにどんどんどんどん拡大解釈されていくわけですから、抽象的な言葉で判断されたら、ゆくゆくどうなっていくのか分からないという心配があるので、実際に自衛隊の基地がある奄美市にとってはですね、その辺のところはきちんと把握をしてやらないと、市民への安全を提供するという行政の役割を果たせないんじゃないかと思うんですよ。そういった意味では、情報がないからじゃなくて、積極的に取っていくという姿勢が必要だと思いますけれども、御見解をお願いいたします。

市長（朝山 毅君） 崎田議員の見解も、まさにその一面があると思います。ただ、私も一面で考えますと、今現在は7筆ぐらいしか該当するものがない。しかし、国際経済の流動化、資本の自由化、貿易の自由化において、国際社会は経済活動が促進されてまいります。そのような際に、資本投下が集中して、もし仮にそのような実態が出てきたらどうでしょうか。やはり法律というのは、備えというものも大切ではないか。将来に向けて、現実を踏まえ、という一面も考えますと、やはり国として、国益を守り、保障をし、国土、国民を守るための大切なものについては、やはり備えておくという一面もあるのではないかと、私は思うところでございます。従って、個人の権利を阻害するようなこと。それ以上の国家的な権力が、個人を糾弾するようなことがあつては、これはましてはならないということでありますが、そのように国際流動化している社会の中においては、一つの歯止めをつくっておくということは、組織の備えとして、国家の備えとして、私は一面、大切ではないかと思うところもございます。そのようなことで、法律はできましたが、具体的なことについては、立法府の中で、今後とも議論されて、国民の納得いくような、私は成案ができるものではないかと、私は思うところでございます。議員がおっしゃることも十分分かるつもりでありますので、私の思いはそうです。

6番（崎田信正君） 実際ね、監視をされていたという事例があるわけですから、やっぱりそこは心配事だと。それは、私の思いも理解していただいたということですから、今後、大いに議論していきたいと思っております。

次に、世界遺産についてお伺いをいたします。新型コロナウイルスが全世界で猛威を振るい、今なお変異株の出現で収束が見通せない状況です。日本で感染者が確認されたのが、昨年の1月ですが、1年7か月経過をしました。感染者は全国に広がり、重症者の増加は医療崩壊の状態とも言える状況が、もう連日報道されております。奄美市でも、昨年4月に1例目が報告されましたが、令和2年は、12月30日までで9例の報告ということでしたが、令和3年になり急増し、9月4日では324例。5日が挟んでおりますから、さらにこれを増えていることになってますが、奄美の経済、日常生活に多くの困難をもたらしております。関係者の御苦労を思えば、一刻も早い収束を願うばかりでありますけれども、そんな中であって、明るい話題と言え、やはり7月26日に発表された世界自然遺産登録に決定というニュースではなからうかと思います。本来なら、官民挙げてこの朗報を祝うところだと思いますけれども、このコロナはその状況を許しませんでした。8月29日の地元新聞でも、効果実感なくコロナ影

響との大見出しで報道しているのが、現状を表しているのではないかと思います。世界自然遺産への道のりというのは、決して順調なものではなかったと思います。2003年5月に奄美群島を含む琉球諸島が世界自然遺産候補地に挙げられ、それから10年後の2013年2月に正式な候補地に決定され、暫定リスト記載のための書類が提出をされ、2015年12月に推薦候補区域として選定をされました。その後、国際自然保護連合より勧告があり、推薦を一旦取り下げるなどがあったので、今回の登録決定となったわけですが、奄美市議会でも2013年7月に世界自然遺産登録推進に関する調査を目的に、奄美・琉球世界自然遺産登録推進特別委員会を、このとき9名の委員で構成で立ち上げました。2015年に最終報告を行っておりますけれども、今、現職では関議員と竹山議員、そして、私の3人だけとなっておりますけれども、一緒に調査活動に加わった元同僚議員も大変感慨深い思いを持っているのかと思います。さて、世界自然遺産を目指すに当たって、当時から自然保護、あるいは、経済効果など、あらゆる角度から専門家も交え、意見交換が行われておりますけれども、やはりいろいろと難しい問題があるんだと思います。登録が決定されたあとからも、地元新聞には地区内外からいろんな意見が紹介をされます。私は奄美は奄美のまま、後世に引き継ぐこと。そして、引き継ぐべき後世の人に貴重な自然を荒らさない思いをしっかりと引き継いでいく。つまり、自然を引き継ぐんじゃないで、その自然を守っていこうという後世の、私たちの後輩、後に続く人ですね、を育てることも重要なことだと思っております。世界遺産委員会からの四つの課題、宿題があるようですが、本来は満を持しての登録決定ですから、これで取り組んでいくんだという状況になっていなければなりませんけれども、そこで、お伺いいたしますけれども、登録により来島者の増加が予想されます。今、ちょっとコロナ問題でどうかと思いますけれども、受入対策は万全なのか。また、それ以上に、自然保護の対策は万全にしなければなりません、現状についてどうなっているのか、お示しをいただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） 御案内のとおり、本年7月26日に奄美大島・徳之島・沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録が決定をいたしました。議員御案内のとおり、登録の際に、世界遺産委員会からの対応要請事項といたしまして、観光管理、ロードキル対策、河川再生、森林管理、この四つがございまして、令和4年12月までに世界遺産センターへの進捗状況の報告が求められております。これらの課題の対応につきましては、今後、関係機関等で構成をします要請事項タスクフォース、検討部会ですね、を新たに立ち上げまして、必要な対策を行っていくこととしております。御質問の来島者の受入対策についてでございますが、観光利用が集中する場所の利用人数の制限や、利用者の集中を分散させるような自主ルール運用、それから、検討を行っております。具体的な取組といたしまして、世界自然遺産の登録区域であり、年々利用者が増加している金作原において、平成31年2月から認定ガイド同行や同一時間帯での利用車両の台数制限等の利用ルール試行を行っているほか、ナイトツアーの利用者の多い市道三太郎線周辺につきましては、夜間の時速10キロ以下での走行をお願いするなど、野生動物観察の利用ルールの試行、これを10月29日から開始を目指しているところでございます。次に、自然保護の取組についてでございますが、奄美大島では在来生態系の保護や遺産価値の保全のより一層の取組が求められており、盗掘対策のパトロール実施やセンサーカメラの運用等による希少種保護、ノネコ対策や特定外来植物の駆除等の外来種対策、自然観察時のマナー等について情報発信をする普及啓発についても、引き続き実施をしております。また、環境省が整備を進めております奄美大島世界遺産センターにつきましても、奄美大島の遺産登録区域の保全管理や観光管理の拠点施設でございまして、来年8月頃の開所に向け、引き続き関係機関と連携をし、円滑な事業促進に努めてまいりたいというふうに考えております。このように、世界自然遺産としての奄美大島の自然環境の保全と併せまして、持続可能な観光利用に向けた取組を、関係機関とともに取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

6番（崎田信正君） このコロナの状況が一刻も早く収まってですね、みんなが喜んで歓迎できるという

体制を、体制というか、状況になればいいなと思います。この間、延び延びになっておりますけれども、逆に言えばこのコロナの状況で、もうちょっとしっかりとした対策を、今、部長が述べられた内容を具現化できるようにというふうにしていきたいと。今度は、世界自然遺産の日の条例も出されておりますので、若干文言に、ん、と思うところがあるので、それはまた、委員会でいろいろ質問したいと思っておりますので。世界自然遺産の関係については、今回はこれで終わって、次の質問に移ります。

次に、国民健康保険制度についてですが、新型コロナウイルス感染による国保税の減免の状況がどうなっているのかということでお伺いいたします。2020年度の減免対象者数と減免額がどうなっているのか、お伺いをいたします。また、2021年度は、先ほど世界自然遺産のところでも触れましたけれども、2021年度、発生状況では現在までに多くの人が感染しております。まだ増え続ける状況ですから、このうち、国保加入者はどの程度なのか。現在の対象者数と減免額がどうなっているのか、お伺いをいたします。また、コロナ特例減免では、国の基準で今年度の事業収入等が2020年度と比較して3割以上減少する見込みの場合になっているのかどうか、まず、確認をしたいと思います。もしそうであれば、2020年度はコロナの影響をまともに受け入れている状況で、収入が減少しているところも多いのかと思いますけれども、減少した実績から、さらに3割以上の減少となれば、対象者が減るのではないかと思います。元々減少しているわけですから、その額から3割減らすとなると、ほとんど収入がないという状況かと思っています。窮状に陥っている人々の生活の安定を図るのが社会保障ということを思えばですね、持続化給付金を事業収入として、その3割減という考え方が当たり前だと。持続化給付金も、額を含めて、それに3割減ということになれば、当たり前の対象者数になるというふうに思うんですが、そうになっているのかどうかですね、御見解をお伺いさせて、3点ありましたね。よろしくお願いします。

市民部長（石神康郎君） それでは、国保制度、新型コロナウイルスに係る国保税の減免の状況について、お答えいたします。奄美市国民健康保険税につきましては、国の新型コロナウイルス減免制度の新設に伴い、令和2年2月1日以降、かかる課税分を対象として申請を随時受け付けているところでございます。本市における減免状況についてでございますが、これまでに令和3年8月末現在で申請受付件数は224件でございます。うち、減免の決定が下りているのが197件で、減免総額が2,224万2,000円となっております。年度別で申しますと、令和元年度が申請93件中、決定が83件で、減免額が184万1,000円。令和2年度が申請116件中、決定102件で、減免額が1,785万5,000円。令和3年度が申請15件中、決定12件で、減免額が254万6,000円でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症のうち、国保加入者がどれだけいるのかについてでございますが、感染者の情報は県保健所の管轄でございますので、本市といたしましては個人の特定につながる情報のため、把握いたしておりません。なお、減免制度につきましては、広報紙やホームページ等の掲載により周知を図り、申請勧奨につなげているところでございます。また、その減免の算定を国や県からの給付金を事業収入に含めるか否かの対応につきましては、国の制度に則り対応しているところでございます。この件につきましては、本市国保財政の状況が一般会計からの財源補填繰入金は赤字とみなされている中で、令和3年度では財源補填繰入金として1億円を予算計上している状況でございますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

6番（崎田信正君） 減免の基準が、その給付金を含めた基準になっているのかどうかというのは、どうだったんですかね。

市民部長（石神康郎君） 先ほど、議員が御案内のとおり、その給付金は含めない額で、その3割の減というふうになってございます。以上でございます。

6 番（崎田信正君） 一般会計からの繰入がどうのこうのという話もありましたけれども、これは窮状、困っている人たちをどう支えていくかというのが、一番のベースにあるわけですね。それで、いろんな対策を取り組んでいると思いますけれども、その持続化給付金を加えなければ、これ、持続化給付金というのが収入が減ったからそれを補填、補填というか、経済的、財政的支援するために事業所に給付されるわけですね。だから、収入の一つとして見られればですね、それから、現在、3割減になっているところを対象にするのが合理的だと。助けるという意味ですよ。条文の解釈だけの話じゃなくて。実際、そういう思いで独自にやっている自治体もあるんじゃないですか。あるというふうに聞いていますけれども、そういう立場で対応できないのかということでの質問ですが、どうでしょうか。

市民部長（石神康郎君） 先ほども申し上げましたとおり、国の制度に則り対応をやっていききたいというふうに考えております。財政状況もまだまだ本市といたしましては厳しい状況でございますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

6 番（崎田信正君） 厳しい状況、分かりますけれども、それ以上に業者の方も国保税を納める人たちの生活も厳しいんじゃないかなというふうに思いますので。実際、いろいろ問題があっても、そのための行政の仕事だという気もいたしますので。是非、検討できればというふうに思います。実際、これ、逆に言えばね、所得税とかそっちのほうは、これを収入にして所得税の計算しているんじゃないですか。でしょう。税金を取る方はそれを入れておいて、減税するほうはそれを入れないというのは、どうも考えがどうかと思うんですが、その辺の思いはどうか。

市民部長（石神康郎君） 何度も繰り返しになると思いますけれども、確かにそういうことはございますが、あくまでも本市といたしましては、国の制度のほうに則って事務を遂行してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

6 番（崎田信正君） 菅さんが今度総裁選でないというのは、いろんなことがあったんだと思いますけれども、コロナ対策の後手後手だといったことが、今、一般新聞でも書かれていますよね。その後手後手に回った国の基準どおりやろうというのが、今の部長の答弁に聞こえるんですが、心外だと思えば、ちょっと言ってもらえますか。

市民部長（石神康郎君） 確かに、議員のおっしゃるとおり、所得税のほうにはかけて、税をかけるほうには減免をするというふうなことでございますけれども、先ほどから申し上げておりますとおり、こちら、本市の国保財政、そういうところも考えながら、事業を遂行していかないといけない。そういうところも考えまして、現時点では国の制度に則って事業を遂行することでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

6 番（崎田信正君） 理解できないから繰り返しになるんですが、決算委員会もあるので、そこでまたちょっと議論できればと思います。

次に、コロナのその減免ですけれども、2020年度は減額した額が全額、国の負担で財政支援があったということだと思うんですが、2021年度は、国の財政支援は、やはり全額見てもらえるのかどうか、確認をしたいと思います。

市民部長（石神康郎君） それでは、令和3年度における減免制度への財政支援につきまして、お答えいたします。引き続き、調整交付金にて約4割を補填いたします。残りに関しましては、地方創生臨時交

付金を活用して、奄美市、本市における国保財政の負担分をなくすよう、関係各課で協議、調整しているところでございます。以上でございます。

6 番（崎田信正君） それは、当初の国の方針からいいほうに変わったということになるのかと思います。

次に、国保税の減免制度と同時に、国保加入者がコロナで仕事を休む場合はですね、収入が当然減るということになります。この場合、健康保険には傷病手当の制度がありますが、生活を支える仕組みができております。国保にはないんですね。今回、コロナ関係での傷病手当が認められるようになっておりますけれども、これまでの実績についてお伺いをいたします。しかし、その対象が従業員に限ることになってですね、事業主は対象外ということになっておりますけれども、奄美市ではどの程度の人数となるのか、お示しをいただきたい。対象となっていないのであれば、市単独でも制度をつくるべきだと思いますけれども、こちらについての御見解をお伺い足します。

市民部長（石神康郎君） それでは、奄美市国保の傷病手当金の実績と、今後の見込みについてお答えいたします。傷病手当金とは被保険者が療養のため、一定期間、業務に従事できないときに支給するものでございます。他市と比較いたしましても、感染者が少なかった本市では、令和3年度の8月末時点におきまして、傷病手当金の件数は1件で、約4万円の支給を行っております。しかしながら、8月以降に新規感染者が大幅に増加しており、傷病手当金の対象者となります被用者も感染している可能性が高くなると認識いたしておりますので、今後は感染者数に比例した形で支給件数が増加するものと考えております。

次に、新型コロナで療養した事業主に対する傷病手当金や新型コロナ以外の療養者に対しての傷病手当金の支給拡充についてお答えをいたします。国民健康保険制度におきましては、保険者は保険財政上余裕がある場合などに、条例、または、規約の定めるところにより、傷病手当金の支給を行うことができると定めております。その中で、新型コロナに対する緊急対策といたしまして、国において国内で感染が拡大しつつあり、そのさらなる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要であると示されました。併せて、感染防止の観点から、保険者において傷病手当金の支給を促すとともに、国が示しました当該支給に要した費用について、財政支援を行うとしたものでございます。本市といたしましては、国が示しました当該支給要件に沿った形で、被用者に対して時限的に支給を行っております。また、国保に加入されている事業主の人数につきましては把握をしておらず、新型コロナ以外の療養者とともに、この支給条件には該当しない方々となっております。先ほども申し上げましたとおり、一般会計からの財源補填繰入金赤字というふうになっている中で、本年度は財政補填繰入金1億円を予算計上している状況でございます。このような厳しい財政状況の中、国からの財政支援なしでの傷病手当金支給は非常に困難であると認識をいたしております。以上でございます。

6 番（崎田信正君） 大変厳しいということですが、これはコロナに関わらずですね、国保制度として傷病手当金の制度を創設するべきだと思うんですね。これは自治体単独ではなくて、これは国に要望することだと思いますけれども、できれば地方から国にそういう流れをつくっていくと。国が率先してやるべきことだと思うんですよ。地方がそれを受けて、市民のために、こういう手当がありますということを説明できるのが一番いいことだと思いますけれども、残念ながら、今、そういう現状になっていませんから。これは、今後とも議論の続く内容だと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、介護保険制度についてです。これ、ちょうど1年前になりますけれども、昨年の9月議会で介護事業者への影響についてお伺いをいたしました。その時点では、4月17日以降、新たな感染者は発生していないが、長期化が想定されますとの答弁だったわけです。そのときと比べて、感染者の状況は

深刻なものとなっておりますけれども、一方、高齢者のワクチン接種も進んでいるということであり、コロナ禍による、今現在の介護施設の運営及び介護サービスの提供に、今の状況を経て、変化、影響がないのか、お示しをいただきたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） それでは、お答えいたします。本市で新型コロナが発生いたしました昨年4月以降において、感染拡大防止の観点から介護施設や事業所において、感染者等が発生した場合、新規利用を見合わせたり、事業の縮小や制限などの措置をとらざるを得ない事例がございました。このような中、国は新型コロナに対応するため、今年4月から9月までの間、介護保険の基本報酬への0.1パーセント上乗せをする措置がとられております。これにより、介護施設を含む介護事業所の運営の適正化が少しでも図られているものと期待しております。また、介護サービスの利用ができなくなったり、利用を控えなければならなくなった場合、利用者の生活維持、身体、認知機能の低下等も懸念されますが、このようなことを防ぐため、厚労省はサービス提供に関わる人員基準や加算等で柔軟な対応、取り扱いをして、差支えない旨の通知を随時発出しているところでございます。これにより、各事業所はサービス提供への影響を最小限にするため、柔軟な対応をしている状況でございます。しかしながら、議員御指摘のとおり、本市での感染状況は以前より深刻なものになっており、医療機関でのクラスターも発生しております。この状況から、本市におきましても、介護事業所の運営やサービス提供への影響は少なからずあると思われそうですが、先ほど申しましたとおり、国の柔軟な制度取り扱いなどによりまして、感染拡大による影響は最小限に留められているのではないかと考えております。高齢者へのワクチン接種は進んでおりますが、真に介護サービスが必要な方にサービス提供できないような事態にならないよう、介護事業所をはじめ、関係機関との連携を密にして対策を講じてまいりたいと存じます。以上でございます。

6番（崎田信正君） はい、ありがとうございます。

次に、介護保険制度変更による利用者の負担増、どうなるのか、大変気になるところであります。これ、8月から介護保険施設利用料の補助が変わるということですね。8月15日の、これ、朝日新聞ですけれども、介護施設の利用料、大幅増。月最大6.8万円。低所得者向け補助縮小との見出しを付けて報道されました。世帯全員が住民税非課税というところは変化がないということですが、利用者の負担、これでどう変わるのか。奄美市民への影響はどうなるのか、お示しをいただきたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 議員質問の制度変更の内容と影響についてお答えいたします。制度の内容につきましては、今年8月より、在宅で暮らす方との食費、居住費に関わる公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、介護保険施設の利用者への食費、居住費の負担軽減の認定要件でございます預貯金額の変更と、施設入所者やショートステイ利用者の年金収入等の額に応じた食費の負担額の見直しを行うものでございます。具体的に、施設入所者について申し上げますと、今回、非課税世帯のうち、年金収入等の金額が年120万を超える区分段階を新たに設けまして、1日当たりの食費の目安650円が施設入所者は1,360円に、ショートステイ利用者は1,300円に変更になります。本市におきましては、負担増になる利用者は、現時点で預貯金額等の超過による方が25名、施設入所者の食費変更の方が120名いらっしゃいます。この施設入所者の方の食費は、概算で月額2万1,300円の負担増になります。今回の変更につきましては、先ほども申し上げましたように、在宅で暮らす方との公平性を図る観点から、主に一定額以上の収入等がある方へ負担額の変更をお願いするものでございます。以上でございます。

6番（崎田信正君） この種の変更というのは、これ1回限りでは終わらないですよ。一遍に変えられることはできないから、ここから順次、上げていくというのが、これまでの、国保もそう、介護保険料も

そう、高齢者医療保険も同じような状況、続いているので、こういった、これは今回、これだけでも、また別の改悪状況も検討されているわけですから、いろいろと市民の負担がどうなるのかですね。そこを注目して、できれば、財政は厳しいということですが、独自の福祉対策を検討すべきことになるのかな。これはまた、予算委員会の話になりますので、それまで、私もいろいろ勉強して臨んで行きたいというふうに思います。

それと、コロナ禍での介護保険料の減免ですが、これ、どうなっているのか。奄美市の対応と実績について、お伺いをします。

保健福祉部長（山下能久君） 介護保険料の減免状況についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入等が減少した方の令和2年度の申請状況といたしましては、17件の申請があり、減免総額は130万6,500円となっております。令和3年度につきましては、8月末現在におきまして、申請者はいない状況でございます。今後につきましても、引き続き減免制度の周知に努めてまいりたいと存じます。

6番（崎田信正君） 次に、補聴器の問題です。これ、6月議会でも取り上げましたけれども、その後ですね、6月議会のときには、これ、答弁で36自治体で実施をされているということだったんですが、その後、増えていますよね。爆発的に増えているという状況じゃありませんが、少なくとも43自治体に広がっていると。特徴的な、千葉県の印西市です。ここも、当初、国が定めている難聴と認知症との研究成果を見てからと、これ、全く6月議会の本市の答弁と一緒になんです。ところが、ここは実施に踏み切ったんです。そういう答弁していたけれども。だから、奄美市でも是非取り組んでいきたい、いただきたいと思います。いかがでしょうか。さらに、聴力レベルが70デシベル以上が身障手帳の交付ですが、国連の世界保健機構は41デシベルから補聴器の装用が推奨されているということで、奄美市の対象者はそのクラスに入るのはどの程度おられるのか、調べた数字があればお示しをいただきたいと思います。もし、そういう数字がなければですね、検診のときに聴力検査など加えることが必要だと思いますけれども、併せて御答弁いただきます。

保健福祉部長（山下能久君） 補聴器購入の助成制度の創設についてお答えいたします。国立長寿医療研究センターによりますと、70歳代男性で5人に1人、女性で10人に1人が日常生活で支障のある難聴者と推測され、また、情報処理スピードは難聴がある場合はより急速に低下するというようにしております。そして、聴力につきましては、補聴器などを活用すれば知的な能力の衰えを緩やかにすることができるという研究結果が報告されているようでございます。議員御指摘のとおり、全国には高齢者の補聴器の助成制度を創設している自治体が幾つかあり、家族や地域とのコミュニケーションの確保、引きこもりの防止、社会参加の促進などを目的などとして、助成額に上限を設けて実施しているところが多いようでございます。前回の議会でも申し上げましたが、難聴高齢者の早期発見のための仕組みとして、地域の通いの場などでの難聴高齢者の把握から、難聴が疑われたときに、医療機関への受診勧奨ができるような仕組みづくりや、大分県の先進例として、地域の通いの場においての聞こえに関するヒアリング項目を作成し、ヒアリングフレイルの重要性を地域で認識し活用する試みについても報告されております。本市におきましても、このような先進事例を参考にして、聞こえに悩む高齢者の把握に努め、難聴者とのコミュニケーション時の配慮のポイントなどを学べる機会について検討したいと考えております。また、来年度、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定のための調査を行います。その中で聞こえに不安を持っている方の日常生活における不便な思いなどの把握を行うことについて検討したいと考えております。補聴器購入助成制度につきましては、国や他自治体の動向も見守りながら、本市における聞こえに不安のある高齢者の状況の把握に努め、内容の整理した上で、助成の対象範囲や助成金額などの制度設計を検討していくこととなりますが、まだまだ整理することが多いと考えて

おります。

次に、41デシベル以上の聞き取りが困難な高齢者の数の。

副議長（奥 輝人君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。4時、再開いたします。（午後3時45分）

○

副議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後4時00分）

引き続き、一般質問を行います。

自由民主党 元野景一君の発言を許可いたします。

なお、元野景一君から質疑中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

18番（元野景一君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。私は自由民主党会派の元野景一です。

質問の前に、私の所見を少々述べさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。私は昨年10月に脳梗塞を患いまして、約半年の間、入院をしておりました。その間に、市民の皆様や奄美市議会の皆様に大変な御迷惑並びに御心配をかけてしまいました。皆様の御協力、御支援、御理解をいただき、また、この議場へ戻ることができましたことに、心から感謝を申し上げる次第です。誠に誠にありがとうございます。

さて、一昨年から発生し、変異を重ね、未だ感染の猛威を振るっている新型コロナウイルスは、この奄美大島でもクラスターが発生するなど、感染が収まる方向が未だ、まだ見えない状況が続いております。この奄美でも、コロナワクチンの接種が進んでいるところであります。私もコロナワクチンを接種をさせていただきました。総力を挙げて、収束へ向けて全力で取り組んでもらいたいと心から思います。どうかお願いします。当局の皆さん方、よろしくお願いします。

これから、質問に入ります。よろしくお願いいたします。

1番目に、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。（1）です。奄美市長としてこれまで実施してきた各般の施策の中で、印象に残る施策はどのようなものがあったのか、お尋ねをしたいと思います。朝山市長からの直接の声を聞きながら、このお言葉を聞きたくて、思っ、この場に立ちました。どうぞよろしくお願いします。

次の質問からは発言席にて行います。よろしくお願い申し上げます。

副議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 元野議員の質問にお答えさせていただきます。昭和22年生まれの、共に人生を今日まで歩んできた同志として、最後の私の議会で元野議員から質問を受けることに対し、感慨深く、心に期するものがあります。

それでは、先の永田議員への答弁と重複することがございますが、御理解をいただいて、私の答弁をさせていただきたいと思います。私が市長としての重責を負わせていただきました3期12年間、市民の御理解、議会の御協力をいただいて、職員とともに各種の事業を推進してまいったところであります。その中でも特に就任1年間もない頃の未曾有の豪雨災害、私自身、初めてのことであり、大変な動揺もございましたが、市民、職員の協力、力が結集し、そして、3地域の思いが一つになり、あの混乱を乗り越えることができたであろうと思います。この豪雨災害を契機に加速させた災害に強いまちづくり。市民の生命と財産を守る、行政としての責務を全うするため、各総合支所、本庁の整備を進めてまいりました。先日には、市民広場が供用を開始、本庁舎もグランドオープンを迎えることができました。市内全域での光ファイバー網敷設などと併せまして、将来にわたる行政運営及び産業振興の基礎を

築くことができたのではないかと考えております。また、かねて申し上げてまいりました、政治家は夢を語ると。しかし、その夢を実現していくためには、裏付けとなる財政措置が、財源が必要であるということを常に申し上げてまいりました。そのため、3期12年という期間において、子ども医療費助成の高校生までの拡充。0歳から2歳までの保育料統一による負担軽減。市内全域を対象とした、高校生遠距離通学助成制度など、恒久的に実施するための財源を確保しながら、子育て世代の支援に取り組んでまいったところであります。加えて、子どもたちの教育環境充実に向けて、学校施設の計画的な改修を基礎として、幼稚園、小・中学校での空調整備や、1人1台のタブレット端末整備につきましても、補助事業等を最大限活用いたしまして、効率的な整備を進めることができました。そのほか、任期中には市制施行10周年、15周年をはじめとする多くの節目もございました。人の出会いの不思議さを感じるころですが、横浜DeNAベイスターズの秋季キャンプ。日本復帰60周年。大島高校の甲子園出場。全国離島初となる自動車の奄美ナンバー実現。奄美群島国立公園指定。そして、奄美・沖縄の世界自然遺産登録。これらをはじめ、多くの喜びを市民の皆様方と共有できた巡り合わせの幸運も感じております。そして、昨年来、国におきましても、県におきましても、誰も経験したことのない新型コロナウイルス対策という困難に直面いたしております。限られた任期ではございますが、これまでの経験を生かし、皆様方との協力により、最後までこの混乱の克服に努力を傾注してまいりたいと存じます。以上でございます。

18番（元野景一君） 市長、ありがとうございました。市長のその、まず発声を、声を聞いて、これからちゃんとしました、質問に、次、移りたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、奄美群島広域事務組合管理者として、奄美群島振興開発事業に尽力し、実現させた施策で、朝山市長が胸にこう残っている、印象に残っている施策と言え、どういったものがあるでしょうか。私も実はいろんな政治の部門から、朝山市長がそういった形の努力をしてくれればねという思いから、そういったことを感じたこと、何度かありますので、大変申し訳ありませんが、この広域事務組合、管理者として大変だっただろうと思いますが、そのお気持ちをもう1回聞かせていただければ嬉しく思います。

市長（朝山 毅君） すいません、また登壇してお答えさせていただきます。議員がお話になりましたとおり、私、広域事務組合の奄美群島成長戦略ビジョンを作成したことが、私の12年間で最も大きな出来事であり、私自身、少しばかり自負もいたしている事業でございます。内容等について申し上げたいと存じます。生活や文化で域圏を一にする奄美大島、奄美群島が一体となって、各種の取組を推進することが必要であると、私は以前から認識いたしておりました。また、就任当時には復帰から60年を迎える奄振法の存続について、議論がされる状況にありました。これらに対応するためには、奄美群島広域事務組合の組織強化が必要であると、強く思っていたところであります。そのため、群島の町村長の意見交換を重ねることで、認識を共有し、平成23年度には奄美群島として初めて12市町村が一体となった奄美群島成長戦略ビジョンを策定することが決定されるとともに、全ての町村長の御理解をいただき、広域事務組合の人員体制を強化してまいりました。また、広域事務組合の組織強化とあわせて、奄美群島国立公園の指定と、その先の世界自然遺産登録による交流人口増加を見据え、平成24年度には奄美群島における観光、物産の一元的組織である一般財団法人奄美群島観光物産協会を設立いたしまして、官民一体となった観光振興の基礎づくりを手掛けたところであります。成長戦略ビジョンの策定に当たりましては、群島各島の課題などを細やかに吸い上げるため、各島分科会の設置に加えて、ビジョン策定が地元の動きだけに留まらないよう、外部有識者はもとより、国や県の奄振担当幹部にも御参加いただいた奄美群島成長戦略推進懇話会も設置いたしました。多様な関係者のお力添えをいただき、策定段階から国・県の関係者ともビジョン策定に至る経緯や、奄美群島に必要な施策の共有が図られたことで、地元の声が反映された奄美群島成長戦略ビジョンは、これまでにない画期的なものと

して、奄振交付金制度の新設などを盛り込んだ奄振法改正にも大きな役割を果たしたものと考えております。特に平成26年度に新たに創設された奄美群島振興交付金につきましては、従来、国における奄振非公共事業予算が約6億円弱程度でありましたが、予算額が約21億円と、3倍以上の予算規模となりました。その間には、いろんなドラマがあったことを、私自身、最高の思い出として心の中に秘めているところでもあります。奄振交付金という大規模な予算に裏付けされた新しい制度創設により、農林水産物の輸送コスト支援をはじめ、奄美群島民の悲願でもございました航路・航空路の運賃軽減事業、奄美大島へのLCC就航などの実現に至ったものと存じます。これら、新たな事業の中でも、航路・航空路運賃軽減対策事業につきましては、事業検討の初期段階から、国や県とともに広域事務組合も議論に参加しておりましたが、私自身、群島が望む充実した制度の実現に向けて、国や県、立法府の先生方に対して、何度となく地元住民の声を直接お伝えしたことが、印象深く思い返されます。先日、令和4年度の奄美群島振興開発予算の概算要求も示されたところでございますが、年末の予算決定に向けて、広域事務組合管理者として、しばらくの時間、確実に取り組んでまいりたいと存じます。皆様方の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

18番（元野景一君） 朝山市長、ありがとうございました。本当に、思い返せば大変、大変辛い思いもいっぱいされているのを、よく存じております。我々の時代はそういうことがたくさんあった時代でした。それを乗り越えて、よくぞ朝山市長、この時代を迎えてくれました。心から、心から感謝を申し上げます。

それでは、朝山市長は私と大体早生まれの1級先輩で、非常にいろんなことを教えていただいたことを、今、思い出しております。改めて、この場ですので、感謝を申し上げます。それでは、朝山市長が、新たに誕生するであります新市長に、どのようなことを継承し、期待したい。朝山市長はどう思っているのか。この気持ちをちょっとお聞かせ願えれば、大変うれしく思います。

市長（朝山 毅君） 私が、次の市長に物を申すというのは、大変おこがましくも存じますが、ただ私は常に申し上げておりました。行政は継続するものであると。どなたがその地位に就こうとも、議会の同意を得た予算や総合計画等をはじめとする各種の計画、事業等に対しては、やはり継続していくものがほとんどである。しかも、この多様化する時代、社会、コロナ禍の中において、いろんな、先の、先行き不透明な時代においては、やはり政治家の地位にある者は、常に市民のことを考え、地域の課題を自分なりに理解していくことが大切であると思います。かねて申し上げました、政治とは、行政とは、地域社会の中に潜在化している課題を顕在化して、その顕在化した課題を解決、満足に向けていく手段、方法、これを政治という、行政という、ということをお願いしておりました。今、奄美市における市民の皆様、そして、多くの皆様が何を求めているのか。何が喫緊の課題であるかということをしかりと自分なりにわきまえながら、理解をしながら、市民の御理解、議会の協力を得て、それを執行していく責務が、為政者に課せられた、行政に課せられた責務であると、私は思っています。そのような意味において、先にも申し上げたわけでありましたが、やはり愛郷心、そして、やる気の情熱。何よりも、やはりみんなと和するという誠実な行動も必要であろうと。自分にできなかったことを、今、自分に言い聞かせながら、自戒の念をもってそのことを申し上げているつもりでありますので、御理解を賜りたいと存じます。ありがとうございます。

18番（元野景一君） 朝山市長、ありがとうございました。このお話を聞きながら、私たちの奄美大島がどういう時代を超えて、どういう状況を超えて、そして、今に至っているのか、改めて、改めて、強く強く、今、思っているところです。どうか、同僚の議員の皆さん方も、この思いをしかりと胸に刻んで、そして、このあとの奄美市をどのように進めていくのか、本当に真剣に真剣にみんなで協力していこうではないかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

今年の7月26日に奄美大島・徳之島・沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録が正式に決定となりました。世界からも、より一層の注目がこれから集まる中で、子どもたちへの奄美の自然環境への教育も力を入れることになると思いますが、奄美群島をはじめ、沖縄、先の戦争においてアメリカ軍の統治下に置かれた歴史がいろいろとあります。この歴史にも、奄美において重要な教育分野の一つであると考えております。通告の中の（１）です。小学校、中学校における教育について。（２）です。社会教育、生涯学習について。（３）です。将来構想について。この三つの部門を一括してお尋ねしたいと思います。将来構想の分野までも受けてよろしいございますので、よろしくお答えいただきたいと思います。お願いします。

教育長（村田達治君） 議員からの奄美群島日本復帰に関する歴史教育について、一括してお答えをさせていただきたいというふうに思います。奄美市におきましては、12月を奄美復帰記念月間として、あるいはまた、日頃の教育活動を通して、奄美の日本復帰に関する学びの場の充実に努めているところでございます。元野議員におかれましては、奄美群島日本復帰運動に関わりまして、これまでにいろいろな学校での御講演、それから、金久中PTA会長の時代には、会員とともに、あるいは生徒を巻き込んで、日本復帰の劇を上演するなど、奄美市が大切にしてきた活動に取り組んできておられ、日頃の御尽力に対して常々感謝をしているところでございます。その教育の一環を少し御紹介をさせていただきますと、本市の小学校、中学校におきましては、日本復帰に関する歌の練習、披露。日本復帰の歌、あるいは奄美体育の歌等でございますけれども。それから、泉芳朗さんの詩の朗読、練習、暗唱。あるいは地域人材を活用した様々な講話、講演。これについては、どの学校でも行っているところでございます。また、多様な学習活動といたしましては、壁新聞、群島復帰に関わる壁新聞の作成、展示。あるいは、実際におがみ山に行きまして、関連の石碑等の見学。そして、広域事務組合のライブラリーから視聴覚教材を借りての学習会の開催。あるいは、学習発表会で5年生が群島の日本復帰を劇にして、保護者の前での上演。それから、廊下に奄美群島日本復帰までの道のりをまとめた展示物の掲示。そういった多様な学習が行われているところでございます。これからも、奄美が歩んできた歴史や文化を子どもたちにしっかりと学ばせ、継承していくことが大変重要なことであるというふうに捉え、考えているところでございます。近くには奄美群島日本復帰と大きな縁のある名瀬小学校の石段もでございます。12月25日の奄美群島日本復帰記念日には、この石段を舞台に、当時への思いを巡らせて復帰の意義を考える大切な機会に、今後もしていきたいと考えているところでございます。今後のことでございますけれども、今後とも学校や地域におきまして、奄美群島日本復帰と、復帰運動について学び、継承することを、学校教育のみならず、生涯学習、社会教育、それから、文化財の保護、活用の視点からも奨励をしながら、奄美群島日本復帰の歴史が、あるいは、歴史に関わる当時の人々の思い、そういったものがしっかりと伝承され、また、生かされていくよう、教育委員会といたしましても力を入れていきたいと存ずるところでございます。以上でございます。

18番（元野景一君） 教育長、ありがとうございました。本当に、その教育長の思いはですね、思いを、是非、聞きたくて、改めて、私も本当に知っておる、教育長の思いを、この形で聞きたくて質問してみました。本当に大変申し訳ありません。そこでですね、先ほど許可を得て、テレビの放映をお願いしましたので、議長、許可を得てありますので、いいですね。それでは、実はその、つまり、この子どもたちに、この子どもたちにやっぱり復帰のですね、復帰の思いはどうしても継いでいかなきゃいけないと思いました、私は。というのは、もう私たちがどんどん年を取っていきます。そして、私にたくさん教えてくれました楠田さんとか、たくさんの先輩方が、もう本当に、もうあの世に行っちゃって、あのとき、もっと聞いておけばよかった、そんなふうな思いがありますけれども、若い人たちには全く何の意味か分からないような気がします。その、そういったことを含めて、大変申し訳ないけれど

も、私とその先輩方からもらった資料を全部集めて、そして、講話の形にして、そして、小学校、中学校、それから、という形で講演した、その映像がありますんで、それを見ながら話を聞いておってもらえば嬉しいと思います。はい、お願いします。どうぞ、お願いします。音は出ないんですが、こういった、ちゃんとここまで、ここまで資料、文字をですね、子どもたちに伝えて、言葉で私のほうで、こう、その子どもたちに教えていきますと、子どもたちは本当にしっかりと記憶に残ります。そして、その記憶に残ったあれを、しっかりと感想文で私のほうにたくさんたくさん来ました。本当にびっくりして、その子どもたちが、もう既にもう高校生になっている方たちもいます。ですから、私たちの奄美市は、この復帰のですね、この貴重なデータをしっかりと伝えていく、子どもたちに伝えていく。その最初にですね、はい、次に進めてください。つまり、あの戦争が終わったあとに、私たちの奄美は、どれだけみんなが力を合わせて、どんどんどん立派な、立派な奄美市をつくったんだよということを、子どもたちにどうしても教えていかなくちゃいけないと思います。はい、次々、進めてください。見てください、皆さん。これが、復帰、まだ戦争が終わってすぐの頃の、学校の姿です。この学校の姿を子どもたちに見せるだけでも、すごくためになる記録だと思います。本当に、今度は逆に、その、この形、この写真、この実物の姿が、実は先生たちが分からない。奄美にこれから子どもたちにどんどん教えていかなくちゃいけない、この事実が、先生たちも分からない。だから、先生たちにもしっかりと伝えていきたいと思って、この記録を先輩たちからいただいて、そして、講話をするような形の、この資料を作ったところです。時間が進んでおりますので、はい、どんどん。これが名瀬小学校のあの当時の、あの校舎です。もう本当に、支庁通りの、あの支庁通りのその横にある校舎なんです。はい、次、どんどん行きましょう。そして、どうして私たちはこの復帰をしなくちゃならない、ならなかったのか。これをね、子どもたちは、まさに本当の気持ちで質問してくれます。逆に、元野さん、どうして復帰を、そんなに辛い復帰をしなくちゃならなかったんですか。子どもたちに聞かれたときは、しっかりとそれが話せるような、我々、大人でなくちゃいけないし、市の全員の職員がしっかりとそれを、それもデータに持って、そして奄美市、奄美市を誇りある島づくりのためのっていう、このタイトルを打ちましたけれども、そういう形で、子どもたちへ語り伝えたい奄美の復帰、奄美の日本復帰運動というタイトルにしました。この事業をですね、教育長、是非、こう伝承していく形の、この仕組みみたいなものをですね、つくれないかと思いますけれども、そのことに対しての、ちょっと御希望をちょっと教えていただければ嬉しく思います。

教育長（村田達治君） お答えをいたします。今ほどの議員のお話を聞いて、改めてまた、奄美群島日本復帰運動の意義、そういった伝承の仕方を考えさせられる機会となったように思います。その伝承していくための仕組みの一つといたしましては、やはり小学校では関連の学習活動に、年間計画にきちんと位置付けて、この学年のこの月にはこういったことを学ぶというようなことを学校全体で共有することも、大変大切なんじゃないかなと思います。特に高学年におきましては、資料活用能力、そういったものも発達しますので、5・6年、中学生におきましては、総合的な学習の時間、あるいは社会科の学習の年間カリキュラムの関連の事項ということできちんと位置付けていく。また、低学年、中学年においては、副読本の奄美のことを、社会科で使う副読本ができておりますので、昔の写真と現在の様子を比較しながら、私たちの歩んできた道を振り返り、当時の人の気持ちに思いを馳せるといったような、そういった学習内容をきちんと位置付けていければと思います。あるいは、家庭教育学級においては、日本復帰運動について、必ず年間1回は学習をすると、現在も位置付けておりますので、どの学校でもそのような取組をしているところでございます。そういったのをきちんと整理しながら、改めて充実させていくよう、してまいることができれば、議員の思われるようなですね、そういった仕組みにもつながっていくのではないかなと考えているところでございます。以上でございます。

18番（元野景一君） はい、ありがとうございました。実はですね、この思いをやはり復帰、復帰のあ

の伝承、復帰の伝承をしなくちゃいけないっていう形で、復帰の伝承の、こう活動、いろいろやっておったんです。ところが、このコロナ禍になってですね、その集まることができないという、コロナの被害がもうそこにどんと押し寄せてきたんです。ですから、このコロナ禍の中において、それでも私たちの奄美市は、また、奄美大島の人間は、やっぱりしっかりとこの復帰の伝承。なぜかって言うと、私たちの奄美大島の、ずっと、沖永良部、与論までですね、しっかりとつながった形で、誇りある島づくりをするんだという意気込みをですね、本当、広域事務組合、さっきの話が出ましたが、それ、しっかりとそこもつないで、伝承していただきたいと思います。もしあれだったら、次々もう、行ってください。これは泉芳朗が名瀬小学校の石段の上のところにあった、あのテーブルで、皆さん方に挨拶をしている、その写真です。このような写真がたくさんあります。この写真は本当に私は、たくさん先輩方から預かってですね、本当に貴重なものとして持っておりますので、これは本当に奄美市の全財産、奄美の人間の全財産として、私はちゃんとつないでいけるんじゃないかという思いがしておるんです。そういったことを含めてですね、コロナのこの厳しい時代があればあるほど、私たちはこの奄美の日本復帰の話をですね、是非、是非、つないでいってもらいたい。このように思っております。そういったことをたくさんお話をしたいんですけれども、もうやがて時間が来ますけれども。このような形で、少し思いがですね、先に走ってしまいますと、少し冷静な形でしっかりと物が言えず、本当にしっかりと練習をして、記録もしたつもりだったんですが、こんな形になってしまいました。どうかお許しいただきたいと思います。気持ちだけは分かっていたきたいと思います。このようにして、私たちはみんな力を合わせて、そして、やっていくという思いを、是非、持っていただきたいと思います。それで、改めてですね、そのちょっと待ってくださいよ、ちょっと。そのような中で、是非、生涯学習から、将来構想にかけてですね、（３）のところを、ちょっと発言させていただきたいと思いますけれども。この将来構想、わざわざ一つ書いて、一括してって言ったのはですね、やっぱり名瀬小学校のあの石段っていうのは、非常に貴重な実績です。あの石段から上の棚がですね、もう今、校舎も、生徒も少なくなつて、少し、それをどう使うかということがいろいろ考えられると思いますけれども、その石段から上のあれをしてですね、この復帰運動をずっと継承されたことが、そこの中に記録が全部あると思います。これを使った、復帰記念堂みたいなですね、そういう何かを、是非考えていただけないかというのが、私の思いなものですから、この伝承、将来構想、構想についてですね。今、あるその、あの石段から上のあの区域を使って、そして、もう段々、年取ってきましたので、みんな。復帰を経験した人たちが。あれで、おがみ山に全部上りなさいというのは大変です。それを、全部石段のあの区域の中に、そして、集約した施設として考えていただけないかということが、私の希望として、お話ししておきたいと思いますが、どうでしょうか。誰か、その構想は考えられないのでしょうか。申し訳ありません。

教育長（村田達治君） 貴重な御提言をいただきまして、ありがとうございます。現在、石段の上には、また、立て看板等を設置したりですね、それから、復帰記念の関係資料については、文化財課のほうでレプリカの作成の予定と、いろいろと保存と、それから、活用については計画もあるようでございます。今、先ほどの御提言につきましては、大変こう意義ある御提言ではないかなというふうに思いますが、学校の施設、あるいは敷地利用については、学校なりの、また、計画等もあるかと思っておりますので、今のお話は校長先生やらにきちんとお伝えをしていきたいと思っておりますけれども、この場でこのような方向でという、申し上げる、まだ材料等、そういったものを持ち合わせませんので、この答弁で御了解いただければ、大変ありがたく存じます。以上でございます。

18番（元野景一君） はい、本当に、大変失礼な言葉を申し上げました。大変申し訳ありません。よく分かりました。また、一般質問、その他の段階でですね、しっかりと精査して、しっかりとまとめて、そして、ちゃんと提出をする。そういう気持ちで、もう、今日、その話がすることができるとい思いがしましたので、大変感謝も申し上げたいと思います。

それではですね、もう時間が僅かですので、それではですね、はい、それでは次に、3番目の避難所の開設、運営について、質問をしたいと思います。地球温暖化による世界的な気候変動により、日本の各地域を豪雨や台風などが襲い、これまでに経験したことがない雨量をもたらし、毎年のように各地で公害が発生しております。今後、気象変動の影響による、気象災害のリスクは一層高まる恐れがありますので、自助、共助並びに、これだった、すいません、申し訳ありません、などの防災意識を高めて、災害に備えるとともに、公助を中心とした防災対策では、気象変動による災害の頻発化、激甚化を織り込んだ体制を整備していく必要があると考えられます。奄美においても、昨年10月20日で、奄美豪雨災害が発生してから10年目の年となっております。それでは、(1)奄美市における最近3か年の避難所設置回数及び避難者数の推移について、お示しをいただきたいと思います。お願いします。

総務部長（三原裕樹君） 御質問いただき、ありがとうございます。それでは、御質問の直近3か年の避難所開設数と避難者数について、お答えをいたします。まず、平成30年度につきましては、台風19号時に避難所開設34か所、避難者数84人。同年の台風24号時には避難所開設63か所、避難者数247名でございまして、延べで申し上げますと、平成30年につきましては、避難所開設数が97か所、避難者数が331人でございます。次に、令和元年度につきましては、幸いにも災害に伴う避難所開設はございませんでした。令和2年度につきましては、気象庁が特別警戒級と発表いたしました台風10号、台風10号が接近しましたことから避難所開設が75か所、避難者数2,492人と大変多くの市民の方が避難をされたところでございます。以上でございます。

18番（元野景一君） 次に、(2)になります。避難所における新型コロナウイルス対策についてですが、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する一方で、災害はいつ発生するか分からない状況です。避難所への、避難による新型コロナウイルス発生、感染症が拡大することを防止するために、避難所における三密対策をはじめとする避難所における感染拡大防止対策に取り組む必要があると考えます。そこで、避難所における新型コロナウイルス対策について、どのような対策を講じて、避難所の開設、運営に行っているのか、お話を聞かせていただければありがたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。本市の避難所運営につきましては、国・県のガイドラインを参考に、避難所感染症予防対策における具体的なチェックリスト、これを策定しております。その内容につきましては、基本的な感染症予防対策、手洗い、咳エチケットの徹底、消毒、このような予防対策の呼び掛けを徹底するとともに、主な対策といたしまして、避難者の氏名、住所の聞き取り、それから、避難者の健康チェック、三密の防止、健康状態の定期的な観察確認などを実施することとしております。また、発熱者など体調不良者が出た際の対応といたしましては、専用の施設を名瀬・笠利・住用地区に各1か所ずつ設け、体調管理のため、保健師を配置することとしております。そのほか、感染症対策といたしまして、間仕切りボードや段ボールベッド、簡易トイレ等、感染症対策備品、この備蓄も行っております。いずれにいたしましても、避難所運営のシミュレーションなども行いながら、必要に応じた見直しを行うなど、避難所における感染症予防対策の徹底と、十分な対策を講じてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

18番（元野景一君） 時間がやっまいりましたが、ちょっと、最後に締めたいと思います。朝山市長におかれましては、奄美市長として3期12年という長きにわたって務めあげられてまいりました。本当に、本当に本当に御苦労さんです。ありがとうございました。11月30日の任期満了まで、どうか体を大切にされて、もう頑張ってくださいと思います。それが、私の本当に、朝山市長に対する、この言葉を捧げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。大変申し訳ありませんでした。ありがとうございました。終わります。

副議長（奥 輝人君） 以上で，自由民主党 元野景一君の一般質問を終結いたします。

これにて，本日の日程は終了いたしました。

明日，午前9時30分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後4時59分）

第 3 回 定 例 会

令和 3 年 9 月 7 日

(第 3 日 目)

9月7日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
8 番	橋 口 耕 太 郎 君	9 番	栄 ヤ ス エ 君
10 番	大 迫 勝 史 君	11 番	松 山 さ お り 君
12 番	林 山 克 巳 君	13 番	西 公 郎 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	奥 輝 人 君
16 番	川 口 幸 義 君	17 番	伊 東 隆 吉 君
18 番	元 野 景 一 君	20 番	竹 山 耕 平 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

19 番	与 勝 広 君
------	---------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	向 井 渉 君	企画調整課長	國 分 正 大 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	プロジェクト推進 課 長	當 田 栄 仁 君
市 民 部 長	石 神 康 郎 君	税 務 課 長	保 金 満 君
国保年金課長	西 幸 一 郎 君	保健福祉部長	山 下 能 久 君
福祉事務所長	永 田 孝 一 君	福祉政策課長	寿 山 一 昭 君
健康増進課長	徳 永 明 子 君	商工観光情報部長	平 田 宏 尚 君
商工政策課長	畠 山 正 明 君	紬 観 光 課 長	川 畑 博 行 君
産業建設課長	本 田 邦 洋 君	農林水産部長	竹 元 康 晴 君
農林水産課長	用 稲 工 巳 君	建 設 部 長	保 浦 正 博 君

9月7日(3日目)

土 木 課 長 平 山 光 二 君 建 築 住 宅 課 主 幹 川 畑 良 二 君
教 育 部 長 徳 永 恵 三 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 島 袋 修 君 議 会 事 務 局 次 長 兼
調 査 係 長 事 務 取 扱 池 田 忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長 押 川 治 君 議 事 係 主 査 堀 健 太 郎 君

副議長（奥 輝人君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は一般質問であります。

○

副議長（奥 輝人君） 日程に入ります。

日程第1，一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように、予めお願いをしておきます。

通告に従い、順次、質問を許可いたします。

最初に、自民党奄美 竹山耕平君の発言を許可いたします。

20番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。自民党奄美の竹山耕平でございます。まずは、7月26日、奄美・徳之島・沖縄島北部及び西表島、いわゆる奄美・沖縄の世界自然遺産が登録されました。2003年から始まったこの取組、世界自然遺産登録までのこれまでの長い道なりに御尽力いただきました皆様方に改めて感謝、そして、地元住民の皆様に、改めて感謝を申し上げます。世界共有の財産として認められ、高く評価された奄美の自然の価値。今後は適切な保護、保全、適切な利用計画が求められます。各関係機関や団体をはじめ、地元住民との連携、協力を推進し、地元として喫緊の課題への対応と必要なインフラ整備に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、一般質問に移ります。

はじめに、市長の政治姿勢について、伺いいたします。昨日、初日の永田議員、奥 晃郎議員、元野議員への答弁におきまして、朝山市長のこれまでの思いを聞かせていただきました。これまでに様々な事案に対する判断、決断、対応に対し、改めて理解を深めたところでございます。これまでの3期12年にわたる朝山市長在職期間というのは、奄美市においても、奄美においても、奄美群島におきましても、大きな転換期でございました。先の6月議会においても、私がこれまで見て感じた朝山市長の市長としての姿については、申し上げてきましたので、改めてこの場で申し上げることはございませんが、合併前からの、今日までの出来事は、合併、計画的な財政運営、度重なる災害対応、奄振交付金の設立、世界自然遺産登録の実現など、奄美の歴史的な節目に重要な立場として御功績を残してまいりました。朝山市長の任期も僅かとなり、まだまだ頑張りたいと思う1人として、これまでの重要施策としての取組、計画的な行財政の健全化、重要分野として取り組まれた福祉行政、中心市街地を含めた再生と活性化についても、まだまだ道半ばとして、この先の推移を見守っていただきたかったというふうに私は感じている次第でございます。総合計画にもありますように、目標の達成や、この変わりゆく時代の流れの中の奄美市の未来像、ビジョンにつきまして、残されている課題とはどのようにお考えなのか、お示しいただきたいと思っております。

次の質問より発言席にて行います。

副議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、さっそく竹山議員にお答えさせていただきます。議員御承知のとおり、行政を進める上においては、短期的に集中して事業するもの。極端に言いますと

突発的な災害などであります。また、長期計画に基づき事業を進めるなど、多岐にわたっていることは御案内のとおりでございます。特に公共事業に関する大型プロジェクトについては、長期の時間を要するものがあります。私は職員に機会あるごとに申し上げてきたところでありますが、行政は継続をしていると申し述べてまいりました。合併後、3地域の均衡ある発展を進める中、事業が長期間に及ぶことがあっても、その都度引き継いだ担当者が事業の目的を明確に共有しながら、前任者の取組をしっかりと踏まえた上で、事業を着実に推進していくことが肝要であるということでございます。まさにチームワークで成し得る事業という意味で、私は申し上げているところでございます。また、観光振興や福祉、教育、生活基盤整備など、行政が携わる全ての分野にゴールはないものと思います。常に時代に即応した施策の展開が必要であります。今後とも、時代に応じて変化する新しい課題に対して、財政基盤を整えながら、継続する行政として市民目線で真摯に取り組んでいくことが求められているものと思うところでございます。今後とも御理解を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

20番（竹山耕平君） ありがとうございます。昨日の答弁にもございましたが、この行政はやっぱり継続すべきもの、するものである。そしてまた、今、市長からおっしゃったように、この的確な、適切な、また、計画的なこの行政、行財政の運営、そして、事業の推進。そして、その推進を図るために最も大事なものはチームワークだということで、奄美市役所の全職員が一丸となって、この市長の思いをしっかりと継いで、汲んでですね、この事業に、推進に図られた結果、今日の奄美市が、合併後15年に経とうとしておりますが、今、この結果が表れているものというふうに思っておりますので、了解いたしました。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。次に、奄美群島の郡都、中核都市として、奄美市長は奄美市のみならず、奄美群島の舵取り役といたしましても、常に期待を持たれる、期待される立場であつたろうというふうに感じます。広域事務組合の管理者としてのその職責、重責等につきましても、朝山市長自身、どのように、思いで、理解、そして、認識され、どうあるべき姿として取り組んでこられましたか。そのことについて、お示しを願いたいというふうに思います。また、昨日の元野議員への、重複しますが、この次期新市長につきまして、対しまして、この引き継ぐべき事項や、この期待すること、改めてお示しをいただきたい。そして、どのように奄美市長としてのこの重責を臨むべきなのか。その姿、是非、この朝山市長の、もう一度、思いを聞かせていただきたいと思います。

市長（朝山 毅君） 議員がお話になりましたとおり、昨日の元野議員の御質問にも重複する部分があるかと思いますが、考え、理念ということですので、私なりに申し述べさせていただきます。生活圏、経済圏の域圏を共有する奄美群島が一体となって振興開発を推進することが重要であるという思いから、広域事務組合の組織化について、各町村長の御理解をいただき、また、奄美群島成長戦略ビジョンの策定など政策立案能力の向上に努めてまいったところであります。同時に、群島が連携した取組を推進するに当たっても、島々の個性、特性を尊重しながら、それぞれの島で個別の課題を有していることも常に意識し、広域事務組合としてそれぞれの島、市町村の立場に立って政策に当たるという考えを日頃から職員と共有してきたところでございます。時に、国や県などから奄美群島としての考えを問われることもございました。そのような時こそ、奄美群島広域事務組合の管理者として、日頃から町村長と意見交換、意志疎通を行ってきたこと。また、職員が頻繁に各島々をつぶさに回って、様々な課題、現状を把握してきたことが支えになってきたものと、私自身、感謝の思いを持つものであります。奄美・沖縄が世界自然遺産に登録されましたが、奄美大島と徳之島は奄美群島が有する豊かな自然環境を代表する地域として選定されたものでございます。奄美群島、広く、5島とも、五つの島とも、自然遺産トレイルが県によってつくられておりますので、自然遺産と関係なく、みんなが国立公園を有する島として共有していかなければいけないと思うところであります。そのためにも、この自然遺産という価値を群島全体で共有して、登録の効果を共有することが、今後、求められているものと存じます。私

自身としましては、それぞれの島の個性を尊重しながら、域圏として共有する資産をともに活用するという意識を職員とともに持ちながら、広域事務組合管理者という職責に向き合ってきたところでございます。そのような意味で、次期市長に対する私の思いはということでございますが、口幅ったく申し上げますのは大変おこがましいと思いながらも、昨日、元野議員に申し上げましたように、やはり愛郷心。そして、それを伴う情熱。そして、市民、住民と誠実に向き合っていく誠実な行動。私はこれは肝要ではないかと思えます。もとより、私がそれをなし得たものではなく、私の思いを含めて、そうあって願いたいという思いでありますので、御理解を賜りたいと存じます。以上であります。

20番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。まさしく、今、市長がおっしゃったように、やはり奄美市長としてのこの重責、職責というのは、この域圏を共有した、この5島の、12市町村が共有するこの課題、そしてまた、その成長戦略ビジョンに表れていますように、一つの島だけが発展するのではなく、5島、12市町村がもうしっかりとそれぞれの課題を解決し、また、推進、伸ばしていくこと、そして、振興させていくことで、これが奄美の宝となって、今、その奄美・沖縄の世界自然遺産として認められましたように、これからがまだまだ大切な時期を迎えるものだというふうに思います。そこで、先ほど来申し上げましたが、やはりそういう推移を見守っていただきたかった、私としての個人的な考え方もあります。是非、朝山市長におかれましては、まだ感謝を申し上げるだけで、ありがとうございます、お疲れ様という言葉は、残された期間でございますので、最後の最後までしっかりその職責を全うしていただき、そのときに、また、改めてお話をさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

次に、質問に移ります。（3）空き家対策等への取組状況についてお伺いをいたします。この空き家対策、これはやはり、議会も、そして、当局もこの奄美市の喫緊の課題として、これは全国的なものでありますが、奄美市におきましても、もう喫緊の課題として取り上げられる事項であります。そのようなことから、この取組状況、そして、またこれまでに、取り組んでこられた成果としてあげられるものは何か。昨日、また、今回の補正にもありましたように、危険空き家等ですね、特定空き家の除却に対する助成が当初の計画より希望が多かったということで補正予算を組まれておりますが、そのことも含めてですね、答弁をお願いしたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） おはようございます。それでは、お答えいたします。議員御質問の空き家対策への取組につきましては、御案内のとおり、昨年度末に奄美市空き家等対策協議会を設立をいたしまして、弁護士、建築士等の専門家や宅建協会等の外部機関及び消防、警察と連携、協力して、空き家問題への対応する体制が整ったところでございます。まず、空き家の利活用という点から、現時点の成果を申し上げますと、令和2年度までに奄美市移住定住・住宅購入費助成事業、これで24件、1,480万円。それから、奄美市移住定住・住宅リフォーム等助成事業、これが33件で2,677万3,000円の合計57件、4,157万3,000円の助成を行い、空き家の利活用と同時に、移住定住の促進並びに地域活性化を推進をしているところでございます。また、利活用が難しい危険な空き家につきましては、本年度より奄美市危険空き家等除却助成事業を開始をいたしました。6月末で申し込みを締め切り、奄美市空き家等対策庁内連絡会にて助成対象の選考を行った結果、申し込みのあった9件全てに対して危険度が高く助成が必要との結論に至ったことから、今回の補正予算に上乗せをする4件分、120万円を今回の補正予算として計上させていただいております。今後の空き家対策につきましては、現在、令和元年度空き家等実態調査、この結果を踏まえまして、固定資産税の所有者情報との突合を行い、空き家等のデータベースの構築を進めているところでございます。さらに、空き家の活用に当たっては、国土交通省の空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン、これを踏まえまして、空き家所有者の意向調査を行いまして、不動産事業者等への情報提供など、流通を促進させる取り組みを実施できないか、検討しているところでございます。以上でございます。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。これまでも、もう、早速ですね、この、今、部長がおっしゃいましたような成果がもう表れていると。やはり、もう、市民、住民、そして、地域にもですね、やっぱりこれまでも多くの声が挙げられてきたと。衛生面、そしてまた、その特定空き家に対する衛生面、環境面も含めてですね、まだ、その地域におきましても、やはり、この台風常襲地帯である、この奄美という地理的な条件からですね、やはりこの特定空き家がもたらすこの影響っていうのは、やはり地域にとりましても大問題の課題の一つだったものを、やはり、今の答弁でありましたように、やはり取り組んだ結果、取組後、すぐにこの成果が表れているというふうなことで、本当に大変ありがたい施策の一つだというふうにいるふうに思います。そして、今、部長からおっしゃったように、この対策協議会が設置され、もう環境が整ったというところで、この特定空き家はもとよりですね、今、部長も今後の計画ということを少し触れられておりましたが、やはりこの空き家の有効活用も含めてですね、やはり全国的には古民家、各集落とか、里山というか、そういったものに対してのそういう有効的な活用、地域の利を生かした、そのような有効活用もされているようでございますが、こういった部分では、今、情報の外部ラインも含めて、やはりそういう、そしてまた、その、何て言うんですかね、その不動産、そして、空き家対策につながるような専門家、宅建協会の含めて、いろんなアドバイス、そして、できるものとできないものの、しっかり分別を、区別をしながらですね、そこは一生懸命にその対策協議会として取り組んでいくというお言葉もありました。

ここで、もう一つ、最後に聞きたいのは、少し、今、今後の計画ともありましたが、少しそのステップをですね、その、次のステップ。また、その新たな展開も求められてくとは思いますが、よく言われるロードマップと申しますか、次にどういう計画を行って、もうこの年度までにはこういう事業を行っていくんだというものをお持ちなのか。また、今後、そういうものを作成、そして、その計画的な活用計画に結び付けていくお考えがあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） 令和元年度に先ほど申し上げましたけれども、実態調査をいたしまして、全市回っております。その中で、やっぱり活用できる空き家、それから、これはもう危険で、もうすぐ除却をしないといけない空き家。そういった、それぞれそのランク付けをいたしまして、今後の対応を進めていくということで、今、進めていますけれども、ただこれ所有者がいらっしゃる関係がございまして、やっぱり持ち主の、まずはやっぱり許可が必要ということもございまして。そういうことで、今、固定資産税の情報とデータベース化を図っているところですけども。まだ、そういった下地をですね、しっかりと作った上で、今後のその実態調査の結果を踏まえて、対策を取っていきたいというふうを考えているところです。まずは危険空き家は、先にこれ、台風常襲地帯でもございますので、対策を先に進めますけれども、そのあとの活用としては、そういったものも検討してまいりたいというふう考えております。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。まずは始まったばかりですので、もう成果もあげられている事業、施策でございまして、しっかりと、今、部長がおっしゃったような、次の段階、次のステップにつなげられるような計画性を持つのと、そういうロードマップというか、そういう事業計画をですね、5年、10年なりの、持つのも、一つのモチベーションと申しますか、そういった旨に一つ一つこなしていこうということも大事だというふうに思いますので、是非、まだ、今、ありましたように、検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

それではですね、次に、この（4）子育て福祉複合施設ですかね、の計画のこの今の現状につきまして、お願いしたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、子育て・保健・福祉複合施設建設計画の現状についてという御

質問ですので、お答えいたします。まずですね、本計画の目的を改めて簡潔に御説明させていただきます。本計画の目的といたしましては、施設の老朽化が見られる保健センター、それから、老人福祉会館。この二つの機能と、親子が交流できる場を提供する子育て支援機能。この三つの機能を一つの施設内に整備することで、それぞれの機能向上はもとより、そこで生み出される多世代交流活動を通して、本市の少子高齢化を取り巻く課題解決に向けた活動を行う拠点となる、いわゆる子育てのことはここに行けば全て解決する、そのようなことを目的としております。本計画につきましては、市民の皆様の声を汲み取りながら、平成28年度から基本構想、基本計画。平成30年度には基本設計。令和元年度には実施設計業務を実施してまいりました。しかしながら、近年の全国的な建設需要の高まりによる建設関連費用の高騰。それから、新型コロナによる生活様式の変化など、事業を取り巻く環境の変化と併せまして、本市の大型事業の進捗状況も踏まえた全体的な事業調整のために、整備計画の見直しを行っているといるという段階でございます。本計画は、市の重要施策であるという位置付けは変わりませんが、施設整備に当たっては相当規模の予算が伴うこととなりますので、市全体の事業の平準化も踏まえた上で、事業の目的達成に向けて、引き続き努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います、お願いします。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。今、所長がおっしゃったように、今の現状は分かりました。平成28年に構想、30年に実施計画ということだったんですけれども、設計ですね、ということだったんですけれども、今、ありましたように、高騰、資材の高騰ですね。あとは、この生活様式の変化。この生活様式の変化っていうのは、どのようなことを意味しているのでしょうか。

福祉事務所長（永田孝一君） 代表的なものが新型コロナの影響というところでございます。当初ですね、三つの機能で、高齢者、それから、子供、それから、障害者も含めて福祉関係ということが、三つが交わるような施設というようなイメージで、交流を盛んにするということを目的、主な目的として目指していました。しかし、コロナの影響で、その辺も少し、少しですが見直す必要があるのかなというところでございます。以上です。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。ありがとうございます。コロナが今後の計画に、やはり重要な位置付けとしても含まれて行くということで、当初の、この28年なので5年前、約5年前のあのときより、社会情勢も、この、生活様式も、少し変わってきているということで、構想の見直しと言いますか、整備計画の見直しに、それでつながっているというふうに理解をいたしました。しかしですね、やはりある一定、今、所長もおっしゃったように、やはりこの5年も経過している中で、やはりこの事業が、いわゆる、様々な他の事業の計画を含めて、少し中断しているというふうな状況にあります。当初の、所長も、今、おっしゃった、その事業計画の見直しに、やはり予算が伴ってきますので、しかし、一番最初に言われた、この市民、住民、その子育て世代、そして、高齢者を含む、この福祉施設として建設される主な大義と目的がございますので、それを達成するために、しっかりとしたですね、この予算の財源のですね、この確保と申しますか。やはり、外観はあれですけれども、外観はできました。しかし、やっぱり予算をどうしても削らなければいけないので、このソフト的な、この中身を削ることがあっては、毛頭、この本末転倒であるというふうな。なので、そこが私、危惧というか、心配しているということで、この、この1年に1回はですね、必ずこの問題は伝えてやると。必ずこの、やはりその皆さん、市民、住民の全ての地域の皆さんが望んでいる、期待しているこの施設に対して、やはりこの期待されている以上の結果を残していただきたいということで、この財源につきまして申し上げている次第でございますが、今一度、よろしくお願ひしたいと思ひます。

福祉事務所長（永田孝一君） 竹山議員のおっしゃるとおり、当初の目的が達成に向けて、鋭意努力を続

けていきたい。このような答弁で示させていただきたいと思います。ありがとうございます。

20番（竹山耕平君） また、改めて質問させていただく場を設けたいと思います。よろしくお願いいたします。

次にですね、（5）多くの市民からも相談があります。この住用、三太郎の里施設内、農林産物加工施設の、この運営状況について、お伺いをいたしたいと思います。この施設の概要や詳細、この経緯、これまでの経緯、サン奄美さんが経営してきた、これまでのその経緯につきましては、もう十分理解しております。しかし、現在のこの運営状況がどうなっているのかについて、お答えいただきたいと思います。

住用支所総合事務所長（弓削洋一君） おはようございます。それでは、お答えいたします。農林産物加工センターは農林産物加工、販売を推進するため、隣接する三太郎の里と一体的にNPO法人すみようヤムランドが指定管理を行っております。そのような中、農林産物加工センターにつきましては、住用の農産物加工会社がこれまでのノウハウを生かして商品製造、新規開発と同時に、一般利用者への機器操作の指導を行ってまいりました。しかしながら、同社が本年6月末をもって経営を終了するとの判断されたため、同センターでの活動も終了するに至った次第でございます。本センターにつきましては、農産物の加工に伴う専門的な機器も有していることから、機器の操作方法などを含めた一般利用者への安全を確保するために、現段階におきましては一部利用を制限しているところでございます。しかしながら、利用希望者も多く、施設利用は地域の活性化のつながるものでありますので、現在、機器操作のマニュアル作成を進めているところでございます。また、指定管理者とも連携を行いながら、農産物加工技術に係る研修会などを実施することで人材育成を図り、安定した施設運営に努めてまいりたいと存じます。農林産物加工センターは住用地区の農業、農村の活性化を図るための交流、集会の場として、また、実習、調理等、多目的に利用する大切な農業生産拠点施設であります。また、世界自然遺産登録に伴う観光拠点施設として、地域活性化を担う重要な施設でございますので、施設を最大限に利用、活用できるよう、引き続き指定管理者と連携し、利用者へのサービスの向上に努めてまいりたいと存じます。以上です。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。今の現状と、今、そういう休止状態で、一部、利用されているということでございましたが、ちなみにこの、今年6月からの利用状況と申しますか、一部利用されているこの中身で、今、先ほど所長がおっしゃいましたように、やはりこの専門的な機器が、やはり入っていると。当初、多く、お互いに述べませんでした。やはりその平成22年の10月の豪雨災害の、度重なる豪雨災害において、何度か被害を見舞われて、今の施設につながった。その結果、また、地域活性化、そして、人材育成、そして、産業の活性化を含めたですね、この拠点施設として、やはり私もお伺い、何度もお伺いしたこともあります。落成式も行きましたが、やはりこの、もう本当に拠点施設としてね、もう頑張って取り組んでいただきたいという思いからですね、今、この今の状況、その運営状況ですか、利用状況、もしあれば、お願いしたいと思いますが。

住用支所総合事務所長（弓削洋一君） それでは、お答えします。過去3年間の状況、ちょっとお教えいたします。平成30年度が93件、令和元年度が104件、令和2年度が68件。令和2年度はちょっとコロナの影響で利用者もちょっと少なくなっております。それと、令和3年度につきましては、7月18日ぐらいから8月の6日まで、13件の利用がありました。3年度につきましても、ちょっとコロナの影響で、利用者が少ない状況になりました。以上です。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。利用状況が多いのか少ないのかはですね、別として、やは

り利用されて、その施設を利用したいという方々がいる以上、そしてまた、その私も最初に言った、その市民からの相談が多いということで、やはり断られていると。やはりその、そこが所長が先ほど申し上げた、その専門機器があるということで、なかなか扱いづらい。今の指定管理が移ってですね、移ってというか、元々その扱う方々が、やはりその、サン奄美さんですか、そういった方々が、今、休止状態であるということで、なかなかその辺りの引継ぎが上手くいっていない。しかし、今、所長もちやんとおっしゃいました。適切な運用について、今後、マニュアル等を作成して、その時期をですね、是非、一刻も早く行ってほしいということで、その、もう多くの市民、また、多くの利用者の方々がしっかりと有効活用できるような状況をつくっていただきたいと思いますが、その辺りについて、もう、もう一度ですね、もう本当にこの、やっぱり結ノ島C a m p などですね、この住用の出身者、また、含む、この若者方がですね、の皆さん方が、また使いたいというふうなこともおっしゃっております。そういったことも含めてですね、また、住用地域は、今、自然遺産、初めて、また、民泊等、また、これからさらに振興計画をですね、図らなければいけない重要地域として、もう一度お話を聞かせていただきたいと思いますが。

住用支所総合事務所長（弓削洋一君） お答えいたします。繰り返しになりますが、施設を利用しやすいためにも、今後とも指定管理者と連携を密にしまして、利用者のサービスに、向上に努めてまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。指定管理者と連携を密にして、まだいろいろと策を練っていただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、教育行政についてお伺いをいたします。このコロナ感染者数、この9月6日発表分までを見ると、これまでの本市、発生者数はホームページから見ると350名。夏休み下旬から、このコロナ感染者数は220名近く。この数の誤差はあるかもしれませんが、もう6割を超す方々が、この約1か月間に感染されたこととなっています。特に全国的に子供たちを取り巻く状況、そして、感染者数と感染率を見ても、大変厳しい状況であります。そのような中ですね、学校側も子供たちの安全・安心を守るために、一生懸命に取り組んでいます。私の子供が通う小学校におきましても、やはりバス通学が多い学校でもありますので、多くの密を避けることに配慮し、2学期早々、この週末、3日間はですね、時差式登校を行っておりました。ありがたいことだというふうに思います。この子供たちへの感染が急拡大する中、2学期を迎えました。このコロナ感染防止対策と、この学びのこの両立をいかに対応していくかということが大変だというふうに思います。この、これまでの感染防止策につきましては、もうしっかりと理解しておりますが、この現状を含めた、この危機管理体制のレベルをですね、さらに上げていただきたい、この対策に努めていただきたいと思いますが、御見解をお願いします。

教育長（村田達治君） おはようございます。それでは、議員の御質問にお答えをいたします。本市における感染症防止対策の基本としているものは、県によって示されておりますけれども、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、副題として、学校の新しい生活様式となっておりますが、それに則った対策の徹底を指導しているところでございます。7月から8月にかけて、全国的に感染が拡大している中で、本市においても同様に感染症の広がりが見られます。特に低年齢層のですね、感染というものが、県の発表、あるいは奄美市の発表によっても、かなり増加しているという、大変危機感を持っているところでございます。このような中で、2学期が始まりましたけれども、先ほど議員からも御紹介がありましたけれども、学校によってはバスでの密を避けるために時差をつけての通学。あるいは、別の学校におきましては、食事時の感染を防ぐために、暫くの間、給食の停止。あるいは、昼休み中の三密、それを防ぐために、当面昼休みをなくす、なくして下校というような、実態に応じた様々な対応がとられているところでございますけれども、それぞれの学校にお

きましては、児童・生徒の学びを保障すること。あるいは、心身への影響等を考えまして、感染症対策を徹底しながら、まず教育活動を行っていくということを基本にし、そのことがまた、学びの保障、繰り返しになりますけれども、支えるためにも大切なことであろうというふうに考えているところでございます。具体的な取組としては、三密の回避、マスクの適切な着用、換気等の徹底を図っております。このために、学校教育課の職員が9月2日、3日、全部の小・中学校を、現状を視察いたしまして、取組の実態を把握するとともに、また、必要に応じて指導も行っております。ただ、気になるのが、具体的にマスクのサイズが合わない子供がいるというのがですね、小さすぎて鼻が出てしまうとか、そういったのが見受けられましたので、そこはまた、家庭と連携しながらですね、改善に努めていければと思います。また、学習時におきましては、常時換気を行いながら、長時間近距離で、対面形式になるような、そういった学習活動を避ける。あるいは、登校時の検温の確認、これを徹底する。そして、同居の家族にも毎日の健康状況を把握することについて呼び掛けを行っております。さらに、発熱や倦怠感等の、風邪等の症状や、普段と体調が違う場合は、自宅で休養すること。これを進めておりますし、もし同一家族で同じような風邪の症状が見られる場合も、登校等を控えるように、子供たちのですね、それを呼び掛けていますところなんです。それについては、欠席扱いとはしないと。終わりになりますけれども、現在、家庭内の感染の広がりを見せている中で、さらに学校と家庭が連携を図りながら、感染防止対策にしっかりと取り組んでいけるように、丁寧に、また、適切に指導をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

20番（竹山耕平君） はい、教育長、ありがとうございました。もう感染防止対策とですね、今、教育長もおっしゃった、この学びの保障を、この両立をですね、いかにして、そして、今、ちゃんと教育長からもお話があったんで、少し安心しましたが、この実態をしっかりと教育委員会の皆さんがですね、学校主事の皆さんでしようけれども、方々がしっかりとこの学校に足を運び、もう現場に出向き、そして、この実態をしっかりと把握され、そして、学校の、そのやはり学校学校、やっぱり先ほど来、学校、今、おっしゃった、その給食だとか昼休みだとか、いろいろなことを含めた、学校なりに全て対応されています。学校学校の特色も違いますので、そういったものにもしっかりと対応していくという、対応されているということでしたので、また、改めてですね、やはり一番最初に申し上げた、この今の現状、大変厳しい状況に対して、この危機管理レベルをですね、また、さらにこれまでの状況に、さらにレベルを上げて努めていただきたい。今からやっぱり心配になるのは、今、高校の運動会が、体育祭が日曜日に行われました。本当に、子供、新聞記事にもありましたように、本当に開催されるだけでも喜んでいると。仲間たちと一緒に分かち合えたということで、もう本当にそういう嬉しい限りであります。この小・中学校の、今、運動会の状況につきましては、教育委員会としての方針はあるのでしょうか。

教育長（村田達治君） お答えをいたしたいと思います。小・中学校の運動会につきましては、基本的に対応を徹底しながら、全学校、実施をするというふうに、現在のところ、してございます。ただ、市の警戒レベルが12日までレベル5というのが決まっておりますし、県のまん延防止の対策も12日までというふうになっていることから、当初、12日に開催を計画していた学校につきましては、延期をするということですね。そして、それ以降につきましては、予定どおりということになりますが、条件として幾つかお願いをしてございます。予定どおり実施する際にも、感染防止の徹底。それから、午前中で終わる。昼食はなしということで、全学校、足並みを揃えて実施をする計画です。なお、市の対策、警戒レベル5が延長される場合は、その範囲内に開催の期日になった場合に、中止や延期を検討することなどを基本にして、開催をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

20番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。今後の状況も見ながらということでございますが、是非、子供たちに、やはりそういう思い出づくりといたしましても、運動会の実施、頑張っていたでいて、取り組んでいただきたいと思います。

もう一つなんですけれども、この8月の終わりにですね、この検査キットを、抗原検査キット、この全国知事会が大臣に要望したということは伝わっていると思いますが、この抗原検査キットをですね、各学校に配布して、さらにそういう危機管理の体制をあげていく、いきたいということだったんですけれども、これは国の責任においてやるべきということで、全国知事会が申し出たと思いますが、そのことを踏まえて、もし教育長の何か御見解が、これ通告にありませんでしたので、その通告後だったので、出来事だったので、ちょっと御見解があればお聞かせいただきたいと思います。

教育長（村田達治君） 御質問にお答えをいたします。この検査キットにつきましても、本市においては申し込みの手続きを進めているところでございますので、有効に活用していければというふうに考えているところでございます。以上でございます。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。それが実施できればですね、さらにこの安心・安全につながるものというふうに思いますので、是非、よろしく願いしたいなというふうに思います。

次にですね、この（2）保育所、幼稚園、学校のこのコロナ対策につきまして、この取組、そして、衛生管理、指導などについて、今、もう多くのこと、おっしゃいましたが、今、重複するものを省いてですね、お答えいただきたいと思います。

教育長（村田達治君） それでは、議員の御質問にお答えをいたします。本市における状況につきましては、奄美市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、人流が増え、また、感染拡大が見られていること。それから、家庭内感染が多い状況について、情報共有を図っているところでございます。先ほども説明もさせていただきましたけれども、今後、やはりよりきめ細かなですね、対応。あるいは、一人ひとりのやっぱり実態、あるいは思い。そういったものに十分こう配慮したような対応や指導。それがまた、一層求められているのではないかなというふうに思います。行事等の多い2学期でございますけれども、実施のあり方も含めて、児童・生徒の、繰り返しになりますが、学びの保障のためにも全力を挙げて、感染防止対策に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、保育施設の感染の取組について、お答えをいたします。市内の保育施設では、これまでも国から発出された保育所等における感染症対策ガイドラインなどによって、感染防止の徹底に努めております。変異株への対策といたしましては、従来と同様に三密の回避やマスクの着用、手洗い、定期的な換気などの基本的な感染対策の徹底が推奨されており、引き続き行っていくところでございます。また、市の独自の取組としまして、施設内の三密を回避するために、保護者の週休日等自宅保育が可能な世帯につきましては、保育所に登園させずに自宅の保育の協力をお願いしております。それから、これ、公立の場合ですが、保護者の保育室への立入を遠慮していただくと。また、保育所では自主的に保育所内で使用する器具や玩具などを含めた施設内の消毒、それから、児童、職員の手洗いの頻度を増すなどの対策を講じておりますので、今後も基本的な感染症対策を引き続き徹底するよう助言したいと思っております。以上です。

20番（竹山耕平君） はい、ありがとうございました。学校側の取組につきましては、もう理解いたしました。また、保育所含めてですね、まだ、この学校のことは以前聞きましたが、この衛生の、いわゆるそういった部分につきましては、資器材が必要になってくると思いますが、その辺りは十分配慮され

て、考慮されているというふうに、ものなのかどうか、お願いします。

福祉事務所長（永田孝一君） 消毒液とかマスクとかにつきましては、国からの補助が、また改めて行うという事業も始まっておりますので、資材については十分調達ができるものという認識をしております。

20番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。先ほど来、申し上げていますが、子供たちのですね、この安全・安心、それが、やっぱりこの、今、家庭内感染、この市中感染がもうかなり拡大されているというふうに、昨日の市長と、談話でもございましたので、是非、さらなる危機管理レベルを上げて取り組んで、そのきめ細やかな対応ですか、についてお願いしたいと思います。

次にですね、このワクチン接種について伺いますが、この12歳以上のワクチン接種も始まりましたが、現在の状況、現状についてお聞かせ願います。

教育長（村田達治君） 議員の御質問にお答えをいたします。9月から始まります12歳以上から15歳までの小・中学生のワクチン接種の希望調査を行っておりますけれども、その調査においては、中学生の約7割の希望がある状況でございました。12歳以上から15歳までの児童・生徒のワクチン接種につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種推進室と協議いたしまして、安心・安全に接種ができますよう、若い世代に多い副反応などに備え、1回目を9月の土曜日、2回目を10月の土曜日に確保をしていただいたところでございます。土曜日に都合が悪く接種できない児童・生徒につきましては、平日に接種することになります。平日の予防接種につきましては、各学校に欠席扱いとしない、いうことを周知してございます。また、ワクチンセンターで接種できない児童・生徒につきましては、病院で個別に接種することになると伺っているところでございます。ワクチン接種は強制ではありませんけれども、多くの児童・生徒がワクチン接種を行うよう、呼び掛けてまいります。さらに、各学校においては、ワクチン接種の有無がいじめや差別につながらないように、十分に配慮しながら、子供たちの様子を見守っていくよう、各学校への指導を徹底してまいります。他県におきましては、教師がですね、昨日の報道にもありましたけれども、ワクチン接種をした人ということで挙手をさせたとかですね、紙にしたかどうか書かせて提出させたという事例もあって、生徒に謝罪をしているというような状況もございますけれども、やはり進めるにも、やはり受けない自由もあるわけですから、そこはその子供たちが悪いことだと、そういうふうに受け取られないように十分配慮しながらですね、ワクチンの有効性をやっぱり啓発すること等を通して、進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。それではですね、次の質問にもつながりますので、先に質問したいと思います。

この教職員の皆様方のこのワクチン接種状況については、個人のいろんなものがありますので、プライバシーとか、いろんなものがありますので、全てを管理しているとは、いうふうには考えておりませんが、やはり人の子を預かる、やはり、しかも不特定多数が集まる学校の中で教員という立場は、また、違ってくると思いますが、その教職員の皆様方の接種状況が、について、お願いしたいと思います。

教育長（村田達治君） 御質問にお答えをいたします。教職員の接種につきましては、優先接種希望調査時点において、約7割でございました。ワクチン接種は教員だけではなくて、学校で従事している職員を対象にもして行われております。子供へ感染させないためにも、接種について御理解いただきたいと考えておりますが、あくまでも任意でございまして、基礎疾患等、様々な理由から、ワクチン接種を希

望されない方もおります。その意向は十分に尊重しながら、但し、感染力の強いとされるデルタ株への対策は、これまで以上の取組が必要になってくるというふうに考えているところでございます。子供が重症化する例もあり、これまでとは異なる状況において、その有効な手段の一つがワクチン接種だと認識しておりますので、接種の呼び掛けは今後も続けてまいりたいと思います。ただ、先ほど生徒に向けての進めるということもございましたけれども、同じように、やっぱり一人ひとりの教師へも十分配慮しながらですね、進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。その辺りですね、その接種状況も、やはり奄美で言うと、やはり先生方も、その鹿児島先生方も多く、このやはり、この夏休み明けということで、やっぱりその夏休み期間に帰省されたり、島を離れるっていう教職員の皆様方も多い。そういう中で、この現在の、このデルタ株を含めた、変異株を含めた、この奄美のコロナ発生状況踏まえると、やはり保護者の皆さんからですね、やはりそういった教職員の皆様方の、何でしたっけ、ワクチンパスポートがあるわけではありませんで、今のところですね。そういったことも含めて、やはり不安視がられている保護者の皆さんもいらっしゃるということで、ちょっとお伺いをいたしました。引き続き、取組を推進していただきたいと思います。

次の質問に入ります。まずはですね、もう多くの皆さんも御覧になったと思いますが、この市役所前、名瀬幼稚園前からですね、この名瀬小学校へ渡る、この横断歩道に、奄美で初めてこのカラー横断歩道というものが設置されました。これまでに、この本当に事故や、このヒヤリハットも多い場所であり、奄美で初めて取り入れられた、このカラー横断歩道によって、この子供たち、そして、利用される方々に対して、安全・安心につながるものだというふうに思います。関係者の皆様に、大変ありがたいという感謝を申し上げたいと思います。そのようなことからですね、この保育所の実施する屋外活動の利用時の、この歩道の安全対策について、この①と②を一緒に、一括して聞きたいと思います。この安全点検等の、この実施状況について。そして、②のこの施設と近い公園等を利用する保育所も多いというところから、この子供たちを遊ばせることが多い公園までですね、この全国的な事故の事案を見ても、この公園利用や散歩する歩道で事故に遭うケースも多く見られております。そのようなことから、先ほどの安全点検や、この実態調査から対応できる、このハード面対策やソフト面の対策についても、しっかりとこの対応できると。そしてまた、調査をすることによって、把握ができるというふうに思いますので、御見解をよろしくお願いいたします。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、保育所の屋外活動の安全点検について、お答えをいたします。各保育所に令和元年度に25施設に対して安全点検の依頼をしております。点検内容は、日常的に集団で移動する経路に危険箇所がないかというものでございます。その際に、各施設から12か所、危険箇所として、歩道が狭いすとか、交通量が多いすとかが上がっております。そのうちの11か所につきましてはですね、移動のコースの変更という形で対応をしているということでございました。1か所につきましては、どうしても変更ができない、保育所を出てすぐのところでございます、周辺の道路のスピードが出やすいというところでもございましたので、道路管理者の市土木課、それから、奄美警察署、福祉政策課合同で点検を行いまして、道路の上にスピードを落とせという字を書いて、注意喚起を促したという取組が、実際、行われております。

それから、御質問の公園についてですけれども、実際、公園で、特に園庭がない保育園については、公園に行かれる機会も多いかと思います。各施設に確認したところ、備品が、遊具が老朽化していると、それが気になるという御意見もございました。これからですね、この令和元年度の点検が初めての点検でしたので、定期的に点検を行って、それから、関係各課を連携をとって、先ほどの道路の例ではございませんが、対応してまいりたいと考えております。以上です。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。令和元年から、新たにこの調査、そして、改善に向けてしっかりと取り組んでいるということが分かりました。是非ですね、これ、やはり、あともう一つは、大事なものは、やっぱりその安全点検の行う時間帯。これは通学路の時間帯でも申し上げているんですが、やはりこの、その時間帯、園児が、そして、子供たちが歩く、その通学路を利用する時間帯が、やはりこの実態調査につながると思いますので、是非、その辺りも含めて、やはり子供たちの安全・安心、そして、つなげていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、このクロウサギ留学の今年度の状況について、端的にお答えいただきたいと思います。

教育長（村田達治君） それでは、クロウサギ留学の今年度の状況に、簡潔にということでございますので、お答えをいたします。本年度、令和3年度については、メールや電話での問い合わせなど多数受けましたが、新型コロナによる地域の高齢者や離島の医療体制の影響等も考慮し、今年度の受入は行われていない状況でございます。令和4年度に向けましては、今年4月から8月末までの問い合わせが24件あり、また、中には実際に来島をして学校を見学している家庭もございます。現在、令和4年度に受け入れに向けて募集を行っているところですが、受け入れる家庭が少ないという現状もございますので、状況等見ながら対応してまいりたいというふうに思っているところです。以上でございます。

20番（竹山耕平君） はい、ありがとうございました。是非、推進していただきたいと思います。これで、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

副議長（奥 輝人君） 以上で、自民党奄美 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。10時45分、再開いたします。（午前10時31分）

○

副議長（奥 輝人君） 再開いたします（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

自民党奄美 西 公郎君の発言を許可いたします。

13番（西 公郎君） おはようございます。令和3年第3回定例会、一般質問となります。自民党奄美の西 公郎です。

昨日発表分、新型コロナ感染状況は全国で1万人を割りましたが、全国で8,234名、県発表分で43名、うち21名が奄美市となっております。先月未来、市内で発生しておりますクラスター関連、陽性患者が18名となっているところです。新型コロナウイルスが、本当、私たちの間近に接近している状態であると思っております。今、大方を占めている陽性者のデルタ株、これは感染力が強いとされている要因は、従来株に比べまして、ウイルス量が1,260倍多いということで、感染力が高いとされております。防御策としまして、私たち自身が本当に意識を変えていかない限り、このクラスターを止めることは非常に難しいかなと思っております。マスク着用、アルコール消毒の徹底、三密回避を再度徹底することしか、防げることができないと思っております。新型コロナ感染症関連の一般質問は同僚議員にお任せし、さっそく質問へと移させていただきます。

1、自主財源、市税について。（1）e-TAX利用での国税局感謝状の経緯について、お伺いをいたします。

以下の質問は発言席から行います。

副議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、早速西議員にお答え申し上げます。e-TAX利用における熊本国税局長感謝状の贈呈の経緯について申し上げたいと思います。本市に対し、去る6月24日、e-TAXの利用が顕著であるとして、熊本国税局長より感謝状の贈呈がありました。e-TAXとは、もう議員御案内のとおり、国税の電子申告及び納税システムのことでございます。奄美市は所得税の確定申告業務において、市が作成した確定申告書を大島税務署へ引き継いでおりますが、その際、全ての申告書をe-TAXを利用して、電子データで税務署へ送信いたしております。また、所得税の源泉徴収義務者として、市職員の給与や会計年度任用職員等の報酬に係る法定調書、源泉徴収された所得税のデータ提出及びダイレクト納付など、e-TAXの積極的な利用に努めてまいりました。さらに、特別会計であります水道事業や下水道事業につきましても、消費税はもとより、源泉所得税やそれに係る法定調書の提出及びダイレクト納付など、利用可能なe-TAXを全て利用いたしております。このことが評価をいただき、熊本、大分、宮崎、鹿児島県の4県を管轄しております熊本国税局管内132市町村の中で、唯一、熊本国税局長より本市の協力に対し感謝状が贈呈された次第でございます。なお、申し上げますと、本市はこの熊本国税局長感謝状が創設されてから、最初に感謝状が贈呈される第1号の市町村とのことでございます。この贈呈を励みとして、今後とも国税局との協力、連携を図りながら、公正で効率的な税務行政に努めてまいりたいと存じますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。以上です。

13番（西 公郎君） （2）の法的措置件数の推移について、過去3年分に遡り、お伺いをいたします。

市民部長（石神康郎君） おはようございます。それでは、議員御質問の法的措置件数の推移について、お答えいたします。

はじめに、市税の法的措置に至るまでの流れを御説明いたします。市税は納期限を過ぎますと、督促状、催告状を送付したのち、電話等による納付折衝を行い、一括で納められない場合には相手側との協議を行い、分割により納めていただいております。しかしながら、再三にわたる納付依頼等に応じる意思が見られない場合や、分割納付の約束が履行されない場合、法的措置として財産の差押えを行っているところでございます。財産差押えには給与、預金等債権、不動産、動産等の差押えがあり、給与差押えは国税徴収法による生活費等を控除した金額を。預金差押えにつきましても、最低生活費等を考慮し差押えを行っております。近年3か年の法的措置件数につきましては、平成30年度が229件、令和元年度が269件、令和2年度が559件でございます。御参考までに申し上げますと、近年3か年の現年度徴収率は平成30年度98.98パーセント。令和元年度、99.17パーセント。令和2年度、99.35パーセント。滞納繰越分徴収率は平成30年度、25.58パーセント。令和元年度、30.90パーセント。令和2年度、32.32パーセントとなっております。市税の徴収につきましては、丁寧な説明を行うとともに、税の公平性の観点から、今後とも法的措置を含めた適正な事務の遂行により、自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

13番（西 公郎君） 次に、（3）市営住宅納付率の推移について、お伺いをいたします。

建設部長（保浦正博君） おはようございます。御質問の市営住宅使用料の直近3か年の収納率の推移についてお答えいたします。現年度分につきましては、平成30年度97.53パーセント。令和元年度、98.60パーセント。令和2年度、99.02パーセントとなっております。過年度分につきましては、平成30年度、9.28パーセント。令和元年度、9.47パーセント。令和2年度、13.77パーセントとなっております。以上でございます。

13番（西 公郎君） 次に、（4）の法的措置件数の推移について、お伺いをいたします。

建設部長（保浦正博君） 住宅使用料の法的措置につきましては、支払い能力があるにも関わらず、再三にわたる納付依頼等に応ずる意志が見られない場合や、協議による分割納付誓約などが複数回にわたり履行されない場合などに行っております。平成30年度、令和元年度は実施しておらず、令和2年度に13件実施しております。内訳といたしまして、明け渡し訴訟が3件、即決和解4件、給与差し押さえ2件、支払い督促4件となっております。今後とも、市営住宅使用料の収納率向上及び公平、公正かつ適正な債権管理に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

13番（西 公郎君） 本当にこう、市税における担当課の頑張りがですね、この国税からの感謝状になったんだろうなと。やっぱりこう肅々と、やはり担当課として進めた結果が、収納率の向上になったのかなと。私が法的措置をお伺いしたのはですね、これはやっぱり行政は行政として肅々とやる。やはりこう、経済をもっとこう活性化するには、私たちバッチ組がもっと頑張らないといけないという思いがあり、僕自身は持っているんですね。昨日、崎田委員の一般質問でもありましたが、本当にこう、7月26日、世界自然遺産登録になりました。だけど、8月末の地元新聞では、観光業会が景気を実感していないと。これは、コロナ禍で、まさにそのとおりであります。その中、奄美市は第1弾から第8弾、専決で全協を開いて、やれることはやってきたと、私は思っています。それは、朝山市長の英断で進めてきたことが功を奏しているんだろうと。しかし、令和3年、4年と、この景気がどうなるかというのは、まだ見通しが立たないと、非常に懸念をしているんですね。令和2年度の決算、今月末ありますが、前年度で言えば、そんなに陽性者が出ていないだけに、そんなに影響は少ないんじゃないかと。だから、来年の9月に行われるであろう、令和3年の決算がどうなるのか。やはり、そこはやっぱりこう、奄美市の景気、経済をどうやって、担当課含め、議員含め、支えることができるのと。やっぱり知恵の出どころだと、私は思っております。

次に、2番に移ります。市民生活について。台風6号による影響の検証。台風接近時での危機管理という視点から、お伺いをいたします。（1）定期船航路の欠航状況について、お伺いをいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） おはようございます。議員御質問の中で、7月19日から25日の状況ということでございますので、お答えさせていただきます。定期航路の欠航状況につきましては、台風6号の影響により、7日間、全て欠航となっております。なお、翌7月26日に臨時便として運航を再開いたしております。以上でございます。

13番（西 公郎君） 次にですね、（2）の鹿児島・奄美航空路線の欠航状況について、お伺いをいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 議員御質問の7月19日から25日までの、鹿児島ー奄美間の航空路線の欠航状況について、お答えをさせていただきます。7月19日の欠航はございませんでした。7月20日は14便中11便が欠航。7月21日は18便中16便が欠航。7月22日は18便中12便が欠航。7月23日から25日にかけての欠航はございません。合計といたしまして、7月19日から25日までの7日間で、120便中39便が台風6号の影響で欠航をいたしております。以上でございます。

13番（西 公郎君） この航空路に関しては、18便中、最大16便の欠航。全て欠航はしていないんですよ。ということでよろしいんですよ。鹿児島・奄美はJALだけではなく、スカイマークも飛んでいるわけで、聞いたところによると、スカイマークは欠航なしで飛んだらしいよという話はちょっと聞いていたんですね。

次に移ります。（３）ストックヤードの必要性についての見解をお伺いします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 議員御案内のとおり、７月１９日から２５日までの間において、定期航路の欠航により、物流機能が一時的に停止し、スーパーや各小売店等で食料品等含めた生活物資の購入が困難な状況が発生いたしました。各事業所におきましては、台風等の接近による物流機能の停止を想定し、事前に一定規模の商品の仕入れや在庫管理等を行い、商品不足に備えていると思料されますが、今回は定期航路の欠航が想定外に長期化したことにより、商品の品薄状態が続いたようでございます。今後、自然災害等含めた物流機能停止の際におけるストックヤードの必要性につきましては、他の事例や意見等を参考に研究させていただきたいと思っておりますので、御理解よろしくをお願いいたします。以上でございます。

１３番（西 公郎君） 台風接近時は、恐らく船の状況ってのは、ある程度その流通業界、分かっているわけで、僕がこういう必要性を訴えるのは、各ストアの在庫の倉庫っていうのは限られているはずなんですよね。限られているはずなんですよ。あのスペースの中にどんぐらいの倉庫が占めているかっていうのは分かりませんが、恐らく定期船欠航がない状況で、それほどストックする想定ではないはずなんです。ある程度は、３日分ぐらいい取るかも分かりませんが、それでも今回の１週間の欠航というのは、非常に奄美市の市民生活において影響が大きかった。これは、何とか解消する方法を考えないといけないっていう思いで、この質問をやっています。ストックヤードが、建設が無理であれば、各ストア、ドラッグストア含めて、倉庫拡張の助成をやるとか、いろんな方向性を考えながら、この市民生活、離島だからこれでしょうがないよっていうのじゃまずい。これは、政治としても行政としても、今まで１週間の欠航っていうのは、私が記憶している中でもないことだったと思います。６０歳以上の方に聞いても、１週間はなかったでしょうと。今回は本当にこう、全てのストアから生鮮食料含めて、在庫がなくなった。この７月１９から２５、２８まで響いたはずなんです。これは、政治でも、やっぱりしっかりと考えて、策を練らないといけないという思いで、本当にこう質問しているんですよ。

次に移ります。（４）本市、台風時での停電の可能性が低い地区について、お伺いをいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 議員御質問の停電しにくい地域につきましては、九州電力に確認いたしましたところ、停電の主な要因は断線ということであり、台風の進路や地形等の条件により状況が変わってきますので、地区を特定することはできないとのことでございます。また、停電復旧につきましては、発電所のある地区から復旧していき、その後は被害等の状況を九州電力で判断し、順次、復旧していくとのことでございます。従いまして、本市におきましては、発電所のある小浜地区の停電復旧が最も早いということではございますが、ストックヤードの整備につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、必要性和併せまして研究をさせていただきたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

１３番（西 公郎君） スtockヤードの必要性の研究、これはね、僕は絶対やるべきだと思っているんですよ。聞いたのは、停電が少ない地区を聞いたのは、龍郷地区においても停電が少ない地域っていうのは、恐らく瀬留、あの近辺ですよ。これは、多分間違いないと思っています。あっちが非常に停電が少ない地区と言われているんですね。ただ、もし必要性を感じ、造る場合であっても、やはり冷凍、冷蔵が必要かどうか、冷凍が必要かどうか、ちょっと分かりませんが、そういった台風常襲地帯で停電が少ないところにストックヤードを造る必要があると、僕は思っているんです。こんなもう、上方、下方の停電が多いところに持って行っても、何の意味もなさんわけですよ。流通というのは、やはり港の近くにそういった施設ができないかと。それは、県も巻き込んでいくべきだろうと思っています。

次に、（５）のストックヤードの建設費を奄振での予算措置はできないのかどうかについての見解を

お伺いします。

総務部長（三原裕樹君） スtockヤードの奄振での予算措置ということでございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。まず、奄振の公共事業となりますと、奄振公共事業につきましては、道路や河川、それから、農林水産基盤、各省庁が所管する補助事業、それを国交省において一括計上するものが奄振公共事業でございます。公共事業となりますと、各事業区分はかなり広範囲になりますので、制度の可能性については、少しお時間をいただいて分析させていただきたいというふうに思います。このStockヤードにつきましては、お隣の沖縄県におきましては、沖縄振興特別振興交付金、いわゆる一括交付金ですね、において、台風時の悪天候に備えた物資をStockできる機能を持つ総合物流センター、この整備を、宮古島市と聞いておりますが、今、進めているというような情報も把握をしております。これらのことから、本市がStockヤードを整備するとした場合には、利用可能な制度につきましては、全国的な先行事例、そのようなものを含めまして、前広に少し研究をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

13番（西 公郎君） 僕がこのStockヤードの必要性は、喜界島、大島本島、徳之島、沖永良部、与論、やっぱり必要なはずなんですよ。やはり裏航路と言われている航路は、船のトン数も小さくなるわけで、欠航が長引くんですよ。やっぱり奄振はこう、離島での条件不利性を埋めるために、やっぱり奄振がずっと継続してきたわけですよ。あと2年後、見直し、延長になるかどうかというのはいずれも、やはりソフトに移行して、航路、航空路、非常に、ソフトも大事なんですけれども、やはり各市町村、こういった仕組みがないと、やはり離島のハンデをいつまで経っても埋めることができないと私は思っています。やはり何としてもですね、広域で考えるか、本市で考えるか、それはあるかも分かりませんが、広域でやっぱりこうしっかりとした仕組みづくりを持っていていただきたいと要望して、次の質問に移ります。

次に、チャーター機での物資輸送についての見解をお伺いします。

総務部長（三原裕樹君） 議員御質問の船舶の欠航が長期化した際の航空便による物資輸送についてでございますけれども、まず自衛隊の災害派遣につきましては、これは三つの要件、公共性、緊急性、それから、自衛隊でなければできない非代替性を満たす場合に、要請の内容及び被災情報に基づいて、防衛大臣等により派遣の有無が判断をされます。今回の台風6号のケースにつきましては、県の災害派遣要請担当者、それから、奄美大島の災害派遣管轄部隊の奄美駐屯地にお聞きをしましたところ、民間機が就航しているのであれば、まずは民間機で物資輸送の検討がなされるべきである。それから、自衛隊が物流を担うということで、民間業者への営業圧迫の可能性も考えられる。そのようなことから、一般的な意見としては、要件等にはそぐわないのではないかとというふうに伺っております。次に、民間機でのチャーターに関してでございますけれども、定期便が運航している場合であれば、まずは定期便による物資輸送の動きが前提になると考えております。現状といたしましては、船舶の長期欠航が予想される際には、食料品等を普段より多めに仕入れるなど、島内消費等の需要に応えられるよう、各事業者により可能な限りの対策をとっていただいているものと認識をいたしております。それでもなお島内の食料品等の物資が不足をし、緊急的に物資の供給が必要にも関わらず、民間による輸送が難しい場合、この場合においては、自衛隊による災害派遣も含めて、行政の責務として対応することになると考えております。本市におきましては、日頃から自衛隊と情報共有を図るとともに、緊急時に適切な対応がとれるように、引き続き関係機関と連携してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

13番（西 公郎君） 2年半前にですね、駐屯地ができて、皆さん記憶にあることが、やっぱりブルーインパルスが奄美市上空を飛んだんですね。そのときに、アフガニスタンに派遣されたC2輸送機、こ

れが奄美空港に機材を積んで、実績として着陸しているわけですよ。そのときのトン数は幾らだったか、まだちょっと分かりませんが、実績があるというのは大事なことです。チャーター便するにも、これ、費用、コスト的がすごくかかるはずなんです。民間機が飛んでいる、先ほど部長のおっしゃった非代替性、これが非常に引かかるはずなんです。もし、自衛隊を飛ばすってなった場合ですね。公共性は認められる、緊急性も認められる。しかし、代替性において、どういう判断をするかっていうのが、非常に大きなポイントだったかと、私自身も思っているんですね。要は離島が故に、それが難しい問題なんです。チャーター便飛ばすにしても、非常に難しい。ただ、今できる最善の策としては、ストックヤード、これを第一に考えるべきだろうと思っています。だって、この状況が次ないとは言えない。先ほどあった、その業者は業者で見越して、ストックを取りますよ。だけど、それでもね、限度がある。1週間は見越して取る。どこにストックするのという問題は必ず起こって来るはずなんです。もう一つ、ストックヤードの必要性っていうのは、今、小売店でカップ麺1個買うに当たり、170円ぐらいが平均ですよ。平均の価格がですね。だけど、ストア、ドラッグストアを含め、そういったところの平均単価は幾らかっていうと、110円前後でしょうね。そこで60円ぐらいの開きがあるんですよ。それはなぜかっていうと、やはり流通なんですね。ストックヤードの必要性っていうのは、やっぱりそこで船賃に消費税がかかってくる。また、卸して、買うときにも二重でかかっているはずなんです。今、奄美市に、奄美群島を含めて、全てそうだと思っていますよ。私が言わんとせんのは、大量に仕入れることができれば、単価が必然的に下がりますよ。奄美市の平均年収、236,400円ですよ。やっぱりそんな中で、高いのを買わせるんじゃないで、やっぱりこう政治的に抑えることができないところ、可能性があるところにはやっぱり挑戦してもらいたいよねという思いなんです。

次に、(7)のほうに移ります。奄振輸送コスト支援事業を流通、支援事業費の流用についての見解をお伺いいたします。

農林水産部長（竹元康晴君） おはようございます。議員の御質問へお答えいたします。奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業は、奄美群島で生産された農林水産物及び加工品を県本土まで移出する場合や、移出する農林水産物の原材料などを県本土から移入する際の海上、航空輸送経費を支援するものでございます。これは、奄美群島の農林水産物の生産、出荷に係る輸送コストを補助することにより、流通条件不利性を改善し、生産振興や産業振興を促進することを目的としております。議員御提案の、災害等緊急時における生活物資輸送支援への対応につきましては、本事業の目的と異なることから、難しいものと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

13番（西 公郎君） 確かに、難しい問題はあります。だけど、1週間止まるということは、物資が動かないわけですよ。ということは、その予算措置が、要は余ってくる可能性があるわけですよ。それをどうするのというところで、そういった緊急時の場合に、そこに流用することができれば、市民の生活の満足度を上げることができるんじゃないかという、ただそういう質問なんですよ。それを、こうだからできない、こうだからできない。だから、全てそういうことではなくて、最悪の場合にそれをどうやったら流用できるのと、それが一番大事なところで、こうだからできません、これだからできませんというのでは、なかなか前に進まん可能性があります。是非ともできる方向を、どうやったら模索できるか、そこが大事なところじゃないのかなと思っております。

次に、(8)自衛隊との災害協定を締結しているかどうかについて、お伺いをいたします。

総務部長（三原裕樹君） 本市と自衛隊との災害協定につきましては、締結はしていないところでございます。このことにつきまして、九州防衛局に災害協定の事例の有無についてお聞きをしたところ、事例はございませんで、自衛隊は自然災害をはじめとする災害の発生時には、地方公共団体などと連携、協力をし、被災者の捜索、救助、人員や物資の輸送などを行うことを任務としていることから、協定がな

くても様々な活動が可能ということでございました。以上でございます。

13番（西 公郎君） 次にですね、（9）陸・海・空、自衛隊との災害連絡協議会設立についての意見を伺いたします。

総務部長（三原裕樹君） 自衛隊との連携につきましては、平時から災害対応部隊と情報共有を図るとともに、気象連絡会等の各種災害関係会議や訓練を通じて、自衛隊、警察などの防衛機関や奄美大島市町村防災担当職員とも、顔の見える形で関係を構築し、連携強化に努めているところでございます。また、災害時や災害が予想される場合には、市災害対策本部へ自衛隊から連絡要員を派遣していただき、自衛隊との連絡体制や災害対応能力の強化を図っております。そのほか、本年3月に新たにハザードマップを作成いたしましたけれども、このハザードマップの計画当初から参画をいただき、消防、警察などと同様に、平時から相談、連携できる体制を構築しているところでございます。今後につきましても、各種会議や訓練を通じて、自衛隊や防災関係機関と緊密に連携を図りながら、さらなる連携強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

13番（西 公郎君） 幸いにも、本市には陸上自衛隊がある。そして、航空自衛隊も、もう存在しているんですね。瀬戸内には海上自衛隊がある。やっぱりこう、こういう災害のとき、陸・海・空の連携です。やはり、陸だけでできる場合もありますよ。だけど、同僚議員の、市民から相談の受けた、オリエンタールでの、輸送艦をこういった災害に出す、災害っていうか、船が欠航したときに出せないかと。やっぱりそれが市民の率直な意見なんですね。市民の方はそう思うわけですよ。何とかしてもらいたいよねっていう思いなんですよ。やっぱりそれには、やっぱり波の高さ、やっぱり隊員の安全・安心、安全も確保してやらないといけない。そのために、私は手っ取り早いというか、やっぱりチャーター機での、それが鹿児島空港から飛ぶか、鹿屋の航空基地から飛ぶか、そういった連携が必要になってくる、これから可能性が大きいと思っているから、陸・海・空のやっぱり連携を奄美市ととってくださいということを言っているわけなんですね。この問題、本当にこう、何とか市民の安心・安全を確保するため。そうじゃないと、やはり一方では誇れる島だ、誇れる島だと、成長戦略でもありましたか。そういった書き方をやるのであればなおさらですよ、やはりこの地方、離島の不利性の原点を埋めてやらないと、市民の方々が、こっちにきて幸せを感じるかということですよ。やはり、そういったところまで踏み込んで、1週間、私もこれなかったら、こういった質問はやらなかったはずですよ。通常のとおり、3日ぐらいで通常に戻っていたらですね。だけど、不便を感じている市民の方々、皆さん含めて、それが現状だったんですよ。それを、離島だからしょうがないで流すわけにはいかなかったんです。これを流したら、何のために私たちは政治をやっているの、政治家やっているのっていう話ですよ。何のために行政をやっているのっていう話になってくるんです。だから、お互いに知恵を出しながら、市民の利便性を高めるために、やはりやるべきなんです。是非、お願いをしたいと思っております。

次に、（3）番、地方議会議員の処遇改善について。私も過去の一般質問で、会計年度職員の処遇改善、福祉事業団の処遇改善、開発公社の処遇改善、いろいろ聞かせていただきましたが、私にとっての処遇改善の一丁目一番地が、この地方議員の処遇改善であります。平成23年6月に議員年金が廃止され、もう10年ほど経っているんですかね。その間、国の動向について、当局の見解を求めます。

総務部長（三原裕樹君） 私のほうから答弁させていただきます。議員からもございましたように、平成23年に旧地方議会議員年金制度、これが廃止となり、その際に、衆参両議院の総務委員会において、概ね1年程度を目途として人材確保の観点を踏まえた、新たな年金制度について検討を行う旨の付帯決議が全会一致で可決をされております。しかしながら、国においては本格的な検討がなされていないこ

とから、全国都道府県議会議長会をはじめとする3議長会、これは都道府県、市、町村議長会ですけれども、要請活動を実施しております。加えて、全国1,788議会のうち1,109議会、これは令和3年4月16日現在でございますが、約62パーセントの議会において、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書が可決をされております。本市議会におきましても、平成29年3月に同意見書が可決をされ、関係行政庁に提出をされております。いずれにいたしましても、地方公務員等共済組合法、この改正がなされることが、地方議会議員の年金制度の前提というふうになりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

13番（西 公郎君） 私が23年、議会に入らせていただいたんですね。そのときの議会費の共済費、これ、6,000万円を超えていたんじゃないかなと思っています。令和3年の予算においては、10年経って2,700万円ぐらいに、半分ぐらいに下がってきたんですね。これは、やはり市町村合併で議員数の削減というのが、この廃止の一番の原因だったろうと思いますよ。それ、1年目途にというのは、これは国を待たずにして何かできる策はないのかなという思いが、私の今回の一般質問なんです。

次に、（2）の社会保険、厚生年金への加入についての見解をお伺いします。

総務部長（三原裕樹君） 地方議会におきましては、近年、議員のなり手不足の問題が顕在化をしていることは理解しております。生活基盤の安定性への懸念や、議員辞職後の生活への不安など、その要因の一つにあるものと認識をいたしております。議員御案内のとおり、議員として社会保険や厚生年金などへ加入することができれば、経済的負担の軽減が図られ、議員立候補、あるいは議員として活動する環境の改善に寄与するものと考えております。御質問の社会保険、厚生年金の加入要件につきましては、厚生年金法で適用事業所で働き、労務の対価として給与や賃金を受けるという使用関係が常用的であることとなっております。市議会では厚生年金保険法及び健康保険法において、適用事業所というふうに、現在、なっていないことから、現行制度においては加入ができないというのが現状でございます。以上でございます。

13番（西 公郎君） これは厚労省の見解は適用事業所であるという見解も出されているわけで、やっぱりそれをどう考えるかなんですね。だけど、私の認識は、やっぱり特別公務員として奄美市長名で報酬が出ているのが議員なんですね。報酬の出先は奄美市長なんですよ。だから、この解釈の問題で、雇用主は奄美市であるはずなんですよ。通常で考えるとですね。私の認識、それは、法的な絡みはありますよ。だけど、私が言わんとせんのは、国の動向待ったって10年間何もしていないわけですよ。だから、できないということを、先ほどのストックヤードとかそこら辺りの話と一緒になんですけれどもね、やはりどうやってやるのか、やれる方法がないのかを考えないと、これ、いつまで経ってもこう、埒は明かないわけですよ。国の動向、待ってからしか動けない。だから、おっしゃるとおりで、多くの自治体が意見書を出している、これ、分かっていますよ。だけど、進まない。やっぱりね、そうじゃないと、言わんとせんのは、やっぱりこれが名誉職で終わっとるんじゃないのかなと。地方含めてですよ。それで、やっぱりこう、議員で生計を立てるっていうのは非常に厳しいというのが、こっち側の人はほぼ思っていると思いますよ。こっち側の人は。

（発言する者あり）

こっち側の人はね。あとで話しますが、この溝が埋まらない限り、やっぱりね、両輪にはなり得ないと。当局は両輪だ、両輪だって言うけど、俺に言わせたら片足、脱輪してんだよっていうのが僕の思いなんですよ。

次に移りますが、（3）の本市、国民健康保険における影響。これは、現状の議員の国保から社会保険に異動しての、仮定の話ですから、それにおける本市国民健康保険会計の影響についてをお伺いいた

します。

市民部長（石神康郎君） それでは、奄美市国民健康保険における議員の皆様が離脱した際の影響につきまして、お答えをいたします。現在、奄美市市議会議員 20 名のうち、16 名が奄美市国民健康保険に加入しており、令和 3 年度に占める調定額での割合は約 1.5 パーセントとなっております。以上でございます。

13 番（西 公郎君） 私はですね、本当にこう、厚生年金と社会保険はセットだと思っているんですよ。この基本ベースでは、やはりこう社会保険料で、現状の私たちの報酬でいくと、折半で 1 万 9,000 円ぐらいですよ。厚生年金で、折半で 2 万 9,000 円幾ら。トータルで 4 万 8,000 円ちょいになるんですかね。この 16 名の、現状、こっち側の人たちで 16 名、国民健康保険に入っているわけですよ。ですね。1 期から 8 期の、恐らく 5 万円から 6 万円ぐらい払っているんじゃないのかな。もっとあるかもしれません。それははっきり分かりませんが、その影響が 1.2 パーだの、ほぼゼロなわけですよ。こっち側の人たちは、厚生年金は 70 になったら、もう対象外ですから、引かれるやつがないわけですよ。そういう思いで、私はね、こうなり手がいないから、やはり安定させないと手がないのは当たり前のお話なんですよ。この話を、ちょっとある首長とも、議員も社会保険、必要だと思いますよと。それいいのと、自分のところもちょっと検討するわと。ちょっと待ってよと。奄美市で検討させてから、そこからあとにしてくださいよっていう話、しましたけれども、やはりどうやって入れるかを、やっぱりね、知恵を出さない限り、ここが解決しない限り、議員の処遇改善なんかあり得ないんです、あり得ない。議員で生活できることは、できない。これ、100 パーセント断言しますよ。直近の、何ですか、特別職の報酬審議会の回答。回答書ですかね。議員に任せると。こんな、こんな無責任な委員会、あって、何のためあるんだろうかと、私はすごく思っていますけれどもね。だから、そこにかかけずとも、条例で何とかクリアできる方法がないのかと。それが、もし、奄美市ができたとしたら、日本全国初でしょうね。だって、ないわけで。そういった仕組みをやっているところがない。それは、話題になりますよ。そこまで、どうされるかは分かりませんが、是非、そういった方向性で、やはりこう溝がありすぎて、もう駄目なんですよ。埋めてやらないと。これは両輪って言えない。今の状況ですよ。

次の 4 番に移ります。慰労金についての見解。①本市特別公務員での退職金支給業種について、お伺いをいたします。

総務部長（三原裕樹君） いろいろ御意見ございましたけれども、我々は検討する前にですね、法律に基づいて仕事をする段階がございます。その壁として、法律という壁が、まず、ございますので、それをまず、改正をしないと、こういった問題も、これは解決の方向にいかないだろうというふうに、前段として思っているところでございまして、決してやらないとか、検討しないとこういうわけじゃございません。法律の壁がございまして、これは国において、こういったものは一つ一つクリアされるものだろうというふうに思っていますので、そこについては御理解いただきたいと思います。報酬審議会についても然りです。だから、そういうのを踏まえまして、どうやっていくかというのを検討しているわけですので。やっぱり我々は法に基づいて仕事をするという、これは、我々の立場上、そういう立場でございまして、そこについては御理解をいただきたいと思いますというふうに思います。

その上で、御質問にお答えをいたします。議員御質問の退職手当につきましては、これも法律の話になって大変恐縮ではございますけれども、地方自治法 204 条で、地方公共団体は条例で市長、副市長、教育長に退職手当を支給することができると規定をされております。この規定に基づき、退職金を支給しております。議員につきましては、地方自治法で退職金の支給の対象となっていないことから、支給ができないこととなっておりますことを御理解いただきたいと思います。それから、慰労金という

お話、ございましたけれども、慰労金につきましても、金銭的、または、物的なものであっても、実質的に退職手当に類するものとみなされているため、法令に規定がない場合は支給ができないということになっておりますので、併せて御理解をいただきたいというふうに思います。

13番（西 公郎君） 法律はそうなんですよ。だから、私がこれ、退職慰労金って書かなかったのは、慰労金として方向性がないのか。そこを模索したからですよ。私たちは26名から24名、24名から22名と、議員削減をしてきたわけですよ。削減をしてきた。こっち側の、そっち側の人たちも、市長とこっち側の人たちは、市民の付託を得てきた。4年に一遍ね。議員定数を削減して、私の単純な考えですよ、試算ですよ。24から22に減すると、年間1,000万円ぐらい浮いているはずなんですよ。会計上はですよ。それを、4年間ストックすると4,000万円なる。それを、単純のこっち側の人間で、22名で均等割すると、180万円ぐらいになる、なるはずなんですよ。そこから、所得税引かれたとしても、150ぐらいは残る、手元に残る計算になるはずなんですよ。

（発言する者あり）

それで、なぜそういうことを言うかという、やはり、もし辞めたときに、その、国保でも前年で行きますよ。所得税も前年でいくのが、今の現状ですよ。ですよ。うん。だから、そういうときに、もし引いた場合でも、その前年度分の報酬額を払わないといけない。1年間でね。それが、現状なんですよ。だから、私たち、こう議員は、継続する仕組みがあまりにもないのが、市町村議員の現状なんですよ。供託金は払う。だけど、選挙で、いろんな経費は、ポスターかなんか出ますけれどもね、それで100パーセント賄えるかという、そんなことは全然ないんですよ。だから、こっち側の人間は、大なり小なり、選挙で金を使っているわけ。これ、現状。そこら辺りを踏まえて、何らかの策をしないと、継続して安定して出る仕組みができないと、私自身が思っているからですよ。だから、この、この3メートルぐらいの、3メートルあるのかな、この溝がちょっとでも埋まるようなですね、それが両輪って言うんですよ。両輪。今の場合は、片一方が脱輪しているんです。そういうことを踏まえて、こっち側の人間の現状を分かっていたらという一般質問でした。

朝山市長、本当にですね、ちょっと長くなりましたけれども、私の質問も。だけど、これが本音なんですよ。これが一丁目一番地だったんです。市長も本当、こう12年間、御苦労があったと、大変でしたねと。だけど、もっと続けてもらいたかったなというのが、僕の思いなんですけれどもね。本当にこの議会で最後となりますけれども、もしこれからですね、高所の立場で、私たちいろんなアドバイスなり、御指導いただければお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

副議長（奥 輝人君） 以上で、自民党奄美 西 公郎君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分、再開いたします。（午前11時41分）

○

副議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

立憲民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、世界中でインターネット中継を御覧の皆さん、こんにちは。私は立憲民主党の関 誠之でございます。

一般質問の前に、若干の所見を述べさせていただきます。私は昨年第3回定例会一般質問の所見において、安倍晋三首相が体調が悪化し辞任する意向を表明したことについて、突然の辞意表明に大変驚きましたと述べています。今回、菅首相が自身の自民党総裁任期満了に伴う総裁選に立候補しないと表明したことは、驚きではなく、退陣は当然の末路で、やっぱり退陣だと感じました。就任から約1年で突

然の幕引きとなります。自民党政権下において、2代続けての政権投げ出しとなり、国民に批判されて当然のことです。安倍政権下では長期安定政権の中で、政府与党の国会軽視が目立ち、政権の驕りに対する批判が絶えませんでした。菅首相もそのDNAを引き継ぎ、野党が再三求める臨時国会の召集に応じず、議会制民主主義をないがしろにし続けています。異論を認めない強権的な体質も変わることはありませんでした。その象徴と言えるのが、日本学術会議の会員任命拒否であると言えます。憲法が保障する学問の自由を侵すと批判されても、首相は詳細な理由を未だに説明しておりません。外された会員候補を早急に任命すべきであります。不出馬の理由について、菅首相は新型コロナウイルス感染症防止に専念したいと語っています。しかし、このことは本音ではないでしょう。緊急事態宣言の発令や解除などを巡り、後手続きで危機を拡大させました。観光支援のGo Toトラベル事業にこだわり、感染防止を危ぶむ国民の声を無視して東京五輪・パラリンピックも強硬開催いたしました。その結果、爆発的な感染を招いたと言われていています。先月下旬、緊急宣言を21都道府県に拡大した際の会見でも、ワクチン接種の効果に期待を示し、明かりがはっきり見え始めていると国民の感情を逆なでするような認識であります。実態は病床が逼迫し、自宅で亡くなる人も相次ぐ危機的な現状、認識を欠いた発言に大きな批判を浴びたものも当然であります。その挙句に、求心力の回復を狙って、総裁選前の党役員人事や衆議院解散を模索するなど、国民不在の政権延命策を図りましたが、党内からも離反の動きが広まり、四面楚歌、万策尽き、自滅いたしました。首相がコロナ対策に専念すると宣言するならば、後継総裁の選出を待たずに臨時国会を召集し、野党と議論を深める責任があります。何があってもコロナ対策に政治空白は許されません。

さて、朝山市長が先の6月議会において、奄美市長を退任する意向を示されました。私が朝山市長就任の最初の議会、平成21年第4回定例会とあったと思いますけれども、において、第1に人口減少、第2に経済の衰退、第3に財政危機の問題を提起をいたしました。このことに対して、朝山市長は観光交流、雇用の創出、企業感覚の観点が必要であると答弁しています。市長は就任以来、3市町村合併の多くの課題を抱えながらも、積極的な行財政改革を行い、職員数の適正化、基金残高の増額、起債残高の減少、地域経済の活性化と財政の健全化の両課題を取り組み、合併特例債を活用した3地区における庁舎建設、学校施設の新築、改築事業、合併特例交付金による各種公共施設の整備、改修、平田浄水場改修工事など、多岐にわたり手腕を発揮したことは、大いに評価をいたしております。特記すべきことは、奄美群島広域事務組合の組織強化を実現し、奄美群島一体となった施策の展開を行い、奄美群島の振興開発のための成長を具現化する奄美群島成長戦略ビジョンを作成し、10年後の奄美群島の将来ビジョンを描いたことであります。コロナ感染の拡大が止まらず、市民生活も困難を、困窮を極めております。このようなコロナ禍の中、2年近く市民の生命と暮らしを守り続けた経験、知見を活かし、あと1期は努めていただきたいと個人的には希望しておりましたが、孔子の名言に、功を遂げて身退くは天の道なり、功を遂げて身退くは天の道なりとあるように、まさに潔い身の引き方だと感じているところでございます。まだ在任期間がありますので、有終の美を飾りますよう祈念しながら、質問に入ります。

まずは、市長の政治姿勢について。（1）市長在任中、やり残した重要施策、課題は何であり、次期市政にどのように引き継いでいくのかをお答えください。

次の質問からは発言席にて行います。

副議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、関議員にお答えいたします。過分なお話を賜りまして、かえって恐縮をいたしているところでございますが、議員の御質問にお答えさせていただきます。午前中の竹山議員にもお答え申し上げて、重複する点がございますが、申し上げたいと存じます。

行政運営を進める上においては、短期的に集中して事業を進めるもの、例えば突発的な災害とかいう

のがこれに類するものと思います。また、長期計画に基づき事業を進めるものがございます。抽象的、繰り返しになりますが、職員にも機会あるごとに行政は継続しているものであると申し述べてまいりました。未だ継続中の大型事業につきましては、継続する行政として、引き続き着実に事業を推進していくことが肝要であると考えております。また、観光振興や福祉、教育、生活環境整備など、行政が携わる全ての分野にゴールはなく、常に時代に即応した施策の展開が必要であるものと考えております。今後とも、財政基盤を整えながら、それら事業に対して対応し、市民目線で真摯に取り組んでいくことが求められると存じているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。大変恐縮ではございますが、少し具体的な議論をさせていただきたいと思いますが、私が考えるですね、先ほどかなりの成果ということで、確かにそのとおりだと思っておりますけれども、近々見てみますと、末広・港の土地区画整理事業が90パーセント以上、進捗はしておりますが、まだですね、午前中もありましたが、子育て、保健、福祉複合施設の整備事業が取り残されているということと、国道58号バイパス、これは県のほうの事業であります、区画整理に必要なものだというふうに認識をしてやっておられると思いますので、そういったもの。それと、やはり港、末広の商店街が栄えていたというのは、まちなか居住推進事業ということで、市長のほうもやってまいりましたけれども、この区画整理が行われる前、76.3パーセントが住居と商業施設と一緒にあった、いわゆる低層専用住宅的なものが商店街をなしていたということで、この末広・港が非常に発展をしていたんじゃないかと、賑やかになっていたんじゃないかというのが1点。それと、この二つ目は、それと準じて、名瀬港の本港地区、いわゆるマリントウン地区、この整備事業について、総事業費34億6,700万円かかっておりますけれども、コロナ禍ということも十分承知はしておりますが、9区画、5区画は地元業者に売却をして、今、建設があちこち進んでおりますけれども、9区画が公社の選定作業中だということで、先が少し見えませんが、残り4区画が全国の公募になる予定だということで、この全区画が売れなければ、なかなかこの34億6,700万円を返済をしていくというのが難しくなりますが、そのことについて、まず、見解があればお聞かせをいただきたいと思います。

市長（朝山 毅君） 行政は継続しているものと申し上げました。従って、私のほうで全てのものが完結するものではございませんが、私自身、3期12年前に旧名瀬市から引き継いだ、特に大きな事業として末広・港の事業、マリントウンの事業、おがみ山バイパスの事業というものが、議会の中でも随分議論されてまいりました。その一つについて、私も末広・港の事業については、私が就任当時、約25・6パーセント、30パーセント近くの、25・6、30パーセント近くの事業が進んでおりました。そういうことを踏まえて、まずこれを第一義に市民生活に直結し、また、道路事情は、議員がおっしゃった賑わいの空間であるという意味から、これを確実なものにしていかなければいけないと、随分、私なりに思っておりました。それが、今現在、90パーセントを、議員がおっしゃったように、形が整いつつあるというふうなことで、事業そのものが少しは目鼻が付きまして、終結に向かいつつあるということでございました。その終結が、まず考えられる状態において、その連動したマリントウン事業、これについても、県ともいろんな折衝の段階で隘路があったところも事実であります、御理解をいただきながら、事業を進めてまいりました。議員がおっしゃったように、4区画が一応売却できました。今、プロポーザルを含めて、10月近々に、その申し込みのある方々に、今、そのプロポーザル計画を立てているところでございます。これらが完売いたしますと、ある一定の債務負担行為を起こした、借金と言いますか、これについては目鼻立ちが立つと。そして、残り4工区辺りについては、議員がおっしゃったように全国的な公募も視野に入れながら、完売できるような条件整備をしていかなければいけないと。そういうマリントウンの事業が目途が付いた。いずれ、今度は交通渋滞緩和を含め、それを解消するための、旧名瀬市からの事業の継続として、おがみ山バイパス。これについても、県とも随分、

私なりに交渉してまいりました。一昨年から用地交渉等に含めて、その事業が目鼻立ちが、目鼻が付いたというふうなことでございまして、それら、旧名瀬市から引き継いできた、私なりに大変大きな事業であるというふうな認識の下、職員の知恵と力を借りながら、努めたところであります。ようやく、少しばかりは目鼻立ちが付いたと。しかし、その完結については、向こう、時間がかかるという事実もございまして、それらが私にとっての大きな引継ぎの事業であり、そして、少し目鼻立ちが付いたという事業であります。それと、複合施設についても、これも午前中の質問の中で担当部長がお答えしておりますが、コロナ禍の中において、また、経済的な状況下において、錯綜する建設業界の状況下において、それらを踏まえて、計画が遅れているという、これも当初の計画よりはですね、遅れているということもございまして。これらを含めて、また、取り残す、大変大きな事業ということになります。いずれにいたしましても、やはり行政は、財政は継続していくわけでありまして、今、私の任期中の間にしっかりとした気持ちを、そして、次につながっていくような財政措置を、財源措置をやりながら、後人に夢と希望と、また、安定を託していきたいというふうな思いでいるわけでございまして。諸々の行政分野は広く深いわけでありまして、全て私のほうで完結するわけにはまいりませんし、常にそれぞれの時代に応じた、それぞれの人が、それなりの夢をと、情熱を持って、事に当たっていけるものと期待もし、また、私自身、そういうことに委ねてまいりたいという思いでいるわけでありますので、御理解を賜りたいと思います。

14番（関 誠之君） はい、答弁、ありがとうございます。行政は継続であるということは、そのとおりだというふうに思いますので、是非ですね、市長、このまちなか居住推進事業というのが、少し弱かったのかなという点もありますし、立派な区画整理がなされましたけれども、少し潤いがないというような声も聞こえますので、この永田川の親水空間整備事業というのも、構想にありましたから、是非、そういった二つのことについてですね、次の市長に、行政は継続であるという立場から、お願いをしたいというふうに思います。

あと、一つお聞きをしたいのは、小宿土地区画整理事業の導入なんですけれども、これが平成26年に区画内の合意形成率が78パーセントありました。そのときに、市長が90パーセントほしいなど、順調に、スムーズに進めるためにはですね、ということで、その後なかなか進んでいない気がいたしますが、その辺のことについて、市長の見解があればお聞きをしたいと思います。

市長（朝山 毅君） まちなか空間の問題につきましては、私自身、若い時分からあのエリアを、やはり市民共有の空間であると。やはり賑わいの空間であると。それを活性化することが、やはり街の賑わいに通じていくというふうなことで、事業と同時に、場所を離れていかれた方が、また元の営業地に戻って来られるような対策をということで、家賃助成等々の事業を含めながら、未だ持ってやっているところではありますが、十分な成果、十分な結果が得られていないということも、反省も含めてありますが、しかし、これから長い時間の中において、また、今後の営業計画、経営計画をそれぞれの事業者がお持ちでありましょう。また、社会動態として、世界自然遺産が実現いたしましたので、そういうことにより、やはり営業環境、経営環境が今まで以上により良い方向に進んでいくのではないかと。そういうことによって、自然発生的にそういう空間がより良い空間になっていくだろうと、期待をしているところでもあります。

それと、小宿の区画整理事業については、確か、私が受け継いだとき、当初予算で約2,800万円の計画をしていたはずであります。調査費を含めて。それを、私は2年間、凍結いたしました。しかし、3年目には、90パーセント相当、同意があるということがありましたので、そのことをまず、事業を進めようということでありましたが、ずっと調べてまいりますと70パーセント切るぐらいの、だと。3分の1。3名に1人は反対であると。しかも、その分譲と言いますか、大変小宿の人々が土地を分割されると、30パーセントから40パーセント、抛出しなければいけないというふうなこと等で、

随分、生活の上で不安を、心配を感じていらっしゃるという、諸々のことが波及して、賛成が少なくなってきたと。そういう実態において、何10年という歴史の中で、やはりあの地域においては、お互いでつくり上げてきた文化や伝統があると。しかも、御親戚が多い地域でもあると。そういう中において、公共事業の名において、それぞれの人心を損なったり、人の和を壊したり、若しくはそういう事案が発生することは大変であると。もう少し静観をして、多くの皆さんが賛同できるような公共事業にしていかなければいけないと。3名に1人反対するということは、公共事業を進めるにおいては、大変厳しいという、私は実感を持っております。そういう諸々の中において、90パーセント以上と申しあげたわけです。逆に1割の人が9割の人の思いを損なってはいけないと。これがまた、公共事業でもあるという意味から、やはり100に近い数値を、せめて90以上の賛意、賛同がなければ、公共事業を進めるのは、やはり時間がかかるだけに、短期的にはできない事業でありますので、そういう意味において、まずその状態を把握しようということで、今、あの事業については、静観をしているということでありますので、その点、御理解をいただきたいと思っています。以上です。

14番（関 誠之君） 小宿の区画整理事業については、今の思いで、私から言えば、時代の流れが少し違っていたのかなと、合わなかったのかなというふうに思います。

それで、あと一つはですね、これも要望として取っていただければいいんですけども、奄美黒糖焼酎、紬とか何とか言えば、特産品、非常に力を入れてやってきたんですけども、もちろん、焼酎のほうも力を入れたことは間違いありませんが、海外を含む販路開拓への取組ということが、市長もドイツに行かれて、いかにやはり奄美のこの焼酎が、外人というか、外国人にも受け入れられているのかというのが実感で感じたんだと思いますが、奄美黒糖酒、このラム酒ですね、奄美群島の水、黒糖、米を使った唯一無二の固有酒でありますから、この世界自然遺産登録を機にですね、世界に発信するというようなことで、何らかの対策を取っていただきたいというふうに思います。

それと、この項の最後になりますけれども、どうしても聞いておきたいことがあります。自衛隊の問題でありますけれども、そうなる之长くなりますから、1点に絞ってですね。奄美市国民保護計画の住民への周知、徹底と、この奄美市の国民保護計画はあるわけですから、有事に備えて、これをどういうふうな形で住民と一緒に訓練と言いますか、武力攻撃事態への対処という形で書いてありますけれども、警報の内容、住民、避難住民の誘導は、これは自治体がやらなければいけないわけですから、そういった意味で、日頃からの訓練の必要性はいかがでありますかということだけお聞きをしておきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） 国民保護計画につきましてですが、数年前の北朝鮮がミサイルを発射した際、本市におきましても、その訓練をするということで準備を進めておりました。その後、ミサイルの発射がなかったといいますが、そういうのがございまして、その後、実施には至っておりませんけれども、近隣の状況を鑑みながら、そういった状況になれば、しっかりと行政の責任において、進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

14番（関 誠之君） ちょっと議論が噛み合っておりませんけれども、やっぱり有事に備えて、市長がいつも言われているように、自衛隊をつて、住民の安全・安心を守っていくんだと。であれば、それに対する自治体の役割というのは、国民の、というか、市民の生命を守るという立場から、先ほど言った、この国民保護計画による避難誘導、避難計画をですね、しっかりとやれるような体制だけはとっておくということは重要だと思いますので、是非、そういったことも含めてですね、次の市長にも話をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、2点目の次期奄振事業の現況と課題、今後の日程についてということであります。冒頭でも話しましたとおり、奄振事業に、平成14年の4月から、2014年の4月から2019年の3月に奄振

が改定をしたときにですね、奄振交付金が21億3,000万円か、付いたということが最初だったというふうに記憶しておりますけれども、次期奄振法の期間が2019年4月から2024年の3月というふうになって、この令和6年の3月でちょうど切れるわけですね。ちょうど、今、真ん中の折り返し地点にある。そういった中で、しっかりと広域事務組合はじめとして、私も読ませていただいておりますけれども、この群島の成長戦略ビジョン、これも改定が平成31年の2月にありまして、新しくなっておりますけれども、そういうのを中心として、まず、広域組合を中心に、12市町村一体となつての次期奄振の検討状況と今後の予定について。二つ目は、沖振との比較、検証はどのように進んでいるのか。三つ目は、次期奄振法の課題は何であると考えているのか。三つ合わせてお答えをいただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） 議員御承知のとおり、次期奄振におきましては、国・県、12市町村が一体となった取組が求められております。その中で、5月の奄美群島市町村長会におきまして、現在の奄美群島成長戦略ビジョン、これに代わる奄美群島新ビジョンの策定に取り組むことが決定をいたしました。それに基づきまして、新ビジョンの策定の事務局となる奄美群島広域事務組合におきましては、これまで個別に12市町村との意見交換などを行い、奄美群島、各島が抱える政策課題に踏まえた新ビジョンの骨子策定に向けて、今、作業を進めているところでございます。今後の予定といたしましては、12市町村での協議を深めながら、11月頃には奄美群島成長戦略推進懇話会、これを開催をいたしまして、外部有識者の御意見を伺いながら、今年度中に、まず新ビジョンの骨子策定を目指しているところでございます。これらを踏まえまして、最終的には来年度、令和4年度に県が実施を予定しております、奄美群島振興開発総合調査への反映を見据え、新ビジョン策定作業を進める予定というふうにしております。

それから、2番目の沖振との比較、検証ということでございますが、来年度に日本復帰50周年となる沖縄におきましては、現在、今後の沖縄の振興に向けた議論と、それに併せて、今年度末に期限を迎える沖縄振興特別措置法に関する議論が活発になっております。そのような中、先日、内閣府は新たな沖縄振興策の検討の基本方針についてを公表し、その中で、法が目的とする沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現に向けて、今一度、法的措置を講じ、沖縄振興策を推進していく必要があると表明をされております。この基本方針では、沖縄振興における課題等を明確にしておりますけれども、具体的な事業等については明らかにはなっておりません。いずれにいたしましても、政策議論は今後の奄振法の延長にも大きく影響すると思いますので、現時点ではその動向を注視をしている段階でございます。

それから、次期奄振の課題ということでございますけれども、先ほども触れましたとおり、現在、広域事務組合を中心に12市町村一体となつて新ビジョンの策定に取り組んでおります。この取組の中で、現在抱えている政策課題、これを洗い出し、解決策を協議していくことになろうかと存じます。そのためにも、まずはこの新ビジョン策定が大変重要と考えておりますので、広域事務組合、奄美群島他自治体との連携を図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。先週ですかね、2022年度の、令和4年度の概算要求が出ておりましたが、公共が178億4,000万円。非公共事業が28億6,400万円ということで、公共事業は4パーセント増、非公共が20パーセント増と、大きな増加をしております。そういう中でですね、このずっと調べてみますと、やはり6本柱、振興開発というのがありますが、定住促進とか、生活基盤の確保、充実とかですね。その中で、地域主体の取組の促進というのがあるわけですね。なかなかそこまで目が回らなかったんですけれども、この地域主体の取組を促進というのを、みんなでやっぱりやっていかなければいけないのかなということで、奄美、先ほど言いました奄振交付金を活用した取組の中で、運賃の軽減とか加工品の輸送コストの軽減とかというのは、非常にやっておりますけれども、このガソリン等の生活関連物資の物価の軽減措置というのがなかなかされていな

いのではないかなというふうに思いますので、奄振の今後の課題というのは、こういった生活関連、いわゆるガソリン等の生活関連物資の物価の軽減措置が必要ではないかというふうに思っております。成長戦略ビジョンです、非常に頑張って、振興開発の方策を探っておりますけれども、その中で魅力の発揮というのが2番目にありましたけれども、この魅力の発揮というのが、なかなか抽象的でありまして、なかなかできていないのかなと。これから、ここにも力を入れていただきたいというふうに思っております。そういう中で、沖縄との比較、検証ですけれども、私なりに調べてみますが、沖縄テレワーク推進事業というのが沖縄でありまして、これからの事業で非常に重要な問題じゃないかというふうに思っております。それと、先ほど言いました地域主体の取組の促進という、項とかかるわけですが、沖縄には沖縄振興特定需要推進費というのがありまして、自立発展に資する事業で、機動性を持って迅速、柔軟に対応すべき市町村の事業を推進していくと、こういった予算が出ておるわけですね。ですから、是非、この沖縄の3,000億円余りあるようですが、との比較をしっかりといただきたいというふうに思いますが、について見解があれば、ちょっとお知らせください。

総務部長（三原裕樹君） 沖縄予算につきましても、先の概算要求では3,000万をちょっと切るというふうなことが公表されております。我々も前回、前回と申しますと平成26年度の法改正時には沖縄の検証を行いまして、先に沖縄県のほうが交付金制度、一括交付金制度ですね、施行をされておりましたことから、それに学び、先ほどありましたけれども航路航空路運賃、農林水産物輸送コスト、そういった制度が創設されたところでございます。その前にはですね、以前は補助率のかさ上げであったりとか、拡充であったりとか、そういったものが要望が主流だったと申しますか、そうだったんですが、前回の26年には市長から指示を受けまして、事業間流用ができる交付金制度、これを是非、創設するようということで、私もその前年に広域事務組合にありましたけれども、そういったことで制度設計をしっかりと、それがビジョンを基に制度設計ができて、交付金制度ができたというふうに考えております。以上でございます。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございます。是非ですね、毎年奄美群島振興調査経費というのが、県が主体になってやるわけですが、出ておりますので、22年度は900万円になっております。そういう意味で、数値目標を設定をして、計画期間終了年度の前年度に実施する奄美群島振興開発総合調査というのがあるみたいですが、定期的に同種の進捗状況及び計画に掲げた主要施策の実施状況に関する評価、検証を行い、その結果を公表するとなっておりますから、是非、そういったものをですね、参考に、奄美市のこの奄振を使った振興策を、充実していただきたいということを要望して、この項は終わります。

あと、2番目の新型コロナウイルス感染症についてであります。これは、午前中もやりましたので、まず、ここに書いてあります1から5までの中で、保育所、学校、④に保育所、学校とあります、学校を削除していただきたいと思います。奄美市の取組の現況と今後の課題についてということで、発生状況と最近の感染の特徴について。②は、ワクチンの年代別接種状況と感染防止対策について。三つ目は、感染状況の分析結果と、今後の課題と対策について。保育所での感染防止の対策の具体方策について。学校における新型コロナウイルス感染防止対策について。この五つについて、答弁をお願いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） それでは、お答えいたします。本市の感染状況についてお答えいたします。本市では9月6日現在、350名の方が感染しております。感染状況を見ますと、年齢構成では30代が21.1パーセントと一番多く、次いで20代が14.3パーセント。次に、40代が13.7パーセント。次に、60代が12.3パーセント。次に、50代が10.9パーセント。次に、10代が8.6パーセント。次に、80代、6.6パーセント。次に、70代、5.1パーセント。次に、10歳未満が4.0パーセント。最後に90代以上が3.4パーセントとなっております。年代別では若

い世代の感染が多くなっておりませんが、8月28日に本市内で2例目となる医療機関での発生以降は、高齢者の割合が増えてきている状況でございます。市内医療機関、宿泊療養所への入院、入所状況は、保健所に確認したところ、クラスターの関係もあり、医療状況は厳しい状況と伺っております。また、この市内医療機関でのクラスターにより、外来診療や新規入院等を中止しているため、通常医療への影響も大きくなっていると考えております。また、感染者が増えることで、入院、入所ができず、自宅待機となっている方も増えており、入院、入所の調整が難しいということを保健所から伺っております。

次に、ワクチンの接種状況についてお答えいたします。本市では4月の医療従事者への集団接種を開始し、5月から65歳以上の高齢者、基礎疾患のある方と接種計画を進め、8月25日には12歳から15歳への接種予約を、受付を開始いたしました。9月1日現在の2回接種済みのワクチン接種率についてお答えいたします。65歳以上は接種率86.4パーセント。60歳から64歳につきましては、69.3パーセント。50歳から59歳、64パーセント。40歳から49歳、45.2パーセント。30歳から39歳、34.6パーセント。20歳から29歳、30.3パーセント。16歳から19歳、37.3パーセントとなっており、全体の接種率は63.2パーセントとなっております。9月2日以降の予約者を含めた接種率は65歳以上が88.1パーセントとなっており、全体では73.7パーセントの接種率予定となっております。当初の接種計画では全体で70パーセントの接種率と想定しておりましたので、現段階では当初計画のとおり、接種状況となっているところでございます。

次に、感染の状況と分析、今後の課題についてお答えいたします。本市の感染状況から、東京や大阪などの大都市と同様、高齢者の感染から働く世代への感染、10代、10歳未満の感染が増えていると言えます。現在、第5波と言われており、本市でも8月の感染者がこれまでで一番多い状況でございます。その特徴といたしまして、20歳代の若い世代から感染が増え、徐々に幅広い世代へと広がってきた状況でございます。その中で、10歳や10歳未満の子供への感染も増えてきております。これまで本市では、感染防止対策として、広報紙、新聞での広報、ポスター作成、チラシの全戸配布などを行ってまいりました。市民の皆様におかれましては、これからも日常生活を送る上で、お一人お一人が感染のリスクが常にあるという認識の下に、感染防止対策を行っていただくことが重要であると考えております。本市におきましても、広報紙やラジオ、新聞などを通して、市民の皆様に感染防止対策を周知、広報してまいりたいと存じます。私からは以上でございます。

教育長（村田達治君） それでは、（1）④保育所、学校での感染症対策の具体的方策について、お答えいたしたいと思えます。午前中の御質問等でもお答えをいたしましたけれども、感染拡大が心配される中で、具体的な取組といたしましては、学校としましては、基本的な感染症対策として三密の回避、マスクの適切な着用、換気等の徹底、そこを中心に、さらに各学校の実態に応じて工夫しながら対策の徹底、強化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。また、子供たちの学校生活の中で、フッ化物洗口について取り組んでいる学校も、今年は小学校で8校、中学校で2校、小・中学校3校ということでございます。フッ化物洗口につきましては、奄美市の児童・生徒の大きな健康面の課題でもありますけれども、虫歯保有率の低下ということを目指して、やはり継続的に取り組んでいくこと。それが効果が上がるということで、必要だというふうに考えておりますので、関係員のお考えのように、感染について心配な面もございすけれども、その取組につきましては、先ほどの基本的な三密を避ける取組をはじめ、間隔を空ける。それから、横並びのその間隔も、縦並びの間隔も空けながら、飛沫防止、そういったのに十分対応して、努めながら、取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、（1）の⑤学校における新型コロナ感染症防止対策について、お答えを申し上げます。聞き取りの内容といたしましては、フロー図の活用、あるいはマニュアル、そういった設定、活用ということでございますけれども、学校での感染者確認後の対応、あるいは臨時休業等につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の判断についてという通達及び施設等の休園、休業の対応につ

いてのフロー図に則り対応を進めてまいります。臨時休業等の措置につきましては、奄美大島のコロナ警戒レベルや感染状況等も踏まえて対応してまいります。また、学校におきましては、感染者が発生した場合に、学級閉鎖や学年閉鎖、臨時休業を行う必要性については、先日、8月27日付だったと思いますが、文部科学省から出されました、学校で児童・生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインという通達を基に、本市でも策定をいたしているところでございます。判断主体につきましては、校長の判断、あるいは意見、それを踏まえて、設置者である教育委員会が最終的に判断するというようになっております。感染状況によって、保健所の調査、あるいは学校医の助言等を踏まえて、各関係機関と連携を図りながら、十分な検討の上、学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業を、先ほどのガイドラインに沿って実施をいたす場合がございます。以上でございます。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、保育所関係の感染予防対策についてお答えいたします。こちらでも午前中にも少しお答えしましたが、保育所等における感染対策ガイドラインに従いまして、三密の回避やマスクの着用、手洗い、定期的な換気を徹底していると。それから、本市におきましては自宅保育が可能な保護者には自宅保育をお願いしているというところでございます。それから、聞き取りの中で、保育所等の関係者から、新型コロナ感染者が発生した場合の、休園のときの、私立保育園へのフォローをどうしているかという議員からのお尋ねがありました。それについてお答えいたします。保育所等で児童や職員の感染者が出た場合の休園の判断につきましては、市内の公立、全ての保育所に、公立保育所用のマニュアルを配布しております。これ以上の感染を拡大を防ぐために、3日間休園していただき、それから、消毒等をして再開するという流れであります。私立保育園の場合には、最終的には各施設での判断となりますけれども、公立の内容を参考にしてくださいというところをお願いをしているところです。また、必ず市へ連絡をとっていただくことをお願いしております。併せまして、臨時休園となった場合でも、保護者が医療、介護従事者等の場合は、できる限り受入を行う体制整備をお願いしているというところでございまして、必要によっては市の施設等を活用して、これらの受入をお願いしているところでございます。以上です。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。時間がありませんから、ちょっと学校の件で議論しようと思いましたが、ただ、確認だけさせていただきたいと思います。8月の27日に文科省のガイドラインというのが出ておりまして、学級内で2・3人の感染者が確認された場合、5から7日程度を目安に学級閉鎖ということで、複数学級を閉鎖する事態なら学年閉鎖。複数の学年の閉鎖が必要な場合には休校とするというふうに出ておりますが、これは奄美市の教育委員会もこれに準じるということか、確認だけさせてください。

教育長（村田達治君） お答えをいたします。この文科省の通達については、基本的に緊急宣言対象地域、あるいはまん延防止の対象地域に指定された地域においてはという前提がありますが、本市の状況に鑑みまして、やはり感染拡大が大変心配される状況であると。それから、レベル5の中にあると。県においては、緊急事態宣言が発令されていると。あるいは、離島であることから、医療機関にも大変心配な面があるというようなことを踏まえまして、先ほど議員がおっしゃられたように、この8月27日、文科省から出された、このガイドラインに沿った対応を基本的に行うということで、先ほど例として出されました学級閉鎖、学年閉鎖、それから、学校閉鎖の基準についても、おっしゃられたとおりでございます。以上でございます。

14番（関 誠之君） 次に、コロナ対策予算の執行状況についてでありますけれども、これは総括なり、同僚議員の質問にありましたので、割愛をさせていただきたいと思います。当初予算が4,866万4,000円ということで、現在、3号補正、2億660万円を計上して、5億6,223万3,0

00円となっているということでもありますから、その内容については時間がないので、またの機会にさせていただきます。

3番目の世界自然遺産登録後の奄美群島のあり方についてということで、質問をさせていただきます。一つ目は、世界自然遺産としての価値の維持、自然環境の保全と利用の両立をどのように図り、どのような地域づくりを目指すのか、具体的にお示しをいただきたいというのが一つ目です。二つ目は、奄美の人々が自然を活用する一方で、上手く折り合いをつけて、共生をして暮らしてきたと言われております。人の暮らしの近くに世界的価値のある自然が奇跡的に残っていることは、とても重要なことであるという評価がなされておりますが、今後、奄美群島の国立公園、山、川、海をどう一体化して、歴史文化を含めて、観光の活性化をはじめとする経済活性化につなげていくのか、お答えいただきたいと思います。三つ目は、先ほど奄振の話をしていただきましたが、奄美群島振興開発関係予算にですね、世界自然遺産関係等の予算措置を求めているいただきたいということについての見解を求めます。

総務部長（三原裕樹君） 具体的な取組ということで、まず、私のほうから答弁させていただきます。奄美大島の世界自然遺産登録につきましては、希少野生動植物や独自の在来生態系など、その豊かな生物多様性が遺産価値として評価をされており、この豊かな自然環境を世界の宝として将来にわたり守りつないでいくことが、我々の責務であるというふうに考えております。具体的な取組といたしまして、世界自然遺産の登録区域にあり、年々利用者の増加をしている金作原におきまして、平成31年2月から認定ガイドの同行や同一時間帯での利用車両の台数制限等の利用ルールを試行しているほか、ナイトツアーの利用者の多い市道三太郎線周辺につきましては、本年10月29日から夜間観察時の利用ルールの試行を予定しております。これらの取組を通じて、観光利用が集中することによる自然環境への負荷の低減に加え、質の高い利用体験の提供や利用者の安全確保を図りながら、自然環境の保全と利用の両立を図ってまいります。さらに、奄美大島5市町村で構成をいたします奄美大島自然保護協議会で、今年度、実施をします、世界自然遺産登録メディアジャック事業にて、キャッチコピーの作成を行うなど、島外への持続的かつ効果的な広報活動を行ってまいります。

それと、三つ目の予算の関係でございます。先般、国交省より概算要求の水準が示されたところではございますけれども、希少種保護パトロールや盗掘・盗採センサーカメラの運用などを実施する奄美大島希少野生動植物保護事業を含む、世界自然遺産関連の事業につきましても、今回の概算要求に含めて計上をしていただいております。遺産の価値の保全のため、重要な事業であることから、国・県連携の下、地元自治体が一体となって、必要な予算確保に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 私のほうから、（2）についてお答えさせていただきます。今般の世界遺産登録に当たりましては、議員御承知のとおり、奄美大島をはじめとします遺産地域の貴重な生物多様性が世界的にも高く評価されたものでございます。その中で、奄美群島国立公園は日本で初めてとなる環境文化型という新たな概念を取り入れた国立公園として、平成29年3月に指定されており、奄美の森や川、浜などの自然環境を上手く活用し、暮らしや文化を形成してきた人々の自然との関わり方についても貴重な財産であると位置づける画期的な概念と捉えているところでございます。これまでの観光の取組といたしましては、今後、ますます注目されるエコツアーガイド等の自然と活用した観光はもとより、島唄、八月踊りなどをはじめとした奄美特有の伝統文化を他地域と異なる優位性として前面に押し出してまいりました。こうした取組は、環境文化型という概念を体現しているものと認識する中、奄美観光を語る上で欠かすことのできない、自然と伝統、文化の二つの分野は古くから共存し、今もなお息づいていることを誇りとすべきと示唆しているものであると考えているところでございます。近年、単に島唄や八月踊りなどの体験に留まらず、さらに郷土料理を含めた生活の一部としての伝統文化体験のニーズや、自然体験、文化体験など、多様な取組が望まれてきております。これらの取組を通し

て、島民と自然とのかかわりについての理解を深めていただくことが、奄美観光にとって、今後、ますます重要であり、また、現在のSDGsをはじめとする環境保全気運の高まりにも寄与するものと考えております。世界自然遺産地域となった本市を含む奄美大島が、自然、人、文化が共につくるきよらの島として、引き続き環境文化型を突き詰めた観光地づくりに向けて、連携を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解よろしく申し上げます。

14番（関 誠之君） 最後になりますけれども、その他の施策について、お伺いをいたします。学校図書館に新聞配備がどのようになっているのか、現況と、その必要性について、見解を求めます。

二つ目は、住用排水機場、排水ポンプの定期点検についてということで、10月の、また、大雨時期になりましたが、これは朝日新聞の7月31日の土曜日でしたが、排水ポンプ不具合原因等改善策検討ということで、薩摩川内です、この排水ポンプが、同型か知りませんが、ということで、図書館はわざわざ大きなですね、こういう広告が新聞に出ったわけですね。交付税で措置されているというように書いてありますのでお聞きをしましたが、よろしくお伺いをいたします。

教育長（村田達治君） それでは、ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。現在、本市の全ての小・中学校に学校配分予算にて新聞が配備されておりまして、職員室前や図書室等で、児童・生徒が自由に閲覧できるようになっております。また、御質問の必要性につきましては、学校に新聞を配備することにつきまして、児童・生徒が現実社会の諸課題について考察し、公正に判断する力を身に付ける上でも、大変重要であるというふうに考えております。また、今後、子供たちを取り巻く社会情勢がさらに大きく変化することが予想される中で、やはり教室だけでは完結しない学びについて、社会とのつながりについて考えさせ、あるいは社会に主体的に関わろうとする態度及び、自立して社会生活を営むために必要な力を身に付けさせるためにも、各校、関係各課と連携並びに調整を図り、新聞を活用した教育のさらなる充実に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

住用支所総合事務所長（弓削洋一君） それでは、お答えします。定期点検につきましては、点検機器を用いた試験や手回しによる運転を行い、機器の正常な動作を確認することとしております。議員御質問の排水試験につきましては、定期点検の項目には含まれておりませんが、排水機場の動作が可能な水位に達したときに、支所において定期的に動作確認を行っているところでございます。今後も引き続き、緊急時に備え、適切な管理に努めてまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。以上です。

14番（関 誠之君） 以上を持ちまして、立憲民主党 関 誠之の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

副議長（奥 輝人君） 以上で、立憲民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。2時45分、再開いたします。（午後2時30分）

○

副議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

自由民主党 伊東隆吉君の発言を許可いたします。

17番（伊東隆吉君） 市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは。私は自由民主党会派の伊東隆吉です。

質問に入る前に、少し所見を述べさせていただきたいと思います。奄美市において、去る7月26日

は歴史に残る記念すべき日になりました。念願の奄美大島・徳之島・沖縄島北部及び西表島、いわゆる奄美・沖縄世界自然遺産登録の決定であります。本来なら、本市市民挙げて盛大にセレモニーを開催するところと思いますが、如何せんコロナ禍の関係で、縮小ムードになったことは誠に残念でなりません。しかし、この登録は、今後、奄美の将来に明るい展望が開けるものと、みんなで期待したいと思います。

さて、朝山市長は先の6月議会定例会において、今期をもちまして勇退を表明されました。朝山市長におかれては、平成6年から笠利町政を3期務められ、名瀬・住用・笠利の3市町村合併後、奄美市の助役、そして、副市長を経て、平成21年より奄美市長として3期12年、本市奄美市のリーダーとして、その掲げたマニフェストを念頭に一貫して市政の主人公は市民であるとの標榜の下、政治家としての先見性、判断力、さらに、決断力、これをいかに発揮されて来られたこと、私、議会人の一人として高く敬意を表したいと思うところであります。私として、朝山市長の先見性を垣間見た、いわゆる感じたことは、過去にあります。それは、平成の大合併論の中、我々外海離島において、当初、様々な合併の形が論議されており、いろいろありました。そして、最後は奄美大島一つなどの話もありましたが、その中で、最終的に残った名瀬・住用・笠利の合併協議会を進めておりました。その時の名瀬市長は平田隆義市長でしたが、幾度かの合併協議の中で、時として笠利は飛び地合併に賛同との決断するとの話が伝わったことがありました。このとき、まさに私は朝山市長の先見性とその決断力を強く感じたことを、今でもしっかり覚えております。以来、平成18年3月20日に合併、新たに奄美市が誕生をしました。誕生から15年経過した今日の奄美市の姿は、朝山市長が奄美市誕生とともに真剣に、また、懸命に幸せの島を求めて取り組まれてこられた、その政策、施策が形として表れているものと思うところであります。朝山市長の政治姿勢に関しては、これまで同僚議員の皆さんが評価の数々を話されておりますことで、私が申すまでもなく、皆様が御理解できるものと思っております。朝山市長、市長との質疑応答ができるのも、今回のこの9月議会が最後となります。市長の任期は、来る11月の30日、今日から数えて残り84日でございます。今、奄美市は新型コロナウイルス警戒レベルが最大の、いわゆるレベル5の状態であります。昨日は、1日の感染者数が最多の21人と、全く歯止めがかからない状況にあります。行政担当部署においては、連日コロナ対策会議等で多忙な実務が続いているものと推察されます。朝山市長におかれた、新型コロナウイルス感染に十分注意の上、残された任務を頑張ってくださいよう、お願い申し上げる次第であります。

それでは、一般質問に移ります。

まず、国道58号道路整備について、お尋ねいたします。この58号、いわゆる和瀬バイパスの城地区道路整備についてでございますが、この道路整備に関しまして、私はこれまで幾度となく当局に質問いたしております。御存知のように、この当該地区については、過去に土地の境界や占有者がはっきりしない、字図混乱地区であり、未着手であるが、当局において、昨年の9月に国や県、地元選出の県議、国会議員らと意見交換会を行った結果として、個人の土地が特定できない状況と確認されたとし、よって、現道路の危険性の除去を具体的に考えるのが現実的となった。また、城集落民に代替案に関するアンケートを行っており、今後、その意見を取りまとめて、県へ要望すると、このような明確な答弁をこれまでいただいております。そこで、お伺いいたしますが、この城集落より道路整備早期供用開始についての奄美市長及び奄美市議会宛の要望書が、本年5月20日付で受理されておるようだが、この件に関して、その内容を含め、進捗状況をお尋ねいたします。

あとは発言席にて伺います。

副議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 伊東議員に、国道58号の道路整備についてに答弁させていただきます。まず、この件については、伊東議員が熱意と情熱を持って、このことに当たっておられることを、私なりに敬意

を表し、また、感謝申し上げ、また、議員の公務、政務活動について、本当にお礼を申し上げたいと思います。御案内のとおり、要望書につきましては、本年3月に市長並びに議長宛、提出をいただいたところであります。内容につきましては、もう議員が既に御承知のとおりであります。現在の道路の拡幅を要望するものであり、いわゆる現道拡幅ということでもあります。これまでの集落背後地のバイパスルートとは異なる要望内容でありましたことから、市といたしましては、現在、県への要望書も提出に当たり、関係の皆様方の用地等の協力への同意について、今、確認を行っているところでもあります。国道58号は県の管理する道路ではありますが、市といたしましては、城地区の狭隘な道路状況の改善に向けて協力してまいりたいと考えておりますので、どうか御理解を賜りたいと存じます。以上であります。

17番（伊東隆吉君） 市長、ありがとうございます。この件は、今、市長の答弁にもございましたように、ずっと集落のほうの要望、意向を受けて、長年取り組んでおります。また、この件に関しましては、同僚議員のほうでも、何回か質疑をさせていただいた経緯があることでございます。御存知のように、尋ねることはそう難しいことではないんですが、なぜこれほどかかるのかということなんです。字図混乱地区は、昨年、いわば、結論が出た。いわゆる難しい。新たなトンネルは上にはできない。これがもう、決定しました。これ、去年で分かっております。それから、かなり時間が経っております。私は当局が一生懸命頑張っているっていうことは、本当に認識いたしておりますが、たびたび集落も訪れながら、現状はどうなっていますかとか、地域の生活関係はどうなっていますかとか、お伺いします。城集落の区長さん、脇田区長さんとも、よくいろんな意見交換をしておりますが、先だっても言われました。伊東さん、世界自然遺産登録もなりましたねと。この8月は、結構レンタカーを含め、交通量が増えました。また、これは過去にも言っておりますけれども、自衛隊の誘致によって、あの幅の広い自衛隊の車が行き来するんですよと。危険性を十分感じていただいておりますかと、こう、幾度となく聞いております。そして、あの狭隘な道路は、一応、通学道路にもなっているんです。歩道橋、いわゆるこうがあるわけでもありません。やはり、こういうところは、いつ何が起きてもおかしくない。それと、あの小さな集落ですけれども、集落の中においての一つの行動範囲が、あそこに、真ん中にあるんです。みんなが安心して、子供さんたちも安心して、早くあの道路を拡幅していただきたいと、こう思っているところで、また、集落からもそのような要望がこのように上がっているのは事実上、今、市長が答弁されたとおりです。それで、なぜそうかかるのかということ。これは、いろいろ私なりに考えました。もう当然、窓口は、住用所長、おられますね。そちらの窓口、当然、担当課として、地域を治める責任者として、誠意をもって進めなければいけないのは当然です。前回もお伺いしておりますが、やはりこれをどうやったらできるか等も含めて、今現在、また、今、市長の話の答弁にありましたが、地域の、いわば再度改めてのアンケートの状況も調べてというようなこともあったようでございますが、現状がどうなっているのか。まず、それをちょっと教えていただけませんか。分かりますか。

住用支所総合事務所長（弓削洋一君） それでは、お答えいたします。城地区の国道58号線に係るアンケートの状況ですけれども、配布が51世帯、配布しております。その中で、回収が46世帯の90.2パーセント。未回収が5世帯ということで9.8パーセントとなっております。その中で、回答の内容なんですけれども、山側のトンネルを含むルートがよいっていうのが7世帯ほどありました、13.7パーセントほどですね。現在のバイパスルートがよいっていうのが5世帯。これは、以前のルートなんですけれども。次に、3番目に海岸側の現道を広げるルートがよいってことで、33世帯の64.7パーセントを占めております。あとにつきましては、現在のままでよいが0世帯。複数回答が1世帯ということで、未回収が5世帯ということで、以上により、海岸側の現道を広げるルートということで、33世帯の64.7パーセントを見た結果になりました。そのことによりまして、城の区長さんより要望書をいただいたんですけれども、その要望所の内容のとおり、城地区の現道拡幅を求める要

望につきましては、これまでのバイパスルートの要望とは異なるルートとなっておりますことから、関係者の同意や意向の確認を慎重に進めているところでございます。県に対しても、こうした状況を踏まえ、要望を行いたいと考えておりますので、御理解、よろしくお願いいたします。それとですね、本市からの県に対する道路事業の要望につきましては、まずは事業中の箇所のおがみ山バイパスや根瀬部、国直工区などの事業促進を要望しているところであり、県においてはこうした事業中箇所の進捗状況を踏まえ、地域、城地区を含めた事業化の検討を行うものと認識しております。市としましては、要望書を提出後も、引き続き土木事業連絡会等の機会を通じて、要望を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

17番（伊東隆吉君） 今の、少し答弁の中で、少し気になったのはですね、いわゆるもう、最初の案は駄目だと。そして、新たに今の道路を拡幅しようというので、アンケートを採った。結論としては、海側が37パーセントで多い。そして、この要望のお願いに来たのも、海側でお願いしますと内容なんです。もう決定しているんです、集落は。集落としては、道路は海側にお願いしますということを決定している。これを上げているわけですね。今、所長のお話だと、それも含めながら、県との話をしましたが、ちょっと気になるのは最後の答弁です。県としては、その件に関してよく理解できました、検討しますということではなく、おがみ山58号に関する奄振の、いわゆる道路の、事業の中の、58号のおがみ山トンネル、さらにはこの奄振に関係する根瀬部の先のトンネル。これを先に片付けなければ、この件は机上にも乗りませんよと、そういうことですか。確認いたしますけれども。

住用支所総合事務所長（弓削洋一君） お答えいたします。一応ですね、こういう事業が、今、実施中なんですけれども、並行して県のほうもいろいろ検討してまいりたいという内容でございます。以上です。

17番（伊東隆吉君） やっぱりそこに地域住民が住んで、やっぱり危険性があるっていうのと、トンネルを真っ先にほがすのと、トンネル、どれが一番、今、大事なかっていうことは、誰が考えても分かるような気がします、私は。今、生活で、道路で大変悩んでいる地域集落があるんです、現実的に。こういうことをやっぱり、人命の、命、生命の大事さ。将来の子供たちがそこに通学する道路のこと。これをずっと言っているんです。そういうことも含めて、行政として政治の一つとしてですね、頑張っただけなければ、これ、事は進まない、そのように思いますよ。私はこれ、確かに担当部署の住用総合支所長も大変頑張っておられるのも分かりますが、当然、本庁ともいろいろ関係でやらなくちゃいけないと、私は思っておりますが、ただ、部長おられますけれども、どうですか、何か。

建設部長（保浦正博君） 事業の進め方につきましては、いろいろ、県のほうでも手続き、あると思います。長年、この道路が、この環境でですね、置いておかれているということにつきましては、我々にとってもあまりよろしい状況じゃないと。所長が申し上げたのは、ルートを変えましょうと。変えた以上は、そのルートでできますよということの精度を上げていく必要があるんだと。そのために、アンケートではそのルートで60何パーセント賛成だとしても、実際、例えば用地買収とか移転とか出てきたときに、果たして本当に大丈夫なのかと。そこを、我々行政としては、今一度確認をした上で、県のほうに改めて要望を上げたいということでございますので。地域にとって、やはりこの道路環境を変えていくのは、当然、必要なことでありますので、地域と行政が協力関係をもって、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

17番（伊東隆吉君） あまり、大体、もうよく理解するんですけれども、やっぱり地域のことを考えていただきたいというのは、これ、一番のことですので、お願いしますよ。そして、なおかつ、これは

道路側にお願いしますと言っている中で、アンケートっていうのに関して、聞くところによるとですよ、また、今で同意を言わばもらいたいというような話があるやないやにも聞こえています。まだ、決定もしない道路の、その図面もできない前に。こういうことがあり得るのかということで、少し気になったんですが、そういう経緯があるんですか。

建設部長（保浦正博君） 議員御指摘のとおり、まだルートは決まっておられません。ただ、地域として、やはりその、そこにいらっしゃる地権者の方々、この方々のやっぱり御意向というのは、予め我々も確認した上で、要望を上げないとですね。上げて、実際用地買収を入れて、やはりできませんでしたと、こうなると、二度とこの事業には取り組めないということになりますので、慎重に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

17番（伊東隆吉君） ちょっと間違えないでくださいね。今、結局、海側というふうなお願い、大体、決まっている中で、その、そのいわばどっちでもいいような捉え方でアンケート採ってませんかというようなのが、あったような節があったものだから聞いているんですよね。普通であれば、事業が決定するには、この道路はここです。そして、それで、この、これにおいて、予算付けをして、するっていうのが普通じゃないかなと思うから、素人なりに聞いていることですので。もし、そういうことがあるとすれば、地域にとったらかなり不可思議なことになりますので、それは最初で、みんな網羅して捉えればいいですけども、普通は進め方としては少しどうかと思ったものですから、お伺いしましたので、もし、仮にそういうことがあるのであれば、地域の人たちにしっかりと理由の説明等をした上で、事を進めていただきたいと思いますので、やはり不信感が、不信感という言葉、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、やはり疑問を持たれるような進め方だけは、特に地権者がそこにあるわけですから、十分気を付けて、担当課として、これは県の事業で、ほっとくわけにはいきません。そこに地域が、住んでおります。どうぞ、担当部長、そして、特に住用総合支所長さん、頑張ってくださいと思います。私はまた、絶えずこれを、今後とも捉えていかなければいけないと思っておりますので。向こうに住んでいる方々もですね、もう大分高齢になってきているんです。そういうことも考えて、是非、成就していただきたいと思いますので、強く要望して、この質問は取り敢えず終わります。

次に移りますが、まちづくりでございます。マリンタウン事業、先ほど関議員も聞かれましたが、とりあえずお伺いしたいと思います。名瀬本港地区埋立マリンタウン地区ですが、道路網の整備に伴い、市道5路線の供用も開始されており、いわゆるマリンタウンとしての機能が進んでいくものと考えております。いわゆる分譲地についてですが、当初18区画のうち5区画は19年度に分譲済み、残った業務用設備及び、施設及び住宅用、この分に関しての13区画を、いわゆる再公募されたようでございますが、新聞等でもいろいろやっておりますが、現況を含めてお示しください。それと、再公募のことも絡めてお願いします。

建設部長（保浦正博君） 1次公募の関係は、議員が、今、御案内のとおりでございます。開発公社によりますと、現在、進めている2次公募の状況として、住宅用地を含めた13区画中9区画に8事業者の応募があり、1次審査を終え、10月に予定している2次審査の結果を持って、譲受候補者を決定していくとのことでございます。残る4区画につきましては、地元を含めた全国公募とし、時期としましては、現下の社会情勢等を見極めた上で決定してまいりたいとのことございました。事業完了の時期につきましては、2次公募も含めた今後の公募の結果によるものと考えております。以上でございます。

17番（伊東隆吉君） このマリンタウン計画というのは、私が申すまでもなく、もう30年経っていますかね、平成元年、その前後であったと思いますが、そのときに、本港埋立地区、いわゆるマリンタウン構想という、旧名瀬市時代です。そのときに大きく掲げられて、かなり脚光を浴びた事業だというふ

うに私も認識いたしております。以来、30数年経った現在、ようやく埋立が完了、一つの町としての形ができつつあると、このように思っております。今そういう中で、分譲もいろいろと進んでおる中、残りが4区画、その前に、この9区画ですかね、これが第2次で、ほとんどこれは奄美市の事業者の方だと思ふんですけれども、それを含めて、今、いろいろとチェックしていると、こういう段階で、10月前後にはしっかりした確定になるものだと、このように思っております。その中で、この住宅地も、今回、分譲されておりますよね。この住宅地というのは、これはそもそも個人の戸建て住宅を考えて、最初、整備されたんじゃないかというふうに、今、思いますが、現在、この9区画、売れた中で、この住宅も、今回、入っているようです。これの内容は喋れますか。まだ喋れませんか。要するに、聞きたいのは、個人に入ったのか、それともそうじゃないのかということだけでも、理解したいと思えます。

建設部長（保浦正博君） 住宅用地については、議員御指摘のとおり、当初は戸建てを計画しておりました。現在は戸建ても集合住宅もありだということで、募集をかけております。2次募集については、個人の申し込みはなかったと伺っております。以上でございます。

17番（伊東隆吉君） 奄美市の人口がどんどん減少している中で、しかし、昨今の建設の状況をいろいろ聞きますと、戸建ての建設が結構多いような話も漏れ伺っております。核家族の増えていることなのか、それとも、人口がどんどんどんどん、Iターン、Uターンが入って来ているのか分かりませんが、しかし、人口的にはそう増えているわけではないというのが、現実には示しておりますので、そういう意味で、この埋立地のほうが、戸建てでなくても、住宅地として、マンションが建つか何が建つか分かりませんが、そういうので、しっかりと分譲ができれば、新たな町、そういうものができるんじゃないかと思って、期待したいと思えます。

最後に、この残りの4区画。先ほどコロナの状況もいろいろある中で、全国公募、これは前回のときも私、質疑には、早く全国公募したほうがいいんじゃないかと、こういうのがありました。そういった関係もありまして、私、質疑した関係もありまして、変な話、私個人のほうにいろんな情報が入りました。大きなスーパーはいりませんかとか、どうのこうのはどうですかとか、妙な話が来ますね。しかし、この第2次募集までは地元の企業優先ですよということで、ちゃんとしっかりと回答しました結果、結局は、話は、いい話、いっぱい来たんですよ。だけど、結果的には、もう、今、その残りの4区画の、残りののを見ますと、それだけ大きいスペースのものは取れません。結果的には売ればいいんだと思えば、それでいいかもしれませんけれども、ただ、この最初の構想の中の、この中で、やはり流通物、それから、観光物、そういうものの形がしっかりとできるように分譲ができればいいかと思えますので、特にこのコロナ禍を検討しながらでございますが、残りの4区画は年内で一応行う予定かどうかというの、まだ決まっていなんでしょうか。その辺の考えだけ示してもらえませんか。

建設部長（保浦正博君） まず、お答えしておきたいんですが、この事業主体は開発公社でございます。この土地の公募の時期等を決定するのは土地利用検討委員会となっております。今回、2次募集をかけて、9区画に8事業者ということで、この2次公募の結果次第では、万が一、また、もし契約できない区画が出てくると。追加での、次の公募に回しますので、時期はですね、まずは2次審査の結果を見てからということになるかと存じます。以上です。

17番（伊東隆吉君） はい、分かりました。それでは、ちょっとここで、また、その中でのものを少し紹介します。現在、19年度に確定した、いわゆる建設関係等で、いわゆる、建設が着工しているように見受けられます。この施設の業種及びこの施設の完成時期、完成期日をお尋ねいたします。

建設部長（保浦正博君） 現在、工事着工している施設の業種につきましては、遊技場と宿泊施設でございます。完成時期など詳細につきましては把握しておりませんが、工事は順調に進んでいると伺っております。以上でございます。

17番（伊東隆吉君） 分譲した中の足音がどんどんどんどん聞こえて、大変嬉しいことでございます。早く完成、あのマリンタウンが完成して、港から船の出入りのときのその町並み、そして、市街地、おがみ山の上から見る、その町並み。やっぱり新たな町のシンボルの一つの形ができ上るんじゃないかと思しますので、担当課、関係担当部署、また、これは開発公社でございますけれども、連携をとって、しっかりと早期に分譲が完成するように、完売できるようにですね、鋭意努力をしていただきたいと思います。この質疑を終わります。

次に、3番目、自然環境のことですが、希少野生動植物の持ち出しについて、質問いたします。奄美群島希少野生生物保護対策協議会、これが本年7月に会合があったようでございます。環境省は奄美島内で昆虫採集用トラップの設置や、空港から大量の野生生物を持ち出そうとする事案が急増している、そういう報告があったようです。この度の奄美・沖縄世界自然遺産登録の決定は、自然環境をさらに大切に保護に努めていかなければなりません。現在、希少種持ち出し阻止の砦である奄美空港及び名瀬港湾でのこのチェック体制はどうなっているのか、お尋ねいたします。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。絶滅危惧種や固有種の持ち出し事案についてでございますが、先ほど議員からもございました、鹿児島県自然保護課が事務局の奄美群島希少野生生物保護対策協議会にて盗掘、盗採の事案発生時の連絡フローなどを定めて、対応を行っております。その中で、環境省、鹿児島県、奄美大島5市町村では、情報連絡ツールL o G oチャットを運用しておりまして、事案発生後、速やかに関係機関で情報共有が図られるよう、体制の整備も行っているところでございます。議員御案内の奄美空港での希少種の持ち出しチェック体制についてでございますけれども、航空法に基づき、航空会社職員が実施をする荷物検査時などに発覚するケースが多く、その場合、航空会社から関係機関に連絡をいただき、対象種や捕獲場所の特定等を行った上で、違法性の有無などを判断することとなっております。その際、メールや電話などでの情報共有を行うほか、必要に応じて環境省職員が空港に向かい、駐在する警察や航空会社などと連携をして対応を行っているところでございます。次に、名瀬港についてでございますけれども、空港とは少し異なりまして、乗船時の手荷物検査については、現在、実施はしていないところでございます。

（「していない」と呼ぶ者あり）

しかしながら、待合所内での希少野生動植物保護に関するチラシの配置のほか、国立公園や希少種条例などを含めた自然観察マナー動画の船内放送を行うなど、奄美大島の貴重な自然保護環境の保全について、港湾関係者とも連携を図って啓発に努めております。そのほか、同協議会では希少種島外持ち出し防止キャンペーン、これを今年度、奄美空港、名瀬港で実施予定としておりまして、来島者、それから、地域住民へのPRを行うことで、保護気運の醸成に取り組むこととしております。世界自然遺産登録後の希少野生動植物の保護は大変重要な取組と考えておりますので、関係機関で情報共有の上、連携して対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

17番（伊東隆吉君） 今、答弁いただきましたが、淡々と言われましたが、現実的にですね、私も空港職員、どうやっているか、しっかりと観察及び尋ねてきました。現状としては、今現在、空港にはJAL、スカイマーク、P e a c h、そういう形が飛んでおりますけれども、特にJAL系統のものがいろいろとかかるような、手荷物に入ってます。P e a c hもいろいろあるようですけれどもね。私がこれ、昨日、見ましたのは、特に混雑しているときの持ち込みとかいろいろあるそうなんですけれども、まず、今回は、私はこの一つ取り上げた、2点、とても大事な中で、今回、特に、徳之島においてもそ

うですが、この希少野生動植物のトラップを仕掛けて、結構取っているんですね。これがようやくこういう形で表に出てきた。過去にたくさん、いろんな方、取られたと思います。特にクワガタとか。空港の職員にお伺いしましたら、手荷物のチェックする、特に繁忙期に結構いろいろあるようです。荷物を、バゲージを預ける方、機内持ち込みと二つあります。バゲージを預けるときには、中のレーザーにて鳥かごが、虫かごが何となく分かるそうです。分かるのに関しては、開けてくださいっていうことになるらしいけれども、分からないのもあり得るということです。当然、手荷物を機内に持ち込むときにも、見て、あれというふうにあるそうです。そこでですね、結構そのチェックは、なぜ、そのときに結局私はここで、一つ、提案、いろんな方にしたいのは、例えば、門司植物防疫の関係の方はいるんですよ、空港には。いわゆる植防。ところが、環境省においてやるべきかどうかは私は分かりませんが、管轄は環境省だと思っています。環境省が、今回、そういうふうな希少野生動植物の持ち出しをしっかりとチェックする機関として空港、特にまた、名瀬港湾は何もされていないというお話ですので、それこそもう、どうぞって感じですね。だから、こういうことも、やはりいい意味の形でつくっていかないと、どんどんどんどんおかしくなって、奄美は幾らでも取り放題だよとなる可能性があります。ですから、一応提案として、こういう形を、県・国あげて、こういうので環境省と一つの仕事として、空港にそういう形ができると、特に空港職員は委託事業でやって、いわゆるハンドリング業務やっております。極端に言えば、いわば代理店契約の中のいわば規約の中でやる仕事っていうのはあると思いますけれども、その中に、この希少野生動植物のチェックをなさっていうのがあるかどうかっていうのは、少し疑問になります。ですから、こういうこと、やっぱり行政として、今後、空港、名瀬港において、このしっかりした持ち出しを止めるという機能も大事じゃないかと思っています。まず、この意見に関してどう思いますか。

総務部長（三原裕樹君） 本当に、もうおっしゃるとおり、このトラップの話は私も、個人的な部分でも聞いておまして、かなりこう森の中にトラップを仕掛けて取っているっていう話も聞いておりますし、ある程度高額で取引もされているっていう話も聞いたりもしております。そういうのを含めまして、現在、まず盗採、盗掘パトロール、そういったのも、まず未然に防ぐということも、現在、奄振予算などでも実行しております。その次の段階で、空港、港でのチェックということだろうと思いますけれども、おっしゃるとおり、現在、これ、完璧にチェック体制ができているかと言いますと、なかなか、年に数件程度というふうに、私どもも聞いておりますので、実際、持ち出しされたものがある可能性もあるというふうに聞いております。今後、これにつきましては、環境省含めまして、今、窓口が、事務局が県の自然保護課になっておりますけれども、地元の意見として、その辺りもしっかり伝えながら、対策を練っていかないといけないというふうにも感じておりますので、今後とも一緒に協力をいただきながら、我々も勉強させていただきたい、いうふうに思っております。

17番（伊東隆吉君） 是非、前向きにですね、そういう要望等を含めて、そういうチェック機能体制をつくっていただきたいと思います。なお、この件に関しまして、我々、この奄美で観光関係を営む、いわゆる事業が、ホテルを含め、いろんな方がおられますね、案内する方。私、この、今まで空港でそういういろんな聞き取りをしました。意外とですね、ホテルからお土産としてクワガタを貰いましたというのも、多々あるようです。これは、現場の方のお話です。これ、言いますよと言って、いいですって言うから。いろいろ聞きましたら、何か、まさかホテルでそういうクワガタを飼っているんじゃないだろうねと思い、それ、中身は分かりません。そういうので、お土産として小さなお子さんがあつたら、クワガタ、どっか分かりませんが、そうすると、やっぱり空港でトラブルになりますよね。子供さんが貰った、お土産に貰ったということ、ありますので。これは、あくまで空港における、一つの職員のお話ですので、観光関係をこれからいろいろと、世界自然遺産に絡めていろんな形をつくっていかねばいけないと思いますので、こういうところまで、観光物産連盟、協会、いろいろ含めて、観光

されるお客さんの方々に、お土産の中にこういう子供さんが喜ぶようなことを、少し考えていただくことも、それルールとして守らなければいけないじゃないかと思うんですね。いろいろなところ、あるみたいです。小さなゴキブリで奄美は有名なんだって。そんなの見たことないですけども。奄美に小さなゴキブリがおる。みんな、喜んで持って帰ると。それから、いろんな形がしっかりしていないようですけれども、昆虫の標本だったらOKだと。これ、亡くなった、死んだらいいのかと、どうでもなるわけですね。ですから、こういうのも、一つの整理をして、やはり、今後、この世界自然遺産登録になった暁でありますので、この持ち出しっていうのも考えながら、こういうことにも十分、奄美の観光の拡大に含めても、やっぱりこういうこともしっかりと、最初で守る。順守することを理解してもらって、島内に入っていていただく。観光しながらも、そういうことはできませんねっていうことまでしっかりと、盗掘、いろんな植物にしても、取ったらいけませんよっていうのも、しっかりと理解してもらわなければいけないと、このように思っておりますが、その辺のことは、総務か、こっちか、せっかく出たので、何か答弁できますか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 今、お尋ねの件につきまして、盗採、盗掘に関しましては、そういう防止関係のポスター等もございまして、それは空港はじめ、観光施設等にもその盗採防止キャンペーンのポスターがあると思います。今、おっしゃったようなの、自分、初めて聞きましたけれども、そういうことも含めて、奄美市や観光物産連盟と、まず、情報共有しながら、どういった形で、そういう対策、また、練っていくのかも含めて、今後、こちらとしても、観光関係業者等もしっかりと綿密に連携を取りながら、そしてまた、環境省、そういったところとも、県とも、また、連携を図りながら、対策を取れる場合には、また、取っていききたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

17番（伊東隆吉君） はい、ありがとうございます。やっぱり大変重要なことではないかなと思いますので、今回、これを取り上げさせていただきましたので、どうぞ、担当課においたら、是非とも環境省等含め、県も含めて、そういう形でしっかりと野生生物保護対策協議会の方々もしっかりとですね、論議をされて、体制を整えていただきたいと、こう思っておりますので、特に第一の要望は空港、名瀬港におけるチェック機能をしっかりと、環境省、これは環境省の仕事だと私は個人的に思っておりますので、そういうこともしっかりと、植物防疫に関してはあるのに、なぜ、これもないんだということも、一旦、ちょっと疑問になりますので、是非とも捉えて、頑張ってくださいと思います。

次の質問に移ります。新型コロナウイルスでございますが、これ、皆さん、各議員聞かれておりますが、時間がありますのでお伺いしますね、はい。奄美市の先月の感染者は、先ほど来出ております、141名。7月の5人に対して、何と28倍なんです。28倍と爆発的に拡大しました。これは、新聞でも言われているようですが、夏休みやお盆で来島者が増えたことも、その要因の一つと考えられると思います。家庭内感染もいろいろと出ているようで、大変憂いところでございますが、この本市におけるコロナの感染者数の、いわゆる現状ということで、この推移をお示し、まず、いただきたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 新型コロナのこれまでの経緯等について、お答えいたします。本市では令和2年4月17日に初めて感染が確認され、9月6日現在、350名の感染者が発生しております。昨年度は、4月下旬に初めて感染者が確認されてから、12月までは感染者が発生しておりません。しかしながら、年末年始の人の動きに伴い、12月から1月にかけて感染者が増加いたしました。本年度に入りましては、4月に市内での初のクラスターが発生し、県の時短要請の対象地域となり、多くの飲食店の御協力をいただいたところでございます。第5波と言われる8月以降につきましては、感染者が急増いたしておりますが、これは夏休みやお盆など人の動きが活発化したことによるものと併せまして、感染力の高い変異株への置き換わりによるものだと考えております。傾向といたしましては、感染

した若い世代から家庭内感染が広がり、全世代にわたって感染が増えてきている状況でございます。現在、県がまん延防止重点措置の適用となり、8月20日から飲食店の営業時間の短縮要請のお願いを県内全域に拡大し、本市の多くの飲食店に御協力いただいております。しかしながら、未だ感染が続いている状況でございます。本市といたしましては、8月以降、行っている対策といたしまして、来島される方に対しましては、島を守るためのお願いとして、基本的な感染防止対策と受診相談センターへの連絡先を記載いたしました名刺サイズのカードを作成し、宿泊施設とレンタカー事業所へ配布を行い、感染防止対策の呼び掛けを行っております。また、全市民や事業所の皆様に対しましては、ポスターやチラシ、ラジオや防災無線など、様々な手段で感染防止対策の徹底をお願いしているところでございます。市といたしましては、今後とも基本的な対策をお一人お一人しっかりと実践していただくこと。職場や事業者が感染対策を徹底していただくこと。また、体調が悪いときは人との接触を避け、速やかに相談することなどを、今後とも全庁的に周知、啓発を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

17番（伊東隆吉君） 今、部長が、今、お話されたとおりが現状でございます。いわゆる350名、大変な数がどんどん増えておりますね。それで、これは先ほどの皆さんも聞かれましたが、本市における新型コロナワクチンの接種率。これは簡単に、先ほども伝えまして、ちょっと皆さんに知らしめる意味で、もう一度、お願いします。

保健福祉部長（山下能久君） ワクチンの接種状況についてお答えいたします。まず、2回接種の接種率につきましては、市全体で63.2パーセントでございます。また、8月25日から12歳から15歳の接種予約受付も始まり、最終的な接種見込は市全体で73.7パーセントを見込んでおります。集団接種は10月で終了し、その後は病院、診療所などでの個別接種に移行する計画としております。以上でございます。

17番（伊東隆吉君） ありがとうございます。かなり、63.2パーセントですので、かなり推移していることは分かっております。そして、最終的な目的が73.7パーセントということですね。100パーセントには、とてもじゃないけれども難しいと思いますけれども、いわゆるこの奄美市、これは本島で考えるのが本当、実勢かもしれませんけれども、奄美市の人口の約4万2,000、そして、12歳未満はノーです。いわゆる12歳以上から高齢者も含めて、これが終わるのが73パーセント以上になったときの、ワクチン接種が完了した際、これは今年度中には行いうると思うんですけれども、ワクチンの効果というのを、100パーとは言えませんが、やっぱりワクチン2回打つても、いろいろと具合が悪くなる人もいるようですが、いわゆる市の担当に聞くのも酷な話かもしれませんけれども、この73.7パーセントに完了した際、感染率のどれぐらい防げると考えていますか。

保健福祉部長（山下能久君） ワクチン接種率が73.7パーセントになったときの、市内の感染の状況ということでございますが、ワクチンにつきましては、2回接種ということで、発症予防効果と重症化予防効果、これが90パーセントを超えと言われております。実際、2回接種をされた方でも、全国では感染している状況でございますが、発症しない、重症化しないということで、医療体制の逼迫を下げる効果があると認識しております。また、70パーセントを超えますと、60パーセントから、70パーセントですかね、集団免疫ということにつながり、接種しない方も、事情によりできない方も守られるという効果がございますので、これからも、今現在、73.7パーセントなんですけれども、それ以上の接種率を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

17番（伊東隆吉君） もう是非、効果を期待しながら、頑張っていただきたいと思います。

それで、次に、本市の医療体制、宿泊、医療、自宅待機を含めて、やはり逼迫度っていうのが少し気になるところでございますので、これをちょっと、簡略にちょっと答弁してもらいませんか。この第3番のほうですね。医療体制と、その逼迫度。

保健福祉部長（山下能久君） 医療体制の逼迫度についてお答えいたします。各地区ごとの入院数、宿泊療養所入所者数、自宅待機者については、県が公表しないため、具体的な把握はできておりません。保健所にお伺いしましたところ、大変厳しい状況にあると伺っているところでございます。以上でございます。

17番（伊東隆吉君） 分かりました。これは先ほど、同僚議員が聞いて、いろいろあると思いますが、自宅待機の件はなかなか表に出てこないというのもあるようでございますので、それは、その辺、理解したいと思います。

それでは、その最後にですね、今回、この8月20日から9月の12日の間、奄美市はまん延防止等重点措置の区域外となりました。市内飲食店において、時短営業の要請に関し、営業の選択にばらつきが見えております。この件に関して、当局の見解を、まずはお伺いしたいと思います。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 先月、17日にまん延防止等重点措置区域に鹿児島県が追加され、措置区域及び措置区域以外の県内の全市町村に対しまして、議員おっしゃいましたとおり、8月20日から9月12日の間で、飲食店に対する営業時間の短縮等の要請が発出されたところでございます。議員御案内のとおり、まん延防止等重点措置区域につきましては、都道府県知事は営業時間の短縮、また、まん延防止するために必要な措置を講じるよう要請ができ、また、正当な理由なくこれに応じない場合の命令、命令に違反した場合の罰則がございます。一方、本市を含めた措置区域以外の地域に発出されております営業時間の短縮要請につきましては、あくまで要請に留まるものであり、法的強制力はございません。今回、本市の飲食店の営業状況にばらつきが散見されるということでございますが、本市における感染者数も増加に転じていたことから、今回の県の時短要請発表があつて、速やかに奄美市社交飲食業組合、奄美大島商工会議所、あまみ商工会等関係団体に対し、情報、資料の提供を行い、感染拡大防止を徹底する点からも、時短要請に関する周知を図ったところでございます。また、併せまして、県におきましては時短要請に係る調査費用も予算化をいたしており、時短要請協力店舗等に対する調査等を行うと伺っております。今後も引き続き、県を含め、関係各所と情報を共有しながら、感染拡大の防止に尽力してまいりますので、御理解、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

17番（伊東隆吉君） 通常のこの答弁でございますけれどもね、現状で、私は、今回、これ取り上げたのは、屋仁川界限、歩いてごらんない、皆さん。このまん延防止特別措置法の第24条の第9項、これに基づいて、鹿児島県がこの権利があります。区域外にした、そのために、時短営業で閉めている店もあるけれども、開けている店もあるんです。要するに、どういうことかという、縛りが無いからお店開けるんです。どうぞ、自由に開けていいですよ。これが、県の今回の要請です。従って、屋仁川の社交飲食業界では、一応文書を出したようでございます。ところが、そこには協力しようというので、書いてあります。ところが、法律上は開けてもいいんですねと、こういう形で、今回、それで人流を防げなければいけない。やはり、いかがなものかと思って、私は、業界からすれば、それ、開けたい気持ちは分かります。先渡しで30万円あげてどうこうっていう、ありますけれども、それで賄えられる店舗もありますけれども、そうでない店舗もたくさんあるんです。私、申し上げたいのは、今回、コロナで苦勞されている、担当部局も一生懸命頑張っているのにも関わらず、なかなか減らない。なぜか。人流を防げなければいけないのは、本当はロックダウンでもしてほしいというような気持ち

は、裏腹にあります。ところが、今の法律ではできない可能性がある。だけど、それでいいのかということ、今回、これがもろに、屋仁川の、いわゆる飲食店で出たのでございます。あの通りで煌々と営業して、別にいいわけですから。ところが、県はお願いします。こういうことを含めて、私がちゃんとこのコロナ対策というのは、やはり権限を持っている県はもっとしっかりした形のものをやっていただきたいと、こういうことが普通の考えじゃないかと思うものですから、この法律というのは、この特措法第24条の第9項、守ってもいいし守らなくてもいいし、やり方自体がおかしいと思って、この質問を当局に投げかけたものでございますので、回答は特に難しいと思います。今の現状を私は申し上げておりますので。開けとる店が悪いんじゃないんです。開けてもいいっていうところが、私は考えなければいけないんじゃないかと、こう思っておりますので、担当部局、そして、特にこのまん延に關しての都道府県知事に関しては、しっかりと現状を把握していただきたい、そう思っておりますので、今回、あげましたので、どうぞ御理解ください。以上で終わります。

副議長（奥 輝人君） 以上で、自由民主党 伊東隆吉君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後4時、再開いたします。（午後3時45分）

○

副議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後4時00分）

引き続き、一般質問を行います。

公明党 橋口耕太郎君の発言を許可いたします。

なお、橋口耕太郎君から質疑中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

8番（橋口耕太郎君） 市民の皆様、議場の皆様、そして、中継を御覧の皆様、こんにちは。公明党の橋口耕太郎です。一般質問2日目、最後の登壇となりました。どうぞ最後までお付き合い、よろしくお願いいたします。

まず初めに、大変恐縮でございますが、質問順の変更をお願いいたします。主題の1、水害対策、防災対策についてを2に。2の新型コロナウイルス感染症の本市の傾向についてを1へ変更をお願いいたします。

それでは、質問に入る前に少々所見を述べたいと思います。6月の第2回定例会終了後から休会中の約2か月間、様々なことが起こりました。特に7月3日に発生した静岡県熱海市での土石流災害の映像が強烈に脳裏に残っています。死者22名、現在、行方不明者1名の捜索が続いております。また、8月中旬には鹿児島県、九州、西日本、東日本などで記録的な豪雨に見舞われました。近年の豪雨災害は忘れた頃にやってくるのではなく、明日、明後日にも突然やってくると表現してもおかしくない状況だと思います。今回の質問の中にも関連した質問を準備しております。のちほど、議論をさせていただきます。改めまして、このたびの災害でお亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災した全ての皆様に対し、お見舞いを申し上げます。そのような中、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されました。スポーツを見るのが大好きな私は、選手たちの健闘を願い、一生懸命応援しました。特に印象に残っているのは、男子柔道73キロ級でオリンピック2連覇を達成した大野将平選手が優勝後のインタビューで、開催に賛否両論があることは理解しています。ですが、我々アスリートの姿を見て、何か心が動く瞬間があれば、本当に光栄に思いますという言葉でした。私は心が動きました。皆さんも心が動いたのではないかと思います。日本中がコロナ禍の中で大変な状況でありましたが、オリンピック、パラリンピアンたちが私たちに勇気と希望を与えてくれたと思います。本当にお疲れ様でしたと申しあげまして、質問に入ります。これまでの同僚議員と重複した質問もありますが、私なりに違う角度で質問をさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、順次質問してまいります。

質問の1、新型コロナウイルス感染症の本市の傾向についてであります。（1）連日、地元紙で感染者の情報

が伝えられておりますが、直近の本市の感染状況、傾向はいかがかという質問です。同僚議員からの質問もございましたが、改めて質問させていただきます。奄美群島の独自の警戒レベルで、今日現在、沖永良部島のレベル2以外は全ての島でレベル5となっています。御承知のとおり、新型コロナ感染症に対する医療機関は、各島とも少ないわけで、感染者が増えると必然的に病床が逼迫するため、各市町村で来島自粛や感染予防対策など、様々な方法で周知徹底を呼び掛けております。全国的にも、感染爆発という言葉が出てくるほど、危機的な状況であることは間違いありません。一刻も早く収束を願うばかりですが、そこで、本市の最新の状況を基に確認をさせてください。①感染者の年齢構成はどのようになっていますかという質問ですが、先ほど年代別に率を、部長の方が申し上げておりましたけれども、ちょっと私のほうが聞き取りが上手くできなかったので、再度、年齢構成の状況をお示してください。以下の質問からは発言席にて行います。

副議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

保健福祉部長（山下能久君） それでは、感染者の年齢構成についてお答えいたします。市の感染者につきましては、9月6日現在、350名となっております。年齢構成につきましては、30代が21.1パーセントと一番多く、次いで20代が14.3パーセント。次に、40代が13.7パーセント。60代が12.3パーセント。50代が10.9パーセント。次に、10代が8.6パーセント。80代、6.6パーセント。70代、5.1パーセント。10歳未満、4パーセント。最後に90代以上が3.4パーセントとなっております。現在、第5波と言われており、本市でも8月の感染者がこれまでで一番多い状況でございます。その特徴といたしましては、20代の若い世代から感染が増え、徐々に幅広い世代へと広がってきた状況でございます。その中で、10代や10歳未満の子供への感染も増えてきております。また、8月28日に本市2例目となる医療機関でのクラスター発生以後は、高齢者の割合が増えてきている状況でございます。以上でございます。

8番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。30代が21.1、20代が14.3、40代が13.7、これ、合計すると49.1パーセントになります。半分は20代、30代、40代で占めているという形になりますね。分かりました。ヒアリング、聞き取りの中で少し気になった点がありまして、全体の奄美市の感染者があります。その中で、入院された方、宿泊療養施設に入った方、自宅待機者、あると思うんですけれども、それぞれの人数が分かるのかどうか。昨日の質問でも同じような質問があったかと思いますが、改めてお聞かせください。お願いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。感染者のうち、入院患者、宿泊療養所、自宅待機者についての人数についてお答えいたします。本市における入院患者数や宿泊療養施設への入所者数、また、自宅待機者数につきましては、把握できておりません。理由といたしましては、それぞれの人数について、県全体では毎日発表されておりますが、市町村単位では公表していないためでございます。以上でございます。

8番（橋口耕太郎君） 奄美市全体では何人とも出るけれども、うち入院が何名、宿泊施設が何名、自宅待機が何名とか出ないということ。県が発表していないから分からないということよろしいですね。

保健福祉部長（山下能久君） 県のほうでは、毎日感染者の情報を発表しております。その中で、その日の医療機関の入所者数、自宅待機数、宿泊療養施設の入所者数については発表しておりますが、その日現在の入院、入所、自宅待機の数の総計については発表していないというところでございます。

8 番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。心配しているのがですね、入院、宿泊療養者については、食事なりがきちんとできると思うんですけれども、自宅待機者に関しては、なかなかそれがですね、できていない方もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思うんですよね。それ、県が公表していないわけですが、理由は恐らく個人情報と言いますか、住所氏名が分かれますと、いろいろと問題があるということなんでしょうけれども、実際、私の知り合いで東京に娘さんがいらっしゃるで、独身で、コロナに感染して、軽度だったんで自宅にいたと。ただ、熱も少し出たりして、でも、一歩も外に出られないわけで。たまたま食料があまりなくて苦労したんですけれども、近くのコンビニがですね、配達をするサービスをしていて、玄関のノブに引っ掛けていくと、そういったことをして、2日、3日、やり過ごしたという方がいらっしゃいます。奄美市でも、ほかの市町村でもそうなんでしょうけれども、自宅待機者が、僕は一番心配してまして、その点ですね。昨日からの質問を、中を聞いてみますと、県はそこまで確認をして、自宅待機者を決めているというふうに思ったんですけれども、そういう形で間違いないでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。自宅待機者に対する支援につきましては、食事や生活の支援が必要になってこないのかということでございますが、市としても気になっているところでございます。保健所からは、入院、入所、自宅待機の調整を行う際に、年齢や健康状態だけではなく、近隣にお住いの親族による生活の支援が得られる状態にあるかどうかも含めて、調整を行っているため、今のところ、支援が必要な方はいらっしゃらないとお伺いしております。今後、支援が必要な状況がございましたら、速やかに市としての支援が行えるよう、今後とも保健所と連携を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

8 番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。もう少し深く議論させていただきたいんですけれども、例えば、家庭内感染が、今、奄美市では傾向的に多いというふうに聞いていますけれども、3人家族、御夫婦がいてお子さんが1人いらっしゃる家庭があったとします。お父さんが感染をしたと。但し、軽度なので自宅待機になったと。帰った場合、奥様とお子さんとうつつ可能性が、当然、ありますよね。そういう方が、避難ができる、そういった制度というか仕組みっていうのは、奄美市では準備はしていないのでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。家庭内で陽性になられた方がいらっしゃるで、また、合わせて陰性になられた方がいらっしゃる場合、やっぱり感染のリスクが高いと考えております。そのような中でですね、市といたしましては、避難住宅の整備をしておりますで、現在、3戸、整備をしているんですけれども、その中の2戸に、自宅待機における陰性になられた方、この方を2人、住宅のほうで生活をしていただいているという状況でございます。

8 番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。3戸準備していて、今、2戸、利用しているということですね、分かりました。国もですね、自宅療養者の件については、議論を、今、してまして、8月25日の衆院厚生労働委員会です、我が党の高木議員が聞いた内容なんですけれども、自宅療養者への支援に関して、見守りや生活物資配布などが必要な感染者の情報、氏名、住所などが保健所から市町村に共有されていないケースがあり、支援したくてもできていないという自治体の声も聞いていると指摘をして、厚労大臣は、各自治体に事務連絡を出して、連携が取れるように徹底をしたいという答弁をされたりしております。当然、入院患者が一杯になって、次、療養施設、その次は自宅待機という順番になるんでしょうけれども、そこら辺がやはりしっかりしていないと、もし感染したとしてもですね、落ちていて療養できない状態であれば、御家族も含めて、大変だと思いますので、そこら辺、難しいかもわかりませんが、引き続きですね、保健所等と連絡をとって、連携をとってやっていただきたい

と思います。

次の質問に行きます。質問の2，②ですね，観光客や島外からのいわゆる入り込みの方ですね，帰省客も含めて，仕事の方も含めまして，入り込みの方の感染状況はいかがですかという質問です。把握できていれば，お示してください。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。観光客や帰省の方などの感染状況について，お答えいたします。観光客や帰省されてきた方など，本市に住所がない方が，本市の滞在中に感染が確認された場合は，その住所がある自治体名での発表となりますが，保健所からの情報提供により把握しております。8月中に把握している島外者の感染者数は15名でございます。感染が確認された方の中には，ワクチン接種を済ませていたり，PCR検査を受け陰性だった方もいらっしゃるかと伺っております。ワクチン接種やPCR結果で陰性ということで，島に入られても，引き続き感染防止対策を徹底していただくことが重要であり，周知等を行っているところでございます。

8番（橋口耕太郎君） 8月は141名でしたので，そのうち15名は本市に住所がないということでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） 8月の141名の中には，この15名は含まれておりません。

8番（橋口耕太郎君） それぞれの自治体名で発表するっていうことになっているから，141の中に入らないということですね。分かりました。やはりPCR検査を受けて陰性であった方，ワクチン接種が終わっている方でも，そういう，やっぱり感染するケースがあるということが分かりましたので，はい，ありがとうございました。

次に，質問の③，濃厚接触者の健康状態の観察や経過で，何か特徴的なケース，名瀬保健所からお聞きしているケースなどがあれば，示していただきたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。最近における感染状況の特徴といたしましては，濃厚接触者として検査を受けた方が陰性となり，その後，2週間の健康観察中に体調不良となり，PCR検査を再度行った結果，陽性となったケースが数名確認されております。これまでもこのようなケースがございましたが，健康観察期間の後半である，あと3日から4日で終了するという段階において陽性となる事例については，これまでなかったことでございます。このようなことから，2週間の健康観察期間は気を緩めることなく，人と人との接触を避け，体調に留意しながら過ごすことが非常に重要だと考えております。

8番（橋口耕太郎君） 2週間の健康観察のうち，10日ぐらい経って，あるいは11日ぐらい経って，もう一度検査をしたら陽性になった方がいるってことですよね。なかなか，やはり見えないウイルスなので，何とも言い難いんですけども，そういったケースがあるということは，部長が，今，おっしゃったように，陰性であってもしっかりこう，できるだけ外出をしないと，もちろん，手洗い，うがい，マスク，消毒，そういったこともしっかりとしないと，やはりそういうケースがある。これ，潜伏期間が長いとか短いとか，そういうのはあまり関係ないんですかね。例えば，その人によって，健康観察がスタートしました。外には一歩も出ていませんと。13日，10日後ぐらいに，おかしいなということになったのか，そうじゃないのかって，そういうことは分かりますか，中身のな。

保健福祉部長（山下能久君） 新型コロナの潜伏期間につきましては，2週間とされております。今回，この特徴的なケースにつきましては，何が原因かというのは，ちょっと確認できていない状況でござ

います。

8 番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。次の質問に行きます。④名瀬保健所との連携はどのように図っているかということですが、当然、担当課、健康増進課ですかね、しょっちゅう、頻繁に連絡を取り合いながらされていると思いますけれども、ほかに何か保健所と連携をしたりしている項目があったら、お示ししてください。

保健福祉部長（山下能久君） 名瀬保健所との連携について、お答えいたします。新型コロナの感染症対策を行うに当たりましては、名瀬保健所からの情報を含めた連携は非常に重要で欠かせないものと考えております。奄美大島5市町村において策定しております奄美大島新型コロナ警戒レベルの検討におきましても、現在、確認されている感染の拡大の恐れがあるのか。また、医療体制の状況につきましても、逼迫度が高いのか、低いのかななどの情報や助言をいただきながら、レベルを決定しているところでございます。本市における感染状況につきましても、感染拡大防止の対策につなげるために必要な情報については、県から発表される感染状況の分析や、名瀬保健所への状況確認などを行いながら、市としての対策につなげております。また、感染者の急増に伴い、保健所業務の負担も増えてきていることから、名瀬保健所から職員派遣の依頼があり、保健師1名を8月24日から9月3日までの平日、毎日派遣し、濃厚接触者等への電話による健康観察を中心に、支援業務を行ってまいりました。今後とも、市としての協力を含め、連携を強化しながら、感染拡大防止へ取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

8 番（橋口耕太郎君） レベル決定の折にも、保健所との情報をしっかりと取りながら決定しているということですし、また、職員を1人、24日から、先週の金曜日までですかね、派遣をしていたということですが、しっかりと連携がとられていることが分かりました。本当にもう、このコロナ収束はですね、先ほど来、部長がワクチンのこともお話されていましたが、集団免疫ができれば、多少はですね、いい方向に向かっていくのではないかなと思いますけれども、但し、12月がもうすぐやってきます。やっぱり年末年始、人が当然動きますよね。そういったところが、すぐまだ心配ではありますけれども、もう、とにかくできることをやっていくしかないと思いますし、また、我々も手洗い、うがい、マスク、消毒、そういったことをしっかりと徹底をしてやっていきたいというふうに思いますし、また、引き続き行政のほうとしてもですね、その周知徹底をですね、呼び掛けていただきたいというふうに思います。以上で、1番の質問は終わらせていただきます。

次に、2番、水害対策、防災対策についてお伺いをしていきます。（1）これまでの水害対策は国や自治体が主体的に取り組んできましたが、昨今の豪雨による災害で、国は流域治水という考え方へシフトをしております。本市での流域治水への考え方はいかがかという質問であります。ここで、ちょっと答弁いただく前に、少し図を示したいと思います。よろしくお願いします。これ、国交省の流域治水部会という会の資料なんですけれども、上のほうに流域治水とは何ですかというふうに、青い帯の文字が入っておりますが、その四角の中ですね、読み上げます。あらゆる関係者、国、都道府県、市町村、企業、住民等により、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策。②被害対象を減少させるための対策。③被害の軽減、早期復旧、復興のための対策をハード、ソフト一体で多層的に進めるとあります。ちょっともう、難しい言葉がいっぱい並ぶので、いろいろ調べたらですね、NHKの7月に放送されました、流域治水に関するテレビ放送があったんですけれども、簡単に言いますと、水が溢れることを前提にして、水が溜められる場所をたくさん確保したり、危険な場所へ住まないようにしたり、あらゆる対策を組み合わせ、被害を小さくしようという考え方というふうになりました。これ、これから、さっき、冒頭にも申し上げましたが、豪雨災害っていうのは、もう本当に突然、おそらくやってくると思います。でも、こういった考え方が、これ、都会のですね、大きな河川、県を跨ぐ

ような河川の考え方が中心になっているとは思いますが、本市がこの流域治水に対してどういう考え方を持っていられるかということを質問させていただきます。お願いします。

市長（朝山 毅君） それでは、橋口議員にお答えいたします。流域治水については、ただいま御紹介をいただきましたが、まさにそのとおりでございます。県におきましては、奄美市管内2級河川5水系を含む30水系で流域河川プロジェクトを策定することといたしております。そのうち、住用川についても、豪雨などにより甚大な被害が発生したことを踏まえ、事前防災対策を進めるため、協議会を設置し、今、お話ありました、ハード、ソフト一体となった、住用川水系流域治水プロジェクトを策定中で、今後、県のホームページで公表される予定になっております。市といたしましても、平成22年の豪雨災害を教訓に、西仲間、石原地区において、内水対策といたしまして、排水機場を整備しておりますが、今後も河川整備や浚渫工事を推進するとともに、県や地域住民と協働して、安全・安心な地域づくりに向け、治水対策を進めてまいりたいと存じますので、どうか御理解と御協力、よろしくお願い申し上げます。

8番（橋口耕太郎君） 住用の水域がプロジェクトの対象に、今、なっているということです。市長からありましたように、西仲間ですね、排水機場を設置して、向こうが一番、水が、低い土地で水が一番流れてきて、そこに一旦溜めて、一気に水を出すというのも、当然、冠水の対策として、これから役に立つ施設だと思えますし、この流域治水という考え方は最近出てきたんですけれども、先持ってそれを実際に住用川のところでやっているということで、理解をしたいと思います。私たちですね、公明党は次期衆院選の政策パンフレットがあるんですけれども、世界一災害に強い防災大国へと題しまして、この流域治水についても明文化をこの中にしています。これまでの治水対策は、国や地方自治体が担ってきましたけれども、先ほど冒頭で説明しましたとおり、それだけでは対応しきれない現状が、もう実際に起こっております。国、自治体に加えて、企業、住民が一体となって取り組むことが、被害を最小限に食い止めることにつながっていくと思います。今後、各地で起こる災害を自分事と捉えて、自分たちのところで起きたらどう対応するかという意識ももちろん必要ですけれども、この流域治水という新しい考え方を学んでいくことによって、防災に関する、防災と言いますか減災ですね、被害をいかに最小限に食い止めるかという考え方が大きいと思いますけれども、これらに関する知識を、これからも深めていきたいと思います。

次の質問に移ります。（2）ですね、災害時の情報伝達の有効な手段として防災ラジオがありますが、この防災ラジオを有償で配布、運用を検討できないかという質問であります。これまでに同僚議員からですね、同じような質問が、過去、ありましたが、当時の答弁では、なかなかですね、費用的な部分もあるでしょうし、あるんでしょうが、明快な答えは返ってこなかったのではないかなというふうに記憶をしております。ここで、ちょっと答弁をいただく前に、また、資料を示したいと思います。お願いします。これ、我々の公明新聞の記事なんですけれども、黒いところだけ見ていただきたいんですが、市民へ確実に情報伝達ということで、右の帯はですね、水害での逃げ遅れを教訓に、防災ラジオ配布、上げてください、運用、一番下の文字が、豪雨時の防災行政無線、聞き取りづらかったということです。ちょっと、新聞の中身を少し紹介しますが、これ、茨城県の常総市の話です。約6年前の2015年9月、鬼怒川の堤防決壊により、市域の3分の1が浸水する被害を受け、約4,300人が逃げ遅れて救助されました。防災行政無線が聞き取りづらく、市民に正確な情報が届かなかったという教訓を生かして、常総市ではこのほど、防災ラジオ4,000台を有償、1台約3,000円で配布、運用を始めたという記事です。続いて、この記事では、今回、この防災ラジオを導入した背景には、当時の災害時に防災行政無線子局屋外スピーカーなどで発信していた災害情報が住民に伝わらなかったこと。それらの市民の声を受けて、2018年度から総務省と連携し、災害情報伝達手段の高度化事業の実証事業の運用を開始したと。また、2018年1月から2月にかけて東北大学と実施した、市

における防災情報に関する市民アンケートでは、戸別受信機の一般世帯導入を求める声が多く集まっていた。8月1日現在で、これまでに市民から約3,600台の申請があったとあります。奄美市でも、戸別受信機を一定数確保して運用していると思いますけれども、この記事のように有償でも配布、運用を検討できないか、御見解をお願いします。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。議員御紹介の防災ラジオにつきましては、戸別受信機に近い役割を果たすことができるものと理解をしております。アナログ電波を使うことにより、新たな配信局、中継局等の設置が不要であり、戸別受信機より安価に整備可能である反面、防災行政無線のように地域を指定した放送、それから、普段の行政連絡放送ができない面もあるようでございます。本市の災害情報伝達につきましては、市民へより確実に情報を伝えられるよう、防災行政無線、戸別受信機のほか、ラジオの割り込み放送、携帯電話のエリアメール等々、様々な機器、メディア、団体、活用して、情報伝達を行っているところでございます。この防災ラジオの件につきましてですけれども、防災関連機器につきましては、この防災ラジオを含め、日々新たな機器が、現在、更新を図られている状況でございます。我々もメーカーから直接、新しい機器の説明なども受けている状況でございます。これらの更新状況なども踏まえまして、より機能的な機器の導入が、含めて、導入できないか。これ、また計画的に検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

8番（橋口耕太郎君） 一歩進んだ答弁に聞こえました、部長。恐らく、奄美市の高齢化率は、今、30パーセントぐらいですから、恐らく高齢者自体は1万2,000から1万3,000人ぐらい。世帯数でいくと、少し減って、7,000とか8,000とか、恐らくそういう世帯数だと思いますが、今、確か戸別受信機は1,000台、1,000ちょっと、台数的にはですね。今、固定してある方が、もしいらなくなった場合、次の希望している方にこう入れるという仕組みだと思いますけれども、全部が全部ですね、行政が持つのではなくて、こういった有償。例えば、奄美市で4,000台を購入するとなれば、恐らくスケールメリットとかも出て、安価で少し入るのではないかなと、個人的には思ったりするんですけれども、そういったことも、そろそろ考えてもいいのではないかなというふうに思いますし、先ほどの記事で、大学と連携してアンケートを採ったということがありますが、部長、少し前向きな答弁と、私は受け止めたんですけれども、こういった、まず、アンケートなどを採ってですね、人数を把握するという、そういったことは考えていませんか、お願いします。

総務部長（三原裕樹君） アンケートにつきましても、一つの方法かと思しますので、検討させていただきたいと思っております。それから、戸別受信機につきましては、区長さんであったりとか、難視聴区域であったりとか、消防団の方々に、今現在、付けている状況でございます。大体1台3万5,000円程度いたしますので、これを全戸数準備するっていうのは、現実的にちょっと厳しい状況があるんじゃないかというふうに思っております。そういう意味で、防災ラジオ、3,000円程度ということではありますし、また、新しい機器もですね、いろんなのが、今、ちょっと開発をされている状況でございますので、運用となりますと、幾らか住民の御負担もいただきながら、それもアンケート、そういったものをして、確認をしながら、状況把握に努めていきたいというふうに考えております。

8番（橋口耕太郎君） はい、是非ですね、今、部長がおっしゃったように、日々、技術が、商品の内容がですね、いいものができあがっていくという面もあるでしょうし、タイミングもなかなか難しいかもしれないけれども、奄美は台風が常襲地帯ですし、風だと全然音、聞こえませぬのでね。防災無線は全く聞こえませぬので、やはりこういった、こう細かい施策もですね、検討する時期に入ってきているのではないかなというふうに思います。最近、お隣の龍郷町に行く機会が多いんですけれども、高齢者世帯にはですね、あれは何ですかね、分かりませぬけれども、町長が発声するのが直で入ってくるよう

な受信機が、高齢者世帯には付いていまして、議会の内容とかもですね、そこで放送したりしているらしいんですけども。本市は龍郷町と比べるとですね、圧倒的に世帯数が違いますので、それによって規模、金額も予算も違ってくると思いますが、是非、前向きにですね、もうそろそろ検討する時期に入ってきているのではないかなと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問に入ります。質問の3です。本島内で治療できない方への旅費助成についてということですが、（1）国指定の難病等で、本島内で治療ができず、本土の医療機関へ出向く際の旅費を助成できないかという質問です。ここでまた、画面で少し説明をさせていただきたいと思います。お願いします。これはですね、沖縄県の事業です。離島患者等通院費支援事業の概要ということで、一般財源で、令和元年が1,500万円ぐらい、令和2年が1,600万円ぐらい付いています。少し上げてもらえますか。実施主体が市町村で、もう少し上げてください。その点線で、枠、ちょっと見えにくいと思うんですけども、枠で括ってある石垣市から、一番下の与那国町まで、18の市町村に対して対象となるということで、左のほうには、3番ですけども、少し小さくて申し訳ないんですけども、対象者として、特定不妊治療を受ける夫婦、妊産婦、がん患者、子宮頸がん予防ワクチン接種後に多様な症状を呈している者、患者、小児慢性特定疾患児童等、指定難病患者、特定疾患患者、新型コロナウイルス感染症患者等とあります。こういった方々に、補助率2分の1で、通院に要する航路運賃、航空路運賃及び宿泊費の軽減に要する経費ということで、沖縄県が、今、平成29年、事業期間が平成29年度から実施をされております。これは県の事業、奄美市だけではないと思うんですけども、本土の病院に行って治療しなければならない方っていうのは、少なからずいると思います。今、説明したのは沖縄県の事業ですけども、市としてできることはないか。できなければ、県へ訴える必要があるのかどうか、御見解を示していただきたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、お答えいたします。議員御質問の通院のために、島外への治療が必要なため、旅費助成がないかということですが、18歳未満の方に対してなんですが、心身障害児療育旅費助成というものがございます。若干説明をいたしますが、これは県本土の医療機関に受診する際の心身障害児及び介護者について、奄美・鹿児島間の必要な旅費を助成するものです。船舶を利用した場合は2等客室の実費についての半額。航空機を利用した場合は、その実費の25パーセント、4分の1を助成をしております。先天性の疾患でありますとか、障害のリハビリなどの定期通院に利用されている状況でございます。本制度は、市内での治療が困難な難病についても対象としておりますが、先ほど申し上げたとおり、18歳未満に限って実施しているというところです。議員御質問の、国指定の難病等で本島内で治療ができない18歳以上の方については、どれだけの人数の方がいるのか、ニーズの把握が、まだ、できていないというのが正直なところでございます。なので、関係機関とですね、情報共有を図って、実態把握から行う必要があります。今後のことについてですが、議員御案内の他自治体の取組なども参考にしながら、県への要請が必要なのかどうかも含めて、研究課題としたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

8番（橋口耕太郎君） はい、18歳未満の方にはそういう制度が準備されているということですけども、なぜこの質問をしたかという、私の友人でですね、名瀬地区にお住まいの方がいらっしゃるんですけども、国指定の難病で、3週間に一度、鹿児島大学病院に治療で通ってらっしゃる方がいらっしゃいます。その方は、その治療を受けないと、最悪、死に至る可能性があるということで、昨年から通ってらっしゃいます。天候がよければ、沖縄・鹿児島航路の定期船で鹿児島市に入って、治療を受けて、そのまま夕方の定期船に乗って帰るというような行程で、今のところはですね、毎回治療に出ております。しかしながら、先月のように定期船が台風等の影響で欠航などが出ると、前泊、後泊、あるいは航空機での往復も考えなければなりません。昨日、この質問をですね、その方にするっていうふうにお話をしましたら、実は先月の台風のときですね、例の船が欠航したときですね、そのときは大変だったと

いうふうなことで、細かくはお聞きしませんでしたけれども、そういうことを話されておりました。その友人はですね、まだ若い方なんですけれども、この病気のために仕事をするのができません。現在、御両親の支援でなんとか通ってらっしゃいます。ただ、御両親は高齢の方で、年金を受給して生活をしておりましたが、この経済的負担を補うために、お父さんがパートなどで交通費を捻出しておられます。このような方ですね、この友人の、私の友人のような方が、市内だけではなくてですね、あるいは島内に少なからずいらっしゃると思うんですよね。先ほど、所長に答弁していただきましたけれども、奄美市だけの問題ではないと思うんですが、広域的な部分、先ほどの沖縄県のように、県が実施すべきなのかもしれませんけれども、先ほど所長がおっしゃったニーズ、それから情報などを収集していただきまして、そして、一定数いるということが分かればですね、5市町村でも構いませんけれども、事業化できないかお願いしたいと思います。この件に対して、突然ですいませんが、市長、何か感想か御意見があれば、いただきたいんですけども、よろしいですか。

市長（朝山 毅君） ただいま、お話をお伺いいたしました。市といたしまして、どうするかということにつきまして、私は、これは金額の多寡は別にして、事業であります。事業は予算を伴うわけでありますので、辞めていくものが、このような厳粛なる議会において、言質を与えるということは大変おこがましいことであろうかと思っておりますので、やはり政策的な事業であるという趣旨を踏まえて、答弁、控えさせていただきますが、ただ、職員が申しあげましたように、まだ人員把握が十分にできていない。そしてまた、他の市町村の状況などなどを踏まえて、研究をしたいという答弁でありましたので、そのことを私は尊重したいと思います。ただ、議員がこの議場において質問なされたことは、担当の者がしっかりとらまえていると思っておりますので、私の意見としては控えさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

8 番（橋口耕太郎君） 突然の御指名で恐縮でした。ありがとうございます。先ほど、市長もおっしゃいましたけれども、恐らくですね、少なからずいらっしゃると思っております。是非、そういった調査、研究をしていただいて、これは広域的な部分だと思っておりますので、是非、県にですね、訴えていただいて。沖縄県も離島を抱えている県ですから、割とそういうところはですね、積極的にされる県だと、私は個人的に思っています。ただ、鹿児島県はですね、何かそこら辺が少し、結構離島を抱えているんですけども、弱いような気がするんです、個人的に。そういったことは、私どもの県議にもですね、事あるごとに言うことを、機会がありますので、言っておりますけれども、是非、事業化をしていただけるようお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。4、市職員の採用状況等について伺います。（1）直近の市職員の採用状況で、一般採用、キャリア採用、障害者等の採用の人数の推移はいかがかという質問でございます。今年度の採用試験の締め切りが8月の20日だったと思いますが、まずは今年度の応募人数、総数で構いませんけれども、お示しいただきたいと思っております。

総務部長（三原裕樹君） 応募状況についてお答えいたします。本年度の職員採用試験につきましては、7月16日から8月20日までを応募期間としておりました。その間の応募者数は、一般採用、民間経験者採用、いわゆるキャリア枠と言っておりますけれども、それから、障害者採用合わせまして122名の応募があったところでございます。

8 番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。これは、昨年より多いか少ないかっていうのは、部長、分かりますか。はい。

総務部長（三原裕樹君） 昨年度に比べると少ない応募となっております。

8 番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。では、直近で、採用者の人数ですね。それぞれ、採用された人数。それぞれをですね、一般と中途採用、キャリア採用ですね、と障害者採用、教えていただけますか。

総務部長（三原裕樹君） 採用状況についてお答えいたします。本市におきましては、一般事務をはじめ、保健師や土木技師、建築技師、幼稚園教諭、保育士といった技術職、また、障害者を対象とする選考。それから、それぞれの職種にキャリア枠を設け、幅広い人材、職種を募集をしているところでございます。そのような状況での御質問、直近3年の採用者数を申し上げますと、平成30年度実施試験におきましては、一般採用が36名、障害者採用は、採用はございませんでした。キャリア採用4名の合計40名でございます。次に、令和元年度につきましては、一般採用28名、障害者採用2名、キャリア採用4名の計34名。令和2年度につきましては、一般採用23名、障害者採用はございませんで、キャリア採用5名の計28名となっております。以上でございます。

8 番（橋口耕太郎君） 30年が合計40名で、令和元年が34名、令和2年が28名と。今年の応募総数122名ということですから、倍率で行きますと大体4倍から5倍、6倍と、そういったところですかね、倍率でいきますとね。市長が答弁の中でおっしゃっていました、合併から15年で職員が、もう半数以上、奄美市となつてからの採用という言葉をおっしゃってましたけれども、要は約600人のうち、半分はもう奄美市となつてからの採用だと思います。ここにいらっしゃる部課長、幹部の職員の方々は、もちろん昭和生まれの昭和入庁でしょうけれども、今の職員は平成生まれもたくさんいます。そういった意味で、時代の流れがものすごく早いのです、ジェンダー、いわゆるその世代間のギャップ、そういったものも非常にあると思います。そういった中で、職員採用もですね、中途採用も徐々に、最初は年齢が確か縛ってあったと、今、確か45歳ぐらいまで採用、いいんですよね、中途採用は。幅広い、世代別に、例えば、年、人数が凸凹していると、また、不具合があるでしょうから、そういったことも考えながら、恐らく採用されていると思いますけれども、そういうところを、まず、知りたくて、まず、1番を質問させていただきました。

次、質問の（2）その中で、キャリア採用の最近の傾向、前職の職種、年齢、男女別等はどのようになっているか、お示ししたいかと思います。

総務部長（三原裕樹君） キャリア採用について、お答えいたします。キャリア採用につきましては、平成23年度から募集を開始いたしまして、令和3年度採用、今年度採用ですね、までに、36名を採用いたしております。採用実績の傾向といたしましては、直近5年間で申し上げますと、年齢は32歳から45歳、平均いたしますと38.6歳というふうになっておりまして、男女比で申し上げますと男性6、女性4の割合になっております。それから、職歴につきましては、技術職では保健師や土木技師などの職種経験者。それから、一般職におきましては、民間企業における総務部門、営業部門、それから、システムエンジニア、教員、青年海外協力隊、公務員と多岐にわたり、その中で得た幅広い社会的知識、それから、豊富な経験を基に、即戦力として活躍をいただいております。今後もこれらの経験を有効に活用できるよう、職員構成、年齢構成含めましてですね、考慮しながら、適切な採用計画の下、積極的な募集を行ってまいりたいというふうに考えております。

8 番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。今、確か定員、自治体のボリュームに対する定員としては、少ない状況で、まだ、推移していますよね。全体の人数としては。分かりました。ここでまた、画面を使って紹介をしたいと思いますが、お願いします。これ、皆さん、見た方、いらっしゃるかと思いますが、佐賀県のですね、職員採用サイトの表紙です。最初、公務員という文字が出てきて、緑の帯が

出てきて、上にあの字が出てくるんですけども。ニュースの中身ですが、全国的に地方公務員の受験者数が減少傾向にある中、なんとなくなりたいで選ばれがちな公務員の固定観念を壊し、プロ集団の佐賀県職員として働く魅力を伝えるということでありました。次のページをお願いします。少し読みますね。佐賀県の採用職一覧に、公務員という文字は一つもないと。そこに並ぶのは、より良い佐賀をそれぞれの方法で目指そうとするプロフェッショナルたちの肩書です。あなたの知識や経験、技術、その武器が佐賀の武器になります。これ、2ページ目になります。次です、お願いします。これ、上のほうに、ちょっと見にくいかもしれませんが、緑の帯のところですね、左の方、女性、教育行政職って書いてあるんですけども、下のほうに私は公務員ですとあって、その上に青字で、見えにくいかもしれませんが、私は学校サポーターですって書いてあるんです。次の方が、農政職で、私は農業コンサルタントですって書いてあるんです。次が水産職で、私は海洋調査員ですって書いてあります。次は行政職で、私は人材マネージャーって書いてあります。次のページ、お願いします。次の方は行政職で、女性の方、左の女性の方ですね。私はユニバーサルプランナーですと。次の方、行政職。私は、これなんて読むんだろう、すいません、読めないです。次、行政職。私は防災管理士です。次、保健師職。私は健康カウンセラーですというふうに、これすごく面白いサイトだなというふうに思って、今年度から佐賀県で採用しているみたいですけども、ニュースの最後にですね、県の人事委員会によると、受験者数は年々減少していたが、サイトリニューアル後の本年度は、前年度比で大卒程度が40人増の491人、倍率も0.9倍増の6.3倍となったと。コロナの影響で地元志向が強まった背景もあるが、受験者から、採用サイトを見て魅力を感じたとの声も寄せられていると手ごたえを感じていました。今年からですね、佐賀県がこういう新しいサイトを立ち上げて、職員採用に力を入れているということで、私たちの公明党の佐賀県議に確認をしたら、まだ、今年からなので何とも言えないけれども、今、申し上げましたとおり、昨年度よりも受験者数が増えたということで、一定の効果があるということでした。特にUターン、Iターン者が多いらしくて、最近ですね。もう採用枠のバランスも、当然、あるんでしょうけれども、私は奄美市という大企業、奄美市の一番の企業、奄美市だと思っていますので、そこに就職したい方は、都会で生活をして暮らしている方の中にも大勢いらっしゃると思いますので、そういった、こういう工夫もですね、一つすると、受験者数が増えたりすることも考えられると思いますので、是非、一つ参考にしていただきたいと思います。

次に、質問の(3)です。市職員のメンタルヘルスケアについて。平成27年12月定例会で私が質問しましたが、その後、強化した点、あるいは変更した点等があれば、お示しをいただきたいと思います。当時の答弁では、抜粋ですけども、安全衛生委員会は保健師が中心となり、年4回開催していると。メンタルヘルスに関しては、国の指針を参考に審議している。具体的には、職員向けのメンタルヘルス研修会。臨床心理士による月2回の心の相談。時間外が多い職員への産業医による月1回の健康相談。メンタル不調により休んでいる職員に対する復職支援等の取組。その実績及び成果について、委員会で報告を行い、本市の実情に即した方策を模索するなど、職員のメンタルヘルスについて取り組んでいるとありました。質問から約6年が経過をしましたが、その後の取組について、伺います。お願いします。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。議員御承知のとおり、市職員の職場環境を安全で健康的に整えることに加えて、職員の心の健康づくりに取り組むことは、市の責務であり、重要な課題であると考えております。安全衛生委員会やメンタル不調者に対する復職支援等の対応につきましては、平成27年度以降も引き続き取り組んでいるところであり、特に取組を強化した点につきましては、2点ございます。まず、1点目が、個人での気付きの部分の強化でございます。市職員自身がメンタル不調に気付くことができるよう、ストレスチェックに合わせて、メンタルヘルスアンケートを実施し、早期の相談対応につなげております。2点目が、組織的な予防や早期対応についてでございます。職員が相談しやすい雰囲気を醸成するため、管理監督者向け研修、職場復帰支援などの職場環境整備についても取組

を強化しております。今後も産業医や医療機関等の専門家の支援をいただきながら、市職員のメンタルヘルスケアについて、予防や早期発見の取組に努めてまいりたいと考えおります。

8 番（橋口耕太郎君） 2点、個人的な気付きができるような体制と、あと、組織的な予防。こういったところを強化したということで、分かりました。私は市役所にですね、同級生が18名おります。私もいっぱいいろんな相談ができて、すごく頼もしい同級生なんですけれども、そういった同級生がですね、もし辞めるとなったときに、すごく心配になりますので。いつも話すのは、役所の職員、市役所の職員は、例えば水道課から福祉に行くと、全く畑、違いますよね。建設から税務に行っても、全く畑が違います。同じ、再就職するようなものだとは思っていて、すごいなと、同級生にはいつも話をするんですけども、そういった方が、せっかく4倍、5倍、6倍という競争率を超えてですね、入った職場で、ずっとやっぱり働いていただきたいということを強く思っていますので、是非、そういう環境をですね、引き続き、部課長中心につくっていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、朝山市長、残された約3か月弱でございますが、お体に十分に気を付けて、職責を全うしていただきたいと思います。残された期間、引き続き御指導、よろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

副議長（奥 輝人君） 以上で、公明党 橋口耕太郎君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。（午後4時59分）

第 3 回 定 例 会

令和 3 年 9 月 8 日

(第 4 日 目)

9月8日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
8 番	橋 口 耕 太 郎 君	9 番	栄 ヤ ス エ 君
10 番	大 迫 勝 史 君	11 番	松 山 さ お り 君
12 番	林 山 克 巳 君	13 番	西 公 郎 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	奥 輝 人 君
16 番	川 口 幸 義 君	17 番	伊 東 隆 吉 君
18 番	元 野 景 一 君	20 番	竹 山 耕 平 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

19 番 与 勝 広 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	向 井 渉 君	企画調整課長	國 分 正 大 君
プロジェクト推進 課 長	當 田 栄 仁 君	市 民 部 長	石 神 康 郎 君
市 民 課 長	麻 井 庄 二 君	国保年金課長	西 幸 一 郎 君
保健福祉部長	山 下 能 久 君	福祉事務所長	永 田 孝 一 君
福祉政策課長	寿 山 一 昭 君	健康増進課長	徳 永 明 子 君
商工観光情報部長	平 田 宏 尚 君	紬 観 光 課 長	川 畑 博 行 君
デジタル戦略課長	押 川 裕 也 君	農林水産部長	竹 元 康 晴 君
農林水産課長	用 稲 工 巳 君	上下水道部長	里 嘉 郎 君
教 育 部 長	徳 永 恵 三 君		

9月8日(4日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	島 袋	修 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田	忠 徳 君
-------------	-----	-----	------------------------------------	-----	-------

主 幹 兼 議 事 係 長	押 川	治 君	議 事 係 主 査	堀	健 太 郎 君
---------------	-----	-----	-----------	---	---------

副議長（奥 輝人君） おはようございます。ただいまの出席議員は１９人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

本日の議事日程は一般質問であります。

○

副議長（奥 輝人君） 日程に入ります。日程第１，一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて６０分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう時間配分をよろしくお願いいたします。

更に、当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、公明党 大迫勝史君の発言を許可いたします。

なお、大迫勝史君から質疑中の資料投影のため書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

１０番（大迫勝史君） 議場の皆様、おはようございます。公明党の大迫勝史です。令和３年第３回定例会一般質問最終日となりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。質問の前に少々所感を述べさせていただきます。連日の猛暑の中、全国的に新型コロナの第５波が吹き荒れ、本市においても感染収束が見えない状況であります。医療関係者や市職員の献身的な御苦労に改めて敬意を表します。今こそ官民一体となり、お互いにできることに万全を尽くして難局を乗り越えるときだと痛感をしています。

さて、いろいろな意味合いで開催が心配されたオリンピック・パラリンピックも国民に多くの感動を与えて幕を閉じました。パンデミックの中で開かれた今回のオリンピック・パラリンピックの正否を語るのは少々時間を要するものだと思います。しかしながら、多くのアスリートの口から大変な中、開催していただいてありがとうございます。また、すべての日本国民や運営関係者のおもてなしには感謝しますとの言葉には、大変救われた気持ちが湧いてまいりました。こちらこそ感動と生きる勇気を与えていただきありがとうございますと伝えたいと思います。

それでは、通告に従いまして順次質問に入ります。

１、市長として最終議会に臨むにあたって。市長は、先の定例会の一般質問の御答弁で３期１２年の任期中、公約達成率は、概ね８０パーセント程度は、達成したと述べられましたが、未達成の２０パーセントは、どういう課題が積み残されたのか。伺いたいと思いますという質問ですが、同様の質問を竹山議員、関議員からあり具体的な答弁をされて理解ができておりますが、語り足りない部分があれば伺いたいと思います。

次の質問からは発言席にて行います。

副議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは大迫議員にお答えさせていただきます。私の３期１２年の公約達成率につきましては、去る６月議会において概ね８０パーセント程度は達成できたではないかという自己評価をさせていただきました。この評価につきましては、私が、公約に掲げたすべての項目について各部・課においてチェックを毎年させていただいております。その結果をもって私なりにその８０パーセント程度であるということを申し上げたところであります。なお、この評価については、例年チェックをしながら自らを律し、そして、事業の推移状況等を勘案しながらやっているところでございます。その点、御理解を賜りたいと思います。そのような中、未達成の２０パーセントの課題

はということでございますが、3期目のマニフェストでお示した項目の中から実現に至らなかったことを大まかに申し上げますと、まず国民体育大会の成功に関しましては、御案内のとおり、新型コロナという予期せぬ事態により開催自体が延期になっております。なお、この国民体育祭においては、当市において、相撲大会があるということでありましたが、それを万端準備してまいったつもりであります。結果としてこのような事態になったわけありますので御理解いただけるのではないかと考えております。

また、先日の閣議員の質問等にもございましたが、子育て、保健、福祉複合施設の整備につきましては、全国的な建設需要の高まりによる建設関連費用の高騰。また、新型コロナによる生活様式の変化など事業を取り巻く環境の変化と併せまして本市大型事業の進捗状況も踏まえた全体的な事業調整のため整備計画の見直しを行ったものでございます。これらが自己評価として未達成であったという事業でございます。いずれにいたしましても私自身に対する政策の評価等については、市民の皆様、また後世に委ねられるものであると考えておりますので、あくまでも自己評価として申し上げたということを御理解賜りたいと存じます。以上であります。

10番（大迫勝史君） ありがとうございます。大体やり残したことということが不可抗力によるもの。またそして、社会状況の変化のための見直しということで概ね理解をいたしました。ありがとうございます。それでは、次の（2）次期市長に望むことは何か。それと、愛郷心と情熱を持つ方以外にどういう理念を持った候補者ならば支援したいと思うか。この質問も同様に元野議員、竹山議員からあり、市長答弁では、皆と和する心、またゴールはなく、時代変化に伴い市民目線に立ち真摯に取り組む姿勢等の答弁をいただいておりますが、これも語り足りないことがあれば、この公職の立場では大変つぶさに語るのには厳しいと思いますが、語れる範囲でお聞かせをいただきます。

市長（朝山 毅君） 先日もこのことについても申し上げたところでございますが、やはり政治の道、行政の長たる地位を求める方については、やはり、それなりの私は、理念をお持ちであろうと存じます。ましてや私が、次の方にどういうことを望むかということについては、大変おこがましい気持ちでございますが、私の望みとして、また私が、成し得なかったもの。また私が、理想とするものを申し上げたわけでもございまして、やはり地域に対する郷土愛、愛郷心。そして、それを貫く情熱。そして、それを成就せんとする議会の皆さん、市民の皆様と誠実に向き合って事業を遂行していく。そういう姿勢をお持ちの方であろうと思うし、私自身、でき得なかったことに対し、自戒の念を持ちながら今、申し上げた理念と体力、気力含めて求めたいと願いますというふうな気持ちでありますので、御理解をいただきたいと存じます。

10番（大迫勝史君） よく市長の心情が分かりました。ありがとうございます。それでは、大きな2番の新型コロナ関連について。ワクチン接種について伺います。現在、12歳以上の予約を受け付けていると思いますが、進行状況と全体的な完了の時期の見通しを伺います。

保健福祉部長（山下能久君） 本市の新型コロナワクチン接種の状況についてお答えいたします。本市は、龍郷町と合同で奄美文化センターを奄美ワクチンセンターとして集団接種を行っております。4月19日から医療従事者への集団接種を開始し65歳以上、50歳から64歳の基礎疾患のある方、16歳から49歳の基礎疾患のある方と接種対象者を順次拡大しながら接種を行っております。

8月25日からは12歳から15歳の児童・生徒についてワクチン接種の予約受付も開始しております。予約受付は現在も行っておりますが、9月1日時点での本市の接種率は、予約分を合わせますと73.7パーセントの見込みとなっております。

現在行っている集団接種につきましては、10月17日で終了する予定としており、集団接種後のワ

クチン接種につきましては、市内医療機関での個別接種を予定しております。この個別接種につきましては、大島郡医師会を通じて市内医療機関へ意向調査を行っているところでございます。以上でございます。

10番（大迫勝史君） 分かりました。10月17日に完了見通しで、それからは個別接種が始まるということで理解いたしました。それでは②の全国至るところでありましたこの在庫管理について人為的ミスで廃棄ということも報道がいくつもありましたが、本市におきまして、このワクチンの供給状況また在庫管理など適正にできているか。また、これまで同様のあわやという事故に類似するものはなかったのか。伺います。

保健福祉部長（山下能久君） それでは、お答えいたします。本市へのワクチン供給につきましては、集団接種に支障がないよう供給されております。

次に、ワクチンの在庫管理につきましては、毎朝、リーダー看護師が、超低温冷凍庫の温度について確認を行っております。これまで電気トラブル等によるワクチンの廃棄はございません。

次に、当日のワクチン接種キャンセルの対応につきましては、集団接種会場に従事している職員等に対応しており、ワクチンを廃棄することのないよう接種を行っております。キャンセルによるワクチンの廃棄についてもこれまでのところございません。これからにおきましても集団接種が、終了するまで超低温冷凍庫の温度管理やワクチンのキャンセル対応等による廃棄がないよう取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

10番（大迫勝史君） 万全な態勢でされているということで安心をいたしました。やはり今、部長がおっしゃったように、このワクチンの保管、管理、非常に難しいということで、一つこういう情報が報道されましたので、ちょっと御紹介いたしたいと思います。液材ワクチンは、低温での管理や輸送が難しく、電源プラグ抜けなどの保管ミスによる廃棄が相次いだ。8月初旬に新型コロナウイルスのワクチン液を短時間で大量に粉末にできる技術の開発に医薬品ベンチャー会社大阪市が成功した。生産効率が10倍高まるといい来年の実用化を目指す。常温で保管できて扱い易い粉末化が進めば、ワクチン接種の促進につながると。政府も6月に決定した国産ワクチンに関する強化戦略で粉末ワクチンの開発や製造への支援を盛り込んでいる。来年にも実用化の見通しという。ということでありますので、大いに期待したいと思います。

次に、③の12歳以上に接種する場合、厚労省のホームページでは、保護者同伴は16歳以下になっていると思います。本市のホームページの案内では、高校生までは、すべて保護者同伴になっているようですけれども、この理由は、何か伺います。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。新型コロナワクチン接種につきましては、16歳未満は、原則保護者同伴が必要となっております。本市は、ワクチン接種を集団接種で行っており、集団接種会場で安全に接種を行うために高校生についても保護者同伴での接種をお願いしているところでございます。高校生についても保護者同伴とした理由につきましては、思春期にあたる10代は、注射に対する恐怖や緊張から引き起こされる迷走神経反射を起こし易いことが分かっており、そのことに対応するため高校生についても保護者同伴をお願いしているところでございます。この迷走神経反射とは、注射を接種した際に気分が悪くなったり、意識がなくなって倒れてしまったりする症状でございます。迷走神経反射を起こさないためには、基本的には、なるべくリラックスして接種を受けるということになります。そのため奄美ワクチンセンターにおいては、問診の際に、これまでの予防接種で気分不良や意識がなくなったりしたことがないかなどの聞き取りを行っております。問診の聞き取りで迷走神経反射の症状をこれまで起こしたことがあるお子さんにつきましては、座っての接種ではなくベッドに寝たま

まりラックスして接種ができるよう配慮しているところでございます。また、お子さんのこれまでの状況を確認することも保護者同伴をお願いしている理由の一つでございます。高校生においては、保護者同伴をお願いしておりますが、保護者が同伴できない場合も予診票に保護者署名がある場合や保護者署名がなくても接種する本人の署名と接種する意志を確認できれば保護者同伴でなくても接種を行っております。以上でございます。

10番（大迫勝史君） もし同伴でない場合もあり得るということですが、それはそれなりにちゃんと案内のほうにですね、明記していただければなと思っております。本市は、用心に用心を重ねているということで理解いたしますが、全国的に副反応に備えては、緊急連絡先のみ添付するのがほとんどだということでもありますから、用心したことは越したことないと思いますが、続いて、この質問をしたことは④につながりますけれども、例えば、親子同伴、ひとり親世帯ではですね、対象の子どもが1名の場合でも保護者と合計で4回接種会場に行かなければなりません。仕事に欠勤する日数が増えます。共稼ぎ世帯でも同様ではないかと思えます。何とか効率よく同伴する保護者も接種できるシステムは考えられないか。伺います。上手に予約すればいいことだと思いますが、システムのそういうことが考えられないのか。お願いをいたします。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。12歳から15歳のお子さんにつきましては、運動会や体育祭の日程を考慮し、9月の毎週土曜日を接種日としてWebから予約できるよう設定を行っております。お子さんと保護者を同じ日に接種予約できないかという御質問ですが、このような相談があった場合は、同日で接種ができるようワクチン予約コールセンターにおいて予約受付を行っております。このような方におかれましてはWeb予約ではなくワクチン予約コールセンターにて予約をしていただくよう周知してまいりたいと存じます。以上でございます。

10番（大迫勝史君） 分かりました。じゃよろしく願いを申し上げます。次に⑤番の海外に渡航する必要のある市民には自治体からワクチンパスポートが発行できると思います。仕事柄各家庭を訪問しなければならない職種労働者、これは医療、介護関係者以外ですけれども、例えば、各家庭や店舗のマットの交換の仕事をしている方、健康飲料の販売員の方、配置薬のルートセールスの方。15分ルール以内ではあると思いますが、やはり、お年寄りとかですね、奄美市以外の町村に行くと警戒をされたりしてやり難い、仕事が大変やり難いという声がありましたので、そういうことがないように証明カードのような接種完了のですね、証明カードのような訪問先の方に提示できるような形式のものは発行できないか。伺います。最近、アプリで国のほうもそういう証明を考えて導入する方向ではございますが、一目瞭然にですね、お年寄りにも分かるようなそういう提示できるようなもの、そういうものは考えられないか。お願いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。議員御案内のとおり、ワクチンの接種証明書いわゆるワクチンパスポートにつきましては、海外に渡航する必要のある市民の方のみ発行しております。国では、接種証明書を提示することにより防疫措置の緩和等が認められる国や地域に渡航する場合に限って申請をしていただくようお願いをしております。

なお、本市におけるワクチンパスポートの交付実績は、8月27日現在、6名の方となっております。国内においては、接種証明書ではなくワクチン接種券にシールを貼付してありますワクチン接種済み証で当該病院への入院など想定される場面において通用するものと考えております。8月26日の官房長官の記者会見において、国内でのワクチン接種証明書について、年内を目途にデジタル化を実現できるよう検討を急いでいる。デジタル化ができれば国内でも活用することは十分考え得ると述べておられます。今後は、国がシステムを整備し、統一した接種済み証明書を交付できるようになるのではない

かと考えております。

議員御案内の接種完了証明カードにつきましては、各家庭を訪問しなければならない職種について訪問する側もされる側も安心して対応ができるものと認識しておりますが、ワクチンの有効期間等も含めデジタル化を進めております国の動向を今後とも注視してまいりたいと存じます。以上でございます。

10番（大迫勝史君） よろしくお願いをします。次にですね、⑥の政府は、ワクチンの2回接種が完了した人に対しまして、追加の3回目の接種、いわゆるブースター接種を実施する調整に入り、来年初めには、医療従事者を対象に本格化させるとの報道がありました。10月から始まるとの情報もありますが、現時点で本市においても2回目以降の接種計画があるか。また、今後の2回目以降の接種する場合の課題があれば伺います。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。本市では、ワクチン接種を集団接種で行っており、接種を希望する方のワクチン接種を10月で終了し、その後は、個別接種を行う計画でございます。個別接種につきましては、大島郡医師会を通じて意向調査を行い、個別接種が接種できるよう体制を整えていくこととしております。まずは、安全に集団接種を終了することを目標としているところでございます。

国では、10月から11月に希望者全員が2回目接種を終えられるようにしておりますので、本市においても10月までに希望する市民の方が、接種をしていただくよう進めているところでございます。議員御質問の2回目以降の接種につきましては、国の動向やワクチンの動向を見ながら対処してまいりたいと存じます。以上でございます。

10番（大迫勝史君） 昨日あたりのやっぱりニュースの中で、いち早く打った医療関係者の抗体が切れて感染する事例が相次いで報告されているというニュースも聞いております。実際、欧米でも3回目の接種が進む国もやりつつある国もありますが、本市でですね、2回接種後の感染、いわゆるブレイクスルーの件数など割合というか、件数とかは分かりますでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） 御質問の本市における2回接種後において感染された方につきましては、本市のほうでは把握しておりません。

10番（大迫勝史君） 把握できないということで分かりました。それでは、その今日の新聞報道でありましたけれども、与論町で高齢の方の再陽性、いわゆる2回目の感染ですね、県内初ということでありますけれども、この事案で今後心配されることは、こういったことがあるか。伺います。

保健福祉部長（山下能久君） 議員御案内のとおり、本日の新聞で県内初の再陽性者が出たという報道がございました。なお、報道の中では、前回の時期は、未公表とされております。この再陽性についての見解ということでございますが、陽性になられた方につきましては、抗体ができて免疫ができるということで、ワクチンの有効期間の考察になるのではないかと考えております。また、3回目接種、ブースター接種の検討材料にもなるものが考えているところでございます。以上でございます。

10番（大迫勝史君） どうぞよろしくお願いいたします。次に、3番の市民の健康について伺います。①の子どもの頃に患う感染症の一つ水疱瘡の罹患により日本人成人の90パーセント以上の人の体内の神経節にこの帯状疱疹のウィルスは潜伏しております。加齢やストレス、疲労から免疫力の低下により50歳代から80歳までに3人に1人が、この帯状疱疹を発症することです。帯状疱疹いわゆる島口で言うドウマキですね、これについてですね、関係当局の認識状況をまず伺います。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。带状疱疹予防ワクチンについては、平成28年3月より高齢者の带状疱疹予防目的で使えるようになっております。水痘带状疱疹ウィルスは、初感染で水痘を引き起こした後、知覚神経節に潜伏感染し、免疫低下などが誘因となり再活性化を起こして带状疱疹を生じます。ウィルスに対する免疫力を高めれば带状疱疹の発症と重症化を予防することができます。この免疫力を高めるのに議員御案内の带状疱疹予防ワクチンが効果的であることは認識しております。带状疱疹予防ワクチンは、2種類ございます。一つは、水痘ワクチン。もう一つは、シングリックスというワクチンになります。水痘ワクチンは、やや弱めのワクチンですが、60歳以上の方に使用すると带状疱疹の発症が概ね半減し、带状疱疹後、神経痛は約3分の1にまで減るとされております。シングリックスについては、非常に強力で带状疱疹の発症頻度は、50歳以上の治験で3から5パーセントに激減し、70歳以上でも10パーセント程度まで大幅に下がり、带状疱疹後、神経痛もそれに見合っただけ減少するとされております。带状疱疹予防ワクチンについては、周知広報が足りてない面がありますので、広報紙やホームページにおいて周知広報を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

10番（大迫勝史君） 周知のほうをよろしく願いいたします。次に②番ですけども、带状疱疹は、全身のあらゆる部位に発症しまして、激痛を伴い夜も眠れぬ状態になります。発症部位は、上半身では、頭部、顔面、眼球等に現れ、痛みが3か月以上も続く状態を带状疱疹後神経痛、PHNというこれが最も頻度の高い合併症であります。私も眼球に出るんですけどね、その発症者全体の2割が、この带状疱疹神経痛になります。ほかにも带状疱疹が現れる部位によって角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症を引き起こすことがあります。ここでちょっと写真でちょっと説明したいと思いますけど、これが、よく一般に現れやすい脇腹、よく高齢の方が、これが一周すると危ないとかいうやつですね。次お願いします。これが顔面に出た症状です。次お願いします。これが顔面神経麻痺にまでなっている症状の写真でございます。このようにですね、ありがとうございます。この恐ろしい带状疱疹が、50歳以上の人は、ワクチン接種で予防することができます。今、部長の説明にもありましたが、不活化ワクチンと生ワクチンの2種類ですね、これの助成制度のある自治体もあります。是非本市でも医療費抑制、また現状の医療体制を維持する観点からも助成に取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、熟慮の上の答弁をお願いします。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。带状疱疹は、高頻度で带状疱疹後神経痛を引き起こし、50歳以上で带状疱疹を発症した方のうち、約2割が带状疱疹後神経痛になると言われております。議員御案内のとおり、带状疱疹発症を防ぐには、带状疱疹予防ワクチンが効果的であると言われており、助成制度のある自治体もございます。県内の助成制度状況なども確認し、この助成制度につきましては、研究の材料とさせていただきたいと存じます。以上でございます。

10番（大迫勝史君） どうかよろしくお願いします。助成なしで8,000円くらいなので、これはもう肺炎球菌ワクチンの価格と同程度ですので、どうか一つ前向きに御検討いただきたいと思います。この病気の怖いところはですね、一度発症して治療により完治したようにみえても、それは一時的なものであり、ストレスが溜まったり、疲れが酷かったりして免疫力が低下すると何度でも発症するそうです。ということなので、よろしくお願いします。

次に、4番目の子育て支援。3歳児健診時の視覚検査について伺います。子どもの目は、生まれてから大体6歳ぐらいまでにどんどん発達して大人並みの視力になると言われています。強い遠視や乱視、斜視などがあると視力の発達が止まってしまい弱視になることがあります。子どもは、見え難くても自分から見え難いとは言えません。また家族が、普段の生活の中で子どもの見え難さを気付くことは、なかなかありません。片目ずつしっかり検査をしないと片目の見え難さは分かりません。視力の発達を邪

魔する異常がある場合、なるべく早く見つけて早く治療することが、とても大切です。そこで、①現行の3歳児健診時の視覚検査については、一次検査として各家庭に案内文書と問診票、説明文を送り、各家庭において自分で検査をして、その後に健診会場において2次検査になると思いますが、その最初からの流れについて説明をお願いします。

保健福祉部長（山下能久君） 3歳児健診における視覚検査についてお答えいたします。子どもの成長、発達の確認や子育てに関する相談の場として3歳児健診を位置付けております。検査項目の一つとして視覚検査を実施しており、この視覚検査につきましては、議員御案内のとおり、1次検査、2次検査、精密検査の3段階で行われます。1次検査といたしましては、視力検査とアンケート方式による問診を御家庭で実施していただきます。視力検査につきましては、2.5メートルの距離で視力0.5に相当するランドルト環を用いて左右両方の検査をお願いしているところでございます。

2次検査につきましては、健診会場で行います。御家庭で視力検査ができなかった。検査をしたがランドルト環が見えなかったなどの場合は、健診会場でももう一度眼科健診を実施しております。この2次検査で治療が必要な病気の疑いがある場合は、精密検査受診票を発行し、眼科での精密検査を受けていただくことになります。以上でございます。

10番（大迫勝史君） この1次検査がですね、家庭で行われることが問題だと思います。3歳児では、家庭の中で1次検査やるということは、正確な測定記録が取れなかったり、3歳児は、視力検査の応答が正確でないこと。意志の伝達等ですね、ことにより健診の受診率が高いにも関わらず多くの弱視が見逃されてきた実態があります。屈折検査を併用すれば、弱視の発見率が向上するとのデータが示されてきましたが、検査時間の延長、専門検査員の不足、コストの障壁に囲まれたまま問題が置き去りにされてきました。近年、簡便な屈折・眼位スクリーニングの機器の登場により種々の課題が解消に向かい始めてきています。導入自治体の情報などを積極的に収集するとともに、この屈折検査機器の導入について積極的に検討していただきたいと思いますが、当局のお考えを伺います。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。見る機能につきましては、発達する時期が限られており、生後3から6か月から急激に発達し、1歳6か月をピークに緩やかに減っていき、8歳頃まで発達すると言われております。このことから早い時期に適切な訓練、治療を行うことが大切だとされております。早い段階で必要な児へ弱視等の治療をつなげていくために保護者に対して視覚異常の早期発見の大切さを啓発し、自宅でしっかりと検査を行ってもらうために分かり易い案内文になるよう見直しを行っていきたく存じます。

また、視覚検査の2次検査においても検査に集中できず実施が難しかったり、検査方法を理解できずに検査ができないという事例もございます。議員御案内の簡便な屈折眼位スクリーニング機器を活用することで検査が難しいお子さんに対しても検査が実施できることは非常に有用だと考えております。今後、導入自治体の情報を収集し、検査時間、専門スタッフ、コスト等のメリット、デメリットなどを整理させていただきたいと存じます。以上でございます。

10番（大迫勝史君） 2017年に厚労省から各自治体へ弱視を見逃さないために適切な検査や指導を実施するよう通達もあったと聞き及んでいます。また、平成30年に成育基本法の成立が追い風になり、既存の法律の枠組みを超えて3歳児健診の視覚検査の制度を向上させる機運も高まっている現状も御認識の上、前向きな取組をよろしくをお願いします。

次に、防災について。気象アドバイザーの活用について伺います。①気象庁は、市町村の防災現場で即戦力となる気象防災アドバイザーを気象台OB、OGを中心に令和3年4月現在で84名委嘱しており、周知と活用、普及に向けた取組をしています。現在は、10の自治体で活動中とのことですが、本

市における気象アドバイザーの現状認識を伺います。

総務部長（三原裕樹君） おはようございます。それでは、お答えいたします。議員御案内の気象アドバイザーにつきましては、気象情報の熟知や防災意識の普及など多岐に亘り活動を行っていただく人材であると承知をしております。現在、東京都をはじめ新潟県や群馬県など1都1府3県にて11名の気象アドバイザーが活躍されていると伺っております。昨今、特別警戒級の大雨などが頻繁に発生をし、甚大な被害が出ております。そのような中、的確な気象情報を得ることは、防災、減災の面からも必要不可欠なものと考えております。本市におきましては、名瀬測候所とホットラインを構築をいたしまして災害発生が予想される際などには、迅速な気象情報の提供を受け、災害対策に活用しているところでございます。議員御提案の気象アドバイザーにつきましては、そのような方が、配置をされることで専門的なアドバイスが、より身近に受けられるという利点があるものと考えております。以上でございます。

10番（大迫勝史君） 気象庁と、測候所と密に連携を取っていることを伺いました。それでは自治体が、気象アドバイザーを仮に採用する場合、台風シーズンなど期間を限定として職員とすることも可能であるとのこと。自治体に対してアドバイザーの紹介も地方気象台では行っているとのことですが、今後の人材確保の観点からどうお考えか。伺います。

総務部長（三原裕樹君） ただいま議員から御案内のありました情報につきましては、我々も名瀬測候所に確認をして情報共有をさせていただいているところでございます。今後、まず本市での人材確保が、これ可能かということ。それからまた、平時での活用の在り方。活用自治体では、防災講演会、そういったことも開いていただいているようでございますが、そういった活用の在り方など庁内及び測候所、一番は人材の確保だと思われますけれども、関係機関とも協議を重ねながら検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

10番（大迫勝史君） どうぞよろしくお願いをいたします。続きまして、マイナンバーカードについて伺います。昨年度の特別定額給付金で市民のマイナンバーカードの認識も上回り、一時期、普及率が伸びたと思います。その後の普及率の現況をお聞かせいただきたいと思います。

市民部長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。マイナンバーカードにつきましては、平成28年1月から全国で運用が始まり、本市では、令和元年度までは月150件から200件ほどの申請、交付で推移をまいりました。議員御案内のとおり、新型コロナ感染による経済的影響への対策の一つといたしまして令和2年5月から特別定額給付金制度が実施される際にマイナンバーカードによるオンライン申請が申請方法の一つとして利用されたことでカードへの認識が高まり、申請交付が最大に月400件ほどとなってございます。その後、令和2年10月から消費活性化対策としてマイナポイント制度が新たに始まり、この申請期限でございます本年4月末に向けてマイナンバーカードの交付申請は、月1,000件余りとなっております。現在も月300件以上のペースとなっており、本年7月末の交付率では、国35.87パーセント。鹿児島県34.07パーセントに対し、本市は41.48パーセントとなっております。以上です。

10番（大迫勝史君） 大変すばらしい普及状況で今後もですね、この普及率が高まることを期待すると同時にですね、また、多くの（聴き取り不可）する利便性がですね、早くマイナンバーカードに付帯するようになればいいなと思っております。

次に、コンビニでの各種証明書発行の利用率が分かればお示しをください。

市民部長（石神康郎君） それでは、お答えいたします。本市では、令和2年1月からコンビニ等での交付を始めており、交付している証明書といたしましては、住民票、印鑑登録証明、所得証明となっております。令和2年度のコンビニ交付件数といたしましては、住民票872件。印鑑登録証明371件。所得証明122件で合計1,365件となっております。住民票関係で2万8,486件の3.06パーセント。印鑑登録証明1万3,426件の2.76パーセント。所得証明3,340件の3.65パーセントというふうになってございます。今後、マイナンバーカードを取得する方が増えますと、各種証明がコンビニ等で交付を受けることができるという認識がより高まり、利用者も増えるものというふうに考えております。以上でございます。

10番（大迫勝史君） 結構たくさんの方が利用されていることには、ちょっと驚きましたけれども、活用されていることは大変にいいことだと思います。それでですね、この年間を通して本市が、この事業者を支払う手数料は、どのくらいになるのか。また、この支払い手数料に対して費用対効果として、どう評価、分析をしているか。お尋ねいたします。

市民部長（石神康郎君） それでは、お答えいたします。住民票、印鑑登録証明、所得証明に関しましては、交付に際して窓口でもコンビニ等でも1件200円でございますが、コンビニ等での交付につきましては、1件につき117円をコンビニ等に支払うため市としての収入は、1件当たり83円というふうになります。また、これとは別に毎年のシステム使用料が、約375万円というふうになってございます。現在、コンビニ交付の対象となっている証明のほかに市民課、税務課で発行される証明には、戸籍関係や課税、納税に関する証明がございますので、課の全体の業務と職員配置や経費などの比較ができないことからコンビニ交付について費用対効果を基にした評価分析は難しいというふうに考えているところでございます。しかしながら、今年8月現在で全国の自治体の約48パーセントが、導入しているということ。また、マイナンバーカードの取得率が上がっているということから今後も全国でコンビニ交付の導入と証明交付の店舗が増えていくものと考えております。自分の都合にあった時間と場所で証明書を取得できるという、そういうことは、大きなメリットでもございますので、マイナンバーカードの取得、啓発を図る上でも利便性の一つとしてPRを図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

10番（大迫勝史君） 承知しました。費用対効果と言うよりは、市民の利便性に大きく寄与しているということで理解をいたしました。それでは（3）の国の方針では、当初マイナンバーカードのですね、健康保険証としての併用を令和3年3月からの予定が、10月からの運用に延期をしておりますが、本市においても10月利用開始は、問題なくできるのか。伺います。

市民部長（石神康郎君） それでは、お答えいたします。マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認の現況についてお答えいたします。オンライン資格確認等システムは、当初令和3年3月4日からプレ運用を開始し、令和3年3月中に本格運用を開始する予定でございました。しかしながら、システムの安定性等や加入者データの正確性などについて検証等を行った結果、引き続きシステムの安定性確保やデータの正確性確保の観点からプレ運用を継続すると令和3年3月に国のほうから通知がされてございます。その後、導入しているチェック機能の強化やヒューマンエラーを未然に防ぐ仕組みを構築実装することにより、令和3年7月に安心してオンライン資格確認の導入、御利用を進めていただける状態となっているというふうに国のほうから通知がございました。このことから日本全国においてオンライン資格確認システムの本格運用は、予定している令和3年10月に開始できるというふうに考えております。

また、マイナンバーカードを保険証利用できるカードリーダーなどの環境整備につきましても10月からの保険証利用本格化に対応すべく多くの医療機関等がカードリーダーの設置を予定しております。併せて国が、7月から9月を集中導入期間と位置付け、準備作業を行っている医療機関等へのサポートを強化し、システム事業者や公的医療機関等への導入推進の働きかけを行い、着々と準備を進めている状況でございます。以上でございます。

10番（大迫勝史君） ありがとうございます。病院側のカードリーダーの整備の答弁もありましたが、このマイナンバーカードを保険証として使用するのには、医療機関側が、オンライン資格確認システムというものを導入することが必要になると思います。この導入済みの今例えば、部長の答弁でありましたように、各医療機関に推奨しているということと並行していると思いますけども、このシステムを導入済みの医療機関が、どの程度あるのか。当局は、把握をされているのか。伺います。

市民部長（石神康郎君） それでは、導入済みの医療機関についてお答えいたします。マイナンバーカードの保険証利用対応をいたしております医療機関、薬局は、日本全国において約2,800件ほどございます。こちらの医療機関等に関しましては、厚生労働省のホームページにて確認することができます。また、マイナンバーカードを保険証利用するためのカードリーダーに関しましては、全国において現在、13万件以上の医療機関等が申請を行っている状態でございますので、今後ともマイナンバーカードを保険証利用できる医療機関、薬局は増加するものというふうに考えております。

なお、本市での現状といたしましては、現時点で1医療機関のみが対応可能というふうになっており、住用と笠利の診療所に関しましては、カードリーダーを設置する意向があり、既に申請手続きを終えている状況でございます。設置時期に関しましては、発注業者との調整もございますが、早急な対応を目指しているところでございます。以上でございます。

10番（大迫勝史君） 今現在も1か所の医療機関のみで、今現在準備しつつあるところもあるということでございますが、公立病院、県病院なんかは、どうなんでしょうか。利用できるんでしょうか。

市民部長（石神康郎君） お答えいたします。先ほども申し上げましたとおり、全国的に13万件以上の医療機関等が今申請をしているという状況でございます。既に申請は、済んでいるものと考えておりますが、ただ、あとカードリーダーが到着した後にシステム改修もやらないとそこから稼働しないというようなことでございますので、そのシステムの改修が終了次第、国の厚生労働省のほうのホームページで登録をすれば、いつでも開始ができるというようなことになるというふうに伺っております。以上でございます。

10番（大迫勝史君） 分かりました。市民としては、とりあえず最新の情報、Web上で確認してくださいということですね。

市民部長（石神康郎君） 当然、Web上で確認できる方は、そのようにお願いしたいと思いますが、当分の間は、マイナンバーカードと併せまして保険証も携帯をしていただいて提示をしていただきたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

10番（大迫勝史君） マイナンバーカードと保険証、両方併用してくださいということでございますが、どっちも使えるんだったら、どっちも持っているのも何か面倒くさいなという気もするんですが、それではですね、時間も少し余りますけれども私の質問も終わりにしたいと思いますが、最後に、朝山市長におかれましては、3期12年間の激務、激闘の御精勤大変に御苦勞様です。この間、私個人並び

に公明党市議団の議会提言の数々を市長の御英断の下、施策として実現していただきましたことを大変に感謝申し上げます。平成21年12月の市長の初陣の選挙の折には、我が党の推薦候補として応援弁士で街頭演説に市長の御令嬢さんと共に随行させていただきましたことは、懐かしく思い起こされます。私は、市政を担う端くれとして共に朝山市長と歩んでこられたことを何よりの誇りに思っております。本議会終了後も任期いっぱい健康に留意されて職務に励んでいただきたいと思います。朝山市長、誠にありがとうございました。

以上をもちまして私の一般質問を終了いたします。

副議長（奥 輝人君） 以上で公明党 大迫勝史君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。10時45分再開いたします。（午前10時26分）

○

副議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

チャレンジ奄美 正野卓矢君の発言を許可いたします。

1番（正野卓矢君） 市民の皆さん、議場の皆さん、インターネット中継を御覧の皆さん。おはようございます。チャレンジ奄美の正野卓矢です。よろしく願いいたします。質問に入る前に少し所見を述べさせていただきます。一昨日より一般質問が始まり、たくさんの同僚議員から朝山市長のこれまでの功績を聞くことができました。私は、市議となつてまだ2年目の新人ですし、まだまだ知らないことのほうが多くあります。一昨日の元野議員との市長のやり取りを見ていまして、市長が、これまで積み上げてきたものすばらしさを本当の意味で私が知るのには、もう少し先の話になるのかなと感じました。ですので、今日は、私の個人的な感謝の気持ちを伝えたいと思います。初めて一般質問をさせていただいた一昨年の12月議会、私は正直、緊張しておりまして、足が地に着いていない少しフワフワした状態で臨んでいました。正直今も緊張しているという意味で言えばあんまり変わってはいないと思いますが、そんな状態の私のことを分かってくれているのか。分かっているようにしてくれたのか分かりませんが、市長は、私の質問に丁寧にゆっくり、そして、真っ直ぐにこちらを見て答弁してくださいました。これは他の議員に対しても基本丁寧に答弁されていますので、これは私の自意識過剰で大きな勘違いだったかもしれませんが、自分は、そのおかげでだいぶ落ち着いた気がしています。勝手にありがとうございますと言いたいわけです。ありがとうございます。私自身、奄美市政に対しての知識も経験も理解度もまだまだではありますが、丁寧に真っ直ぐ、この部分を大切にしながら少しでも奄美市の将来につながられるようにいろんなことにまじめに取り組んでいく。そのことが、市長への私なりの感謝にもつながるのかなと、これも勝手に思っております。11月まで2か月余りとなりましたが、コロナも大変ですが、免疫力を上げて肌つやもよく最後まで奄美市のために御尽力いただけるようお願いいたします。

それでは、通告に従って質問に入りたいと思います。1、水際対策について。（1）運用の実態についてお聞きいたします。テレビ等では、新しい変異型のウィルスの脅威が日々発信されています。奄美大島でもクラスターが発生し、警戒レベルも5となり、私たちの暮らしもここ2年でだいぶ変わってきています。ワクチン接種は、進んできているとはいえ、PCR陽性者の数の推移を見ると、終わりの見えない不安に駆られます。7月には、世界遺産にも登録され奄美大島の一番いい季節でもある今のこの時期、観光に来られる方も多くいらっしゃいます。来てくれる方々に感謝しながらも次々と変異していくウィルスへの不安が起こるのは当然だと思っています。現在行われている水際対策で新しい変異型のウィルスに対して対応できているのか。そういった声も聞こえてきます。そこで質問ですが、現在行っている水際対策、例えば、サーモグラフィーなどがあると思いますが、発熱を確認した具体的な人数。また、発熱を確認した場合の追跡確認。その後の陽性反応が出た事例等ございましたらお示しく

さい。次の質問から発言席で行います。よろしくお願いいたします。

副議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 正野議員にお答えさせていただきます。正野議員とこのような出合いをいたしますのは、最後になろうかと存じますので少し余談を申し上げます。正野君のお父さんの博光さんとは、私は、よく酒間の中で話をしたことがございます。そのような意味において、その御子息が、いう出合いを私は、不可思議にも思いながら人との出合いの大切さを今感じているところであります。この議場での出合いを記憶の中に留めておいていただいて過分なお話も賜りました。心から感謝を申し上げますが、私には、もうそれほどの長い人生はないものと思います。ただ正野さんには、高邁な政治行政に対する理念とそれを具現化、成就するための情熱とまたたつぷり時間もあるかと存じますので、その若い議員の正野さんに期待を寄せて誠実にただいまの質問に答えさせていただきます。

水際対策につきましては、鹿児島県、奄美大島5市町村と連携を取りながら奄美空港につきましては、令和2年4月20日から。名瀬港においては、4月29日から継続して実施をしております。追跡調査につきましては、サーモグラフィーで体温が高い方に滞在地や滞在期間等の聞き取り調査に御協力をいただき、その後、保健師により体調確認をさせていただいております。昨年4月の調査開始から今年の8月末現在で発熱が確認された方は、11名であります。この方たちには、滞在地の市町村保健師が、その後の体調について聞き取りを行い、必要に応じて病院受診を促したり、受診後の結果についても確認を行っております。なお、水際対策で発熱が確認された方について、その後島内で陽性者が確認された事例はございませんということでございますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

1 番（正野卓矢君） 市長、ありがとうございます。発熱者を確認できたのが11名ということで、熱があつたら移動もしないということなのでしょう。分かりました。昨日のですね、橋口議員の入込み客数の質問の中でですね、8月の島のPCR陽性者数は141名ということで、住所が奄美にない陽性者の方が15人いらっしゃるかと記憶しておりますが、この15人は、その方々が住んでいる地域でカウントされているという形だと思いますが、8月のPCR陽性者の141人の中でですね、島以外の地域で陽性が確認された方っていらっしゃるんですか。

保健福祉部長（山下能久君） 昨日答弁いたしました島外者、帰省客の島に入ってから症状が出て検査をした結果、陽性が確認された方が15名、8月はいたということでございます。

1 番（正野卓矢君） ごめんなさい。分かり難かったかもしれません。141人いたということで、これは島に住所のある方が141人いたと思うんですけど、違う地域で雇った方がいたのかなという思って聞きました。本市以外で。

保健福祉部長（山下能久君） 8月中ちょっと8月中か分かりませんが、本市以外で検査をして本市でカウントされた方が2名いらっしゃいます。以上でございます。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。次の質問いきます。空港での簡易的な検査はできないかという質問なんです、沖縄の離島のほうでは、予約があれば空港内にあるPCR検査センターで希望者の検査をやっているところもあるとお聞きします。奄美市でもこういった簡易的な検査の導入はできないかということなんです、御見解をお願いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 質問の聞き取りの中では、簡易的な抗原検査ということもございましたので、それを含めて答弁させていただきます。奄美空港におきまして、抗原検査ができないかという御質問でございますが、抗原検査につきましては、症状が出ている方にのみ有効な検査となっております。無症状者のスクリーニングには、使用できませんので御理解をいただきたいと思います。現在、県におきましては、三つのPCR検査の助成事業を実施しております。一つ目は、県外から帰県する方や県内の離島へ出発する方に対し、PCR検査助成を行っております。二つ目は、羽田空港、伊丹空港から来県する方に対してもPCR検査を助成しております。この二つの助成につきましては、自己負担2,000円となっております。三つ目に県外等でイベントに参加する学生などに対するPCR検査を無料で実施しております。この三つの助成事業の期間につきましては、9月12日までとなっております。来県される方、帰省される方、県外でのイベント等に参加される学生さんにおきましては、是非この助成制度を活用していただきたいと思いますと考えております。ただし、PCR検査が陰性であった方でも来島後に陽性が確認された方もいらっしゃいますので、検査結果を過信せずに引き続き基本的な感染防止対策が必要であると考えております。本市では、お盆、夏休み対策として、来島者に向けては、基本的な感染防止対策と受診相談センターの連絡先を記載いたしましたカードをレンタカーや宿泊施設の協力を得て配付しております。また、来島者だけではなく、住民の皆様お一人お一人が、気を緩めることなく基本的な対策に取り組むことが大切であると考え、特に、帰省された方がいる場合、「家族以外との集まりや会食を控えて」を盛り込んだチラシを市内飲食店や小売店を中心に配付し、来島者、住民が見える場所に掲示していただくようお願いをしております。本県においても感染力の高い変異株の置き換わりが進む中、市民の皆様、来島者の皆様、お一人お一人が感染防止対策に取り組むことが重要と考えております。以上でございます。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。抗原検査、発症していないと分かり難いということですね。県と羽田から島に来るので希望者だけのPCR検査が行われる。2,000円でできるということですね。ありがとうございます。空港等の簡易的な検査は難しいということですが、島民の方の不安がですね、少しでもぬぐえて安心して観光などの島外からのお客様をお迎えできるようにですね、新しい検査の方法とか島民が安心して迎えられる方法が新しい方法がありましたらですね、進捗があれば意識を上げて是非取り組んでいていただきたいと思います。

それでは、三つ目の質問いきます。今現在、水際対策等の基本的な考え方としては、来島される前にコロナに対しての意識を高く持っていただけるように啓発して、コロナウィルスに関して得た情報に基づいて一人ひとりが、基本的なことを守っていただくということだと思いますが、今行っている方法以外に水際対策を強化していく方法、先ほどいろいろおっしゃっていただきましたが、ありましたらもう一度お願いします。

保健福祉部長（山下能久君） 水際対策におけるこれまでの対策以外の方法という御質問でございますが、水際対策につきましては、基本、島に陽性者がいない状態ということでウィルスは島外から運ばれるもの。これを水際、空港、港で阻止したいということで昨年の4月から実施しているところでございます。このウィルスにつきましては、無症状者の方も多くいらっしゃっており、また乗られる空港、港では、体温検査もしているものですから、先ほど市長のほうから答弁ありましたとおり、11名、数的に少ない発見状況になっているんですけれども、それでも空港での発熱、サーモグラフィ後に発熱する方もいないとは限らないものですから継続して実施しているところでございます。

水際対策につきましては、このような形で実施しております。感染が収束するまで継続して進めたいと考えております。それ以外の対策につきましては、先進事例等がございましたら、それを参考に検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。一人ひとりが基本的なことを守っていただいて今できることを丁寧にやっていく水際対策とても大事だと思います。（２）のほうに移るんですが、これが石垣島の話になるんですが、一人ひとり基本的なことを守っていただくという考えが基本にあるのであれば、来ていただく方の意識を高めていただくためにもですね、石垣島が取り組んでいるあんしん島旅プレミアムパスポート制度というのがあります。石垣市では、令和３年７月１日から観光やビジネス、帰省される方など石垣島に訪れる皆様に対して出発前７２時間以内のＰＣＲ検査または抗原検査等をお願いしているそうです。それに伴い陰性が確認できるものを提示していただいた方にあんしん島旅プレミアムパスポートを発行して市内協力店にて割引等の特典が受けられる仕組みがあるそうです。この仕組みはですね、感染防止対策を徹底し安心安全に観光を楽しんでもらうための仕組みだと思いますので、観光客の皆さんを受け入れる側の水際の強化にもつながるのではないかと考えております。離島の医療崩壊を防止するためにも奄美市でも是非同様の取組ができないかという思いですが、御見解をお願いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） おはようございます。奄美大島における水際対策といたしましては、先ほど来、市長の御答弁にもございましたように、空港及び港におきまして、サーモグラフィによる体温チェック、来島者による健康チェックなどをお願いしております。併せまして来島予定者には、島旅のしおりにより出発の２週間前からの健康管理、感染リスクの高い場所を避ける行動などお願いをいたしているところでございます。

また、県におきましては、鹿児島県緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の適用期間となる７月２２日から今月の１２日にかけて首都圏、関西圏から県内への感染流入を防止するために羽田空港、伊丹空港におけるＰＣＲ検査の利用料金の軽減事業を実施いたしております。本事業は、あくまでも感染拡大地域との往来を促すものではなく、検査結果が陰性の場合においても国や自治体の要請に沿った行動をお願いするものでございます。

奄美大島５市町村では、陰性結果やワクチン接種による気の緩みを抑制することが、感染拡大を防ぐために大変重要と考えておりまして、ワクチンの接種を終えてもＰＣＲ検査等で陰性となって帰省した場合においても感染を１００パーセント防げるということではございません。いつもどおりの感染防止対策をお願いいたします。ということを８月の１８日付けの５市町村緊急共同メッセージにて発出いたしております。

本市といたしましては、あくまでも基本的な手指消毒やマスク着用はもちろん飲食時の少人数、短時間、マスク会食などの新たな生活様式に基づく普段からの感染防止対策の徹底を促しコロナ禍における観光対策を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

1 番（正野卓矢君） ＰＣＲ検査を受けてきても島内で陽性反応を出す方もいらっしゃるということで分かりました。石垣市が先に始められているということですね、起こり得る諸課題に対しての対応なども勉強になると思います。離島の医療崩壊を防止し、水際の啓発強化にもつながると一応考えております。ですので、こういった取組は、水際強化していく一つの方法だと考えますので、こういった先進事例を踏まえてですね、奄美大島にあった取組と申しますか、官民連携してできることからやっていただけたらと思います。

次の質問に移ります。２、世界自然遺産についてですね、（１）活用保全と活用について。７月に世界自然遺産に登録されたわけですが、それを受けて島を訪れる方々が増加していくことが予想されます。そこで、細かなルールづくりや奄美ならではの条例づくりなどが必要になってくると考えられます。観光の資源として活用していく部分と次の時代を受け継いでいくために守っていかなければならない部分、島民全体での方向性と言うか、意識醸成がもっと必要になってくると考えますが、当局の御見解をお願いいたします。

総務部長（三原裕樹君） 先に少し答弁を差し上げた分と重複する部分もあるかと思いますが、お答えをいたします。世界自然遺産となった奄美大島は、他の遺産地域と比較をしましても遺産地域と人里の距離が近く、これは、世界の他の自然遺産地域と比較をいたしましてもあまり例がないというふうに言われております。そのことから来島者はもとより島民の皆様方にも豊かな生物多様性を誇る奄美大島の自然環境の希少性。それから、自然保護の大切さを認識していただき、取組への理解を得ることが大変重要だと考えております。その上で今後の取組といたしまして、遺産登録された7月26日を記念の日とする奄美・沖縄世界自然遺産の日条例を奄美大島5市町村の本議会に上程をしており、この条例の制定を基軸とした取組を今後行うことで更なる保護機運の醸成を図ってまいります。

さらに、奄美大島5市町村で構成いたします奄美大島自然保護協議会におきまして、島民向けの登録記念イベント、この実施や世界自然遺産としての価値などの情報発信を図る奄美大島自然保護ガイドブックの改訂を行い、世界自然遺産の価値や希少野生動植物について保護機運の醸成に努めてまいります。

加えまして、観光利用が集中する金作原における利用ルールへの試行。それから、市道三太郎線等におけるナイトツアーの利用ルールへの試行開始につきましても情報発信に努め自然環境の保全と持続可能な利用を目指してまいります。今後も奄美大島の豊かな自然環境や生物多様性を次の世代に継承していくよう関係機関と連携して取り組み進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。保全していく部分と利活用していく部分と思うんですけど自然遺産もそうですけど、国立公園として奄美大島生態系管理型の国立公園と環境文化型の国立公園の二つの面があると思います。生態系管理型の部分は、クロウサギを代表して希少な動植物。この部分は、完全に保護していくことが大切になってきますが、環境文化型の部分は、奄美の伝統文化、島唄、大島紬など島の人の暮らしや伝統により深く触れることができる奄美でしかできない体験としてもっと光を当てていったいい部分だと考えています。この島の文化というものを利活用していくといった意味で今、世界的に急拡大しているアドベンチャーツーリズムにつながっていると考えますので、（2）の質問に移りたいと思います。（2）アドベンチャーツーリズムについて。①新型コロナウイルスの拡大により今後も新しい生活様式が続くと想定され、以前と同じアプローチでの誘客は、見込めないと考えています。復活の鍵として注目されているのが、アドベンチャーツーリズムだと思います。奄美におけるアドベンチャーツーリズムの可能性についてお聞きしたいと思います。まず、アドベンチャーツーリズムとはということになると思いますが、簡単に言うと、こういったツアーになりますか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、御質問のアドベンチャーツーリズムについてお答えさせていただきます。日本でのアドベンチャーツーリズムの普及を目的とした組織であります日本アドベンチャーツーリズム協議会によりますと、アドベンチャーツーリズムとは、アクティビティー、自然、文化体験の3要素のうち、二つ以上で構成される旅行であると定義をされております。その大きな特徴といたしまして、旅行者が、地域独自の自然や文化を地域の方々と共に体験し、旅行者自身の成長や自己変革を実現することを旅の目的といたしており、従来の旅行とは異なり、アクティビティーそのものが主目的ではなく、地域をよく知り、地域の方々と深く接し、学びや成長を得るための手段と位置付けられております。このような観点からアクティビティー個々の楽しみや質の向上が求められることに加え、旅行者の気付きや学びを提供するために連続性やストーリー性が求められることもアドベンチャーツーリズムの特徴の一つであると思います。自然や文化といった要素が含まれる意味では、エコツーリズムやグリーンツーリズムと類似する概念ではありますが、アクティビティーを通じての自身の成長や変化を目的にする点において新しい旅の在り方であると認識をいたしているところでございます。以上でございます。

1 番（正野卓矢君） 丁寧な答弁ありがとうございます。あまり自然環境に負荷を与えず、自己変革をしながらということですが、あとクルーズ船と、これは、ある会社の調査結果なんですけど、クルーズ船などマストゥリズムでは、1万ドルのドルだからちょっと分かり難いんですけど、効果を生み出すには、100人の人が必要だが、アドベンチャーツーリズムでは、4人で達成できるとか。消費額のうち地域に残るのは、マストゥリズムですと14パーセントですが、アドベンチャーツーリズムの場合、65パーセントが地域に残るという調査結果もございます。環境に影響が少なく雇用創出効果もありながら地元経済にもいい影響を与えますので、今、奄美市も知っていると思いますが、日本人は、休み取るのが難しいので、長期滞在というのは難しいかもしれませんが、ワーケーションとかとひっつけてですね、考えていけたらと思っております。

二つ目の質問にします。アクティビティー、自然とのふれあい、文化体験の3要素のうち二つ以上で構成される旅行というわけなんですけど、環境への負荷を最小限にしつつ自然フィールドのアクティビティーを通じて、その地域に紐づく文化や歴史をゆったり楽しむ旅のスタイルという点において世界自然遺産になれるほどの希少な生態系、美しい自然環境、島唄や大島紬、焼酎や八月踊りなどの文化的な部分。海、空、森を使ったアクティビティーなど奄美には、実現要素が存分に揃っていると考えられますが、奄美市として、アドベンチャーツーリズムを取り入れていく予定はありますか。お願いします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 議員御案内のとおり、奄美大島の有する豊かで多様な自然環境や独自の伝統文化は、様々な体験活動やアクティビティーと連動することで観光客の幅広いニーズに対応することができ、また、学びや気付きを提供する可能性を有している点におきましてもアドベンチャーツーリズムは、奄美大島にも適した観光形態であると認識いたしております。

また、世界遺産登録に伴って金作原や住用三太郎線などの注目の高い場所への更なる観光の周知により環境負荷の増加や満足度の低下が懸念されておりますが、旅行者を分散させる観点からも島が有する様々な資源や連動させるアドベンチャーツーリズムを推進し、新たな観光コンテンツやルートを醸成することは、有効な手段の一つと考えております。

さらに、旅行者を分散させる観光形態は、現コロナ禍における密を避けた観光スタイルにも適合するものと考えているところでございます。以上を踏まえまして、奄美大島に適した観光形態であるアドベンチャーツーリズムに関しましては、関係機関等と連携をいたしまして取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。聞き取りのときには、既に取り組んでいる。走り出したこともあるみたいな、始まっていないけど計画はあるみたいな話も伺いました。ありがとうございます。どんなプランが提供されるのか。とても楽しみです。ウィズコロナ、アフターコロナの時代には、旅行者目線ですとね、魅力的なプログラムを提供していくことが大切になってくると思われます。一つとして地域が持つ資源活用と持続可能性の両立を目指しながらここ奄美でしかできない付加価値の高い個別のコンテンツを紡いでストーリー性のあるツアーを提供していく。ここでしか得られない体験を体験として感じてもらう。何よりも島の人々のファンになってもらう。島内の関連産業を巻き込みながら地域消費向上を目指していかなければならないと思いますが、そのために必要になってくるものがあると思いますが、それは何だと考えられますか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、アドベンチャーツーリズムの推進に当たりまして、必要になってくるものは何かとの御質問でございますので、お答えさせていただきます。議員御案内のとおり、アドベンチャーツーリズムの推進に当たりましては、個々のコンテンツが魅力的であることもさることながら、これに加えアクティビティーや体験活動が連続性やストーリー性を持つことが重要だと考

えているところでございます。既に、奄美大島には、島民や民間事業者を主体として例えば、マングローブカヌーや森のトレッキング、島唄体験など様々な自然や文化を体験できるアクティビティーが各地に存在いたしており、アドベンチャーツーリズムが広がるための素地が整っているものと認識いたしております。その中で事業者単体では実現が難しい連続性、ストーリー性、テーマ性の確保に向けたつながり役割が必要と考えている次第でございます。例えば、あまみ大島観光物産連盟では本年度、電動自転車を導入いたしまして、島内に点在する観光資源等をひとつなぎの観光コースとして電動自転車で時間をかけて観光地をめぐることで奄美大島の自然を包括的に体験し、その過程で島の文化や地域の暮らしに触れることを計画しているようでございます。奄美大島が有する観光資源を連続性、ストーリー性などを意識したつながり役割につきましては、今後も様々なニーズを生じるものと考えており、島内外における先進事例等を参考にいたしながらアドベンチャーツーリズムの推進に向けて取り組んでまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。自転車、Eバイクということですね、いろいろな素地が各地に点在しているということで、それをつなぐことが、とても大切な役割になってくるということですね。人材育成という面でもとても大切だと思いますが、今の時代、発信力が市場をつくっていると思いますので、SNSを通じてですね、世界に一つだけの奄美の体験を拡散する人材とか優良な顧客さんとのネットワークの構築につながると思いますし、今、エコツアーガイドとかたくさんの方のガイドの方いらっしゃいます。知識はもちろんですけど、歴史やその伝統的な行事のバックグラウンドまで魅力を伝える能力、それを翻訳する英語力とか、広域を連携した先ほどおっしゃったつながり能力、コーディネートできる方が必要になってくると思います。そして、人材こういった以外にも興味を持った方々が、どんなツアーなのか。どんな体験ができるのかを端的に説明できるコンセプトですね、様々なガイドがかかわる中でも体験を一貫したものにするコンセプト。ツアー全体で同じ体験の繰り返しにならないようにバリエーションを増やす。例えば、体を動かす動の体験もあれば、海に座り島唄を聞く静の体験など、緩急、わびさびと言いますかね、体験のバリエーションがあるのもいいのではないかと思います。先ほども申しましたが、日本人は長期休み取れないので、なかなか難しいと思いますので、短期ツアー、長期滞在のツアーにかかわらず時間軸で考えて始まりから終わりまで、歌で言えば、サビの部分ですね、気持ちの盛り上がりの部分を演出して、最後に満足度が高まるようなストーリー性を持たせること。奄美の自然環境にあまり負荷をかけることなく自然、文化、島の人のファンになっていただき、価値を知っていただく。そこまで来ると旅の方に私達島人が新しい魅力を教えていただけていいサイクルができあがるんじゃないかと思います。そして、地域経済にもいい影響が出れば観光による経済効果だけではなく、自然や文化を継承し後世につなげていく持続可能なものとなり得ます。アドベンチャーツーリズムの概念は、奄美大島のアフターコロナの光となり得ると考えておりますので、是非積極的に取り入れてほしいとお願いして、この質問は終わらせていただきます。

それでは3、（3）ですね、ユニバーサルツーリズムについてお聞きします。ユニバーサルツーリズムとは、すべての人が、楽しめるように考えられた旅行であり、高齢の方、体の不自由な方、障害の有無にかかわらず誰もが気兼ねなく参加できる旅の提案だと考えていますが、インターネットで奄美市ユニバーサルツーリズムと調べてみますと、いくつかの施設が紹介されています。施設の数、技術的に言えば段差の解消等とかもそうですが、何よりも障害のある方が、奄美の旅を楽しめるためのプランを提供していくためには、まだまだ情報が足りていないのではないかとというのが感想でした。すべての方々が、気兼ねなく参加できる奄美旅をですね、楽しんでもらうために一つひとつのコンテンツを、もっと精査してつなげていくことが、そこにストーリー性を持たせることで、例えば、足の悪い方が、より自分に合った旅をイメージする。そういうことができるようになることが大切になってくるかと思います。ユニバーサルツーリズムの当局の御見解を伺います。

商工観光情報部長（平田宏尚君） ユニバーサルツーリズムについての御質問でございますが、平成30年3月に観光庁が、まとめました高齢の方、障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアルによりますと、ユニバーサルツーリズムの主な対象となる御高齢の方や障害のある方の割合は、国内総人口の3割以上を占めており、家族や友人などと旅行に出かけることを考えますと、マーケットはさらに広がりを見せるものと考えられ、魅力的な旅行形態と捉えることができると思います。

本市内の観光受入におきましては、日本バリアフリー観光推進機構に加盟いたしておりますNPO法人かごしまバリアフリースターセンターが、県全体のワンストップ窓口といたしまして、ホームページにおいて奄美大島内の24か所の施設を紹介していただいているところでございます。また県は、ウィズコロナ、アフターコロナの状況下におきましても障害の有り無しや年齢に左右されることなく誰もが安心して奄美群島の旅行を楽しめる観光コース整備やコンテンツ開発、受入態勢の構築を目的に奄美群島のユニバーサルツーリズムの普及と促進による観光交流人口の拡大に向けまして令和2年度に奄美群島ユニバーサルツーリズム推進事業を実施いたしております。この中では、奄美大島の保健福祉、観光、交通及び行政関係者を委員とした検討会や島内の主要な観光スポットであります観光施設や景勝地につきまして、モデルコースを作成いたし、アクセス方法や公衆トイレの現状などにつきまして現地調査を行うなど受入態勢の整備などが進められてきております。

ユニバーサルツーリズムにおきましては、個々の状況により特性や困りごと、必要な支援、対応手段はそれぞれ異なっておりますので、奄美大島5市町村で構成する奄美地区地域自立支援協議会にも御協力をいただきながら観光施設、飲食店、宿泊施設などの受入態勢の改善にも努め、安心安全な旅行先として御来島いただくための観光地づくりに努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願い致します。

1番（正野卓矢君） ありがとうございます。世界では、必要とされている方が10億人いらっしゃるって、先ほどもおっしゃいましたけど、配偶者、子ども、介護人などを合わせると20億人にもなると言われています。旅をイメージしてもらえる。その旅を利用者の知りたい情報をたくさん盛り込んだ正確なデータ紹介などが、必要になってくるかと思います。様々なニーズに応えることでアピールにつながると思っていますので、誰もが気兼ねなく楽しめる奄美を目指して是非取り組んでいってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは次の質問に移ります。3、レンタカー感染予防対策支援事業について。今回の支援事業は、感染防止対策ということで、消毒、除菌対応等にかかる経費だったと思いますが、レンタカーの保有台数で金額も変わることから車内での対策だったと思います。新型コロナが発生してもう1年以上経過しておりますので、車内の環境整備は、ある程度進んでいたのではないかと感じますが、予算執行率はどれくらいありましたか。また、タクシーと運転代行車との支援の違い、仕方に違いがあったのはなぜでしょうか。お願いします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 議員御質問のレンタカー感染防止対策支援事業についてお答えさせていただきます。本事業は、コロナ禍においても安全で安心な奄美の観光滞在を促進するため本市内のレンタカー事業者が取り組む新型コロナ感染症の感染防止対策にかかる費用を補助金として交付するものでございます。具体的には、消毒液、マスク、清掃、飛沫対策、換気にかかる物品の購入など車内での感染防止対策に加え、窓口などでの感染防止対策にかかる費用についても幅広く補助金の対象といたしており、補助金額につきましては、レンタカーの保有台数に応じて10万円から50万円の間で段階的に設定をいたしております。9月7日時点における実績といたしまして、申請件数は14件。補助金の合計額は220万1,000円。予算額445万円に対しての予算執行率は49.46パーセントとなっております。

なお、この補助金の申請期間は、今月30日までと期間設定いたしておりますので、まだ申請がお済

みでないレンタカー事業者様に関しましては、是非とも本事業の活用を御検討いただくよう広報、周知に努めているところでございます。

次に、本事業をタクシーや運転代行事業者に対する給付金の形でなく補助金と設定したことについて答弁させていただきます。住民利用を主とし、また運転手を伴うタクシー、運転代行事業者に対する給付金とは異なり、観光客の利用を主とするレンタカー事業者につきましては、感染防止対策に必要な経費を補助金として後押しすることで、コロナ禍においても安全安心して利用できる環境づくりを支援し、利用促進につなげるものでございます。このことにより、しっかりとコロナ収束までを見据えた持続的な奄美観光の実現に取り組んでまいりたいと考えておりますので御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。執行率は49.46パーセント。9月30日まで使えるということですね。僕が全然考えていたよりすばらしいと思います。あと、タクシーと運転代行は、実際その瞬間に困っている感じがして、レンタカーは、観光客が増えてくるのを見越して未来への投資みたいな感じです。ありがとうございました。理解しました。ありがとうございます。

次へ移ります。4番、出荷できなかった農作物、マンゴー等についてですね、台風時、船便のストップの影響についてお聞きします。マンゴーの話が新聞等に出ていましたが、台風による船便の欠航で出荷できず、島内でかなり値を落として販売していたと聞きます。自分も笠利の無人販売で8個入りのマンゴーを見かけました。そこで質問ですが、普通に販売できた場合との差額が出たと思いますが、その被害額が分かればお願いします。そして、被害額について何かしらの支援がありましたら、それまでよろしく願いいたします。

農林水産部長（竹元康晴君） おはようございます。それでは、台風の影響で船が欠航したことに伴う農作物の影響についてお答えいたします。議員御案内のとおり、台風6号の影響を受けまして7月19日から25日までの7日間、鹿児島県本土と奄美群島、沖縄県を結ぶ定期船が欠航いたしました。この定期船欠航に伴い7月下旬に収穫された贈答用のマンゴーが、島外へ出荷できない状況となりました。このような中、名瀬中央青果株式会社へ出荷されたマンゴーは、通常のセリ価格にいたしますと、1キログラム当たり約3,000円で取引が行われていましたが、欠航時は、1,600円前後となり約340万円の取引額の減少となっております。

また、長期間の貯蔵を余儀なくされ、品質の低下を招き、一部廃棄を行った農家もいるとお聞きしております。この定期船欠航に伴う農作物の被害に対して直接的な支援はございませんが、今回のような価格の低下や気象災害などによる農業収入の減少を補てんする収入保険制度があります。また、台風などによってビニールハウスなどの施設が被害を受けた場合は、損失を補てんする農業共済制度があります。マンゴーにつきましては、7月から8月は収穫期間であり、台風の影響を受け易い品目となっていることから、今後、鹿児島県農業共済組合などと連携して、この収入保険制度や農業共済の加入促進を図り、台風などの災害に対する備えを行い、農家の経営安定を図ってまいりたいと考えているところでございます。

1 番（正野卓矢君） 分かりました。船便の欠航は、ここ数年増えてきていると思います。万が一再び起こったときなんですけど、出荷できなくなった農作物はですね、学校給食とか学童等で利用することはできないかなと考えています。また今回、実際に出荷できずに困っていた農家さん、加工業者を巻き込んだの打開策を考えることはできないでしょうか。地元の名産品でもございますし、ジャム、ソース、ジュース、新しい商品を開発するなど、できないのかと思うわけですが、御見解をよろしくお願いいたします。

農林水産部長（竹元康晴君） 奄美大島のマンゴーは、青果用として栽培されており、値段も高値で取引されており、加工業者の方々は、安価で安定した量を求めており、地元産のマンゴーの加工用としての利用は少ない現状であります。今回のように7日間も船が欠航するといった突発的な事案に対しまして、即加工へ利用につなげるのは、なかなか難しい状況ではありますが、台風シーズンの農作物被害軽減に向けて加工品などの6次産業化など今後の検討課題と認識しておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。先ほど保険制度、共済制度。農作物はですね、丹精込めて作られたもので保険制度で収入が補償されているからOKみたいな気持ちには、なかなかないと思います。船便の欠航で出荷できなくなった場合の作物の取り扱いとかをですね、農家さん、JAさん、加工業者さんで話し合い、なるべく廃棄することのないように行政としては、例えば、先ほど申しました学童、高齢者施設とか、マッチングしていく、そういった打開策も必要ではないのかと考えます。農業は、奄美の大事な産業の一つでもありますので、できる限りの力をですね、貸していただきたいとお伝えして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして5番。s c h o oについてです。s c h o o、5市町村で包括的業務提携されたと、これ無料で使える、受講できるものなんです、無料で自分が選択した科目をいろいろ学べるということなんですけれども、申請状況はどうなっていますか。よろしくお願いします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 申請状況についてお答えさせていただきます。8月末時点ではございますが、約250名の方から申請を受け、御利用いただいております。以上でございます。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。240名が登録されているわけですね。想像よりも多くうれしく思います。受講科目が6、500種類ほどあるということですが、こういったものがあるか。お示してください。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 現在、s c h o oで視聴可能な講座の種類といたしましては、企画マーケティング、ITスキル、ビジネスマナー、経済学、システム開発技術、ライフリテラシーなど多種多様な分野に亘り、講座数といたしましては6、200以上となっております。以上でございます。

1 番（正野卓矢君） 今、部長がおっしゃったやつなかなかとつき難い難しいやつですけど、6、200種類ほどあるということで、私なりに私も一応登録しましたので見てみますと、朝ヨガとか、ユーチューバーと雑談だとか、いきいきと長生きするための脳の使い方を学ぶとか、半径3メートル以内を幸せにするとかといった内容もあり軽い感じで始めてみるのもいいのかなと思っています。

次の質問になりますが、私は最初、受講するまでは、生涯学習のオンラインバージョンみたいなものかなというイメージだったんですが、内容的には、とても濃く感じました。この業務提携を結ぶにあたり、奄美市の狙い、考えがあったと思いますが、こういった趣旨があったのか。お示してください。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。今回、市民の皆様へ御提供させていただいております動画学習サービスs c h o oは、社会人の方を対象といたしましたビジネススキルをインターネット上でいつでも学べるサービスでございます。このことからインターネット教育を浸透させることによる地方創生推進の実証事業として、市民及び事業者の皆様への学習機会の提供によるビジネス性の向上とオンラインでの講座受講を通じました情報活用能力の向上を目的として取り組んでいるところでございます。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。デジタル化推進に向けて情報活用能力を上げるために社会人等を対象にされているということですね。ありがとうございます。じゃ最後の質問になりますが、自分もこの s c h o o を登録させていただき、いくつかのコンテンツを視聴させていただきました。365 日毎日更新されていて、画面上に講師と生徒代表の方と自分という 3 者間でコミュニケーションのライブ形式で、ほかに同じコンテンツを視聴されている方々の生のチャットの声も上がってきますし、学び続けることのできるオンライン学習サービスだなと感じております。新聞等での報道や奄美市だよりなどでの広報しているのは存じておりますが、せっかく無料ですので、スキルアップのためにたくさんの島民の方にも使っていただけたらと思います。なので、もっと広報のほうに力を入れていただきたいと思いますと感じておりますが、当局の御見解をお願いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 議員におかれましては早速の申し込み御利用ありがとうございます。今までの広報の取組といたしましては、奄美市のホームページ、奄美市の公式 L I N E、ツイッター、フェイスブックや広報紙での案内掲載、市役所の 3 支所の各窓口やデジタルサイネージの案内掲示。また、多くの方が来訪される金融機関やスーパー、コンビニなどの民間施設 37 か所のほか公民館などの公共施設 11 か所での案内チラシの掲示を実施してまいりました。今後の取組予定といたしましては、先日開所いたしましたワークスタイルラボのコワーキングスペース内に s c h o o 体験コーナーの設置や市民の皆様へ s c h o o サービスの紹介と登録を行えるイベントを開催したいと考えております。市といたしましても今後とも様々な形で広報に取り組み島内の 5 市町村とも連携し、さらに多くの市民や島民の皆様への御活用をいただきたいと思いますと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。いろいろ広報されているということでありありがとうございます。ワークスタイルラボでの無料体験コーナーやイベントも企画されているということでもっと無料ですしね、登録方法も簡単ですので、もっと気軽な感じで皆さんが興味があるものを視聴して、いろいろな部分でそれを活かしていったスキルアップしていただけたらと思います。ちなみに協定の期間があるかと思いますが、これはあれなんですか。しばらくみたいなやつが。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 協定期間は、3 か年間となっております。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。より広がりのあるですね、広報していただいて皆さんにこのコンテンツを楽しんでいただけたらと思います。広報をお願いしてですね、今回、私の質問は、これで終了します。ありがとうございました。

副議長（奥 輝人君） 以上でチャレンジ奄美 正野卓矢君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後 1 時 30 分再開いたします。（午前 11 時 42 分）



副議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後 1 時 30 分）

午前に引き続き一般質問を行います。

自民党奄美 松山さおり君の発言を許可いたします。なお、松山さおり君から質疑中の資料投影のため書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

11 番（松山さおり君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネットを御覧の皆様、こんにちは。自民党奄美の松山さおりでございます。一般質問最終日、3 番目の登壇となりました。どうぞよろしくお願いいたします。質問に入る前に少々所見を述べさせていただきます。今年の夏は、昨年開催予定だった東京オリンピックが持ち越され、コロナ禍での様々な問題が懸念された中、7 月 23 日に開会のセレモニ

ーが行われ、東京2020オリンピックが開催されました。その中でも私が、特に注目していたスポーツが男子バレーボールです。5月に国際親善試合での中国戦があり、絶対エースの石川祐希選手がいない中、大活躍だったのが大学2年生の高橋藍選手でした。石川選手不在の中、時代のエースを感じるスパイクで日本を勝利に導きました。その試合を見たことによりオリンピックで全日本男子バレーの試合が楽しみになり、家族で東京オリンピックを待ちわびていました。男子バレー龍神NIPPONは、東京オリンピックの前の6月には、イタリアリミニでの国際試合ネーションズリーグが行われ、東京オリンピックの代表メンバーがネーションズリーグ開催中に発表され、12名の代表メンバーが決まりました。この中で大学生が2名選出され、2008年の北京オリンピックで大学生で出場した34歳のベテラン選手清水選手、福澤選手のうち、清水選手が代表に選出されました。男子バレーボールは、2008年の北京オリンピック以来の12年ぶりの悲願の出場になったのが、この2020東京オリンピックでした。56年前、1964年の東京オリンピックで女子バレーは、東洋の魔女と恐れられ金メダルを獲得。また同年、男子バレーも銅メダルを獲得、正に、日本のお家芸と呼ばれていたバレーボールが、しばらくはオリンピックに出場できない時期が長くあったことは、私も今回、改めて知った事実でした。1992年のバルセロナオリンピックに選手として出場した男子バレーボールの中垣内監督にとってもこの東京オリンピックは、目標であり、ここを照準にチームを強化してきたのではないのでしょうか。選手一人ひとりの技術の向上、筋力、体力、メンタル面のフォローなど体格的には、他国に劣ってしまう分、技術や技能を強化していく。これは、長くかかっても必ずオリンピックに出場するという強い思いを監督はじめ選手たち、バレーボールファンの方々が持ち続けていくことだと思います。そして、忘れてならないのは、その選手たちのようになりたいと思い、日々練習に励んでいる生徒、学生たちが日本全国にいます。その中から次の日本代表が選ばれるかもしれない。自分たちのときは、メダルが取れなくても次の世代では、きっと取れるはずという日本のバレーをつないでいく、バトンを渡していくことが大切なんだと思います。4年に1回のオリンピックは、試合の前や表彰式には、必ず国歌が、会場に流れます。画面越しにその光景を見ると日本人としての誇りも感じます。選手を応援することにより日本全国が一つになり、愛国心も生まれてきます。全日本男子バレーは、念願の予選リーグを突破、決勝リーグに参戦しました。惜しくも準々決勝敗退となりましたが、選手は、次のパリオリンピックに向けて練習をスタートしています。私たちも愛を持って選手の行く末を見守るファンでいつづければなりません。選手だけではなく見守るファンの意識、国民の意識も大事なんだと学ばせてもらいました。子は島の宝。私自身、奄美の将来を担う子どもたちのファンでいつづけようと改めて思いました。近い将来、奄美からオリンピック選手が選抜される日もそう遠くはないのかもしれません。

それでは、質問に移らせていただきます。

1の星空保護区について質問いたします。(1)の①の世界自然遺産を後世に残していく取組について伺います。ユネスコの世界遺産委員会において今年令和3年7月26日奄美大島・徳之島・沖縄北部及び西表島が、世界遺産登録が正式に決定となりました。自然遺産登録のために三つの条件として、1番目に評価基準で奄美・沖縄は、生物多様性に適合し、国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性保全上、重要な地域として評価されたそうです。

また、2番目には、世界遺産として適切な広さがあり、開発の影響がなく自然の本来の姿が保たれていること。3番目に世界遺産としての価値を将来に亘って維持できるように保護のための取組が十分に行われていること。世界各国日本全国では、コロナ禍の中、大変な状況ですが、島民にとっては、一つの希望が見えたときでもあります。奄美が、世界規模での価値があるということが、広く世界に知れ渡ることになるからです。この島に生まれ昔から身近にあった自然が、いかに素晴らしいものだったのか。島民にとっても改めて認識した方も多いのではないかと思います。この自然を後世に残していくために世界自然遺産に登録されたからこそさらに取り組んでいく計画等があれば、お示しください。朝の正野議員も同様の質問をしておりますので、角度を変えて長期的なビジョン。また思い等もあれば、お願いしたいと思います。以下は発言席で行います。

副議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは早速、松山議員にお答えさせていただきます。奄美大島の世界自然遺産登録につきましては、希少動植物や独自の在来生態系などの豊かな生物多様性が、遺産価値として評価されております。この豊かな自然環境を世界の宝として将来に亘り守りつないでいくことが、我々の責務であろうかと思えます。登録の際に示された世界自然遺産委員会からの対応要請事項として四つございます。まず、観光をしっかりと管理すること。ロードキル対策。河川の再生。森林の適正な管理。この四つがあります。これらの課題への対応については、今後、関係機関等で構成いたします要請事項タスクフォース。いわゆる検討部会を新たに立ち上げ、必要な対応を行うこととなっております。自然保護の取組につきましては、盗掘対策のパトロールの実施やセンサーカメラ運用等による希少種保護。ノネコ対策や外来植物駆除などの外来種対策などを引き続き行ってまいります。さらに、遺産登録後の来島者の受入対策につきましては、特に市において金作原や市道三太郎線周辺など観光利用が集中する場所の利用人数の制限等の自主ルールの実運用検討を行ってまいります。普及啓発といたしましては、これまでに希少野生動植物を掲載した下敷きの小学生への配付や中学生や高校生を対象とした世界遺産の価値を伝える漫画本の頒布。自然観察マナーなどを伝える映像制作を行ってまいります。

また今年度は、奄美大島自然保護ガイドブックの改訂を行い、世界自然遺産の価値や希少野生動植物について情報を発信するほか、各種ワークショップを実施しているところでございます。いずれにいたしましても国・鹿児島県、関係機関、関係団体、住民の皆様とともに各種の取組を進めてまいりたいと存じますので御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。以上です。

11番（松山さおり君） ありがとうございます。世界自然遺産になったということで、②の質問に移らせていただきますが、観光客の入込数について伺います。奄美の観光で人気があるのが海や山、川など自然を目的として訪れる人が多いと思います。アクティビティーアウトドアで楽しめて体験できることは、一番の魅力ですが、やはり、観光客の方が、一番多い季節は、夏場が多いと思います。今は、コロナ禍で年間の観光客の入込数は低下していますが、今年、世界自然遺産に登録されたことにより世界の状況が落ち着けば全国から全世界から観光客の方が多く来島することも考えられます。夏場だけではなく年間を通して冬場でも観光客の人が訪れることを願いますが、冬場の閑散期に観光客を誘致するためには、どのようなことを検討されているのか。対策をしていくのか。お示してください。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、御質問の観光の入込客につきまして、コロナ禍以前の令和元年度の夏場と冬場の比較。それと、閑散期の対策についてをお答えさせていただきます。令和元年度、比較的観光客の多い時期であります3月から8月までの春・夏の入込客数、28万4,819人に対しまして、それ以外の秋・冬は、24万5,530人となっており、年間入込客数に対する割合といたしましては、春・夏が53.7パーセントに対しまして、秋・冬が46.3パーセントとなっております。春・夏と秋・冬を比較いたしますと、多少の差はございますが、近年は、一年を通して楽しむことができるアクティビティーとして金作原散策やカヌーツアー、ナイトツアー、泥染め体験。また、冬限定のアクティビティーといたしまして、ホエールウォッチングなども定着してきており、年間を通じて多くの皆様に御利用いただいている状況でございます。

一方で、月別に見ますと、年間で入込客数の多い8月は、5万8,224名であったのに対しまして、入込客数の少ない9月は、3万8,276人となっており、最大で約2万人の差が生じておりますが、傾向といたしましては、ゴールデンウィークの4・5月。夏休み期間中の7・8月は、比較の入込客数が多く、冬場の12・2月、梅雨時期の6月及び夏休み直後の9月は、入込客数が少ないといった状況が見られるようでございます。

次に、コロナ禍の前における観光閑散期の誘客対策といたしまして、奄美満喫ツアー助成事業の中に一部メニューがございます。具体的には、一つ目に比較的観光客の少ない4月から6月まで及び11月から1月にかけて旅行会社が、団体ツアーの旅行商品を造成した場合に、その送客実績に応じて助成する旅行商品造成助成事業。二つ目に11月から3月上旬までにかけて、個人旅行の方が体験プログラムを二つ以上体験いたしますと延べ宿泊数に応じて旅行者に対して助成を行う体験プログラム利用促進助成事業。三つ目に、こちらは年間を通じた助成対象期間を設定いたしておりますが、特に最低平均気温が10度を下回らない奄美大島の温暖な気候に需要があるスポーツ合宿におきまして学生、スポーツゼミ合宿誘致助成事業として宿泊延数に応じてその団体へ助成をしているところでございます。

さらには、県を事務局といたしまして奄美振興交付金の活用でございますけれども、群島12市町村が連携して取り組む奄美群島航空航路運賃軽減協議会では、概ね10月から3月までの閑散期における需要喚起のため航路航空路各種割引を行う奄美群島交流需要喚起対策特別事業を実施いたしております。これらの取組を中心に年間を通してコンスタントな来訪を促進し、来島者数の均一化や観光業収入の安定化に向けて取り組んでいるところでございます。以上でございます。

11番（松山さおり君） ありがとうございます。観光客の入込数ということで年間通して、そこまで大きくは変わらない。閑散期と比べて3月8月9月と比べると2万人ですね、2万人の差はあるが、そこまで変わらないということですね。12月2月6月9月たぶん夏休みとか、そういう時期は、やはり多いのかなという今お聞きして思ったところです。12月2月6月9月は閑散期ということで認識していますが、よろしいですかね。ありがとうございます。

続きまして（2）の星空保護区について質問させていただきます。①ですね、奄美の観光での星空ウォッチングの効果はということで伺いたいと思います。ガイドの方にもお聞きしたのですが、奄美にしか生存しない貴重なクロウサギを見るナイトツアーは、一番人気だと思います。奄美に星空を目当てに毎年毎年訪れている方もいると聞きました。夏場の天気がよい日の晩は、夜空には天の川が広がり肉眼でもよく見えますが、そこで奄美の星空は、どの地域が星空を観察するのに適しているのか。具体的な場所があればお示しください。

また、ツアーに行かれた観光客の方の感想などもあればお答えください。ナイトツアーでのハブ対策なども聞いていらっしゃるんでしたらお示しいただきたいと思います。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 奄美大島のまず新たな観光コンテンツとしての星空ウォッチングのことについてお答えさせていただきます。議員御承知のとおり、奄美大島では、居住区域を抜けると星空観察に適した環境が広がる区域が多くあり、エコツアーガイドが実施する夜の野生生物を観察するナイトツアーの中には、議員先ほどおっしゃいましたが、星空観察をメインとするものも多く実施されているようでございます。これに見合う需要があることも裏付けているものと考えております。

また、（一社）あまみ大島観光物産連盟が、令和2年度から令和3年度にかけて、奄美大島内の宿泊事業所を対象といたしまして宿泊施設の敷地内や屋上において宿泊客に対して星空観察を提供し、満足度の向上を図っていただくことを目的として全6回の星空講座を実施したところ、延べ120人程度の宿泊事業者に参加いただき、関心の高さをうかがわせるものと考えております。先ほど具体的な場所とございましたけれども、一つには、笠利町のあやまる岬におきましては、見晴らしがよく星空観察に適した環境が広がる立地条件を活かして指定管理者主催で令和元年7月から10月にかけて夜空を利用したイベントを計4回実施いたしているところでございます。具体的には、星空観察会、星空撮影会、満月のヨガなどを実施し、併せて特産品や星空に関するグッズ販売も実施いたしたところ延べ369名の皆様に御参加いただき、また参加者からも大変好評だったとのことでございます。

また、もう1か所。県立奄美少年自然の家。要するに赤崎の方でございますけれども、そちらのほうでも親子や教職員対象に毎年、星空観察会を行われており、例年であれば、年5回程度の観察会と島内

各地の出前観察会が7回ほど開催され、毎回たくさん子どもたちも楽しみにしているとのことであり、約1,000名が参加されとのことでございます。

また先ほど、ハブの話も出しましたが、なかなか島の人もハブ対策は難しいところがございますが、夜間でしかも星空となると明りの少ない状況下におきましては、ハブを見つけることは非常に難しいことであり、私たちが、先人から教え継がれてきたハブと出会う可能性をなるべく避けるということを旅行者にも実践し伝えていきたい。また、ハブに気をつけることを重々注意していきたいというふうに思っているところでございます。これらの先ほどお伝えいたしました観察会等の事例を含め奄美大島における星空ウォッチングは、有効な観光コンテンツとして可能性の広がりがあるものと認識いたしているところでございます。よろしくお願いいたします。

11番（松山さおり君） ありがとうございます。奄美は、身近にたくさんの星空スポットがあることが分かるかと思います。ここですね、ちょっと資料を投影をお願いいたします。ガイドの方からですね、お借りした星空の写真なんですけれども、ちょっと暗くないと見づらいと思うんですが、少し拡大していただいていいでしょうか。星座のほうは、私も詳しくないんですけれども、結構こういうふうにオリオン座とかですね、よく見えるのは、たぶん皆さん家の窓から見えたりとかですね、浜に行くとよく見えるのがあると思います。星空というのは、本当に身近にあって観光資源にも本当に活用できる大きな役割を果たしていくんじゃないかなと思っていて、私も観光客の方とちょっとお話する機会のときに皆さん割と海とか川とか、そういうふうなアクティビティーっていうのを求めている方が多いんですけれども、もちろん伝統文化の島唄っていうのも全国的に有名ですので、そういうところもちょっと楽しむ中で夜ですね、本当にこういうふうな星座があるっていうのを今でしたら天の川がすごくきれいに見えますね、あと2枚。もう一度お願いします。こういうふうですね、星座自体詳しくないんですけれども、捜せばすごいたくさんの奄美大島の空には、たくさんの星座があるということをやっぱ皆さんにも島民の方にももちろん認識していただきたいし、ということでちょっと写真のほうをお借りしてきました。もう1枚だけお願いします。3枚ありますので、これですね、なかなか分かりづらいと思うんですけど、何が星座っていうのが、ちょっと分かりづらいんですけれども、本当に大きく、朝方にすごく星が大きく見えるときもあったりとかですね、これがなかなか都会のほうでは、都会の夜景がですね、たくさん明りがスポットがあるところでは見づらいのが、奄美では、どこでも見れるっていうところで、ちょっと写真をお借りしたので御紹介させていただきました。ありがとうございます。

今回、奄美大島、徳之島、沖縄島北部西表島が、世界自然遺産に登録され、目指せ世界遺産から一歩進み、いよいよさあ世界への時期がやってきました。今回、世界自然遺産に登録された西表島ですが、西表石垣国立公園が、2018年今から3年前です。3月30日に国際ダークスカイ協会が認定する暗くて美しい夜空を保護する星空保護区に日本で初めて認定されています。国内初の星空保護区の認定によって地域の星空のブランド力が高まり、星空資源を活用した観光振興が期待されるとともに、八重山諸島の夜の自然環境や固有の生態系の持続的な保全につながるとしています。

また、東京都の神津島は、昨年2020年12月に東京都初の星空保護区に認定されました。星空保護区とは、光の害が少ない。暗く美しい夜空を保護、保存するための優れた取組を称える国際認定制度です。2001年に国際ダークスカイ協会が、活動を始め世界各国の夜空を保護してきました。夜の暗闇を守ることは、野生生物の保護やエネルギー節減といった環境面に寄与するだけでなく、人間本来の生活リズムを取り戻したり、夜という普遍的な資源から示唆を得たりすることにもつながっています。神津島の人は、自分たちは、当たり前だったきれいな星空を再発見するきっかけになったと話しています。現在は、登録に向けていくつかの自治体が、動き出していると聞いています。奄美も今回、世界自然遺産になったからこそ星空をきれいに見える場所をモデル地区として星空保護区を目指せないか。伺いたいと思います。

商工観光情報部長（平田宏尚君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。議員御案内のとおり、国際的な認定制度としての星空保護区は、暗い夜空環境と美しい星空を保護するためにつくられたものであり、夜空の暗さには厳しい基準が設けられているようでございます。星空保護区への認定を目指す地域におきましては、自動販売機や電飾看板の午後10時以降の消灯、また、街灯を暗いものに変更するなどの取組も行っていると聞き及んでいます。非常に暗い環境は保たれる必要がある分、周囲の見通しが不十分になることも懸念され、先ほどもございましたが、奄美大島におきましては、ハブが生息していることにも留意しなければなりません。本市におきましては、多くの街灯が設置されておりますが、防犯対策としての役割に加え、ハブの危険防止としても設置されているケースもあり、街中に限らず最低限度の明りは必要と認識いたしております。先ほど、答弁させていただいたとおり、奄美大島の星空、有効な観光コンテンツの一つにはなり得ると考える一方で星空保護区への登録に向けては、基準をクリアするために夜間の明かりを抑える必要があり、制限への御理解や安全確保の面において十分な議論を要するものと考えております。また、先ほどのハブ対策もそうでございますが、そのような観点から星空ウォッチングに当たりましては、先ほど答弁いたしましたエコツアーガイドの同行やホテル敷地内での安全を確保した取組。また、あやまる岬のイベントのように事前準備や係員配置を十分にを行った上でのイベント実施等の取組が有効であると考えております。議員御案内のとおり、普段私どもが、見上げている奄美大島の星空は、観光客にとっては当たり前ではなく旅の美しい思い出の一つになるものと認識いたしております。本市といたしましても、これからも星空が美しく見える環境を大切に、観光コンテンツの一つとして活用いただくことが重要と考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

11番（松山さおり君） ありがとうございます。すぐすぐには申しませんが、是非ですね、西表島の方も星空保護区認定したということで、国内でも本当少ないんですよね。なので是非奄美大島ももう一つ世界的な価値が一つ広がるという意味では、考えて検討していただく課題にもなるのではないかと思いますので、是非お願いしたいと思います。島唄を聞きながらの星空ウォッチング、これはですね、石垣、西表島の方でも石垣公園ですね、そちらのほうで開催されているものです。ちょっとネットで調べたりしたんですけれども、西表島の石垣公園のその島で聞く島唄を聞きながらの星空、これはもう西表島しかできないという観光になります。そういうふうなイベントもね、あやまる岬ではやっていらっしゃるというのは伺ったんですが、そこからさらに広がりっていうので、星空保護区を目指すことによつての島民の意識もすごく上がってくるのではないかなと思いますので、是非検討課題にさせていただきたいと思います。また、個人的になんですが、笠利地区であれば、あやまる岬は公園となっておりますが、空き家集落、空き家がある集落がたくさん多く出ています。ちょっと印象的なんですけども笠利のですね、佐仁集落のほう、あちらのほうは、もう海と山の間に道路があるんですが、集落の明かりがあんまりないところがあります。そこで昔星を見たときに、本当にきれいでそれがすごく印象的に残っているんですが、星空の結婚式をしたりとかですね、集落の空き家をですね、テラス改装などしてこれには予算がかかることではあるんですけれども、そして集客する。集落のほうに何か少しでもですね、手当が落ちるとか、そういう制度もこれから考えていただく価値はあるんじゃないかなと思ひまして提案と要望ということで、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、2番の子どもの養育費について質問いたします。（1）児童手当現況届について。児童手当となっておりますが、すみません。児童扶養手当でございます。失礼いたしました。児童扶養手当現況届について。1番の養育費の受け取りの有無について伺いたいと思います。児童扶養手当現況届は毎年、事前に対象者に郵送され、8月中に市役所で手続きをしていると思います。養育費の受け取りの有無もこのときに確認でき、児童扶養手当の受給継続についても確認もできると思いますが、奄美市では、何割の方が、養育費を受け取っているのか。伺います。どれくらいの方が、養育費をもらっているのか。もらえていない人は、どれくらいいらっしゃるのか。伺いたいと思います。この質問は、今日本

では、養育費を受け取っているシングルマザーは、全国でも2割とされています。8割の人が、養育費をもらえていない現状があるということです。養育費は、子どもの権利です。子どもが健やかに成長するために必要なものです。子どもの貧困につながる根本的な問題にもかかわらず政治の中でもなかなか改善に至っていないどころか、状況が悪化してきているとの思いから質問いたします。答弁をお願いします。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、松山議員の質問にお答えしたいと思います。まず、児童扶養手当でございますが、これにつきましては、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するということで児童福祉の増進を図るという目的に支給をしております。議員御案内のとおり、8月に現況届ということで、毎年1回必ず状態の確認をしております。現在の届け出数です。手当を支給している世帯数ですが、母子世帯は656世帯。父子世帯48世帯。養育者世帯5世帯ということで、合計709世帯に児童手当を支給しております。先ほどの現況届の中での養育費なんですが、令和2年度確認実績をしたところ76世帯ということで、全体の約1割が養育費を受け取っているという状況であるということです。以上です。

11番（松山さおり君） ありがとうございます。709世帯のうちの76世帯ですね、これ児童扶養手当と別で父親のほうからの養育費をもらっているという確認をされていると思うんですが、そのうち709世帯のうちの76世帯のみしかもらっていないということが奄美市の現状ということでよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。76世帯というのは、これ所長もおっしゃいましたが、1割ですね、私先ほどは、全国で2割の方しかもらっていない。受け取っていないということをお話したと思います。その養育費を請求しない理由ってということで、私なりにちょっとお調べしましたので、ちょっとお伝えしたいと思います。取り決めが面倒くさい。請求しないと取り決めた。支払う経済的余裕がない。支払う意志がないと思った。相手と関わりあいたくない。というのが、主な理由なんですけれども、やはりですね、この一人で子育てをするという中で、ちょっと高校卒業までにかかる教育費一人当たり3歳から幼稚園に入れ、すべて公立の学校に入れたとしても543万円。実質かかるという計算になります。15年間その養育をする。ひとり親での養育するっていうので543万円かかる。これが二人になると、1,000万円というとてもすごい金額になるんですけども、その後ですね、4年生大学に子どもが進学したいということになりますと、日本の大学のおよそ8割が私立大学となっておりますので、私立大学の授業料っていうのは、文科系に進んだとしても年間100万円から150万円ですね。そして、理数系が100万円から300万円ほどかかるということは、かなりの負担になってくるんですね。養育費を請求しないということで、もらっていない方が、たくさんいらっしゃるっていう中では、1人で生計を立てながら子どもを養育していく。これは、子どもの権利にもなりますので、是非ですね、このへんは改善をしていただきたいなと思います。続いて相談者がいたのか。それに対して市としては、アドバイスがあったのか。その辺について、お聞きしたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、本市の相談態勢でございますが、まず、福祉政策課の中に婦人相談員が1名ございます。幅広い相談を受けておりますけれども、離婚前後の相談でありますとか、経済的な相談、それからDVドメスティックバイオレンスの相談の受付をしております。その中で養育費の受け取りに関する相談もあったということでございます。それから、離婚についての相談のとき、このときには、養育費、財産分与、慰謝料などの調停申し立てに関する手続きの手順を説明して必要に応じて弁護士相談に同行したり、弁護士に相談して手続きを行うなど支援をしているということで、実際、平成30年の話なんですけれども、養育費受け取りの相談があったときに弁護士相談をいっしょに行ってそれから家庭裁判所を養育費に関する取り決めをして支払いがなかったということで、強制執行まで行ったという事例があるようでございます。離婚の相談については、全体で48件。これは令和2

年度でございます。養育費に限らずですね、先ほども申し上げましたが、DV等が原因の離婚の相談が、一番多いという中身でございました。以上でございます。

11番（松山さおり君） ありがとうございます。2番の養育費の立て替えを市としてすることはできないのか。伺いたいと思います。ここで明石市の取組をちょっと御説明させていただきます。資料の投影をお願いします。これですね、ネットのほうで、ちょっとプリントアウトしたんですけども、受け取れていない養育費を市が立て替えます。ということで、明石市子どもの養育費緊急支援事業としてスタートしております。2020年の7月からスタートいたしまして、昨年2021年まで事業が継続しております。厚生労働省の調査で、平成28年度全国ひとり親世帯調査があります。養育費を受けたことがないとされる母子家庭は56パーセント。実に半数以上の子どもが、父親から養育費を受け取っておらず栄養失調の危機という非常に厳しい状況にさらされているということで、総論であるんですけども、諸外国では、行政が主体となって養育費の確保に関する施策を当たり前に取り組んでいる。ということです。養育費を受け取れずに泣き寝入りをしている子どもが多いということです。また、明石市のほうでは、全国初の制度を新設したほか、裁判所や公証役場で養育費の取り決めをする際にかかる費用の補助も行っています。子どもに最も身近な基礎自治体が全力で子どもに手を差し伸べなければならない。ということをおっしゃっています。利用者の声なんですけど、行政が間に入ってくれたおかげで養育費がちゃんと支払われるようになったという意見が感想がですね、届いております。市が、養育費を立て替えたことによって子どもの手元に養育費が届いたケースが18件中ですね、13名の子どもたちに養育費が届いたということです。正に、立て替えがですね、市が、立て替え分を支払っていることによって立て替えが機能しているという結果にもなっております。市が、立て替え払いをした金額が、合計約60万円。立て替え後に市に支払われた金額は、約35万円であり、低予算でありつつ立て替え分を一定程度回収することもできているので、ほかの自治体において実施することも決して不可能ではないだろうということで、ちょっとありました。ということは、もう個人同士での父親、母親同士でのやり取りというのは、なかなか難しいかと思しますので、そこに市が、こう入ることによってスムーズに養育費がですね、子どもの手元に渡るのであれば子どもの貧困ってのは減っていくんじゃないかなという思いで、ちょっとこの質問をさせていただきました。養育費の立て替えができないのか。伺います。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、お答えいたします。まず、養育費につきまして、養育費については、子どもの監護それから教育などのために必要な費用であるというところでございます。まず最初にですね、何よりも養育義務のある御夫婦二人の間で話し合いが、一番大事で優先されると。そこは、ゆるぎのないところだと思いますが、議員も御紹介されたとおり、その後の取り決めについて合意書なり公正証書等の書面を残すことによって、その後のトラブルを防いだり、強制執行の手続きを利用するということが可能なんですけど、本市では、このような手続きができないまま離婚に至っているという要因で養育費が支払われてないという方が、非常に多くいらっしゃるのではないかと考えております。先ほど御紹介のありました養育費の立て替え払いにつきまして明石市の中身ですね、非常に先進的な取組だなということは理解ができます。ただ、明石市の場合もですね、パンフレットレベル、インターネットレベルですが、コロナによって支払いができなくなったということで、昨年度だけこれを実施したということで確認しております。それから、公正証書とか裁判の調停をした上で、それでも支払いがなかった場合に、その立て替えをするという中身で行ったというお話を聞いておりますので、本市の場合は、先ほども申し上げましたが、1割が養育費を受け取っていると。残り9割については、このような手続きがなされていないのではないかと思います。そういった公正証書とかですね、法的なり、合意書なりという先ほど、議員のほうから取り決めが面倒くさいとか、関わりあいたくないとか様々な理由があったと思うんですけど、ちょっと理由のほうは分かりませんが本市の場合は、その9割分のほうの対策をどうするかというところが、一番大事ななと思っております。先ほども申し上げましたけれど

も、関係機関との連携強化ですとか、離婚により子どもの養育費が必要な親が、相談し易いような相談態勢をまず行って、その支払いの約束がされていない9割の方々についての支援。先ほども申し上げましたが、同行して弁護士同行を行うですとか、そういった取組にまず力を入れたいと考えておりますので、御理解よろしく願いいたします。

11番（松山さおり君） 1割の方しかもらっていないという、再度言います、お話しすけれども、それは社会的に困っているお子さんがいらっしゃるということで、所長の答弁でもよく理解しているんですけれども、これがもう本当にまかり通ってはならないと思いますし、相互の親の下、責任は義務はあるってこと理解していただきまして、是非ともこの辺にも力を入れていただきたいと思います。

続いて、3番女性がん検診について伺います。乳がん検診の対象年齢、受診間隔について伺います。これは私、半年前3月に一般質問させていただきまして、答弁も確かにいただいております。乳がん検診の受診率に関してもいろいろ伺っておりますが、再度ここでもう一度お聞きしたいと思います。やはり30代の男性の方からも自分のですね、奥さんのほうの30代なので、やっぱり乳がん検診とかできないのかという受診年齢の引き下げというかですね、そういうこととか、ちょっと要望がありました。受診間隔についてもそうなんです。2年に1回を1年に1回にするということをまた再度伺いたと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 乳がん検診の対象年齢、受診間隔についてお答えいたします。市町村が実施いたします対策型検診につきましては、がん検診の利益。これは、死亡率減少効果となります。不利益、偽陰性、擬陽性、過剰診断、検査に伴う精神的な不安定などを言います。のバランスを考慮して判断されております。本市におきましては、国のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に準じて対象年齢を40歳以上、受診間隔は2年に1回として実施しております。この対象年齢につきましては、40歳未満のがん、乳がん罹患率が低く、死亡率減少効果を検証している研究も極めて少ないため推奨グレード、これはAからIまでございますが、一番低いIと判断され、対策型検診としては、推奨されていない状況でございます。

また、受診間隔につきましても乳がん検診を毎年実施している市町村から情報収集を行っておりますが、毎年実施することにより得られる効果などについては、分析されていない市町村も多く参考となる情報がまだ得られていない状況でございます。本市の乳がん検診の受診率は、27.31パーセントで県の21.76パーセントを上回っております。しかしながら国を100とした標準化死亡比を見ますと、本市は、124.3と高く、乳がんによる死亡率は、まだまだ高いのが現状でございます。多くの方に検診を受診していただき早期発見、早期治療につなげていくことは今後も引き続き取り組むべき課題と認識しております。

年齢引き下げや受診間隔につきましては、今後とも国や専門家の文献及び実施市町村等からの情報などを得ながら引き続き検討を行ってまいります。乳がんは、唯一自分で発見できるがんでもございます。自己触診の方法を広く啓発しながら乳がんの早期発見、早期治療へつなげていくために引き続き啓発や受診勧奨を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

11番（松山さおり君） 2番の質問に入りたいと思います。受診者を増やすための取組について伺います。3月でも答弁をいただいておりますが、今までの取組に加えて何かこれから取り組んでいきたいという考えがありましたらお聞きしたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。受診者を増やす取組といたしましては、受診し易い環境の整備が挙げられます。女性がん検診として子宮がん検診、骨粗鬆症検診と同時に受けられるようにしており、土曜日、日曜日の休日検診や夜間検診を実施して、お仕事をされている方も受け易いよう検

診日を設定しております。また、検査を実施する検査技師をすべて女性スタッフにすることで心理的不安にも配慮しております。また、検診前には、のぼり旗の設置、子から母へ伝えるため母の日に合わせて小・中学校への子どもたちに向けてのチラシ配付、ポスター掲示など検診の啓発に努めております。

また、検診期間及び10月のピンクリボン月間においては、乳がんに興味を持ってもらうために市役所ロビーにおける展示を実施しております。また、議員が代表を努めておられますリボンクラブスマイルハート会は、乳がん経験者で構成されているとお聞きしております。経験者の方が、その体験、治療や治療による副作用、家族への負担など情報を発信することにより、より多くの方が、関心をよせることにつながると確信しております。市といたしましてもスマイルハート会とも連携して乳がん検診受診率の向上に努めてまいりたいと存じますので、御協力方よろしく願いいたします。以上でございます。

11番（松山さおり君） ありがとうございます。これからの取組ということで、やはり奄美市での女性の死亡率の1位は乳がんと聞いております。身近で私の身近でも脳転移、骨転移。骨転移だった方は、検診をずっと受けていなかったという方が1人いらっしゃいまして、乳がんを罹患したことによっての抗がん剤で浮腫になったという副作用という面もすごくたくさんありますので、やはり多くの方に知っていただきたいなという思いで、ちょっと質問をさせていただきました。先ほど、部長のほうがおっしゃったんですけれども、ちょっとお手紙をですね、紹介させていただきたいと思います。健康増進課のほうから教育委員会に行って母の日に子どもたちに配付されるお手紙なんですけれども、こういうピンクのお手紙なんです、これって友人で小学生のお子さんがいらっしゃる人に聞いたんですけれども、このお手紙を受け取ったっていうのは覚えがないって言われたんですね。ちょっと内容を読ませていただきます。お母さんへ。今年のがん検診受けた。女の人のがんは、最近増えているらしいよ。がんで怖い病気だけど早く見つかるのと治すことができるんだって。でも早いうちは、がんがあっても症状がないらしいよ。だから、がん検診を受けていつまでも笑顔いっぱい元気なお母さんでいてね、このピンクのですね、このプリントですね、後ろのほうにはですね、5月の母の日に向けてのこの配付されているプリントになります。こちらのほうにがん検診の日程とかが書いています。これが、どういうふうにですね、学校の担任の先生から子どもたちに渡されているかっていうのが、すごく問題だと思います。先生のほうが、これはね、ちゃんとお母さんに1枚で渡すのよと。子どもたちって素直なんです。それは、すごくよく聞くと思うんですね、先生の言うことというのは。しかし、これが渡されているかどうか分からないプリントの中の1枚に混ざっていても全然こう目を通さない。忙しいお母さんでしたら、なかなか目を通す時間がないと思います。これをどういうふうにですね、啓発として、そして命の手紙として渡していくかということが、これからさらに取り組む中でも必要だと思いますので、是非啓発いっしょにできればと思いますので、よろしく願いいたします。

一つ、がん検診とか、市役所からのですね、市からの案内の封筒がありますが、それっていうのも例えば、女性特定がん検診であれば、ちょっとピンクの封筒にするとか。そういうのも考えられるんじゃないかなと思ひまして、来月10月が、ピンクリボン月間ということで、先ほど部長もおっしゃいましたが、こちらの2階のほうでピンクリボンの啓発期間になりますので、是非そこもどんどん広げていただきたいな。啓発に推進していただきたいなと思います。この質問は終わります。ありがとうございます。

そして4番です。離島甲子園について伺いたいと思います。離島甲子園の意義について①離島甲子園に参加したことによる生徒の意識ということでお聞きしたいと思います。島の未来を担う少年・少女たちが、野球を通して幅広い交流を図り友情を育むとともに夢と希望と勇気を持つことの大切さの実感、郷土を思う誇りと心を醸成し島の活性化、人づくりに資することを目的に2008年度より国土交通大臣杯全国離島交流中学生野球大会、離島甲子園を開催したとお聞きしております。そういう中で奄美市の参加は何名か。何年目か。あと含めて生徒の意識というのをちょっとお聞かせいただきたいと思ひま

す。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。まず、本市のチーム編成と離島甲子園の参加状況について御説明をいたします。まず、チーム編成につきましては、市内中学校3年生を対象に各中学校から地域性、笠利、住用を含めた地域性ですね、なども考慮しながら選手を選考し、18名以内でチームを編成しております。本市は、平成29年度第10回大会から参加をいたしまして、令和元年度第12回大会には、3位の成績を収めております。更なる活躍が期待されたところでございますが、令和2年度と本年度は、新型コロナの影響で2年連続中止となっているところでございます。

御質問の離島甲子園に参加したことによる生徒の意識ということでございますけれども、まず離島甲子園では、学校を超えてチームを編成するということで、野球を通した生徒間の交流促進が図られております。また、参加した生徒には、大会参加後に報告書を提出をしていただいております。その中で一緒にプレイした選手と島の高校から甲子園に行きたいとか、一緒にメンバーで甲子園に出て離島の力を見せたいなどの意見がございました。また、同じ境遇を持つ全国離島の子どもたちとスポーツを通じて交流をすることで、ほかの島のことを知る。そのことで自分の島を見直すにもつながりまして、改めて自分の島に誇りを持つことの大切さなど愛郷心の醸成などにもつながってくるものと考えております。

そして、先ほどもございましたが、本大会の目的でもあります。この離島甲子園を通して、一緒になった仲間たちと次の世代を担う人材に成長していくことを期待をしているところでございます。以上でございます。

11番（松山さおり君） ありがとうございます。2番の愛郷心を育むための取組について。1番と重複する分もあるかなと思いますが、これからの取組というか、その辺についてお聞かせいただきたいと思っています。

総務部長（三原裕樹君） 愛郷心を育むためには、まず、生まれ育った奄美をもっと知ってもらい、誇りを持っていただくことが大切であると考えております。そのため本市におきましては、小・中学生に対しては、ふるさと教育、島口、島唄伝承活動これらの取組。また、世界自然遺産登録となった奄美の自然、文化など郷土の魅力を発信する事業などを通して郷土を学ぶ機会の創出に取り組んでいるところでございます。

また、地元で学び働く機会を創出、支援する事業といたしまして、奄美看護福祉専門学校への支援。それから合同企業説明会、中心市街地出店支援事業こういった事業なども実施をしているところでございまして、先ほどの離島甲子園につきましても、その事業の一つというふうに位置付けているところでございます。今後も子どもたちをはじめとする若い世代の愛郷心を育む取組と同時に将来、奄美の次世代を担う人材として成長する若者を支援するそのための取組を引き続き推進してまいりたいというふうに考えております。

11番（松山さおり君） 愛郷心ということで、先日、市長のほうもお話されておりました。この離島甲子園に参加して愛郷心を育むということは、愛郷心とは、ちょっと辞書で調べたんですけども故郷を愛し、思慕する心。また郷土愛は、育った地域に対し愛着ないし忠誠を抱く思想、心情であるとあります。やはりですね、奄美で育って生まれ育ったことに誇りを持って一旦島外に出てもまた戻ってきて奄美のために何か活躍してくれるそういう子どもたちをこれから育んでいくということは、私たちの使命でもあると思っておりますので、是非ですね、この取組。また、奄美で開催されることを楽しみにしたいと思います。ありがとうございます。

朝山市長におかれましては、私、伯父のほう、笠利町時代に町議をしております、大変お世話に

なりました。本当に残り少ない任期であります。私も朝山市長がいらっしゃるときに議員として活動させていただいたことをすごくうれしく思っております。同じ笠利出身でありますので、まだしばらく任期がございますが、健康に留意されて頑張っていたいただきたいと思います。ありがとうございます。これで私の一般質問を終わりたいと思います。

副議長（奥 輝人君） 以上で自民党奄美 松山さおり君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。2時45分再開いたします。（午後2時27分）

○

副議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

自由民主党 川口幸義君の発言を許可いたします。

16番（川口幸義君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット御覧の皆様、こんにちは。第3回定例議会にて一般質問をいたします自由民主党会派の川口幸義でございます。9月議会のトリを努めることになりました私が、トリを希望したわけではございません。事務局の抽選の結果であります。先の6月議会において多くの市民から惜しまれながら勇退表明をなされた朝山市長。笠利町長3期、奄美市長3期、24年間の為政者としての実績は、多くの同僚議員から取り上げていただきましたので、私からは、割愛をさせていただきます。正に、百戦錬磨と申しましょうか、天賦の才であると申しましょう。天から授かった豊かな才能は、為政者として十分に市政に反映されたことは言うまでもございません。朝山市長の市民に寄り添う姿勢、市民のために働く姿勢、市民のためあと一汗かく市政に徹してこられた12年間ぶれることもなく鉄の心を貫いてこられた朝山市政は、正に、打てば響くやまびこ政治に徹したこの12年間万人が認めるところであります。議場で答弁されるのも今日が、最後の最後になりました。感極まるものがあるかと思えます。最後までお付き合いのほどよろしくお願い申し上げます。これから私の所見を少し述べさせていただきます。各国のデータから新型コロナウイルスの変異型デルタ株の実態が次第に明らかになってきました。従来ウィルスに関する世界の常識は、ウィルス変異する際に感染力は強くなるが重篤化させる能力は弱くなるというものでありましたが、このデルタ株は、両方強力になっていくというやっかいなものであります。しかし、ファイザーやモデルナのワクチンを接種すれば例え感染しても重篤化したという報告にはほとんど接していないということでございます。つまり、デルタ株に関しては、ワクチンの接種、未接種の病変の差が、さらに拡大するということです。我が国のこの2種類のワクチンの確保量は、9月までに1億1,000万人分の。10月には、さらに1,000万人分。合計1億2,000万人分の確保が確定しております。接種対象者は、12歳以上ですから約1億1,000万人分の接種希望者が8割。各国は、7割に届かせるのを目標にしているようです。とすれば、対象者は、9,000万人弱。つまり、ワクチンの量は、十分に足りています。今の接種ペースで言えば、10月中旬には、完了します。頑張れば10月初旬というデータもシンクタンクから報告なされているそうであります。待機中の未接種の方は、あと2か月間、自身と家族のためにリスクのある行動は、避けていただきたいものとお願ひする次第であります。これより質問に入りたいと思います。

まず、1番目に教育行政について。2番目に（1）奄美市制定の指導ハンドブックの活用状況について伺います。平成27年の事案を受け、令和3年2月に奄美市教育委員会で生徒指導ハンドブックを作成したと思うが、奄美市内の小・中学校における活用状況について伺いいたします。次の質問からは、発言席にて質問いたします。当局の誠意ある御答弁を求めます。

副議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

教育長（村田達治君） それでは、議員の御質問にお答えをいたします。生徒指導ハンドブックにつきましては、校長研修会等各種研修会におきまして確実な活用を指導し、学期末には、チェックリストを用いて活用状況の把握に努めておるところでございます。

各学校におきまして生徒指導ハンドブックを用いた学校における生徒指導体制や児童・生徒に寄り添った指導等についての全職員による確認が行われているところでございます。今後、生徒指導ハンドブックをより実効性のあるものとするために各学校からの意見等を取り入れながら改善に取り組みまして生徒指導体制の一層の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、重大事案発生時には、学校と緊密に連携し、児童・生徒の心情に寄り添う生徒指導、全校態勢で取り込む生徒指導を推進してまいり所存でございます。以上でございます。

16番（川口幸義君） ただいま教育長から縷々説明がございましたけれども、このハンドブックについて教育長、今ですね、教育長は、就任されてからもう約6か月目を迎えようとしております。それで、市内のあなたが所管する小・中学校、数は何校ありますか。

教育長（村田達治君） 小学校、中学校、併設校、合わせて28校でございます。以上でございます。

16番（川口幸義君） それで、私がお尋ねしたいことは、教育長は、就任されてから学校訪問は、何回されましたかね。

教育長（村田達治君） 1つ修正させていただきますが、6月に就任でございますので、就任して3か月ということになりますけれども、まず就任当初、一週間をかけまして全学校を回っております。これが1回目でございます。それからその後は、折に触れて近くに参ることがございましたら近辺の学校に立ち寄りたりしているところでございますが、確実に今、記録を取った数ではありませんけれども、おおよそ全学校2回ほどということになるかと思います。以上でございます。

16番（川口幸義君） 2回ほど、要するにこれは、就任当初の御挨拶だと僕は、思っ理解していいですか。この後ですね、やはり、現場が、どういうことがあるのか。やはり現場で自分の目で確かめて生の声を聞くという、これがですね、僕は、一番の未然に小さなことも吸い上げるという現場の生の声をやはりやっぱりね、吸い上げていかなければ、やはりこのここの本庁でね、おるようじゃ、僕は、もっともっとなですね、現場に足を運んで、そして一生懸命現場で取り組んでおられる教師の姿を見て、やっぱり教育長が、しっかり見ているなと思われるから現場の皆さんは、救われるわけです。自分たちが、一生懸命取り組んでいることについて奄美市の教育行政のトップは、しっかり見ているな、これによって彼らは救われるんですよ。教育長、何か問題が起きて報告があつて動くということじゃなくて、常日頃、各学校を訪問するということ。そうすることによってですね、皆さんのね、気持ちの持ち方が私はね、変わっていくのではないかなと思っておりますよ。やはり現場主義でね、教育現場というのは、非常に厳しいものがあるんですよ。行政で見てるの。行政で考えていること。現場で起こっていることというのは、それ相当のね、ギャップがあるわけ。どんな小さいことでもね、教育長が、現場に足を運ぶことが、私は、大きな問題に発生する前のいわゆる予防としてね、やっぱり僕は、回るべきだなと、このように思っておりますよ。これからは、できるだけ現場に足を運んで現場の管理者と声を掛け合う。何かないな、何かあったら小さなことでもいいよ。こういったものの積み重ねがですね、僕は、あのハンドブックを活かす1つの方法だと私は、このように思っておりますので、一つできるだけ現場に足を運んで、現場の生の声を聞く。これが行政のトップ、いわゆる教育行政のトップの私は、姿だとこのように思っておりますので、一つこれから暇を見つけて、どんどんどんどん現場に足を運んでほしい。それについては、これで終わりますが、まず、（2）番通学路の安全について伺いたいと思いま

す。令和2年6月に千葉県において小学生の列にトラックが突っ込み死傷者が出るという痛ましい事故があったが、奄美市内の小・中学校の通学路は、どれくらいの危険箇所があるのか。または、その危険箇所について今後どのように対策を講じようとしているのか。伺いたいと思います。

教育長（村田達治君） それでは、議員の御質問にお答えをいたします。本市におきましては、奄美市通学路交通安全プログラムに則りまして、毎年5月に奄美市通学路安全点検推進会議を開きまして、6月に関係機関と合同で奄美市通学路安全点検を実施しております。

改善が必要な箇所につきましては、各関係機関と連携を図りながら改善に取り組んでいるところでございます。議員の先ほどの御質問の中にもございましたけれども、今年6月の千葉県八街市で小学生の列にトラックが突入して児童5人が死傷するという痛ましい交通事故がございました。それを受けまして、本市におきましても、関係機関と再度、通学路合同点検推進会議を実施したところでございます。今回、合計55か所の危険箇所の報告が各学校からございましたが、現在、対応済みまたは対応中は、6か所となっております。今後、関係機関と連携を図りまして、改善に向けて取り組んでまいりたいというふうに思います。

学校では、児童・生徒への交通安全指導を徹底してまいりますが、地域の皆様にも交通法規を順守していただきまして、本市から痛ましい交通事故が起こらないよう地域の皆様とともに力を合わせて取り組む必要があると考えているところでございます。保護者、地域への啓発活動等にもしっかりと取り組んでまいりたいと思っているところでございます。以上でございます。

16番（川口幸義君） 毎年5月に会議を持たれるとそういうことですが、いわゆる危険箇所が55か所あると。ということは、これは対応に取り組むという今、お話がございましたけれども、具体的にどの箇所を優先しなければならないかというそういった対応であるのか。ちょっと伺いたいと思います。

教育長（村田達治君） お答えいたします。御指摘のとおり、55か所挙げられておりまして、まだ多くの箇所で対応が残っているところでございます。中には、大規模な改修あるいは土地を取得しての改修そういったものも含まれますので、一時に一斉にというわけにはいかない。そういう状況であると思っております。したがって、議員がおっしゃいますように、優先順位をつけてできるところから取り組んでいくということになろうかと思います。併せて危険度合いの高いほうからということで判断してまいる必要があるかというふうに思っております。以上でございます。

16番（川口幸義君） 教育長が、前向きなお言葉をいただきましたので、優先順位を書いてですね、今年は、どこどこ優先的にやろうとこういったのは予算の問題もありますけども、一つね、一つずつ取り組んでいきたいと思っております。事故があつてからでは遅い。その未然に防ぐという意味から見てもやはり、一番危険であると思われるその優先順位の高いところから一つずつ解決していただきたいとこのように思っております。ありがとうございました。

それでは、（3）番児童生徒の健全育成について伺いたいと思います。まずこれは、①学力向上について本市の取組について伺いたいと思います。

教育長（村田達治君） 議員の御質問にお答えをいたします。奄美市の学力を何とか上げていきたいという強い思いの下、これまでも学力向上、授業改善五つの方策に基づきまして授業の改善に取り組んでまいりました。また、授業セミナーの開催による授業の質の向上。そして、自主学習の習慣化を目指した家庭学習の充実。過去の良質の問題や教育センターのWeb問題の活用等を中心に取り組んでまいりました。これらの取組を通しまして、令和3年1月に行われました鹿児島学習定着度調査では、小学校5年

生が県平均を4教科中2教科で上回り、中学1年生2年生ともに県平均を5教科中4教科で上回る。そのような結果が出ているところでございます。

また、今年度5月に行われました全国学力学習調査では、小・中学校ともに国語は、全国平均を上回りました。特に、中学校では、県平均より高い結果となっているなど中学校の学力についても高まっているという状況でございます。しかしながら、小学校における算数・理科。中学校における数学では、基本的な学習の定着が不十分な教科でございます。これらのことから市の教育委員会といたしましては、本市の課題を踏まえまして、これまでの取組に加えて各校の研究授業等へ指導主事を積極的に派遣し、学校の要望や学習の定着状況に応じた専門的な指導を行うことや重点的定期的に学校訪問を行いまして各学校の実態に応じた学力向上の取組をさらに進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

16番（川口幸義君） 学力向上についてはね、ここ2・3年、教育委員会をはじめ現場の指導者の頑張りがあって、ようやく県平均をちょっと超えたか、超えないぐらいのその上がっているということ。これは、ここ3年、直近の3年のデータなんだと思うんですけども、これ以前については、非常に奄美市は、12の市町村の中でも下のレベルでだったとこのように思っていますよ。だから3年前からぐーんと上がってきた成績。そして、県平均にね、もう上回るものもあれば科目によってはそういう状況にありますので、これをさらに現場の先生方に努力していただいて私は、奄美から将来の島を担う優秀な人材を育ててほしいな。このように思うからであります。まず、学力向上について奄美市の児童・生徒の各調査における学力の現状。または、児童・生徒が、思い描く進路に進むことができる学力を保障するために奄美市教育委員会として学校にどのような指導を行っているのか。ちょっとお聞かせいただきたい。

教育長（村田達治君） お答えいたします。先ほどと重複する部分もございますけれども、まず第1に、毎日行われている授業の質を高めるという取組が、やはり基本になるというふうに考えております。したがって、学力向上、授業改善、五つの方策、こういった方策を立てまして、毎時間の授業充実改善に取り組んでいるということが、最大の取組でございます。あとは、過去の良問の活用、Web問題の活用それから授業の質を高めるために外部講師を招へいしての授業セミナーそういったものを取り込みながらですね、各学校、教職員のみなさんには、そういった研修会への大勢の参加、そういったものも呼びかけながら授業の質の向上。すなわち行き着くところは、学力の向上につなげていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

16番（川口幸義君） どうもありがとうございました。教育長、あなたに僕は、期待しているんですよ。なぜならば、行政の経験が豊かであるということ。ということは、やはり、現場に行ってですね、行かれて、現場の指導者とやはり寄り添って今ちょうど奄美の子どもたちの成績が、県平均をちょっと上回るくらいところまでできておりますので、これを持続するために、さらに上乘せしようと思えば、私は教育長が、各学校を訪問しながらね、叱咤激励をする。そして、頑張っていらっしゃる先生方の顔色を見てね、指導してもらえれば、もっともっとやる気が出るんじゃないかと思うんですよ。僕は、なぜかと申しますと、この奄美群島は、皆さん御存じのとおり、ようやく世界自然遺産登録という大きな節目の年にこんな大きないただきものを頂きました。ようするに奄美の財産じゃなくて世界の財産として我々は、子どもたちに継承しなければなりません、やはり奄美群島においては、島は、教育長。よく聞いてね、自然は豊かなんです。奄美は。海もきれい。空もきれい。もちろん照葉樹林の宝庫だ。しかしながら、この島は、資源がないんですよ。資源。自然は豊かでも資源がない。この島が、将来生ける術をどのようにして教育現場で皆さんが考えていらっしゃるかということが重要なんですよ。なぜならば、この島は、やはり優秀な人材を育てる以外には、将来生きる術はないと僕は、思っております。

よ。だから今、行政が、奨学金など一生懸命頑張っておられますけど、これは、いずれ返済しなければならない。中には、給付型の奨学金もあろうかと思えます。これは微々たるものだ。しかしながら僕は、ある一定のレベルまで達した優秀な人材に対しては、行政が、これについてはね、先行投資するんですよ。返さなくてもいい予算を別個につくらなければならん。こういう時代が来ると私は、想定をして、今このように申し上げているところであります。そうした優秀な人材を目的税を設立し、優秀な人材には、行政が先行投資をしてこの子を世に送る。この子が将来、立派になって奄美を救うかもしれない。これが私のね、理想の夢なんですよ。そうすることによって奄美群島には、将来やはり希望の持てるこういった教育方法もあるよとなれば私はね、今、新しい教育長に期待しているのはね、一気にほできないと思うんですよ。やっぱり徐々に徐々に一歩ずつね、前に前進をしていただきたいなと、この思いがあって教育行政に取り組んでみましたが、これについては大いに期待が持てるのではないかなと、このように思っておりますので現場の先生方には、まず教育力を高めるためには教育長、何が必要ですか。

教育長（村田達治君） お答えをいたします。まず第一に教員に必要な力として、やはり教科の指導力。それから第二に生徒指導力。それから第三にですね、やっぱり人としての力、総合的な力、そういったものが必要であろうと思えます。その3番目の人としての力の中には、やはり保護者の思いや子どもたちの思いに寄り添って共に考えていくそういった力。社会の変化に対応する力。そういったのが必要じゃないかなというふうに考えております。総合的な人の力ということで、これからも先生方の育成共に携わっていければというふうに考えているところでございます。以上です。

16番（川口幸義君） 教育長はやる気があるね。僕は、非常に楽しみにしておりますよ。だから教育力を高めるといふ現場の指導者が、教育力を高めることが、子どもたちに対してやはり教える力が湧いてくるんですよ。そうすることによって現場の指導者は、教材研究をするんですよ。教材研究を。これが、一番大事だ。教材研究をすることによって子どもたちの落ちこぼれがないように、みんな同じレベルとはいかないまでも、それ相当の力がついて上がってくる。そういった教師をまた教育長が、しっかり後ろから支えていかなければならない。そのためには、やはり現場にあるんです。大事なことは現場。だから、来月あたりから早速、現場に出動していただきたいな。このように私の希望です。よろしくお願いします。

それでは次に入ります。②郷土愛について伺いたいと思います。郷土愛、市内の小規模学校について地域との関係も密接であるために地域との交流によって郷土愛が育まれると思うが、比較的人数の多い中規模から大規模校においては、郷土愛を育むとしているこの郷土愛の育み方が、ちょっと異なると思うんですよ。そこらあたりの違いを教育長としてどのように対応していこうと思われていらっしゃるのか。伺いたいと思います。

教育長（村田達治君） お答えいたします。議員おっしゃるように、小規模校とそれから大きな規模の学校とでは、子どもたちの置かれている環境、それから、どれだけの人的資源あるいは自然資源そういったものに囲まれているかと。そういったことでも大きな違いが、やはりあるんじゃないかなというふうに思います。小規模校では、やはり立地条件として地域との関わりの大変強い地域にやはり小規模校も多いという現状もございますので、その辺におきましては、大規模校とは大きな差があるのかなというふうに感じているところでございます。その上で本市におきましては、やはり地域に根差したふるさと教育ということを推進しまして島口、島唄、八月踊り等の伝統文化を伝承する児童・生徒や生まれ育った奄美の自然や文化に誇りを持つ児童・生徒の育成を目指しておりまして、その成果を11月の音楽発表会それから9月から10月にかけて行われる運動会でのやっぱり八月踊り。そういったもので披露もしていくところです。そういった機会をたくさんつくりながらですね、島の文化を伝えていける子ども

たちの育成に努めてまいりたいと、そのように思っているところでございます。以上です。

16番（川口幸義君） やはり、この郷土愛。これについては、やはり地域との密接なつながり。地域の文化の継承などをやっぱりいろんな地域の方々とのふれあいが大事だと思うんですよ。小規模校については、それができるんですよ。ただ、大規模校とか中規模校になりますと、地域の方が、だんだん学校から離れる。これについて、やはり努力しなければならない。これが、一番大事な郷土愛の一つのつながりじゃないかなと私は思っておりますので、これについては、また教育長が頑張れると、僕は思っておりますので、いつも見ておりますよ。よろしくお願いしますよ。それでは③キャリア教育について伺いたいと思います。

教育長（村田達治君） それでは、議員の御質問にお答えをいたします。議員御案内のとおり、キャリア教育とは、児童・生徒の社会的あるいは職業的自立に向けまして必要な基礎となる能力や態度を育てることを通しまして、社会の中での自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことができる児童・生徒を育成することを目的としております。学校におきましては、教科における学習やそれから特別活動、総合的な学習の時間や学校行事そういった教育活動全体を通して、必要な資質、能力の育成を図る取組を行っているところでございます。

特に中学校におきましては、職場体験学習におきまして、実際の職業や仕事の実態に触れて職場の方々に触れ合う中で社会人としての基礎的な資質や能力、望ましい勤労観や職業観の育成を図っているところでございます。

また、小学校から高等学校までのキャリア教育で学んだことを記録するキャリアノートが昨年度からスタートをしております。生きる力の育成を図っていく上でも十分活用をしていきたいというふうに思っております。今後も児童・生徒が、将来に目標を持ってその実現に向けて自分の生き方や働き方について具体的に構想し計画を立てるいわゆるキャリアデザインの力を育てていけるようキャリア教育の充実に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。

16番（川口幸義君） キャリア教育について、ちょっと読んでみましょうね。多種多様な職種と触れる機会がある本土と比べて奄美地区の児童・生徒は不利である。そういった視点や島立ちの視点からもキャリア教育は、重要であると考えますが、奄美市の小・中学校におけるキャリア教育の充実をどのように図っていこうと考えていらっしゃるのか。ちょっと伺いたしたいと思います。

教育長（村田達治君） 先ほどの答弁と若干重複するところもあるかと思いますが、小学校、中学校それぞれの発達段階に応じまして、中学校につきましては、より具体的な職場活動に近い形でそういった活動を取り入れながらですね、先ほどの繰り返しにもなりますけれども、子どもたちが、将来に向けて目標を持ってその実現に向けて自分の生き方を具体的に構想していけるようなそういったキャリア教育に取り組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

16番（川口幸義君） どうも一つ取り組んでいただいてですね、まず実践することから先ですから一つよろしくお願いします。

それでは（４）学校の教職員の充足状況について伺いたいと思います。

教育長（村田達治君） それでは、議員の御質問にお答えいたしたいというふうに思います。教職員の業務につきましては、日常の授業のほかに授業の準備、先ほども議員のほうから御指摘がございましたが、いわゆる教材研究等ですね。それから、配慮を要する児童・生徒への対応、保護者対応、部活動の指導など多岐に亘る業務がございます。本市教育委員会といたしましても、教職員の心身の健康を保

持、増進するためにも各学校において機会あるたびに業務改善を推進するように周知しているところでございます。しかしながら、現在、体調を崩しまして休職をしている教職員も実際いらっしゃいます。今後も継続して教職員の生活に寄り添った支援アドバイスが必要かと思われます。

次に、先ほどの質問にもございましたけども、教職員の充足状況ということでございますけども、お答えをしたいと思います。現在、奄美市の小・中学校において職員の不足は、2名でございます。が、そのうちの1名につきましては、近日中に補充ができるようなそのような見通しとなっております、中学校における英語科教員1名、これが未配置というふうになっているところでございます。今後、県教育委員会とも連携を図りながら個別に声をかけまして教職員を募っているのですけれども、免許をお持ちの適任者が、なかなかいらっしゃらないというのが現状でございます。本市におきましても大変な悩みというふうになっているところでございます。引き続き、いろいろな伝手をつたいながらもですね、活用しながら残る教員1名の確保に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

16番（川口幸義君） 学校の教職員の業務が多忙であり、ストレスなど精神面で不安を抱える教員も少なくないことを新聞などで目にすることがある。長期に亘って学校を休職している職員がいる学校は何校程度あるか。または、同様の理由で教師が不足をしている記事などもあり、教員募集のポスターなども見かけるが、奄美市内の小・中学校において教職員は、どれくらい不足をしているのか。不足があれば、奄美市として教職員の確保についてどのような手立てを講じているのか。これあのですね、長期に亘って教職員が、要するに休職をしていらっしゃる教師が、奄美市内の小・中学校に何名いらっしゃって、どの程度の日数を休職しているかということも分かっているからお願いしたいと思います。

教育長（村田達治君） お答えをしたいと思います。教職員の休職の実際ということでの御質問でございましたけれども、今、手元にですね、その資料を持ち合せておりませんので、はっきりした数については、お答えするのが難しい状況ではございますけれども、私が、夏休みの終わりのほうに各関係の校長先生に電話をして、この先生については具合はどんな状況ですかとお尋ねをして、した学校については、5校でございます。特に心配をしている学校でございます。この学校につきましては、やはり期間的にもですね、多少差はありますけども、やはり数か月とまたは1年を超すという場合もございます。様々な実態ではございますけれども、やはり願うところは、一人ひとりの先生方が、しっかり回復をされてまた子どもたちに元気な姿で向き合っていただきたいという思いで学校と連携を取りながらですね、早期の回復に向けて努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、教員の不足の点についても御質問をいただきましたけれども、現在、2名おりますが、1名は近々補充できる見通しになりましたので、残りの1名ということで、中学校の英語教諭1が、欠員になっているところでございます。以上でございます。

16番（川口幸義君） 休職している5校学校あるということですけど、だからやっぱりこういった案件がですね、やっぱり現場に回らないと分からない場合がありますので、やっぱり教育長は、そういったところは、やっぱり寄り添ってね、しっかり現場行って皆さんの相談を受けるというやっぱり態勢を取ってほしいなと、やっぱり教職員だって生身の人間ですからね、何十人の子どもをやっぱり任せきりでは大変だと私はね、思っておりますので、そこにやっぱり教育長が、フォローをしてあげるというそういった配慮も必要かなと僕は、思っておりますのでよろしくお願いします。

それでは、（5）番新型コロナウイルスについて①学校における新型コロナウイルス対策についてどのように対応しているのか。②新型コロナウイルスに罹ったり濃厚接触者になったりしたことによる誹謗中傷やいじめなどの事案を起こさないために、奄美市教育委員会としてどのような取組を行うつもり

なのか。伺いたいと思います。これも①コロナについては、もう皆さん同僚議員が、結構質問しておりますのでね、この②が何とか、この②についての取組は、いかがでしょうか。

教育長（村田達治君） それでは、新型コロナウイルスに罹ったり、濃厚接触者になったりしたことによる誹謗中傷やいじめなどの事案を起こさないために本市教育委員会として、どのような取組をしているかということについて、お答えをさせていただきたいと思います。

各学校に対しましては、常日頃より感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は行わないよう指導しているところでございます。また、ワクチン接種につきましても強制ではないこと。身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいます。また、その判断は、尊重されるということを併せて指導しているところでございます。このコロナ禍にあって人々の心にゆとりがない中では、ストレスが溜まり攻撃的になっているとも言われております。いじめや誹謗中傷は、絶対にあってははいけません、学校は、そうした行動を起こす児童・生徒の心に寄り添うことも忘れてはならないというふうに考えております。様々な家庭状況が混在する中、学校が、少しでも子どもたちの心の拠り所になればというふうに思っているところでございます。

教育委員会といたしましても、先ほど来何度も御指導を賜っておりますが、学校訪問等の間隔をまた短くして学校現場に寄り添いながら一緒にこの難局を乗り越えていく所存でございます。そうしたことが、根本的な課題の解決につながるのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

16番（川口幸義君） どうもありがとうございました。それでは、③今後、奄美市内でも新型コロナウイルスがまん延した場合、学校の休校などについての判断基準を策定しているのか。または、休校が行われた場合、授業日数の確保などについてどのように対応なさるか。よろしくお願いします。

教育長（村田達治君） ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。学校において、感染者が発生した場合の学級閉鎖や学年閉鎖あるいは臨時休業を行う必要性については、先日8月27日に文科省から出されました学校で児童・生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインを基に市の判断基準を既に策定をしているところでございます。

感染状況によって、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて各関係機関と連携を図りながら十分な検討の上、学級閉鎖、学年閉鎖それから学校全体の臨時休校を実施いたす場合がございます。また、臨時休業を実施した場合の授業時数の確保についてでございますが、まずは予備時数で対応してもらいたいというふうに考えております。それでも足りない場合は、児童・生徒に負担が生じないように授業時間を増やすなどの工夫をしていくことになります。

子どもたちの学びを保障することが大切であると考えておりますので、学校におきましては、教育課程を工夫しながら学習活動に取り組んでほしいと考えているところでございます。以上でございます。

16番（川口幸義君） よく分かりました。安心しました。それでは④小・中学校の修学旅行について伺いたいと思います。ちょっと読み上げますのでね、午前午後の分散登校体制、教室とオンラインのハイブリッド授業体制など検討すべきです。配付が進んだタブレット教材をもっと活用すべきじゃないか。2学期は文化祭、体育祭など行事のシーズンでもあります。こちらどう工夫できるか。もし修学旅行に行けなかったら旅行を体感するVRバーチャルリアリティのサービスを利用することも学びになります。いずれにしてもオリンピック・パラリンピックは、開催して修学旅行は、中止という整合性のない大人への不信感につながっております。信頼を回復するためにどうすればいいのか。文科省は、自治体任せをせずに教育行政の中心として役割を今こそ果たさなければならない。こういった著書をつけた方もいらっしゃいますけども、奄美市の教育委員会は、修学旅行については、どのようにお考え持ってい

らっしゃいますか。

教育長（村田達治君） それでは、質問にお答えをいたします。現在のコロナ禍にあって、やはり修学旅行の実施というのは、大変難しい中での判断を迫られる学校行事の一つであろうかというふうに考えているところでございます。従来のように行きたいところに行ける。見たいところを見れるというような状況ではない昨今でございますので、コロナ対策を十分にした上で、そして、感染状況をしっかりと見定めた上で各学校では、判断をしていくことというふうになると思います。できましたら、やはり全学校が、計画したような形で、やはり計画したように修学旅行ができればいいんですけども、そうでない場合もやはり出てくることを予想しなければならないというふうに思っております。

現在の奄美市の状況でございますけれども、1学期に修学旅行を予定していた学校は、小学校が14校。中学校が4校ありまして、これは、すべての学校が、修学旅行を2学期以降に延期している実態でございます。また、その際に生じましたキャンセル料等につきましては、8月6日に専決されました奄美市修学旅行及び各種大会キャンセル料等助成金で対応することにしておりまして、家庭、それから保護者には、なるべくそういったキャンセルによる損害を少なくするようというので、対応をまいりたいというふうに思います。いずれにしましても修学旅行につきましては、学習指導要領に定める特別活動の中の学校行事に位置付けられておりまして、子どもたちにとっては、かけがえのない貴重な思い出となる有意義な教育活動でありますので、やはり、情報の提供等通しまして実現に向けて各学校が、明るく取り組んでいけるように努めてまいりたいというふうに思っているところです。以上でございます。

16番（川口幸義君） 直近のデータによると、小・中・高生の自殺者が増えていると言われているが、この要因として取り上げているのは、コロナ禍の中で学校行事が、すべて中止で異例づくめで子どもたちの夢が希望が持てなくなった。大人や学校に不信感を持つようになったと言われている。オリンピックやパラリンピックが、開催されるのに学校行事は、すべて中止になった。小学生が7名。中学生が75名。高校生が188名といういわゆる270名の尊い命が、召されたというこういう報道がありますけど、このデータから教育長は、何が足りなかったかと思いますか。御感想よろしくお願いします。これ自殺者が、270人なんです。中学生が75名。小学生が7名。高校生が圧倒的に多いですね、188名。これについて御感想よろしくお願いします。

教育長（村田達治君） お答えをいたします。ただいま、それぞれの小学校、中学校、高校の自殺者の数ということで、議員のほうから御提示がありましたけれども、感想をとということでございますが、やはり、多くの命が自死という形で失われていることについては、大変残念な思いが、まずいたします。一人ひとりが、尊いやはり命を毎日充実した中で光輝いていくというのが、一番望まれることであろうかと思ひますし、私たち教育に携わる者の努めとして、その姿を育て見守り、そして大きくしていくということが、最大の目標でございますので、やはりこの数字の持つ重みそういったものをやっぱり常々心に刻みながら毎日の対応、取組に努めてまいりたいとそう思うところでございます。以上でございます。

16番（川口幸義君） ありがとうございます。以上を持ちまして私の一般質問を終わりたいと思います。あと1分ちょっとありますので、市長。今日であなたが、本会場で答弁なさるのも今日でもう終わり。本当に24年間ですね、長い間、為政者として立派に來られたことは、我々は、本当に学ぶことがたくさんあったと思います。本当に御苦労さんでございます。峠道のぼりつきえて岩陰に思い出草や語り草などの心境を語るときこそ人生の最高の頂点に立つときである。今、朝山市長におかれては、この心境であろうかと私は、思っておりますので、どうか子どもや孫の成長を見てゆっくり家庭でくつ

ろいでいただきたいと思っております。ありがとうございました。

副議長（奥 輝人君） 以上で自由民主党 川口幸義君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は、終了いたしました。

9月10日午前9時30分本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れ様でした。

第 3 回 定 例 会

令和 3 年 9 月 10 日

(第 5 日 目)

9月10日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
8 番	橋 口 耕 太 郎 君	9 番	栄 ヤ ス エ 君
10 番	大 迫 勝 史 君	11 番	松 山 さ お り 君
12 番	林 山 克 巳 君	13 番	西 公 郎 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	奥 輝 人 君
16 番	川 口 幸 義 君	17 番	伊 東 隆 吉 君
18 番	元 野 景 一 君	20 番	竹 山 耕 平 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

19 番	与 勝 広 君
------	---------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君	財 政 課 長	永 田 公 洋 君
プロジェクト推進 課 長	當 田 栄 仁 君	市 民 部 長	石 神 康 郎 君
税 務 課 長	保 金 満 君	保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君
高 齢 者 福 祉 課 長	平 田 博 行 君	商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君
商 工 政 策 課 長	畠 山 正 明 君	農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君
農 林 水 産 課 長 (笠 利)	坂 元 久 幸 君	建 設 部 長	保 浦 正 博 君
建 築 住 宅 課 長 補 佐	奥 光 也 君	上 下 水 道 部 長	里 嘉 郎 君
教 育 部 長	徳 永 恵 三 君	学 校 教 育 課 長	末 吉 正 承 君
ス ポ ー ツ 推 進 課 長 補 佐	永 井 信 也 君		

9月10日(5日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	島	袋	修 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田	忠 徳 君
-------------	---	---	-----	------------------------------------	-----	-------

主 幹 兼 議 事 係 長	押	川	治 君	議 事 係 主 査	堀	健 太 郎 君
---------------	---	---	-----	-----------	---	---------

副議長（奥 輝人君） おはようございます。ただいまの出席議員は１９人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程第２号のとおりであります。

○

副議長（奥 輝人君） 日程に入ります。日程第１，議案第５２号 令和３年度奄美市一般会計補正予算（第４号）についてから、議案第６４号 奄美市過疎地域持続的発展計画の策定についてまでの１３件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案１３件に対する質疑に入ります。

通告がありましたので、立憲民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

１４番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は立憲民主党 関 誠之でございます。さっそく質疑をさせていただきます。

まず、議案第５２号 令和３年度奄美市一般会計補正予算（第４号）について、質疑をいたします。

（１）５ページ、債務負担行為補正の限度額が１，２６５万２，０００円を１，８７３万７，０００円に変更した理由と、根拠及び固定資産土地評価業務の内容について御説明をいただきたいと思います。

（２）１０ページ、１１款１項１目地方交付税１億１，４４３万６，０００円の補正額で、今年度の普通交付税は１１１億９，６８８万６，０００円の確定額となるようでありますけれども、前年度の平成３１年度１１２億２，５０６万９，０００円に比較して、２，８１８万３，０００円の減額となっているようですが、令和３年度の普通交付税の市町村決定額は５．２パーセントの伸びと聞いております。減収となった要因は何か、お答えください。

（３）１３ページ、２２款１項６目臨時財政対策債３，２０２万９，０００円の減額理由についてお答えをいただきたいと思います。

（４）１５ページ、２款１項６目１８節危険空き家等除却助成金１２０万円と、当初予算１５０万円の申請件数９件と聞いておりますが、各助成金の金額をお示しいただきたいと思います。

（５）１５ページ、２款１項１４目１２節委託料９９６万６，０００円の歳入、１２ページに書いてございますが、を諸収入雑入に補助金として計上した理由と委託契約の概要、昨年の脱炭素型地域モデル検討調査事業９８５万円の契約内容、業務の進捗状況と今年度の二酸化炭素排出抑制対策事業との相違について、お答えをいただきたいと思います。

（６）１６ページ、２款１項１６目世界自然遺産推進費の車番認識システム導入７９５万円、ロードキル防止対策業務３００万の車番認識システム業務の概要の説明をお願いいたします。

また、このシステムの管理運用はどこが行うのかについて、お答えをいただきたいと思います。

（７）１６ページ、２款１項１６目世界自然遺産推進費、１３節車両警報システム使用料３００万の内容と支払先はどこであるのか、毎年発生する費用なのか、お答えをいただきたいと思います。

また、１６目世界自然遺産推進費のその他財源１，４００万円の内訳を御説明いただきたいと思います。

（８）１７ページ、２款１項１７目１８節奄振交付金活用新型コロナ感染症対策利子補給事業１，１５１万円の内訳、また事業概要と件数をお示しください。

（９）２０ページ、３款１項８目１８節地域介護福祉空間整備促進交付金１，１８５万５，０００円の事業概要と事業採択の在り方について、お示しをいただきたいと思います。

１０番目、２５ページ、６款１項２目１２節委託料４１０万円、弁護士委任業務の積算根拠を示すとともに、申立ての概要及び趣旨についてお答えをいただきたいと思います。

（１１）２６ページ、６款１項６目１０節需用費３３０万、修繕料は笠利営農支援センターの雨漏り

のようだが、工事費でない理由と発注の在り方をお示しいただきたいと思います。

(12) 28ページ、7款1項7目18節創業支援助成金130万円は、当初予算で100万円と今予算で130万の計230万円となっておりますけれども、事業概要の説明と増額補正の根拠、受領する団体名と助成金の決算報告の確認等について、どのようになっているのか、お答えください。

13番目、33ページ、8款6項1目18節住宅リフォーム等助成金400万円の内訳と当初予算1,600万円の執行状況について、お示しをいただきたいと思います。

(14) 35ページ、10款1項2目7節報償費102万円は、学校支援員等報償金となっておりますけれども、その積算根拠をお示しをいただきたいと思います。

(15) 38ページ、10款6項4目12節委託料350万円、実施設計の概要と契約方法についてお答えください。

最後になりますが、44ページから45ページの地方債うんぬん、当該年度末における現在見込高に関する調書というのがありますけれども、その中で、当該年度中起債見込み52億5,617万1,000円を含めて、全会計で財政規模36億円の枠内にあるのかどうか、お示しをいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

副議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

税務課長（保 金満君） それでは、通告書1の(1)債務負担行為の限度額が1,265万2,000円を1,873万7,000円に変更した理由と根拠及び固定資産土地評価業務の内容について、お答えいたします。

この債務負担行為の変更理由及び根拠であります。今回、この業務委託の設計書を作成するにあたり、歩掛りの見積りを精査したところ、令和3年4月より作業する技師の人工単価が上がったこと、また、直接人件費のシステム管理費の増加や評価対象路線の増加などの必要となる業務を新たに追加したことにより、増額補正となっております。

各年度の委託料は、初年度である今年度が増額補正をいたしまして741万4,000円、令和4年度が913万6,000円、令和5年度が960万1,000円となっております。なお、各年度の作業内容などにより、業務委託料は異なっております。

次に、固定資産土地評価業務の内容でございますが、この業務は3年に1度の固定資産評価替え、今回は令和6年度になっておりますが、これに伴い、債務負担行為によって3年間継続の契約を行い、土地の価格算定の基礎となる路線価を付設するための業務です。

その内容の主な作業内容としては、初年度に資料の収集や標準宅地の選定など、2年目に路線価の評価の見直しや地図等の作成、3年目に見直しを行ったものについて、最終的な価格の算出や調整、公開用資料の作成などとなっております。以上でございます。

財政課長（永田公洋君） おはようございます。財政課に関しましてお答えをいたします。

まずはじめに、1の2普通交付税の補正額1億1,443万6,000円につきましては、交付額の決定に伴い増額計上するものでございます。御案内のとおり、補正後の予算では、前年度の確定額より減額となっておりますが、今回の計上額は今年度の確定額の一部を計上したものであるものでございます。今年度令和3年度の決定額は115億3,334万1,000円でありまして、前年度令和2年度の決算額と比較いたしますと、2億5,415万2,000円プラス2.3パーセントの増額となっております。増額の主な要因といたしましては、今年度より一本算定となったものの、デジタル化を推進するための財源措置といたしまして、地域デジタル社会推進費が新たに創設されたことや、公債費の需要額の増、また国による地方財政対策といたしまして、新型コロナの影響により地方税等の大幅な減収

が見込まれる中、地方の財源として前年度よりも多くの地方交付税の財源が確保されたことによるものと考えております。

なお、今回の普通交付税の決定額は、当初予算から4億5,089万1,000円の増となりましたが、今年度の税収等の減額なども見据えまして、今後の補正予算への財源といたしまして、今回の補正からの残額3億3,645万5,000円を留保財源として確保しているところでございます。

次に、1の3臨時対策債の減額計上につきましては、交付額の決定に伴い補正するものでございます。当初予算と比較し減額となった理由につきましては、国の地方財政計画におきまして対前年度で74.5パーセントと大幅な伸びが示されたことから、これまでの実績等を参考に34パーセント増の6億8,000万の予算を見積もっておりました。しかしながら、決定額は28.2パーセント増の6億4,797万1,000円となりまして、当初予算を下回った結果によります減額でございます。

次に、1の16の地方債でございますが、補正予算書45ページに記載しております当該年度中起債見込額52億5,617万1,000円につきましては、令和2年度昨年度からの繰り越し事業に係る起債見込額も含まれておりますので、その繰越額を差し引きました令和3年度の起債見込額は36億3,757万1,000円となります。この起債見込額から市民交流センター整備事業などの特殊要因を除いた一般会計の今年度の起債見込額は、26億1,970万円を見込んでおります。特別会計と企業会計を含めた今年度の全会計の起債見込額といたしましては37億8,270万円となり、財政規律として示しております、設定しております36億枠を1億8,270万円ほど超過いたしている状況でございます。以上です。

プロジェクト推進課長（當田栄仁君） おはようございます。プロジェクト推進課からは1の（4）についてお答えいたします。

危険空き家等除却助成金につきましては、解体に係る費用の3分の1で30万円を上限に助成することとしており、当初、5件分150万円を予算計上しておりました。今回、事前申し込みのありました9件全てに交付申請を受理できる旨の選考結果を通知するとともに、上乘せする4件分の上限30万円、合計120万円を補正予算に計上させていただいたところです。

続きまして、1の（6）車番認識システムにつきましては、市道三太郎線の東仲間側、西仲間側の両入口において、利用ルールの対象時間内に出入りする車両のナンバーを読み取り、データ化することで予約車両であるかを確認するものです。

ロードキル防止対策業務300万円につきましては、車番認識システムに関する経費ではなく、広域ガバメントクラウドファンディングにて実施します子どもたちのワークショップによる啓発グッズ制作とセンサーカメラによる野生動物見守りに関する経費として計上しております。

車番認識システムの管理運営につきましては、本市が行い、予約データを管理する環境省と連携して利用ルールの適正な運用を図ってまいります。

最後に、1の（7）車両警報システムは利用ルールに定める時速を上回って通過する車両に対して、回転灯などによって注意喚起するものです。システム使用料をシステムをリースするメーカーに対して支払う予定です。

10月末の利用ルール試行開始時からシステムを運用し、実証期間後に費用負担について関係機関で協議することとしております。

その他財源1,400万円の内訳につきましては、クラウドファンディングからの歳入150万円とふるさと応援基金からの繰入金1,250万円となっております。以上です。

企画調整課長（國分正大君） それでは、企画調整課所管分を説明いたします。

1の（5）二酸化炭素排出抑制対策等事業等の関連質問です。まず、歳入996万6,000円を諸収入、雑入に補助金として計上した理由でございますが、本市において事業採択を受けました二酸化炭

素排出抑制対策等事業費等補助金につきましては、環境省から執行団体として委託を受けた公益財団法人日本環境協会が補助金の公募から採択、執行管理、補助金交付までを行うこととなるためでございます。

次に、今年度の委託契約の概要につきましては、当該補助金の採択決定を受け、本市における将来の温室効果ガス排出量に関する推計や脱炭素シナリオの作成、再エネルギーの導入目標の検討などをあわせて、それらを実現するための施策の検討などの調査を予定しております。

また、昨年の脱炭素型地域モデルの検討調査業務の契約内容と業務の進捗状況、今年度事業との相違との御質問ですが、昨年度の調査については、今回計上いたしました補正予算とは別の決算に係るものと存じますが、参考までに御説明申し上げます。

昨年度調査業務につきましては、奄美市、大和村、宇検村、龍郷町の4市町村共同調査として実施いたしました。奄美大島におけるバイオマス資源の現状調査、公共施設の電気、熱の利用料、公用車台数及び走行距離等を基礎的調査に加えて奄美大島内で検討可能なバイオマス事業をモデルとして行いました。

ここまで今年度の調査予定、昨年度の調査の概要を説明いたしましたが、この二つの事業の違いにつきましては、令和2年度においては奄美大島の現状の整理と調査の可能性の検討をしたところでございます。以上です。

商工政策課長（畠山正明君） おはようございます。商工政策課からは通告書の1の（8）新型コロナ利子補給金、そして（12）創業支援助成金について答弁いたします。

まず、（8）新型コロナ利子補給金についてでございます。本事業につきましては、奄振交付金を活用いたしまして、新型コロナウイルス感染症により売り上げが減少するなど、経営に大きな影響を受けている中小企業の経営の安定化のため、中小企業などが今年度中に金融機関から借入れた資金の金利負担を軽減する事業でございます。

本事業の対象者につきましては、市内で事業を営んでいる中小企業者等で、新型コロナの影響により最近1か月の売上が前々年同期比で5パーセント以上減少しており、かつ最近3か月間の売上が前々年同期比で5パーセント以上減少しているものなどとなっております。

対象となる融資は、奄美群島内に本店または支店を持つ六つの金融機関から、令和3年度中に借り入れた設備資金、運転資金で、銀行からの直接融資であるプロパー融資を対象としております。貸付金の上限額は4,000万円、利子補給率は2パーセント以内、利子の補給期間は3年間となっております。

なお、件数でございますけれども、融資額によって異なってまいりますけれども、1件当たり1,000万円といたしますと、約60件程度の利子補給を行うことができるものと想定をしているところでございます。

本制度につきましては、10月1日の制度開始を予定しているところでございまして、現在、広域事務組合におきまして金融機関等の説明会も行っております。市のほうでも広報紙などによる周知広報など、事業の実施に向け準備を進めているところでございます。

次に、創業支援助成金についてお答えいたします。本助成金は、創業に関する全ての知識が習得できる「あまみ創業塾」を全て受講することを条件とし、奄美市内で創業する会社やその他法人、個人に対し創業初期の費用の一部を助成するものでございます。助成額は会社を設立した際は上限30万円、その他の個人開業につきましては上限が20万円となります。今回の増額補正につきましては、当初予算100万円に対しまして、会社設立が2件60万円、個人開業等が2件40万円、合計で100万円の支出を既に行っており、今後の申請に向けた相談件数と、本年11月に開催される「あまみ創業塾」受講後の申請見込みを合わせまして、会社創業が3件で90万円、その他個人創業が2件で40万円、合計で5件の130万円を想定し、増額計上させていただいております。

なお、助成金を受領する団体名等につきましては、個人情報保護の観点から差し控えさせていただきますけれども、「あまみ創業塾」を受講し、また助成金を活用した創業者につきましては、事例紹介として市のホームページ等でも紹介をしており、今後も掲載に御協力いただける方については、随時更新してまいりたいと考えております。

また、助成金の決算報告の確認につきましては、助成金の申請時に収支精算書や領収証等を確認した上で内容を精査し、確定通知を行なっております。以上でございます。

高齢者福祉課長（平田博行君） 通告書 1 の 9 地域介護・福祉空間整備推進交付金の事業概要と事業採択の在り方についてお答えします。

本交付金事業につきましては、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するためのものであり、四つの事業がございます。このうち今回交付申請を行ったものは、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業でございます。本事業は定額補助によるものであり、利用者等の安全安心を確保するための耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進するためのものとございます。対象施設は、小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等が対象であり、補助金補助額の上限は 773 万円でございます。

次に、事業採択の在り方でございますが、事業採択の流れとしましては、市から高齢者施設への事業の御案内を行い、交付申請を市で受け付け、国に申請、交付決定をいただきます。今年度は緊急性、災害、新型コロナ対策の観点から優先順位を設け、交付決定されるものと説明されております。以上でございます。

笠利農林水産課長（坂元久幸君） おはようございます。笠利農林水産課につきましては、1 の（10）及び（11）についてお答えいたします。

はじめに（10）の委託料 410 万円の積算根拠と申立の概要及び趣旨についてでございます。概要及び趣旨につきましてお答えいたします。原告は奄美市在住の農家でございます。原告が所有していると主張している土地に、平成 28 年 1 月頃、市が他者へ指示をして円柱型のコンクリート塊を置かせ、本件土地の所有権を侵害した結果、倉庫に農機具を収納することができなくなり、作物を生産できなくなったなどと主張して、市に対して損害賠償を求めている事件でございます。

本件は、令和 2 年 11 月、鹿児島地方裁判所名瀬支部に訴状が提出され、令和 3 年 7 月上旬に原告の訴えを棄却する判決が出されましたが、原告がこれを不服として令和 3 年 7 月中旬に福岡高等裁判所宮崎支部に控訴しております。

次に、積算根拠を申し上げます。弁護士委託先は奄美市の顧問弁護士事務所であります。そちらの事務所におきまして旧日本弁護士連合会報酬等基準を参考に、今回の損害賠償請求額に応じた費用を奄美市と顧問契約を結んでいることを考慮して算出しております。

今回の補正は、この控訴審の代理弁護士委託料として着手金 55 万円、報酬金 355 万円、合計 410 万円を計上いたしております。

次に、（11）笠利農村環境改善センターの修繕でございます。こちらは平成 7 年度に整備し、築 25 年を経過している建物でございます。本年 6 月の梅雨前線豪雨により改善センター多目的ホール金属屋根 2 か所と、横壁腐食部から風雨が吹き込み雨漏りが発生しました。

工事請負費でない理由につきましては、工事請負費は主にその建物の価値や効力を増加する目的をもっている経費でございますが、今回は雨漏りによる建物の腐食や劣化を防ぐため現状復旧、これを目的としていることや、建物への影響が大きいことから、早急な対応を行いたいため修繕費にて計上いたしております。

また、発注の在り方につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、早急な復旧を行うため、本市へ指名願いを提出している業者の中から、専門的な技術を考慮いたしまして選定いたします。以上でござ

ざいます。

建築住宅課長補佐（奥 光也君） 1の13住宅リフォーム等助成金について御説明いたします。

現在の進捗状況につきましては、1期分を1,200万円として4月より開始し、7月6日に127件を受け付け終了しております。2期分は400万円として9月より開始し、9日現在29件を受け付け、1期と2期分を合わせて156件1,462万7,000円分の申請を受け付け、当初予算の約9割が終了し、残り13件程度となっております。

補正額の400万円の内訳としましては、1期分の申請が多い状況から、今後も昨年同様の申請が見込まれるため、1件当たり10万円として約40件分を増額して補正を行うものでございます。

学校教育課長（末吉正承君） 1の（14）報償費102万円の積算根拠についてお答えいたします。

本補正科目の学校支援員等報奨金には、6種類の職の謝金がございます。9月補正では、そのうち特別支援教育支援員の謝金について増額するものです。特別支援教育支援員は12小学校に22名、5中学校に8名、2幼稚園に2名の合計32名を配置しております。小・中学校の配置の支援員30名につきましては、基本として給食支援を含む1日当たり5時間の勤務をお願いしておりますが、支援を要する授業時間が増える傾向にある学校の実態に応じまして、特別支援員勤務時間の増加が見込まれることから、102万円を計上しております。以上でございます。

スポーツ推進課長補佐（永井信也君） おはようございます。スポーツ推進課1の（15）委託料350万円、実施設計業務の概要と契約方法についてお答えいたします。

当施設名瀬運動公園内の多目的屋内練習場、通称サンドームでございますが、平成10年に完成後、23年が経過しており経年劣化と塩害等の腐食が進んでいる状況でございます。来年度に施設の長寿寿命化に向けた改修工事を見込んでおり、今回の補正予算にて実施設計業務委託を行うものであります。

概要につきましては、屋根の一部改修、外壁・内壁改修、建具改修、照明のLED化の改修等を見込んでおります。

また、契約方法につきましては、指名競争入札を予定しております。以上でございます。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。丁寧な答弁をいただきありがとうございます。若干、再質をさせていただきますが、一番の、なぜ質問したかと言いますとですね、この債務負担行為額が3年ですから当然増えるんだろうとは思いますが、単年度歳出が196万円となっておったものから、その辺の差額が600万ほど出てきますので、その件を質したわけですが、3年の契約の中で、今答弁いただいたということで、よく理解できました。

それと、少しやっぱり気になっておりますのは、この普通交付税の関係なんですけれども、表面に出てくるもので、先ほど言いましたように5.2パーセントの普通交付税が伸びているという中で、減額というのはちょっといかなものかなと、留保財源を3億ほど取っているということで理解ができましたので、それはそれとしていいというふうに思いますが、ただ、来年度からですね、地財計画が御承知のとおり骨太方針の2018というのがあって、2021年度までは、この2018年の地財を下回らないことで、地方財政計画を組んでいきますよという政府との話がしっかりできておりまして、ところが、2022年度以降、コロナの問題もありますが、それと別にしてですね、地財計画がまた変わってくるのではないかと、見直されるのではないかとというのがありますので、財政上考えますと、上限、上のほうには見直しはしないと思います。おそらく厳しい交付税の算定が待っているというふうに思いますので、その辺を含めて財政のほうも御承知だと思いますけれども、そういった今の地方財政計画の困難になってくるというようなことで、もし見解があるならばお聞かせいただきたいというふうに思います。

あと、臨時財政対策債の件については、全体的な減額が行われたと、私は使わないで減額したのかなと思って、使わなければそれなりのメリット、デメリットもありますし、そういうのを聞こうと思っておりましたが、今、よく理解ができましたので、その辺また委員会がありますから、お願いをしたいと思います。

あと、4番の条例上の空き家等、特定空き家等と危険空き家等というのが、いわゆる条例には条例上の空き家等、特定空き家等というのがありますので、ここに出ているのは危険空き家等ということで助成を行うというふうになっておりますが、その辺の違いがあれば、まずお答えいただきたいというのが1点です。

あと、10番目の件については、係争中であるということですから、その辺はあまり深く聞きませんが、やはり住民との係争でありますから、その辺は十分に配慮する中でですね、もちろん私どもの権利保護というのはしっかりしなきゃいけませんけども、住民のことも十分に聞いてですね、1審がいま言えば棄却になったということで、今宮崎高裁ということでもありますけれども、その辺はもう控訴中ですから、詳しいことはお聞きいたしませんので、よろしくお願いします。

あと、11番目のことでありますが、これは非常に悩ましい問題でありまして、先の第2回定例会で奄美市産業支援センター屋根の雨漏りについてですね、指摘をさせていただきましたけれども、工事費に予算措置すべき経費が1,200万、需用費修繕費に計上し執行されていたことについては、もう議論をしたとおりですけれども、また、そういったことでですね、額は330万ですか、でありますけれども、この辺のところが悩ましいというのは、先ほどもありましたとおり、現場では屋根が雨漏りをすると、雨漏りによっていろんな災害がまた発生するかもしれない。そういったことを早く直したい。それは理解ができます。しかしながら、そういった中でですね、日頃の点検ないしは補修、年4回議会があるわけですから、その辺を含めてそういったことがどうなっていたのかということがよく分かりませんが、この事案についても、やはり同じように工事費を修繕、いわゆる需用費に予算措置をしたいということでもありますから、先ほど言ったように現場の気持ちは分かりますけれども、私どもは法的にどうであるかということが大事なことであって、その辺の違いをどう出していくかということだろうというふうに思っておりますので、ぜひその辺のことについては、当局の主張では地方自治法の216条の解釈で、質疑応答集で運用方法は各自治体において実状を勘案し、決めても差し支えないというような解釈をしておりますが、あとでよく調べてみますと、この地方自治法の216条というのは、予算の款項目節それが統一、ちゃんとして明快に説明できるようにしてくださいよというところにありますから、内容についてそれを許容したものであると、内容というのは、工事費を修繕費でいいよというものではないというふうに、私は思っておりますので、是非ですね、この際、全庁的に統一した要綱なり、考え方を示していただきたいなというふうに思いますが、その辺について当局の見解を、是非お聞かせをさせていただきたいと。現場が困るわけですから、雨漏りになって1,000万だろうが1億だろうが、早くということで需用費で修繕費というふうにはならないというふうに、私は思いますので、その辺の見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

あと、13番目のリフォームですけど、非常に市民の好評を得ておりますけれども、前もお願いしましたが、これは年間の枠をもう増やすべきじゃないかというのが1点と、もうかなり回ってきておりますから、2巡目のこの助成についても、考えていただきたいと思いますが、その辺の見解をお聞かせいただきたいと思います。

あと、14番目の教育支援員、これはなぜ私が質問したかと言いますと、行政要覧のほうに載っておりますけれども、この支援員というのは、特別支援教育支援員、理科支援員、SSW、SWと多岐に渡っておるわけですね。それをひとまとめにしてその予算書に書かれますと、何がこの増額なのか分かりませんので、その辺の丁寧な説明がほしいなということで、具体的個々の問題については、また委員会がありますので、その辺で質疑をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

副議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

財政課長（永田公洋君） それでは、質問のありました普通交付税についてお答えをさせていただきます。

議員御案内のとおり、来年度以降につきましても、本市につきましては、当然一本算定の算出となります。交付税の算出は国の毎年度示します地方財政計画、この方針に則って予算額が確保されたりとなっております。当然ながら、国のほうで今般の新型コロナの影響でありますとか、地方の取り巻く社会情勢でありますとか、そういうのに基づきまして財政計画は組み立てられることとなりますので、その国のまずは財政措置の動向を見ながら予算の編成を行っていくという考えでございます。

参考までに、本市における個別的な要因を申し上げますと、今後の4・5年につきましては、公債費の伸びが伸びてまいりますので、それに比例いたしまして普通交付税の増額という要素も見込んでいるところでございます。以上でございます。

プロジェクト推進課長（當田栄仁君） プロジェクト推進課のほうからは、危険空き家と特定空き家の違いについてお答えさせていただきます。

こちらで申し上げております危険空き家につきましては、こちらの助成金を助成対象として審査するために設けている基準でございます、いわゆる危険な状態にある空き家ということで、国が定めました評価基準に基づきまして評価いたしまして、庁内の奄美市空き家対策庁内連絡会のほうで危険空き家であるという形で認定をしているものでございます。条例で申し上げております特定空き家につきましては、昨年度末に奄美市空き家等対策協議会という形で弁護士、建築士、宅建協会等の外部組織及び消防、警察と連携しまして空き家問題の協議をする体制を取ったところなんですけれども、そちらのほうでこうした助成金等での対応が困難な、非常に難しい問題の空き家につきましては、特定空き家という形で指定をすると、そういった形の定義になっております。以上でございます。

総務部長（三原裕樹君） 先ほど修繕料と工事請負費のお話ございましたので、私のほうが少し全庁的な基準をとということでございますので、私のほうから答弁させていただきます。

先ほど修繕料と工事請負費の違いは、担当課長が話しましたが、基本的に、先ほどありましたが、現状復旧、現状の形でそのまま老朽化したものを戻す、このことにつきましては修繕料ということで、仮に、現状を変える、例えば躯体と一緒に補強するであったりとか、屋根の庇を伸ばすとか、そういったものについては、これは当然工事請負費ということでの計上になります。ですので、現状のまま一般的に工事工事と呼んでいますが、予算の費目で言う工事請負費につきましては、現状を復旧するものについては修繕料という認識の下で予算を計上しているところです。このことにつきましては、予算科目、これは歳入含めてですが、その科目の科目解説という逐条解説書がございまして、我々もそういったものを確認をして、それに基づいて計上しているところでございます。その他で議員が御心配されていることは、そういったものは行き届いてないんじゃないかということの御心配だと思いますので、当初予算編成時にはそういったものも各課に通知をしておりますけれども、再度、そういったのを通知をしっかりとした上で、これは会計課とは、また監査事務局ともしっかり連携が必要でございますので、今後、そういったものを含めて計上の在り方について、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

建築住宅課長補佐（奥 光也君） 住宅リフォームについて、年間の枠を十分設けるべきという御質問と、2回目、2巡目を検討すべきという御質問につきまして御説明いたします。

年間の枠を十分設けるべきということにつきましては、制度実施後10年が経過しており、住宅リフォームを必要としている方々は、ある程度この制度を利用していると考えておりまして、予算措置につきましては申請状況を見極めながら補正で対応させていただいた次第でございます。

2回目につきましては、令和2年度までに交付を受けた2,516件は、奄美市の推計持家数平成30年度住宅土地統計調査より、およそ9,380戸の約27パーセントを占めております。今年度の申請状況や今後の住宅リフォームの需要を見ながら判断してまいりたいと思っております。以上です。

副議長（奥 輝人君） 再々質疑ありますか。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございます。1点だけですね、総務部長に答えていただきましたけれども、私の主張といいますか、その修繕費に対することを少し述べておきますので、参考になればしっかりと参考にさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、地方自治法の第216条というのは、歳入は性質、歳出は目的によって款項に区別し、各内容を一貫した秩序を持って系統的に、総合的に調整をするというのがこの216条、これをもって前の議会では理由にしておりましたけれども、そうでないということでもあります。そういうことで、工事費についてはいろいろ取り方もあるのか分かりませんが、工事費は設計、入札、発注、完成検査等、手間がかかるので、修繕費で執行したほうがスムーズな対応ができる考えることは、よく理解ができると先ほども申し上げましたけれども、しかし、公務員は法令に従って仕事をしなければならないわけでありまして、修繕料として捉える場合は、一般的には小規模でかつ使用価値、効用の減少を防ぐ、さっき言った現況に復旧するという意味も含めてですね、効用の減少を防ぐということであれば、これは修繕料として取り扱えられるかも分かりません。しかしそこで、前提になるのは小規模でかつですから、小規模で、それをどういうふうに捉えるかは、皆さんのほうで知恵を出していただきたいというふうに思います。いわゆる維持管理、原状復帰を目的とするというふうになっておりますから、総務部長が言われたことはよく理解ができておると思います。基本的に自治法で言いますと、これは法律的には随意契約というのは130万円以下でなければできないわけになっておるわけですね。そこを修繕費としてやるには、どういうふうに捉えるのか、130万超えた場合の捉え方ですね、をどうするのかというのが、少し私も分かりませんが、知恵を出していただきたいというふうに思います。ですから、その辺のところを少なくとも全庁的に統一をした考えを持って、要綱でも作って、内部規定的なものをちゃんと持っておれば、これによってちゃんとやっておりますよという理由が立ちますので、しっかりとそういったことをやっていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、2回目ですから、同じ案件ですね、少なくともまだ6月ですから、前の議会で議論したことをまた出してくると、私にとってみれば議会を軽視しているんじゃないかなというような思いもありますけれども、それはそれぞれ先ほど言った現場の御都合もありますから理解をしたとして、やはり市長がよく言います潜在化した、いわゆる見えないものを顕在化、見えるようにして、それを解決していくというのが私どもの政治行政だというふうに市長も申し上げておりますので、是非その辺のところについて、市長、大変、最後の最後になりますかも分かりませんが、もう一度、こういった行政の市長のですね、在り方について、職員並びに議員に見解があればお聞かせをいただきたいと思います。大変申し訳ありませんが、川口議員が最後というふうに申しましたが、最後の最後でよろしく願いをいたします。

市長（朝山 毅君） 最後ということですから、私も最後にさせていただきたいと存じます。

また関議員には通告のない質問等も、私なりに、私なりに誠意を持って今まで答えてきたつもりであります。今回もそのような形で最後になると思いますので。ただ、ただいま議論を伺っていましたが、いずれにしても行政はルールを、法律をしっかりと守って執行していくのが基本であります。ただい

まの修繕費等を含めての議論についても、法律を原理原則的に狭義に解釈してはいけば、議員がおっしゃるとおりでありましょう。それを原理原則に基づいて広義に解釈していけば、総務部長が言ったとおりになります。いずれにしても、その執行の段階において、迅速性、公平性、透明性、その原理をしっかり守っていくということであれば、そのタイミングに応じて臨機応変に執行していくことは、私はやぶさかでないと思っております。同時に、全ての歳出については、議会の中において、議員がおっしゃったように遅いと、もしくはまた早いということがあるかもしれませんが、必ず議会には出して、御審議いただいてということでありまして、決して議회를軽視したことはないところであります。ですから、そういう意味において、私が申し上げていることは、必ず我々は法律、条例、ルールに基づいて事業を行っていくと。その際には、狭義的な解釈、広義的な解釈、援用していく場合もあるであろうと。その際に必ず予算のチェックをして、事業のチェックをしていただく議会というのがあるわけで、誠実に答えていくようにということは、私は厳命をしているつもりであります。そういうことでありますので、今回の事業執行についても、御審議いただき、議員の御意見も賜りました。そのことも踏まえながら、なお一層検討・協議しながら、透明性のある、公平性のある事業執行に努めていくであろうと思いますので、そのことを踏まえて職員には申し上げ、そして私の希望を託し、期待を込めて、今後ともしばらくの時間申し添えていきたいと思っております。以上です。

副議長（奥 輝人君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま上程されました議案第53号から議案第55号まで、議案第61号から議案第63号まで及び議案第52号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中の関係事項についての7件は、これを文教厚生委員会に、議案第56号、議案第57号及び議案第52号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中の関係事項についての3件は、これを産業建設委員会に、議案第58号から議案第60号まで、議案第64号及び議案第52号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中の関係事項についての5件は、これを総務企画委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付してありますとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日11日から23日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日11日から23日までを休会とすることに決定いたしました。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

9月24日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前10時26分）

第 3 回 定 例 会

令和 3 年 9 月 24 日

(第 6 日 目)

9月24日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
8 番	橋 口 耕 太 郎 君	9 番	栄 ヤ ス エ 君
10 番	大 迫 勝 史 君	11 番	松 山 さ お り 君
12 番	林 山 克 巳 君	13 番	西 公 郎 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	奥 輝 人 君
16 番	川 口 幸 義 君	17 番	伊 東 隆 吉 君
18 番	元 野 景 一 君	19 番	与 勝 広 君
20 番	竹 山 耕 平 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

22 番 多 田 義 一 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
市 民 部 長	石 神 康 郎 君	保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君
福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君	商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君
農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君	建 設 部 長	保 浦 正 博 君
上 下 水 道 部 長	里 嘉 郎 君	教 育 部 長	徳 永 恵 三 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	島 袋 修 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田 忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押 川 治 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は１９人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程第３号のとおりであります。



議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第１，議案第５２号 令和３年度奄美市一般会計補正予算（第４号）についてから、議案第６４号 奄美市過疎地域持続的発展計画の策定についてまでの１３件を一括して議題といたします。

ただいまの議案に関する各委員長の報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（竹山耕平君） おはようございます。御報告申し上げます。文教厚生委員会は９月１３日の１日間開会し、当委員会に付託されました議案第５２号から議案第５５号及び議案第６１号から議案第６３号の７件について、慎重かつ丁寧に審査いたしました。

７件の議案につきましては、お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり、すべて全会一致で可決すべきものと決しました。

以下、主な審査内容について御報告申し上げます。

はじめに、議案第５２号 令和３年度奄美市一般会計補正予算（第４号）中、２款総務費、３款民生費及び４款衛生費について、当局の補足説明があり、その主なものは、２款１項１７目新型コロナウイルス感染症緊急対策事業の報酬６７１万６，０００円は、ワクチン接種業務に係る費用で、国からの接種の加速化要請に基づき、当初に比べ、接種人数を平日は約２倍、土日は約３倍に増やして実施。安全に接種を行うための体制確保のため、受付、誘導、接種券返却等の事務を担う一般事務補助と、現場で責任を持って接種業務を運営するリーダー看護師を増員したことによる費用であります。また、報償費６７９万７，０００円については、ワクチン接種に御協力いただいている看護師への報償費増額に伴うもの。当初、本市と同様に集団接種を中心に行う自治体が多かったため、本市のほかの保健事業の報償費を踏まえ設定いたしました。しかし、接種人数が倍増し、労力負担度がかなり増大したこと、更に、他市町村の報償費を改めて調査した結果を踏まえ、増額計上されたものです。

委員からの生活困窮者自立支援金についての質疑に対して、社会福祉協議会が実施する緊急小口資金や総合支援資金の貸付が利用終了し、これ以上利用することのできない方々へ、求職活動を満たすことなどを条件に支給するもので、対象世帯は約３０世帯、単身世帯が月額６万円、２人世帯が月額８万円、３人以上の世帯が月額１０万円、支給期間は最長３か月間となっているということです。

そのほかにも質疑等がございましたが、この際、省略をいたします。

次に、２款総務費及び１０款教育費についての補足説明があり、その主なものは、２款１項１５目ふるさと納税等活用事業費の負担金補助金及び交付金の３８０万円の減額、例年開催するナカドゥチェス市との国際交流事業が、昨年を引き続き中止となったことや、ふるさと体験留学を中止としたことにより減額計上されたものです。また、社会教育費の委託料１９７万２，０００円は、奄美市市民交流センター施設開設に伴う管理業務に係る費用。

複数の委員から、学校支援員等報償金についての質疑があり、現在、支援を受けている子どもたちは、学校からの要望があり、通常学級に小・中・幼稚園を合わせて４８１名ほど、特別支援学級に１３５名いる。今回の補正は、特別支援教育支援員３２名の内、３０名の時間増に関するもので、学校の実態から支援が必要な授業時間数の増加に伴う謝金の増額。また、特別支援教育支援員及びスクールソーシャルワーカーＳＳＷとともに、年々特別な支援を要する児童生徒や、家庭に様々な問題の増加が著しく、毎日の学校配置が常態化しつつある。今後も増える傾向にあることから、学校の状況や必要勤務実態を見極め、授業要綱の作成や適正な予算計上について、検討していくということでございました。

また、ふるさと納税等活用事業費、奄美の伝統的建築の技術保存伝承業務についての質疑に対しては、平成30年度の台風被害により倒壊したことから、令和2年度から復元を着手。今年度も4本柱、1棟の修復を予定していたが、昨年度後半からの木材価格の高騰、いわゆる、ウッドショックの影響を受け、当初予算、495万円の価格では資材調達が困難となったことから、今回、55万円の補正予算を計上。また、今年度中にガヤが調整できる予定であり、今年度中の完成を見込むということであります。

そのほかにも質疑等ございましたが、この際、省略をさせていただきます。

次に、議案第62号 奄美市公民館条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第63号 奄美市市民交流センター条例の制定についての2件を一括し、審査を行いました。

補足説明の主なものは、奄美市市民交流センター開設に伴い、現在、紬会館内で運用する名瀬公民館は閉鎖され、長浜町にある金久分館を名瀬公民館に改めることにより施設が1減となること。奄美市市民交流センター開設に伴い、開館時間や利用料金等について定めるもの。

委員の指定管理についての質疑に対して、10月の運用開始後、一定期間、市の直営期間を設ける。ただし、受付業務や図書の貸出業務、有料の貸館業務等に関しては業務委託とする。現段階の計画として、令和4年度末まで直営で運営し、その間で年間を通して施設に係るランニングコスト等を正確に把握し、令和5年度から指定管理者制度の導入を検討しているということであります。

また、現在の名瀬公民館の指定管理契約等についての質疑に対しては、9月末をもって契約を一旦終了する。10月からの市民交流センターと公民館、それぞれ業務委託の形で契約し、業務を進めていただく予定。新しい施設であり、開館後、多くの市民が利用されることを考慮し、運営を円滑に行う。問題等にも落ち着いて処理していただくためにも、これまでの指定管理者を業務委託先として検討しているということです。

ほかにも質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第53号 令和3年度奄美市国民健康保健事業特別会計補正予算（第1号）について審査を行いました。特段の質疑はございませんでした。

次に、議案第54号 令和3年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）について審査を行いました。

補足説明の主なものとして、1款1項2目新型コロナウイルス感染症緊急対策事業備品購入費87万8,000円は、住用診療所において新型コロナウイルス感染防止対策として設置する、発熱外来診療所で使用する超音波画像診断装置の購入費であり、腹部等の異常を訴える発熱者に対して、発熱外来診療所で検査が行えるよう、携帯型の装置を導入し、腹部等の疾病の早期発見、早期治療できるよう整備したいということでありました。

委員からの機械購入費についての質疑に対しては、コロナ感染対策として、令和2年11月26日から院外にテントを設置し、発熱外来を行い、抗原検査やPCR検査を同時並行で行っている。検査数は把握していないが、これまでに外来者数26件、令和3年4月から8月までに49件の患者数が発生しているということであります。

そのほかにも、医師派遣に伴う報償費等についても質疑がございましたが、省略いたします。

次に、議案第55号 令和3年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について審査を行いました。特段の質疑はございませんでした。

次に、議案第61号 奄美市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査いたしました。

補足説明の主なものは、3月の条例改正により助成対象者が18歳以下に拡大された。4月からの運用の中で、主たる生計維持者である保護者が、単身赴任等により奄美市から転出することで、子ども医療費の助成対象外となる場合があったこと。保護者を主たる生計維持者に限定せず、子どもを看護している者と改めるものでございます。

委員よりの質問に対し、今回の対象者は８９名。この方々は、もともと、中学３年生までの子ども医療費の際に登録されていた方々で、主たる生計維持者である保護者が転出することによって対象外となった。これまでに、特に要望等はありませんでしたが、運用をしていく中で、引き続き子ども医療費の助成対象者になりたいということから、条例改正であるということでございます。

そのほかにも質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

以上で、文教厚生委員会の審査報告を終わります。なお、御質疑等ございましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（与 勝広君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（橋口耕太郎君） おはようございます。御報告申し上げます。

産業建設委員会は、９月１４日の１日間開会し、慎重かつ丁寧に審査をいたしました。

審査結果については、皆様のお手元に配付してあります議案３件について、審査報告書のとおり、すべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、主な質疑について御報告申し上げます。

はじめに、議案第５２号 令和３年度奄美市一般会計補正予算（第４号）中、まず、２款総務費、６款農林水産業費、７款商工費までを審査いたしました。

当局の補足説明の後、委員より、２款１項１７目１８節のポストコロナ農業生産体制革新プログラム事業補助金３１４万５、０００円について、本事業の具体的な目的、取組内容について質疑があり、当局より、このポストコロナ事業は県の補助事業で、ポストコロナに対応した生産販売体制の構築・推進を目的とした事業となっている。具体的な取組は、現在、奄美漁協では、荷捌き、荷受け、出荷作業を共同で行っており、出荷したコンテナや大型クレーンボックスの運搬にハンドフォークリフトを使っている。手動のため労力や時間が大変多く、接触機会も多いことから、この接触機会や時間を省略することで、作業者のコロナウイルス感染を予防できる。もし、感染した場合、多くの人数、また、時間がかかるため、バッテリーフォークリフトを導入することで、少人数での対応、生産体制の継続ができるという取組とのこと。

委員より、同じく１８節奄振交付金活用新型コロナ感染症対策利子補給事業補助金１、１５０万円について、予定事業所数、名瀬・笠利・住用、地区の想定、何年間の利子補給か、その支払いは金融機関か事業所か、また、対象事業所、融資の利率等について質疑があり、当局より、１件あたり大体、融資額１、０００万円ほどを想定し、約６０件の利子補給を想定している。この件に関し、奄美群島広域事務組合で、各金融機関等に説明会などを行っている。金融機関への聞き取りを行ったところ、おおむね１、０００万円程度の相談、そして、１、０００万円を下回る小口融資の相談、本事業は融資の上限が４、０００万円となっているが、それに近い相談もあり、様々な金額の相談が寄せられている。地区については、名瀬・笠利・住用、この３つの地域の想定は、まだ金融機関での様々な相談中で、各地域の見込みはまだできていない。利子の補給に関しては、３年間としている。支払い方法については、まず、中小企業から金融機関への融資の相談に行き、金融機関から奄美市に事業の申請を行い、交付の決定、そして、支払いに関しては、金融機関へ支払いをする。対象となる業種、事業所については、幅広く、新型コロナウイルス感染症により経営に大きな影響を受けている、奄美市内に本店支店等を有する中小企業ということになっており、幅広い業種が対象となる。本事業の融資に関しては、各金融機関が行うプロパー融資が対象となっており、融資の金額等で金利の変動があると思うが、本事業に関しては上限を２パーセントとしており、２パーセント以内の対応としたいとのこと。

委員より、６款１項３目１８節鳥獣被害対策実践事業費補助金１１７万８、０００円について、現在のイノシシの確認状況、増設の設置場所等について質疑があり、当局より、笠利地区のイノシシの確認状況は、今年３月に和野集落で目撃や被害の情報が集中したため、猟友会と連携し、餌付けによる反応

調査により、生息場所が2か所特定でき、4月に猟銃による駆除を実施した。1か所はオスの成獣を1頭駆除し、もう1か所は成獣を1頭取り逃がした。そのため、今現在、畑での足跡や目撃情報が数件寄せられている。今後、住民からの情報をもとにイノシシの行動エリアが絞られて、餌付けによる食い付き反応の調査により生息場所が特定できれば、捕獲罠の設置や猟銃による駆除を考えている。また、箱罠については、令和3年度、10基、猟友会から要望があり、これについては猟友会に任せて、名瀬・笠利・住用、随時、罠免許を持っている方に渡し、それぞれ設置する予定だが、現在のところ、設置する場所については未定とのこと。

委員より、7款1項7目18節創業支援助成金130万円について、事業内容、本事業の助成を受けるための対象者、また、助成対象にならない方への支援などについて質疑があり、当局より、「あまみ創業塾」については、創業するまでに必要な経営、財務、人材育成、販路開拓の4分野の知識を習得できるセミナーで、対象者は、創業希望者、創業後間もない方を対象としている。そのセミナーの運営については、奄美大島商工会議所、あまみ商工会、奄美群島振興開発基金が4分野を担ってセミナーを開催している。本創業支援助成金は、「あまみ創業塾」をすべて受講し、国から認定された創業者ということで認定をされる。そういった事業に基づき、創業支援金を支出するため、創業塾をすべて受講しないと、新規では受け取ることができないという制度。創業支援計画の中で、創業塾を受けない創業者もちろんいるが、そういった方々について相談窓口機能として、あまみ商工会、奄美大島商工会議所、そして、資金の面での奄美群島振興開発基金での相談などを行っていると同っている。そういった中で、各関係団体の3団体において支援等があるため、創業塾を受けない創業者へ支援を行っている。また、奄美市では、新規出店に関し、中心市街地に出店の補助などもあり、そういったところでの支援をしているとのこと。

また委員より、創業塾を受講しない方への幅広い支援の要望がございました。

次に、8款土木費、11款災害復旧費について、当局より補足説明の後、委員より、歳入の16款3項4目2節空港費委託金1,132万1,000円の減額について、また、歳出の8款4項2目18節大島地区消防組合負担金の1,471万6,000円の減額との因果関係について質疑があり、当局より、県の委託金の積算については、毎年度10月に県から来年度の予算要求があり、予算要求を市で作成し、県へ積算で上げている。当初、1億1,933万1,000円を歳出予算で組み、市の予算として県へ要望したが、決定額が1億801万円になった。それについては昨年度、12月補正に県の委託金で賄えず、300万円余り、市の一般財源を持ち出し、空港管理の委託金と市の予算で賄ったが、どうしても県の委託金の中で空港管理費は運営をしないといけないという形で、12月、1月に、関係機関と協議した。県委託金の中で空港管理は運営をしなければならないため、これまで大島地区消防組合から4名の職員が派遣で勤務をしていたが、協議の結果、2名で空港業務を交代制で行うという形で、負担金の減額をお願いしたとのこと。また、空港管理の消防については常時4名体制を維持し、大島地区消防組合から1名、会計年度任用職員3名、消防業務で雇用しているとのこと。

委員より、8款6項1目11節役務費22万円について、また、家賃滞納者の状況について質疑があり、当局より、過去5年間の現年度の徴収率は、平成28年度97パーセント、29年度が97.1、平成30年度97.53、令和元年度が98.60、令和2年度99.02という形で、徐々に整理が進んできている状況。市営住宅の家賃は、当然、皆さんに納めていただくものだが、99パーセントの収納率がある中で、残り1パーセントの方々に対しては、未納が発生すると督促状を発送、3か月を滞納すると催告状を発送する。保証人などにも催告をして反応がない方、収入があるにもかかわらず払う意思の見られない方に対し、法的措置を順次実施し、支払い督促や裁判所での和解など、それでも対応していただけない方について、明け渡しを求めた訴訟を提起している。今回の役務費22万円は、訴訟後も分納の約束が守れない方について、強制的に住宅を明け渡す申し立てを裁判所に行く費用として計上した。この22万円は1件の強制執行費用とのこと。

次に、議案第56号 令和3年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）について議題とし、当局の

補足説明の後、委員より、資本的支出の1款1項5目東部地区再編推進事業一般会計支出金1, 175万5, 000円の減額理由について、また、東部地区再編推進事業の進捗状況について質疑があり、当局より、この減額については、簡易水道事業が特別会計であった時代から、特別会計で人件費を負担していたという経緯があり、特別会計を統合した後、笠利分室の人件費の2分の1を水道事業が負担をして、実際の人件費の支出は一般会計から支出していた。水道事業から一般会計の支出金で負担金を令和2年度までは計上していたが、令和3年度より、機構改革に伴い、笠利分室がこれまでの笠利の建設課の中にあつたが、分室ということで建設課から独立した形になり、水道事業で直接、給与等も支払うようになったため、負担金を減額し、給料、手当などに人件費を計上しているとのこと。また、進捗状況については、令和2年度末、事業費ベースで37.1パーセント、令和3年度については61.9パーセントを見込んでいる。完了の年度は、この計画が平成30年度から事業を開始しており、現在のところ、令和5年度を見込んでいるとのこと。

委員より、資本的収入の上水道事業債と過疎対策事業債について、次年度以降の予定、組み立てについて質疑があり、当局より、企業債の今後の見込みは、今現在、企業債の償還が約1億7,000万円から2億円くらいあり、今年度は借入見込み4億4,000万円で、今年度に関しては、借入が多い形になっている。昨年度、経営戦略を策定し、その中で企業債の残高についても平準化していく必要があると考えている。今後、償還と同額2億円から2億5,000万円程度に落ち着けていければと考えているとのこと。

次に、議案第57号 令和3年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）について議題とし、当局の補足説明があり、委員より、管路建設改良費や企業債について、若干の質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

以上で、産業建設委員会の報告を終わりますが、御質問がありましたら、他の委員の協力を得てお答えいたします。よろしくお願いいたします。

議長（与 勝広君） 暫時休憩いたします。（午前9時57分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前10時30分）

次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（川口幸義君） おはようございます。総務企画委員会は去る9月15日、付託されました5件の案件について、すべて丁寧に審査いたしました。それでは、総務企画委員会に付託されました議案第52号、議案第58号から議案第60号まで及び議案64号の議案の5件につきましては、お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおり、可決すべきものと決しました。

以下、その審査の結果について御報告いたします。

議案第52号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第4号）について、当局より、危険空き家等除去助成金は事前に申込のあった9件にすべて助成できるよう、上乗せをする4件分を計上した。

また、世界自然遺産推進費で市道三太郎線周辺での夜間の動物観察時の利用ルール試行開始に際し、監視カメラでの予約車両判別システムなどに関して、委託料や使用料及び賃借料を計上する。また、ロードキル防止対策事業業務は、奄美大島5市町村などで連携するガバメントクラウドファンディングで実施する啓発物の制作、カメラでの野生動物の見守りを行うものなどの補足説明がありました。

当局から、地方創生推進費の二酸化炭素排出抑制対策事業調査業務は、委託料、996万円を計上し、環境省が所管する、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費助成金の交付を受け実施する事業で、本市における将来の温室効果ガス排出量に関する推計や、再生可能エネルギー導入目標の検討などを行い、本市での脱炭素化の取組を促進するための調査を実施するもので、補助率は10分の10となっているなどの補足説明がありました。

委員より、二酸化炭素の抑制事業というのは、世界自然遺産登録を受けた、国内でも最後だと言われている地域になると思うが、そのあたりとの関連性はとの質疑があり、当局から、環境省として脱炭素の取組、これを全国的に市町村においても支援することを目的としており、世界自然遺産に登録されたことが時宜を得た提案であるというふうに評価もいただいているものと理解しているとの補足説明がありました。

委員より、7月26日の世界遺産登録の条例もできるわけで、5市町村を含めて全体的な条例になると認識しており、本市としてはイニシアティブを取っていただきたいというものもあり、今回の調査だけに終わらず、そういうふうな大きな一つ、目標を持ってローカーボンを進めてという要望をするとの質疑があり、議案第58号 奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例の制定について、当局から世界自然遺産の登録を記念し、人々の理解を深め、自然環境の保存と継承、地域振興を図ることを目的として、7月26日を、奄美・沖縄世界自然の日と定めるなど、所要の規定を整備するものと補足説明がありました。

委員より、目的は自然遺産の保護として、地域振興を同列に扱っているという感じがする。自然保護を絶対どうしてもやるんだというような受け止めにならないが、その辺の配慮というのはなかったのか、世界自然遺産をきちんと残さなければならない、自然を守るんだというような人作り、重要ではないかとの質疑がありました。当局から、本条例の目的は、市民をはじめ、広く国内外の人々の理解を深め、適切な保全を行うことにより、将来世代に継承していくとともに、地域の振興を図るために、遺産の日を設けようとしている。条例は保護と継承を、まず、記載をしており、遺産を活用した地域の振興について、自然環境に負荷を与えるような観光利用というのは、当然、望ましくなく、自然環境の保全と持続可能な利用の両立に向けて、今回、取り組んでいる。人材育成につきましては、非常に重要な点だと考えており、奄美大島5市町村は自然保護協議会という組織を作っており、奄美大島子ども世界自然遺産講座というものを実施し、自然環境の先進地の屋久島のことを学んで、その上で奄美大島の自然環境を学んで、両地域でどういった取組が重要であるかと、自分の地域で何が足りないかというのを学ぶ環境学習をしており、引き続き、環境学習・人材育成について取り組んでまいりたいと答弁がありました。

議案第60号 奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、当局から、令和3年5月にデジタル社会の形成を図るために、関係法律の整備に関する法律が公布され、関連するマイナンバーカードに関する発行運営体制の規定が整備され、マイナンバーカードの発行主体を市町村から地方公共団体情報システム機構という団体に移ったということより、本市の手数料条例からマイナンバーカードの再交付に関する手数料の項目を削るものと補足説明がありました。委員より、市の窓口業務の継続が事務手続き手数料は入らないのかについて質疑があり、当局から、デジタル庁が指定した契約書の雛形を全国の市町村が統一して使用しており、修正とか難しい、収入のほうとしては難しい面がありますが、これまでマイナンバーカードを発行した場合の負担金が減ると思われるので、支出のほうとして少し削減できるのではないかと考えているとの答弁がありました。

議案第59号 奄美市過疎地域自立促進特別事業基金条例及び奄美市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号 奄美市過疎地域持続的発展計画の策定について、当局から、議案第59号 奄美市過疎地域自立促進特別事業基金条例及び奄美市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、基金の名称変更など、関係条例において所要の規定を整備しようとするもの。議案第64号 奄美市過疎地域持続的発展計画の策定は、同じく新過疎法の施行に伴い、議会の議決を求めるもの。このことにより、計画の期間である、令和7年度まで本市において引き続き、財政上有利な起債である過疎債、過疎ソフト事業債の活用や過疎地域における税制優遇措置など活用することが可能となるとの説明がありました。委員より、世界自然遺産に登録され、この産業廃棄物を処理する施設というのがなかなか新規で前に進まない。今、廃棄代が本土出荷になってしまい、料金がすごく膨大に上がっており、何かしら支

援策を今後検討する余地があるという、そういうところは文言として入れられないか、必要性がないのかと質疑があり、当局から、この計画があつて、過疎債を活用できる、そのためのかなり幅広くに読み取れるように計画として策定をしているところであると答弁がありました。

以上、総務企画委員会に付託されました、議案の審査報告を終わります。

なお、質問がありましたら他の委員の協力を得てお答えをしたいと思います。

議長（与 勝広君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから採決いたします。

議案第52号から議案第64号までの13件を一括して採決いたします。

この議案13件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案13件は、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第52号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第4号）についてから議案第64号 奄美市過疎地域持続的発展計画の策定についてまでの13件は、いずれも原案のとおり可決されました。

○

議長（与 勝広君） 日程第2、陳情第5号 奄美駐屯地への電子戦部隊配備に関する説明会開催を求める陳情についてを議題といたします。

ただいまの陳情第5号に関する総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（川口幸義君） それでは、報告をいたします。

総務企画委員会に付託されました陳情第5号につきまして、審査の結果について報告いたします。

総務企画委員会に付託されました、陳情第5号 奄美駐屯地への電子戦部隊配備に関する説明会開催を求める陳情の審査の結果は、お手元に配布してあります、総務企画委員会審査報告書のとおり、不採択とすべきものと決しました。

以下、その審査内容について報告いたします。

陳情第5号の陳情者は奄美市名瀬和光町の戦争のための自衛隊配備に反対する奄美ネット代表、城村典文さんです。陳情事項は、奄美駐屯地の電子戦部隊配備に関する説明会開催を防衛省に求めることであります。

陳情第5号 奄美駐屯地への電子戦部隊配備に関する説明会開催を求める陳情、委員より、電子戦部隊という、一般に聞き慣れない部隊というのは、最近出てきているもので、一般の人は何か得体の知れないものが来るんじゃないかという恐れみたいなものがあると思う。この場で採択をして早めに説明を求めるということも必要と思うという賛成意見もあり、委員より、自衛隊が自分たちの国を守るための

装備品を、果たしてすべてさらけ出す必要があるかどうかという議論になると思う。実際に言えないところもたくさんあると思う。それを地方の議会で議論するところでもない。否決しかないという反対意見の両方が出ましたが、この陳情につきましては採決の結果、賛成少数であり、お手元に配布してあります、審査報告書のとおり、不採択すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務企画委員に付託されました、陳情の審査内容の報告を終わります。

なお、質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（与 勝広君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

通告がありましたので、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

6番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は、陳情第5号 奄美駐屯地への電子戦部隊配備に関する説明会開催を求める陳情について、採択すべきとの立場で討論を行います。

陳情の主旨にもありますが、昨年10月2日の地元紙に、防衛省は2021年度予算で年度中に電子戦部隊を奄美駐屯地に配備する予定との報道がありました。そして、今年の8月22日の南日本新聞でも、電子戦部隊は奄美駐屯地でも本年度内に新設予定と報道されております。記事によりますと、中国の急速な軍拡に対処するための南西諸島の防衛力強化に向けた一環とのことですが、電子戦部隊そのものが一体どのような部隊で、何故奄美駐屯地に配備される必要があるのか、まともな説明もないまま、事が進められようとしております。奄美大島の軍事色がどんどん強まっていると感じられる状況の中で、一般の市民にとってはミサイル部隊の配備に続いて、今度は得体の知れない電子部隊が配備されるという状況に対して、自然豊かなこの奄美をこよなく愛する人たちには、これから先どうなるのか、このまま防衛は国の専権事項だからと傍観していいのかと、不安を感じる市民も少なくないと思います。また、米軍機の低空飛行も今、全国各地で問題となっておりますけれども、奄美市も2018年7月に奄美大島の5市町村の首長が連名で、在日米軍機オスプレイによる、奄美空港への緊急着陸及び奄美大島上空における低空飛行に係る対応について陳情し、2020年10月には県の市長会も住民の不安防止に向け、航空法などの順守を国から米軍へ求めるよう要望しております。しかし、一向に改善されないことから、奄美市議会も6月議会で、米軍機の奄美市上空での低空飛行禁止を求める要請書を米軍に提出することを決めております。今、自衛隊の部隊増強は全国各地で行われており、昨日の南日本新聞の社説でも、膨らむ防衛費との見出しを付け、軍拡を急速に進める中国への対処や、台湾情勢の緊迫化を睨み、南西諸島の防衛力を図ると書いております。そして、各国が互いに軍事力の増強を繰り返せば、逆に危険性が増す。安全保障のジレンマに陥りかねない。地域の安定には外交の力で信頼関係を醸成する道こそ、肝要であることを忘れてはならないと書いてあり、このことについては私も同じ思いをするものであります。今、南西諸島での一番の不安というのは、中国と米国との軍事衝突です。先の南日本の社説でも、台湾有事が現実となれば、米側の要請で自衛隊が安全保障関連法に基づいて、米軍の後方支援にまわる可能性もある。中国との衝突に発展したり、偶発的な衝突に巻き込まれたりする恐れも否めないと書いております。南西諸島の自衛隊の空白地帯をなくすことで、奄美大島に2か所の陸上自衛隊の基地が開設をされ、日米合同訓練も当たり前のように展開されるようになりました。そこに軍拡につながる電子戦部隊でありますけれども、地元紙の記事では、平時は必要な電波の収集・分析を行い、有事には電磁波で敵の電波の利用を無力化して、味方の火力発揮を支援、陸上での戦闘をはじめ、各種戦闘を有利にするとなっております。この記事を見れば、有事の際にはミサイル基地が配備さ

れていることもあり、真っ先に攻撃対象、標的にされてしまうことになるのではないかという不安を私は強く感じております。本来、住民からの要望うんぬんということではなくて、配備される現地の自治体でありますから、住民の安全・安心を担保する立場から、説明を求めるべきことではないかと思っております。世界自然遺産登録が実現したこの地域の議会として、軍拡の道は今後の島づくりをどうしていくのか、どのように考えていくのか、重要な課題だと思います。議会としても、電子戦部隊とは何かという素朴な疑問に答えるためにも説明会はあったほうが良い。こういう思いに是非立っていただきたいと申し上げまして、私の採択を求めているの討論といたします。

議長（与 勝広君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから陳情第5号について採決いたします。

この採決は起立表決に替わり、電子表決により行います。

本件に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

この際、念のため申し上げます。委員会が不採択の時は、本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので、表決にあたっては御注意願います。

お諮りいたします。

本件を賛成とする諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成少数であります。

よって、陳情第5号 奄美駐屯地への電子戦部隊配備に関する説明会開催を求める陳情については不採択とすることに決しました。

○

議長（与 勝広君） 日程第3、議案第68号 令和2年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第79号 令和2年度大島農業共済事務組合農業共済事業決算認定についてまでの12件を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、早速、ただいま上程されました議案第68号から議案第79号までの提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第68号 令和2年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定につきまして御説明いたします。

令和2年度一般会計予算は当初336億2,798万7,000円を計上し、その後76億9,859万7,000円を増額補正したことにより、最終予算額は413億2,658万4,000円となりました。これに令和元年度から繰り越した市民交流センター整備事業、また庁舎建設事業など33億3,190万877円を加えた最終の予算現額は、446億5,848万4,877円となっております。この予算現額に対して、市民交流センター整備事業や新型コロナウイルス感染症緊急対策事業など31億6,576万5,000円を、令和3年度に繰り越した後の令和2年度一般会計の決算額は、歳入総額417億6,695万6,522円、歳出総額が404億9,334万3,517円となり、歳入歳出差引額は12億7,361万3,005円となりました。また、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越す

べき財源、3億2,190万4,000円を差し引いた実質収支額は、9億5,170万9,005円でございます。なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により、4億8,000万円を財政調整基金への繰入額といたしました。

次に、議案第69号 令和2年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初、51億5,216万5,000円を計上し、その後、3,148万6,000円を増額補正したことにより、最終予算現額は51億8,365万1,000円となりました。これに対して決算額は、歳入総額50億9,004万1,179円、歳出総額が49億4,848万1,891円となり、歳入歳出差引額は1億4,155万9,288円となりました。

次に、議案第70号 令和2年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初、2億6,524万6,000円を計上し、その後689万6,000円を増額補正したことにより、最終予算現額は2億7,214万2,000円となりました。これに令和元年度から繰り越した医師住宅整備事業4,996万円を加えた最終予算現額は、3億2,210万2,000円となっております。これに対して決算額は、歳入総額が3億77万6,484円、歳出総額が3億32万5,772円となり、歳入歳出差引額は45万712円となりました。

議案第71号 令和2年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初、5億2,717万円を計上し、その後、85万6,000円を増額補正したことにより、最終予算現額は5億2,802万6,000円となりました。これに対して決算額は、歳入総額が5億2,444万8,403円、歳出総額が5億2,405万1,419円となり、歳入歳出差引額は39万6,984円となりました。

次に、議案第72号 令和2年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初、49億5,427万2,000円を計上し、その後、2億142万5,000円を増額補正したことにより、最終予算現額は51億5,569万7,000円となりました。これに対して決算額は、歳入総額が51億2,171万4,977円、歳出総額が51億448万4,918円となり、歳入歳出差引額は1,723万59円となりました。

議案第73号 令和2年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初、3,459万8,000円を計上し、その後、90万円を増額補正したことにより、最終予算現額は3,549万8,000円となりました。これに対して決算額は歳入総額歳出総額ともに3,258万112円となっております。

次に、議案第74号 令和2年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初、2,808万円を計上し、その後、1,669万5,000円を増額補正したことにより、最終予算現額は4,477万5,000円となりました。これに対して決算額は、歳入総額歳出総額ともに4,406万1,444円となっております。なお、令和2年度をもちまして本特別会計を廃止したことから、奨学金事業につきましては、今後、奄美市ふるさと創生人材育成基金での弾力的な運用を図ってまいりたいと存じます。

次に、議案第75号 令和2年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初、904万9,000円を計上し、その後、3,071万8,000円を増額補正したことにより、最終予算現額は3,976万7,000円となりました。これに対して決算額は、歳入総額が3,559万2,322円、歳出総額が3,535万3,226円となり、歳入歳出差引額は23万9,096円となっております。

次に、議案第76号 令和2年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額が754万4,000円に対して、決算額は歳入総額歳出総額ともに476万389円となっております。

次に、議案第77号 令和2年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定につきましては、収益的収支におきまして、収入額が11億6,117万488円、支出額が10億8,396万2,366

円で、当年度純利益は7,720万8,122円となりました。利益処分計画につきましては、令和2年度末、未処分利益剰余金2億7,209万9,149円を翌年度繰越利益剰余金とする予定でございます。次に、資本的収支につきましては、収入額が5億5,893万6,816円に対し、支出額10億5,729万901円で、差引額が4億9,835万4,085円の不足となりました。この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしております。

次に、議案第78号 令和2年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定につきましては、収益的収支におきまして、収入額が17億274万9,692円、支出額が15億4,905万8,427円で、当年度純利益は1億5,369万1,265円となりました。利益処分計画につきましては、令和2年度末、未処分利益剰余金1億5,369万1,265円を翌年度繰越利益剰余金とする予定でございます。次に、資本的収支におきましては、収入額が9億5,188万5,000円に対し、支出額が15億8,629万5,646円で、差し引きいたしますと6億3,441万646円の不足となりました。この不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填いたしております。

議案第79号 令和2年度大島農業共済事務組合農業共済事業決算認定につきまして御説明いたします。令和2年度末で解散いたしました、大島農業共済事務組合につきましては、奄美市が事務を継承することとなっており、その決算につきまして議会の認定をお願いするものでございます。その主な内容につきましては、収益的収支におきまして、収入額が2億2,970万7,306円。支出額が2億2,607万6,673円であります。当年の純利益は363万633円となりました。この剰余金につきましては、令和2年度末繰越剰余金残高5,347万3,617円と処分剰余金363万633円を合わせました、5,710万4,250円を翌年度繰越剰余金といたします。

以上をもちまして、議案第68号から議案第79号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ認定してくださいませう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（与 勝広君） ただいま、議題といたしました議案12件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております決算認定議案12件については、9人の委員をもって構成する一般会計決算等審査特別委員会及び、9人の委員をもって構成する特別会計決算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、決算議案12件については、ただいま、申し上げましたとおり、両特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、設置されました一般会計決算等審査特別委員会委員に、正野卓矢君、永田清裕君、荒田幸司君、橋口耕太郎君、栄 ヤスエ君、松山さおり君、林山克巳君、奥 輝人君、川口幸義君、以上9人を、特別会計決算等審査特別委員会委員に、弓削洋平君、奥 晃郎君、崎田信正君、大迫勝史君、西公郎君、伊東隆吉君、元野景一君、竹山耕平君、多田義一君、以上の9人を、それぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま、申し上げましたとおり、それぞれの諸君を先ほど設置されました両特別委員会委員に指名いたします。

議案第68号は一般会計決算等審査特別委員会に、議案第69号から議案第79号までの11件については特別会計決算等審査特別委員会にそれぞれ付託いたします。

両特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。（午前11時13分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前11時22分）

先ほど設置されました各会計決算等審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

一般会計決算等審査特別委員会委員長に奥 輝人君、同副委員長に橋口耕太郎君が互選されました。

また、特別会計決算等審査特別委員会の委員長に崎田信正君、同副委員長に弓削洋平君が互選されました。以上のとおりであります。

お諮りいたします。

両特別委員会審査及び報告書整理のため、明日25日から10月10日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日25日から10月10日までを休会とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

10月11日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前11時24分）

第 3 回 定 例 会
令和 3 年 10 月 11 日
(第 7 日 目)

10月11日(7日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
8 番	橋 口 耕 太 郎 君	9 番	栄 ヤ ス エ 君
10 番	大 迫 勝 史 君	11 番	松 山 さ お り 君
12 番	林 山 克 巳 君	13 番	西 公 郎 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	奥 輝 人 君
16 番	川 口 幸 義 君	17 番	伊 東 隆 吉 君
18 番	元 野 景 一 君	19 番	与 勝 広 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

20 番 竹 山 耕 平 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	向 井 渉 君	企画調整課長	國 分 正 大 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	市 民 部 長	石 神 康 郎 君
保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君	福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君
商工観光情報部長	平 田 宏 尚 君	農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君
建 設 部 長	保 浦 正 博 君	上 下 水 道 部 長	里 嘉 郎 君
教 育 部 長	徳 永 恵 三 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	島 袋 修 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田 忠 徳 君
主幹兼議事係長	押 川 治 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は１９人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

先日執行されました鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の結果、垂水市議会議長 川越信男氏が当選をいたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第４号のとおりであります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第１，議案第６８号 令和２年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本決算に関する委員長の審査報告を求めます。

一般会計審査等特別委員長（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、きょうやうがみしょうら。御報告申し上げます。

一般会計審査等特別委員会は、去る９月２７日から９月３０日までの４日間開会し、本会議において付託されました議案第６８号 令和２年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定についての１件を慎重かつ丁寧に審査をいたしました。

審査結果につきましては、皆様のお手元に配付してあります審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり認定すべきと決しました。

まず、質疑に入る前に財政課より、奄美市全般の総括説明があり、全会計の歳入歳出の予算額は５４０億３，２７１万８，８７７円、対する歳入決算額は５１０億４，４０６万５，２９３円、歳出決算額は４９６億１，０５７万６，１４９円、歳入と歳出の差引額は１４億３，３４８万９，１４４円の黒字となっている。普通会計の歳入決算額は４１７億４，６９５万７，０００円となり、前年度比５５億９，２９７万８，０００円、１５．５パーセントの増となっている。

主要要因として、本市の基本財源となる地方税が２，４１４万２，０００円の増、国庫支出金が５８億８，０７２万２，０００円の増、国庫支出金の増は新型コロナ対策で１人当たり１０万円の特別定額給付金など、新型コロナの関連補助金の増に伴うもの。

次に、歳出決算額は４０４億７，３７５万１，０００円で、対前年度５１億３，５９２万５，０００円、１４．５パーセントの増となっている。

主な内容といたしましては、人件費におきまして会計年度任用職員制度の開始による影響などにより、８億３，６４８万６，０００円の増、扶助費におきまして保育所等給付費負担金が１億１，８１１万円の増となったものの、生活保護費が１億７，８２９万５，０００円の減となったことなどにより、前年度比８，０１３万６，０００円、０．８パーセントの減となっている。

また、公債費につきましては、新たな元金償還開始に伴い、６，３０８万３，０００円の増となり、義務的経費の合計としましては、前年度比８億１，９４３万３，０００円、４．５パーセントの増となっている。

次に、投資的経費につきましては、市民交流センター整備事業や本庁舎整備事業、教育ＩＣＴ整備事業の増などにより、前年度比４億５，１０５万６，０００円、７．１パーセントの増となっている。

その他の経費につきましては、物件費では新型コロナ関連の委託料の増や各小・中学校のタブレット端末などの備品購入の増があったものの、会計年度任用職員制度の開始により臨時職員の賃金が人件費に移行したことなどから１億３，６８５万５，０００円の減、補助費等では特別定額給付金事業などの新型コロナの関連事業費の増により、５３億３，１０９万５，０００円の増となっている。積立金では５億５，１９６万２，０００円、３７．２パーセントの減となっている。

歳出繰出金では、下水道事業会計の公営企業化に伴い、繰出金から補助費等へ性質区分の変更があっ

たことにより8億6,577万5,000円、26.5パーセントの減、その他の経費の合計では38億6,543万6,000円、36.4パーセントの増となっている。

歳入と歳出の差引となります形式収支は12億7,320万6,000円となり、前年度比4億5,705万3,000円の増となっております。この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は、9億5,130万2,000円となり、前年度の実質収支と比較すると単年度収支は3億1,082万8,000円の黒字となっている。この単年度収支に財政調整基金の積立金242万2,000円と取崩額5億3,127万4,000円を除いた実質単年度収支は2億1,802万4,000円の赤字となっているが、財政調整基金から新型コロナ対策事業の財源として4億1,346万2,000円を取り崩した影響等によるものとのこと。

次に、普通会計における決算状況について、経常収支比率については93.4パーセントとなり、前年度より0.2パーセント改善されている。財政力指数3年平均については0.27となり、前年度と同じ指数である。実質公債費比率3年平均については19.5パーセントとなり、前年度と同じ指数である。将来負担比率については33.9パーセントとなり、前年度より8.2パーセント改善されている。積立金現在高については、令和2年度決算では143億2,248万9,000円となり、前年度比1億363万8,000円の減となっている。財政調整基金につきましては32億3,936万7,000円となり、前年度比1億9,885万2,000円の減となっている。地方債現在高については、令和2年度決算で435億8,408万6,000円となり、前年度比6億4,980万2,000円の増となっている。財政健全化判断比率の状況については、実質赤字比率、連結実質赤字比率のいずれも黒字、実質公債費比率、将来負担比率のいずれも基準を下回っている状況となっているとのこと。

続けて、当局より1款議会費から2款1項13目庁舎建設事業費までについて補足説明があり、以下、主な質疑について御報告いたします。

1,1款議会費について、委員より、会議録の作成の過程についての質疑があり、印刷業者と議事係2名でチェックを3回ほど行い製本しているとのこととあります。

委員より、2款総務費の企画費の中の行政改革推進委員会の開催で、指定管理者制度に対する意見の聴取についての質疑に、2回のうち1回目は新型コロナの影響による令和2年度末に期限を迎える指定管理者を1年間更新するということの方針について、その妥当性について御意見を伺ったとのこと。

委員より、奄美市ホームページの内容整備についての質疑に、奄美市のホームページ、公式ツイッター、フェイスブックについては、市役所職員の各課の担当により情報を集約して、広報統計係のほうで掲載をしている。相互連携については、昨年度から各ツイッター、フェイスブックといったSNSで公式の奄美市のホームページの更新情報を掲載しているとのこと。

そのほかに東京事務所費、男女共同参画交流会事業、奄美群島広域事務組合負担金など、多数の質疑がありましたが、この際、省略します。

次に、2款2項徴税費から6項監査事務局費までについて補足説明があり、委員より、統計調査の国勢調査でインターネット回答率についての質疑があり、前回の27年度の国勢調査の段階では17.5パーセントであったが、今回は41.8パーセントと大きく増加している。今回、コロナの関係で対面での調査が難しかったということもあり、コロナに対する安全性から、今後もインターネット回答を推奨していきたいと考えているとのこと。

委員より、地籍調査について、場所の設定の優先順位等の変更についての質疑があり、場所の設定につきましては令和2年度から第7次10か年計画を策定している。土地の選択については、現在行われているところの調査地区の隣接地区を順に進めている。今後、どうしても必要な公共事業等や要望の多い急傾斜地等については、検討しながら進めて進捗率をなるべく高めていくとのこと。

そのほかに賦課徴収費の徴収について、選挙啓発活動についてなど、多くの質疑がありましたが、この際、省略します。

次に、２款１項１４目から１７目地方創生推進費、ふるさと納税活用事業、世界自然遺産推進費、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業について、各目別に審査をしました。

各目別に審査をするに当たり、当局から冒頭に事業の一覧表の資料が配付され、事業の一覧表、付属書、施策の成果と合わせて御覧いただいて、詳細は質疑の中でお答えいたしたいということで審査をしました。

１４目地方創生推進費について、委員より、教育支援訪問事業について、内容と成果についての質疑に、この事業は平成２８年度から始まり、児童の虐待や不適切な養育状態にある家庭や、育児に関する不安や悩みを抱えている若いお母さんの支援を行っている。５世帯、延べ１４８回の家庭に半年以上支援を行っているとのこと。

また委員より、脱炭素型地域づくりモデル形成事業について、令和２年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等の補助金を活用して、外海離島の奄美地域における循環資源を活用した新ビジネス創出実現可能性調査を実施したことについて調査した結果、どのようにあるのかの質疑に、昨年度環境省が所管する補助金を受けて、奄美市、大和村、宇検村、龍郷町の４市町村が共同調査を実施し、調査の内容として奄美大島全体の中で有機系の廃棄物、バイオマスの資源がどれだけあるのか、基礎調査を踏まえて、まず地理的な条件、資源の条件など、奄美大島を三つの区分に分けて、北部モデル、中部モデル、南部モデルという経済モデルの検討を行っている。バイオマスの調査を実施し、民間の方々の事業でも検討していただくように情報発信をしているとのこと。

ほかに定住促進等対策事業、フリーランス支援事業、子育てにやさしいまちづくり事業など、多くの質疑がありましたが、この際、省略します。

次に、１５目ふるさと納税等活用事業費について、委員より、移住者向け情報発信事業について、パンフレット１万部作成の質疑に、パンフレットについては移住に関するお仕事の内容や移住者のインタビューで各種奄美市の補助金や助成金等を網羅しており、県の大阪事務所や東京事務所並びに東京の回帰支援センターのほうに配付しているとのこと。

また委員より、ふるさと納税の納税者に対して寄附の使い方、寄附による事業について情報発信は、どのようにしているのかの質疑に、納税者の皆さんにはユーチューブで動画作成での発信やホームページの発信、また物品にはふるさと納税を活用した事業であるというシールを貼っているとのこと。

ほかにもキャリアアップ助成事業や学校環境整備事業、指定文化財案内説明板整備事業など、多くの質疑がありましたが、この際、省略します。

次に、１６目世界自然遺産推進費について、委員より、奄美大島自然保護協議会特別負担金の中の希少野生動植物の盗掘、盗採を抑制するためにセンサーカメラを設置した件について、盗掘、盗採が特定されたときの対処法についての質疑に、センサーカメラの設置台数は３０台、盗掘、盗採が判明した場合は関係機関のほうへ情報を共有し、場合によっては自然公園法違反となり、環境省の指導を受けるとのこと。

委員より、ノヤギ対策について、ノヤギが現在増加しているとのことで、発見場所やノヤギの調査等についての質疑に、場所については住用地区一円と有良、芦花部等で、海岸沿いで船のほうから確認している。現在は森林部での情報もあり、今年度は県のほうで森林部のノヤギの生育総数の調査が入っているとのこと。

そのほかにもウミガメ保護対策事業、サンゴ礁保全対策事業、ノネコの件など、多くの質疑がありましたが、この際、省略します。

次に、１７目新型コロナウイルス感染症緊急対策事業について、委員より、福祉政策課の特別定額給付金事業と新生児特別給付金事業についての処理状況についての質疑に、特別定額給付金事業は９月中旬頃に全世帯への支給は完了。新生児特別給付金事業は、令和２年度末で２４１世帯の２４４名、令和３年の４月分が２５世帯の２５名で、全て支給は終了している。

委員より、事業所支援給付金の執行状況についての質疑に、支給実績として助成金額は６、６６４万

9, 000円, 支給事業所数は225件, 業種別では小売業, 卸売業, 飲食業, 飲食品店, 日用品店など, 予算に対する執行率は25.7パーセントとのこと。

委員より, 店舗感染防止対策支援金について, この事業は感染防止の対策をしっかりやってほしいとのことでの給付であるが, 飲食店を中心にした感染防止対策の取組状況についての質疑に, この事業は対面で接客する店舗を対象に, 感染防止対策を実施するための物品購入, 設備導入費を助成するものである。空気清浄機や自動アルコールディスペンサーやアクリル板, マスク, 消毒液などの購入を支援。実績として706件, 助成金額5, 994万9, 459円で, 幅広い業種の方々に利用していただいていると考えている。令和3年度も繰り越しており, 引き続き多くの店舗の方々に利用していただき, 感染防止対策につなげてほしいとのこと。

そのほかに避難所感染予防対策事業, 奄美群島滞在型観光促進事業, 小・中学校ICT環境整備事業など, 数多くの質疑がありましたが, この際, 省略します。

次に, 3款民生費, 1項社会福祉費, 2項児童福祉費, 3項生活保護費について, 当局の補足説明があり, 委員より, お達者御長寿応援事業の使用率について, 名瀬が76パーセント, 笠利が55パーセント, 住用51.9パーセントとなっているが, この状況についての質疑に, 3地区にばらつきがある。特に笠利地区と住用地区においては, 利用できる施設が少ないことが影響している。現在, 利用できる環境を整えるようにしている。

委員より, 児童扶養手当の支給の全部支給と一部支給についての質疑に, 児童扶養手当には所得限度額があり, 限度額以内であれば全部支給, 限度額の中にも一部支給になるまでの限度額, 全部停止になる限度額というのが二段階ある。一部停止の間から全部支給の停止の間にある所得の方には, 所得に応じて児童扶養手当の額が変わっていくシステムとのこと。

委員より, 生活保護費について, 廃止になった件数が152件についての要因について, 最も多いのが死亡での廃止で80件, 次に働きによる収入の増加やケース移管などとのこと。

そのほかに意思疎通支援事業, シニア元いきいき推進事業, ファミリーサポートセンター事業など, 多くの質疑がありましたが, この際, 省略します。

次に, 4款衛生費について, 当局から補足説明があり, 委員より, 予防接種事業の中で子宮頸がんワクチンについて, 反応や周知について質疑があり, 小学校6年生の女子児童から対象になり, 2種混合ワクチンの接種の通知と一緒にリーフレットを送付し, 窓口のほうに来たときに説明をして予診票を渡している。市政だよりなどで周知をしているとのこと。

委員より, 健康教育の内容についての質疑に, 40歳以上の市民を対象に, いろんな機会を通して教室であったり, 健診の場などで脳卒中の件や高血圧の件, 禁酒, 飲酒など, 健康課題について講話を実施しているとのこと。

そのほかに予防接種事業, 健康づくり推進員活動事業など, 多数の質疑がありましたが, この際, 省略します。

次に, 5款労働費について, 当局から補足説明があり, 委員より, シルバーセンターの会員数, 仕事内容の質疑があり, 男性が182名, 女性が94名, 計276名。草刈りや清掃の軽作業, 家事援助, 広報紙配付, 大作業などとのこと。

そのほかに中小企業の勤労者の福利厚生, 奄美大島雇用創造協議会貸付金など, 多くの質疑がありましたが, この際, 省略します。

次に, 7款商工費について, 当局から補足説明があり, 委員より, 奄美ふるさと100人応援団連絡協議会の活動内容についての質疑に, 現在, 48名が活動をしており, 営業マン活動や応援団店舗活動, 奄美特産品プレゼントキャンペーン事業等を実施しているとのこと。

委員より, 中小企業小規模振興条例に基づく中小企業振興会議について, 協議の内容等についての質疑に, この協議会は中小企業の振興に有効な施策の策定及び実施に向けて検討を行うことを目的に, 県・市の職員のほか, 商工, 観光, 金融, 運輸, 建設, 情報通信など17名で構成されている。その中

で出た意見等については、コロナ禍ということで奄美市感染防止対策に関する事項や、離島に対する水際対策として助成が検討できないか。奄美市のほーらしゃ券等の協議など、幅広い範囲の内容の会議とのこと。

そのほかに本場大島紬購入費の件、奄美大島伝統工芸産業支援事業負担金、海外販路開拓支援事業負担金、廃止路線代替バス運行補助金など、多くの質疑がありましたが、この際、省略します。

次に、6款農林水産業費について、当局より補足説明があり、委員より、農業委員会の農地転用についての質疑に、農地法4条と農地法5条合わせて47件転用され、一般住宅への転用が増加している。また、分譲地として開発を公表し、宅地開発の傾向が進んでいると感じているとのこと。

委員より、奄美市管理の農地海岸の内容についての質疑に、これは背後に畑があり、農地を守るための護岸、防波堤が対象で、奄美市で2か所あり、芦花部の農地海岸と知名瀬の農地海岸がある。業務の内容は海岸保全施設の点検を行い、今後の維持管理、長寿命化の計画の策定をするとのこと。

委員より、離島漁業再生支援交付金事業の中の後継者の育成について、各地区の数についての質疑に、名瀬地区は27年度から13名、住用地区はアルバイト的な漁業者が中心であり、新規漁業者は育成されていない。笠利地区は平成27年度から平成30年度までで13名新規で育成されているとのこと。

委員より、3目農業振興費の18節負担金補助及び交付金の不用額2,180万7,759円の農林水産物輸送コスト支援事業補助金についての要因について、農産物、水産物を出荷するときに、3月出荷の場合は次年度での精算払いになり不用額が出る。また、クルマエビについては新型コロナの影響で予約の顧客が減少したり、価格の減少などが原因で不用額が生じているとのこと。

そのほかに農業次世代人材投資資金、堆肥生産販売事業、多面的機能支払交付金事業など、多くの質疑がありましたが、この際、省略します。

次に、8款1項土木管理費から4項空港及び港湾費について、当局の補足説明があり、委員より、赤木名笠利線の現状と今後の進捗についての質疑に、現在、全体で未改良区間を3期工事ということで進めており、令和元年度から令和10年度まで計画している。現在事業費ベースで62.7パーセントとのこと。

委員より、県単急傾斜地崩壊対策事業について、事業の条件や金額等についての質疑があり、この事業は1地区単年度事業で1,500万円が上限である。それ以外に市の単独事業で小規模急傾斜地崩壊対策事業があり、上限500万円となっているとのこと。

そのほかに緊急浚渫推進事業、橋梁長寿命化点検業務など、多くの質疑がありましたが、この際、省略します。

次に、8款5項都市計画費から6項住宅費について、当局より、歳入の中で14款1項6目土木使用料、5節住宅使用料の不能欠損額5,376万7,062円について補足説明があり、令和2年度より施行されている奄美市債権管理条例の第17条第3項に基づく民法で規定する時効消滅期間5年間を経過し、かつ退去滞納者であり、債務者及び連帯保証人が死亡または債務履行能力不足と判断された136人、5,180万6,562円などとのこと。

収入未済額の4,271万3,391円は、市営住宅の家賃の未済額で、内訳として現年度分が360万5,318円、過年度分が3,910万8,073円となり、収納率でいうと全体額で79.65パーセントとなり、現年度分が99.02パーセント、過年度分が13.77パーセントとなっている。前年度と比較して現年度分が0.42パーセントの増加で、過年度分が4.3パーセントの増加となっており、全体額の収納率は2.22パーセントの増加となっているなどと補足説明がありました。

委員より、不納欠損額について、来年度以降もこの条例を使いながら滞納分の整理を図っていくのかの質疑に、奄美市債権管理条例に基づいて庁内の債権保全委員会において個別に検討している。今後この条例を基に債権の適正な管理をして、新たに時効を迎えたり、徴収不能な債権が発生したときは、そのような処理をしていくとのこと。

そのほかに住宅リフォーム等、緊急経済対策事業、建物等の移転補償費、住生活基本計画策定業務など、多くの質疑がありましたが、この際、省略します。

次に、9款消防費について、当局から補足説明があり、委員より、現在の消防団員の数と充足率についての質疑に、令和3年9月1日現在、条例定数452名に対し、実員が389名で、充足率は86.1パーセント、女性の団員は名瀬地区23名、住用地区5名、笠利地区5名とのこと。

そのほかに消火栓の設置状況、災害時の出動の件、需用費の修繕料の件など、多くの質疑がありましたが、この際、省略します。

次に、10款1項教育総務費から4項幼稚園費について当局の補足説明があり、委員より、大島北高教育振興協議会補助金30万円について、どのような会議を開催しているかの質疑に、この協議会は大島北高の活性化を目的に、平成13年から活動をしている。構成メンバーは同窓会の代表、民間有識者、笠利地区龍郷町の各中学校長、PTA会長、奄美市議会、市役所関係部課長など36名で、教育振興に関する具体的な施策を提案したり、活性化を図る支援を行うこと。また、学校側の取組に対する意見交換、生徒募集に関連したPRなど行っているとのこと。

そのほかにスクールソーシャルワーカーの活動についての件、公立学校ICT環境整備事業費の不用額の件、教職員住宅管理費の戸数や解体の件、要保護及び準要保護児童生徒援助費の対象者の状況についての件、特別支援教育就学奨励費の件、学校施設空調整備費の件、市学校教育振興協議会の成果についての件など、多くの質疑がありましたが、この際、省略します。

次に、10款5項社会教育費から6項保健体育費について、当局の補足説明があり、委員より、歳入の給食費の収入未済額が400万円ほどについての詳細と徴収方法について、滞納の分析についての質疑に、収入未済額は現年度分で231名の257万1,125円、過年度分が45名の70万4,389円。徴収方法については、文書催告、電話催告を行いながら学校と連携し滞納解消に努めている。滞納の分析については進んでいない状態とのこと。

委員より、スポーツアイランド戦略推進費の中で、実業団の陸上チーム、女子駅伝チームなどの誘致活動について、どのような取組をしているのかの質疑に、例年は全日本実業団のクイーンズ駅伝、全日本ニューイヤー駅伝、都市対抗野球など、開催地へ直接出向いて誘致活動をしている。昨年度はコロナの関係で無観客ということで大会プログラムに広告を掲載しているとのこと。

そのほかに、埋蔵文化財緊急調査費の件、旧大島工業高校の工事請負費の件、あまみっ子運動遊び体育教室の件など、多くの質疑がありましたが、この際、省略します。

次に、11款災害復旧費について、当局の補足説明があり、委員より、農業施設の補助災害復旧費と農業施設の単独災害復旧事業について、違いについての質疑に、補助と単独の違いについては、補助災害のほうは降雨条件があり、時間雨量20ミリ以上、24時間雨量が80ミリ以上となり、金額要件では1か所の工事の費用が40万円以上で、受益戸数が2戸以上とのこと。単独災害のほうは1か所当たりの工事費が40万円未満ということ。

委員より、大川ダムの公園の伐採整備についての質疑に、年1回の伐採を行っているとのこと。

次に、12款公債費と予備費について、当局の補足説明があり、委員より、債権の借入先についての質疑に、主に政府系金融機関が中心で、国の予算の枠があり、それ以外として市中の金融機関となっているとのこと。

委員より、予備費の中で補正予算で3,000万円計上した根拠についての質疑に、これはコロナを中心として予備費を計上している。予備費の充用は結果的に市税への還付金500万円になり、それ以外のものは主に公共施設の修繕料が中心となっているとのこと。

最後に、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況調書について、当局から補足説明があり、委員より、若干の質疑がありましたが、この際、省略します。

以上で一般会計決算等審査特別委員会の報告を終わりますが、御質問がありましたらほかの委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（与 勝広君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

本決算に関する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りいたします。

本決算は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第68号 令和2年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。



議長（与 勝広君） 日程第2、議案第69号 令和2年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第79号 令和2年度大島農業共済事務組合農業共済事業決算認定についてまでの11件を一括して議題といたします。

本案に関する委員長の審査報告を求めます。

特別会計決算等審査特別委員長（崎田信正君） おはようございます。それでは御報告申し上げます。

特別会計決算等審査特別委員会は、去る9月27日と28日の2日間開会し、慎重に審査を行いました。

本委員会に付託されました議案第69号 令和2年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第79号 令和2年度大島農業共済事務組合農業共済事業決算認定についてまでの11件は、お手元に配付してあります報告書のとおり、全て認定及び可決すべきものと決しております。

それでは、審査した順に内容について御報告申し上げます。

まず、議案第69号 令和2年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、当局より補足説明があり、歳入の主なものは県支出金が約7割、国民健康保険税が15.2パーセント、一般会計からの繰入金13.48パーセントで、歳入総額の98.5パーセントと大部分を占めている。歳出は保険給付費が約7割、県に収める国民健康保険事業納付金が4分の1で93.8パーセントを占めている。国保税の収納率は令和2年度の現年度分95.26パーセント、過年度分31.47パーセントと上昇しているなどとの説明を受けた後、委員からの特定健診の指導についての質疑に対して、積極的支援と動機づけ支援の2段階になる。生活習慣の改善を維持していただいて、結果の改善を目指すという保健指導になっているとの答弁でした。

また委員より、一般会計からの繰入金が2億から1億5,000万に減った要因についての質疑に対して、通常であれば一般会計からの法定外繰入金を除いた形で収支を安定させなければならない。累積赤字が解消される見込みと判断されたときから5,000万円ほど毎年減少を行っているとの答弁でした。

また委員より、傷病手当金の予算未執行の理由についての質疑に対して、今回、コロナで国のほうで財政支援を行うことになり、コロナに対する傷病手当金は国で１００パーセント財源を支援する。奄美市でも令和２年度から任意給付を行うことで、去年４月に条例を変え予算計上したが、令和２年度中の申請がなかったことで未執行となったとのことでした。

委員より、県に収める国民健康保険事業納付金が増えている。後々保険税が上がる可能性がある。その仕組みについての質疑に対して県の事業納付金は県全体での医療費が上がれば上がるほど負担は上がってしまう。国は保険税の統一を推進しており、県内の保険料が統一されると、奄美市はかなり上がる予想がされるとの答弁がありました。

そのほか、一般会計からの繰入金、基金積立の目標額や被害弁償金についてなど、多くの質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第７０号 令和２年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について、当局より、歳入歳出について、当初予算で２億６，５２４万６，０００円を計上し、６８９万６，０００円の増額補正、住用診療所医師住宅整備事業４，９９６万円を繰り越し、最終的な予算総額は３億２，２１０万２，０００円との補足説明があり、委員より、コロナ禍での影響はどうだったのかとの質疑に対して、大きな減少ではなく、１割に満たない減少とのことでした。

そのほかにも、医師公舎整備計画について、医師住宅の負担の在り方について、住用診療所での発熱外来の件など、多くの質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第７３号 令和２年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について、当局より、歳入歳出合計は３，２５８万１１２円となっているとの補足説明があり、委員より、受託事業者についての質疑に対して、診療所の橋口ドクターと委託契約しているとのことでした。

ほかに特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第７１号 令和２年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、当局より、歳入歳出について、款ごとに補足説明がありましたが、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第７２号 令和２年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、当局より、２款１項介護サービス等諸費の総支出額３億５，９４９万９，１７０円など、主な款ごとの収入済額、収入未済額や不納欠損額の説明がありました。

委員より、生活支援体制整備事業で８地区のイメージについて、またどのような話し合いがされて、どういう具体的な取組ができたのかとの質疑に対して、体育地区８地区に分けて地域の支え合い体制づくりとか、地域の課題などに取り組んでいる。コロナ禍において検討会とか、話し合いがなされない中、各地区ごとに一生懸命考えていただいているとの答弁でした。

また委員より、奄美市の介護認定数は増えている傾向か、減っている傾向かとの質疑に対して、受給者数は増えている状況で、保険給付費も上がっているとの状況でした。

そのほかにも、認知症カフェについて、基金積立の使い道などについて質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第７６号 令和２年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について、当局より、令和２年度の歳入歳出総額は４７６万円、基金残高は４，２６６万２，０００円との説明があり、委員より、加入者が微妙に減っている原因についての質疑に対して、人口減に伴う加入者率は横這いとの答弁でした。

そのほか、広報の在り方、掛け金額や加入率向上に向けた質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第７７号 令和２年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について、当局より、事業の概況及び当年度純利益は７，７２０万８，１２２円の黒字決算、令和２年度の給水原価が供給単価を１１円３１銭上回っており、この乖離解消に向け、費用節減等企業努力を図りたいとの補足説明の後、委員より、有収率が８２．４４パーセントの理由についての質疑に対して、漏水があり、原因の多

くは管の経年劣化によるもの。抜本的な対策は管路更新と考えている。漏水個所の修理を行いながら延命化を図るとの答弁でした。

またこの管路更新については、平成29年度に管路更新を策定している。全体的に191億円かかることから、財政上の確認を行い進めていきたい。給水人口が減る中で口径を小さくとか、検討を進めたいとのことでした。

そのほか、福祉減免制度について、従量料金について、給水人口増などについての質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第78号 令和2年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について、当局より、下水道事業はこれまでの3事業を合算した一つの公営企業会計として初めての決算となっていること。下水道事業についての概要が説明をされ、令和2年度の当年度純利益は1億5,369万1,265円との補足説明があり、委員より、企業債の数字だけを見ると危機的状況ではとの質疑に対して、水道事業と違い7,8割は国からの補助があるとのことでした。

そのほか、他会計補助金について、支払利息などの質疑もありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第74号 令和2年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について、当局より、奨学金返還金2,420万8,876円、貸付金は1,535万5,000円で、令和2年度で特別会計を廃止したとの補足説明がありました。

委員より、事業継続の質疑に対して、事業は継続する。基金だと経済的に困窮している世帯などに、弾力的に貸し付けができるとのことです。

また、戻って来る意思の確認とか、奨学金の返済など質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第75号 令和2年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について、当局より、歳入歳出合計は3,535万3,226円との補足説明の後、委員より、牛の実績がないが、処理の現状についての質疑があり、笠利町の農業センター後ろに火葬場というか、焼却施設があるとのことでした。

そのほか、建設予定の食肉センターの進捗状況等について質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

最後に議案第79号 令和2年度大島農業共済事務組合農業共済事業決算認定について、当局より、大島農業共済事務組合の概要と共済勘定ごとの事業内容及び収支についての補足説明があり、委員より、赤字が出た場合の補てんについての質疑がありました。各勘定で余っている勘定から借入れて処理をしているとのこと、

そのほか、統一によって離島の市町村の意見が通るのか、未収金についての質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

以上で、特別会計決算等審査特別委員会の審査報告は終わりますが、御質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えいたします。

議長（与 勝広君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

本案に関する委員長の報告は、原案可決及び認定すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第69号 令和2年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第79号 令和2年度大島農業共済事務組合農業共済事業決算認定についてまでの11件については、原案可決及び認定することに決定いたしました。

○

議長（与 勝広君） 日程第3，閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長及び産業建設委員長からお手元に配付してあります文書表のとおり，閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり，これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，申出のとおり，これを閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で，本定例会に付議された事件は，全て議了いたしました。

これをもって，令和3年第3回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前10時26分）

○

以上，本会議の次第を記載し，相違なかったことを認め，ここに署名する。

奄美市議会議長	与 勝広
奄美市議会副議長	奥 輝人
奄美市議会議員	奥 晃郎
奄美市議会議員	松山さおり
奄美市議会議員	竹山 耕平

(別 紙)

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第52号	令和3年度奄美市一般会計補正予算(第4号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第53号	令和3年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第54号	令和3年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第55号	令和3年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(5)	議案第61号	奄美市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第62号	奄美市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第63号	奄美市市民交流センター条例の制定について	原案可決すべきもの

令和3年9月24日

文教厚生委員長 竹山 耕平

奄美市議会議長 与 勝広 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第52号	令和3年度奄美市一般会計補正予算（第4号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第56号	令和3年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決すべきもの
(3)	議案第57号	令和3年度奄美市下水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決すべきもの

令和3年9月24日

産業建設委員長 橋口 耕太郎

奄美市議会議長 与 勝広 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第52号	令和3年度奄美市一般会計補正予算(第4号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第58号	奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第59号	奄美市過疎地域自立促進特別事業基金条例及び奄美市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第60号	奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第64号	奄美市過疎地域持続的発展計画の策定について	原案可決すべきもの
(6)	陳情第5号	奄美駐屯地への電子戦部隊配備に関する説明会開催を求める陳情	不採択とすべきもの

令和3年9月24日

総務企画委員長 川口 幸義

奄美市議会議長 与 勝広 殿

一般会計決算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第 68 号	令和 2 年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの

令和 3 年 10 月 11 日

一般会計決算等審査特別委員会委員長 奥 輝人

奄美市議会議長 与 勝広 殿

特別会計決算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第 69 号	令和 2 年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(2)	議案第 70 号	令和 2 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(3)	議案第 71 号	令和 2 年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(4)	議案第 72 号	令和 2 年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(5)	議案第 73 号	令和 2 年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(6)	議案第 74 号	令和 2 年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(7)	議案第 75 号	令和 2 年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(8)	議案第 76 号	令和 2 年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(9)	議案第 77 号	令和 2 年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	原案可決すべきもの及び認定すべきもの
(10)	議案第 78 号	令和 2 年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について	原案可決すべきもの及び認定すべきもの
(11)	議案第 79 号	令和 2 年度大島農業共済事務組合農業共済事業決算認定について	認定すべきもの

令和 3 年 10 月 11 日

特別会計決算等審査特別委員会委員長 崎田 信正

奄美市議会議長 与 勝広 殿

令和 3 年10月11日

奄美市議会議長 与 勝広 殿

議会運営委員長 伊東 隆吉

産業建設委員長 橋口 耕太郎

閉会中の継続審査の申出について

議会運営委員会及び産業建設委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し上げます。

記

○ 議会運営委員会

- 1 議会運営に関する事項について
- 2 議長の諮問する事項について

○ 産業建設委員会

- 1 陳情第3号 奄美市住用町市湾の沿岸に堆積している土砂の撤去に関する陳情